平成21年第1回吉田町議会定例会

吉田町議会会議録

吉田町議会

平成21年第1回吉田町議会定例会会議録目次

第 4 号 (3月24日)

○開議の宣告
○議案第3号~議案第28号の委員長報告、質疑、討論、採決1 39
○議案第8号~議案第47号の委員長報告、質疑、討論、採決148
○議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決 1 5 5
○議案第7号の質疑、討論、採決163
○議案第11号の質疑、討論、採決163
○議案第12号の質疑、討論、採決164
○議案第13号の質疑、討論、採決170
○議案第23号の質疑、討論、採決174
○議案第31号の質疑、討論、採決194
○議案第35号~議案第45号の質疑、討論、採決194
○発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決201
○発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決202
○発議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決204
○町長あいさつ
○議長あいさつ210
○閉会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○退任・退職者あいさつ

開会 午前 9時00分

○議長(吉永滿榮君) おはようございます。

本日ここに平成21年第1回吉田町議会定例会が招集されました。議員各位には公私とも御 多用のところ御出席をいただき、ありがとうございます。

本定例会に提出される諸議案につきましては後刻町長から説明がありますが、議員各位に おかれましては円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎 重なる御審議をお願いいたします。

◎町長あいさつ

〇議長(吉永滿榮君) 開会に当たり、町長よりごあいさつをお願いいたします。 町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

〇町長(田村典彦君) 議員の皆さん、おはようございます。

私はいつも議会の定例会に当たって思うことでございますけれども、議会というものは、 おもしろくなければならない。ただおもしろいということは、やはり議会の醸し出す雰囲気 でなければならないと私は思っています。

議会というのは議事をするところでございます。今期定例会では予算案を初め、たくさんの議案等を皆様に審議し、取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、その際に、やはり議員の皆様は論点整理し、争点を明らかにするというのが皆様の責務だと思っております。ぜひとも今定例会も町民の負託にこたえられますよう、おもしろい議会であられることを切に思いまして、簡単でございますけれども、私のあいさつといたします。よろしくお願いいたします。

○議長(吉永滿榮君) ありがとうございました。

◎開会の宣告

〇議長(吉永滿榮君) ただいまの出席議員数は14名全員であります。定足数に達しておりま すので、平成21年第1回吉田町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(吉永滿榮君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第114条の規定により、10番、八木 栄君、11番、勝 山徳子君を指名します。

◎会期の決定について

○議長(吉永滿榮君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月24日までの22日間といたしたいと思います。これに御 異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) 異議なしと認めます。

本定例会は、本日から3月24日までの22日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりで ありますので、御了承願います。

◎諸報告について

〇議長(**吉永滿榮君**) 日程第3、諸報告を行います。

最初に、議長報告を行います。

平成20年12月17日水曜日、富士山静岡空港就航促進協議会の平成20年度臨時総会が静岡市の静岡県総合研修所もくせい会館で開会されました。当日は日本政府観光局理事長、間宮忠敏氏が、富士山静岡空港開港に向けて、「外国人旅行者誘致のために」の講演がありました。講演終了後、「自治体における空港利活用促進に関する研究会」の最終報告がありました。

総会の議題として、第1号議案、当協議会の会則変更について、第2号議案、当協議会の会費に関する規定について、3号議案、富士山静岡空港利用促進宣言採択についてでありました。協議の結果、原案どおり決定いたしました。

平成20年12月24日水曜日、志太榛原5市2町議会議長連絡協議会準備会が島田市役所で開催されました。この会は、志太榛原5市2町議会議長連絡協議会といい、焼津市、藤枝市、島田市、牧之原市、御前崎市、川根本町、吉田町の議長及び副議長をもって組織し、志太榛原地域の発展のため、情報、意見の交換及び5市2町に関する共通の課題等を協議し、相互の意思の疎通を図ることを目的に、平成21年度に会を設置することに決まりました。

次に、本年2月17日火曜日、静岡県町村議会議長会総会が静岡市町村センターで開催されました。議事としては、平成21年度静岡県町村議会議長会事業計画並びに一般会計予算について審議が行われ、原案どおり可決されました。協議事項の静岡県町村議会議長会の役員選任に関する申し合わせ事項について、原案のとおりの決定いたしました。

続いて、県からの連絡事項として、地震財特法の影響について、緊急雇用、経済対策に関する県の取り組みについて説明がありました。その後、今後の事業日程についての連絡があり、閉会いたしました。

会議への出席に関する報告は以上のとおりであります。

次に、議員派遣結果についてでありますが、議員派遣結果報告書をお手元に配付させてい ただきましたので、御了承願います。

次に、監査委員から、例月出納検査結果報告がありましたので、写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

最後に、本定例会へ説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧表としてお手元 に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で議長報告を終わります。

続いて、町長の施政方針を行います。

お聞き取りのほど、よろしくお願いいたします。

町長、田村典彦君。

[町長 田村典彦君登壇]

〇町長(田村典彦君) 平成21年第1回吉田町議会定例会の開会に当たり、所信の一端を申し上げますとともに、平成21年度の当初予算案及び事業計画案などの概要を申し上げ、議員の皆様方の御理解を賜りたいと存じます。

さて、皆様も御承知のとおり、現在の社会経済情勢は、昨年秋以降、世界の金融資本市場が未曾有の混乱に陥っており、外需に依存してきた我が国の経済は、世界経済の減速に伴い、景気後退局面に入っており、今後は下落局面が長期化、深刻化することが指摘されています。このような社会情勢の中、内閣府は2月16日、2008年10月から12月期の国内総生産速報値が、年率換算で12.7%減になったと発表しました。これは、今日の日本経済が歴史的大不況に見舞われていることを数字で裏づけていることになります。

当町では、行財政運営、住民生活の質をどのように向上させ、最少費用で最大の効果を上げるためにはどうしたらよいかを考慮し、予算編成に枠配分方式を導入するとともに、予算科目上の事業について、さらに細分化して、個別の事務事業単位の附表を作成し、目的、内容、予算を組み立てるようにいたしました。

これらの取り組みは、本年度から取り組む事務事業評価のための準備作業であり、今後は施行中の事務事業評価システムの検証とともに、予算投入による成果をPDCAサイクルに基づき検証する制度と体制をさらに検討する必要があると考えております。

また、新地方公会計制度につきましては、平成21年1月9日に開催されました、第21回吉田町行財政構造改革推進本部会議において、平成18年5月に総務省から公表されました二つの開示モデルのうち、当町は総務省方式改訂モデルを採用し、平成18年8月31日付、総務事務次官に通知「地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための指針」に基づき、平成22年度の決算を対象に、平成23年度に公表することを、推進本部会議を経由して全職員に周知したところであります。

新地方公会計制度の整備に向けての準備として、平成21年度においては、各課で管理している資産の洗い出し及び評価を行い、減価償却制度にも対応できる固定資産台帳の作成を予定しております。また、公表する際には、納税者の視点をより重視し、町が取得した資産の額や、町が提供するサービスに要したコストを目的別に分類し、財政状況のわかりやすい開示を心がけ、また作成した書類を分析することで、町の財政面の特徴や課題を的確に把握し、職員が町の財政状態、運営状態を理解、認識することで、より効果的な行政運営ができるよ

う努めてまいります。

それでは、平成21年度当初予算の概要と事業内容を申し上げます。

平成21年度吉田町一般会計における当初予算総額は、歳入歳出それぞれ85億6,700万円を計上いたしました。前年度当初予算と比較しますと3,200万円、約0.4%の増となります。これは、歳入歳出両面の諸事情をしんしゃくした結果であります。

歳入面においては、アメリカの金融恐慌に端を発した世界同時不況が国内産業に多大な影響を及ぼし、当町の税収の大幅減少を余儀なくされました。他方、歳出面では、経営状況が悪化の一途をたどる榛原総合病院に対する財政支援が喫緊の課題として生じたことから、障害者自立支援施設整備事業及び「ちいさな理科館」建設事業を平成22年度までの2カ年とする事業に見直すなど、普通建設事業費を前年度比約35%減と大幅に減額するとともに、その他の事業費につきましても圧縮し、歳出の抑制を図っております。榛原総合病院に対する貸付金3億4,000万円の財政支援を除けば、前年度当初比約3.6%の減となります。

まず、歳入面の特徴から御説明いたしますと、歳入の根幹となる町税は、56億5,340万2,000円を見込み、前年度当初と比較しますと、3億6,148万6,000円の減収となります。そのうち特に法人町民税につきましては、前年度当初比約31%減の5億1,386万9,000円を見込んでおります。

また、固定資産税につきましては、土地及び家屋が3年に一度の評価替えの時期と重なり、約5,500万円の減額、償却資産が減価率を上回る設備投資を期待し得ないことから、約1億911万円の減額と見込み、固定資産税全体では、前年度当初比約5.2%減の30億9,833万8,000円を計上しております。

また、町たばこ税につきましても、販売本数の減少を見込み、前年度当初比約13%減の1億6,660万8,000円を計上しております。

なお、町税以外の歳入項目においても、前年度当初比で減額計上となったものが数多くありますが、重立ったものとしては、前年度当初比約82%減の180万円を見込んでいる株式等譲渡所得割交付金、約69%減の1,500万円となる地方交付税、約65%減の450万円を見込んでいる配当割交付金などが上げられます。

平成21年度当初予算の枠配分につきましては、景気後退による町税等減収を見込み、抑制した額を一般財源額として各課に配分しましたが、その後の経済情勢の急激な悪化に伴い、予想を大幅に上回る減収を見込まざるを得なくなり、財政調整基金の取り崩しや臨時財政対策債などの地方債の増額により歳入を確保している状態であります。

次に、歳出面でありますが、事業展開の構想を交えながら申し述べさせていただきます。 最初に、子育て支援事業でありますが、当町におきましては、安心して子供を産み、健や

かに育てる上で、一貫した経済的支援を図るため、妊婦健康診査及び妊婦歯科健診費の助成、並びに乳幼児から中学3年生までの医療費の完全無料化を実施してまいりましたが、平成21年度におきましては、国の施策の見直しを踏まえ、妊婦健康診査費の助成回数を、現行の5回から、妊婦が健診を受けることが望ましいとされる14回に拡充することとし、約3,070万円を計上しました。この拡充により、妊婦は妊娠週数に応じ望ましい健診が受診でき、出産に備えることができるようになりましたので、安心して子供を産み、健やかに育てる環境がより充実することとなります。

さらに、昨年度から医療費の助成対象を中学3年生までに拡大しました。小中学生医療費

助成制度に3,300万円を計上し、引き続き疾病への早期対応、疾病の慢性化の予防及び保護者の経済的負担の軽減を図ってまいります。

また、当町では、平成17年度に、次世代育成支援対策推進法に基づく平成17年度を始期とし、平成21年度を目標年度とした5カ年の吉田町次世代育成行動計画を策定いたしました。この計画は、「子どもたちが、健やかに、生き生きと育つよう、みんなで子育てできるまち」を基本理念として策定され、特に地域の実情に応じて取り組みが求められている特定14事業については、平成21年度における目標値を定め、推進してまいりました。この地域における子育て支援や、子育てと仕事の両立のための施策として、わかば保育園とさゆり保育園の改築整備や日曜保育の実施と、子育て支援センターの充実を図り、さらに増え続ける需要に対応した二つの放課後児童クラブ室の建設を実施してまいりました。平成21年度には、この5カ年計画を全体的に見直し、新たに平成22年度を始期とし、平成26年度を目標年度とする後期の行動計画を策定いたします。

国におきましては、急速な少子化の進行や児童虐待の問題等にかんがみ、児童福祉法の一部改正(平成20年12月3日法律第85号)を行い、子育て支援の充実、要保護児童に対する家庭環境における養育の充実、また地方公共団体及び事業主の取り組みの強化を講じるべく施策を推進しております。今後こうした国の施策動向を見きわめながら、当町独自の後期行動計画を策定しなければならないと考えております。

また、地域の子育て支援の拠点としての保育所に関しまして、町全体の保育所で保育する という発想に基づく町立保育所の再編計画でありますが、平成21年度から3カ年をかけ、課 題等を検証し、改善しながら進めてまいります。

さらに、平成19年度の定率減税の廃止を主とした税制改正は、保育料の算定にも影響を与え、税法改正前の保育料水準を下回る結果をもたらしました。このため、税制改による影響をもとに戻すとともに、近隣市町との均衡を考慮した中で、平成21年度に保育料の算定方法を見直しを行う必要があると考えておりますので、御理解くださるようお願いいたします。

一方、社会教育の一環として進めております子育て支援事業でありますが、学校休業日や 放課後に、地域の大人が講師を務め、地域の人々や自然との触れ合いを通して、心豊かでた くましい子供をはぐくむための吉田町チャレンジ教室など、引き続き子供にかかわる事業の 充実を図り、地域の子供を地域全体で守り育てるための環境を整備いたします。

また、平成18年に、知的、身体、精神の3障害者に対して、一元的に障害福祉サービスを提供し、障害者の自立を支えることを目的とした障害者自立支援法が施行されてから3年が経過しようとしておりますが、この間には、1割の応益負担やサービス給付量の地域間格差の問題等が社会的に顕著化し、これらのことから、法の円滑な施行を促すため、利用者負担の軽減措置や事業者に対する激変緩和措置等、国の特別対策が講じられてまいりました。

当町におきましても、障害程度区分審査会の区分判定に基づいて、障害者が必要とする障害福祉サービスを徹底し、給付してまいりましたが、これからは法的にも必要とされる障害者の就労への支援と地域移行への支援に努めていかなければなりません。

このような現状を踏まえて、現在、小規模授産施設として運営しております吉田町さくら 授産所につきましては、平成21年度からは、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスを 提供する県指定の障害福祉サービス事業所に移行し、一般企業等で就労が困難な方に働く場 を提供するとともに、知識や技能能力の向上のために必要な訓練を行う就労継続支援の障害 福祉サービスを提供してまいります。

この障害福祉サービス事業所の管理運営につきましては、地域において利用者に信頼されている経験の豊富な社会福祉法人を指定管理者に指定することにより、サービス管理責任者を初めとする支援のスタッフが配置されることから、質の高いサービスが提供されることを期待しております。

また、「暮らしやすく、人と環境にやさしい施設」を基本理念とし、現在、実施設計を行っております総合障害者自立支援施設でありますが、平成21年度から平成22年度にかけて2カ年で建設することを計画しており、平成21年度は1億390万円を計上いたしました。

この施設におきましては、障害福祉サービスのうち、就労継続支援、生活介護を基本に、 現在も実施しております地域生活支援事業のうち、相談支援事業、地域活動支援センター事 業や、障害児の放課後児童クラブ事業も行い、県下でも例を見ない多機能型の施設として経 営していくことを計画しております。

今回建設を予定しております、さゆり保育園跡地の周辺には、健康福祉センター、老人福祉センター、児童館、そして保育園が連なっており、この障害者自立支援施設ができることにより、この一帯が障害者、健常者を問わず、また幼児から高齢者までが交流することができる一大福祉交流ゾーンを形成することとなります。

また、国際条約であります障害者権利条約の一般原則の中に、障害者の社会への完全かつ効果的な参加とインクルージョンということがうたわれており、このインクルージョン、すなわち包み込み共生することが、これからの地域社会に求められており、この共生の理念が、この自立支援施設から、またこの福祉交流ゾーンから町内全域に発信され、吉田町が真に共生する町となるのと同時に、吉田町民の共生感覚が自然に養われることが期待できるものと考えております。

次に、健康づくり事業について申し上げます。

昨年から実施している運動の基本である、走ることの楽しみを知り、だれもが参加でき、町民の交流の場となる「ソフトランニング教室」や、オリジナルダンス「ヤーレコのSAY」の普及、若返り貯筋塾、ヨガ教室などを引き続き実施するとともに、平成16年度を初年度とし、平成22年度を目標年度として策定した保健計画「健やかプラン21」を見直し、新たな健康増進計画、「健やかプラン吉田21」を策定するために、策定委員会、ワーキング部会を設置するとともに、計画策定に必要となるデータを収集するための実態調査費として、約320万円を計上いたしました。平成22年度を計画策定に向け、町民の皆様方に「健康でいきいき暮らせるまちづくり」を目指すための御意見をいただき、計画に反映させたいと考えております。

さらに、高齢者向けの健康づくり事業といたしまして、全額公費負担で実施しております 肺炎球菌予防接種事業も引き続き実施するため、約250万円を計上いたしました。

また、平成21年度から23年度までの3年間を計画期間とする第5期吉田町高齢者保健福祉計画及び第4期吉田町介護保険計画を策定するための委員会を昨年9月に立ち上げ、両計画の内容を検討していただき、本年3月末までに策定される予定であります。

前期計画の、健康長寿のまちづくり、支え合って暮らせる地域づくり、安心して暮らせる 介護サービスの提供の三つの基本理念につきましては、今計画におきましても踏襲すること とし、この理念の実現のために、町では計画期間3カ年の重点課題として、介護予防の推進、地域包括ケアの推進、サービスの質的向上と情報提供、地域福祉の推進に取り組んでまいります。高齢者人口の増加に伴い、高齢者のひとり暮らしや高齢者世帯が増加する中で、地域で高齢者を支えるための支援や壮年期からの中長期的な期間を見据えた各種健康づくり事業を進め、町民それぞれの状態に対応した介護予防事業や高齢者自身が地域活動の担い手となり、積極的に参加することにより、一人一人が生きがいを持ち、活動的に暮らしていくことができるような施策を展開してまいりたいと考えております。

次に、吉田町国民健康保険税の税率改正について申し上げます。

当町では、毎年度増加傾向にありました医療費等を緩和し、健全な国保事業の運営を確保するために、国民健康保険運営協議会からの答申と議会の御承認をいただき、平成16年度からの適用税率を改正させていただいたところであります。

改正後の医療費の状況は、被保険者の皆様方が健康管理に留意されたこと及び町が推進してまいりました人間ドック検診事業を初めとする各種健康づくり事業の効果と相まって、事業費の増加傾向は鈍化しております。

平成16年度以降の決算の状況を分析いたしますと、実質収支は黒字となり、支払準備基金 保有高も順調に伸びていることなど、財政運営は安定したものとなっております。

今回支払準備基金保有高の目標達成の見通しも立つことから、国民健康保険運営協議会に 諮問し、答申いただいた中で、国民健康保険税税率改正にかかわる条例改正議案を上程させ ていただくものであります。今後も国民健康保険税の収納率の向上と医療費の抑制を図り、 財政運営の安定化と健全化を図っていく所存でありますので、御理解のほどよろしくお願い いたします。

続きまして、学校教育関係について申し上げます。

初めに、小・中学校における新学習指導要領の改訂について申し上げます。

文部科学省は平成20年3月28日に新学習指導要領を告示し、小学校は平成23年度から、中学校は平成24年度から新しい学習指導要領を完全実施することとなりました。特に今回は内容の増加が伴うため、移行期間における措置が必要とされ、総則を含めた一部の教科内容等は平成21年度から移行することが始まります。このため吉田町といたしましても、教育委員会との連携のもとに、各小・中学校において新学習指導要領への円滑な移行が実施されるよう指導支援体制の充実を図ってまいります。

次に、「ちいさな理科館」事業について申し上げます。

この「ちいさな理科館」建設事業につきましては、平成21年度と平成22年度の2カ年事業として実施したいと考えております。平成21年度当初予算には、新年度分の建設費3,400万円を計上させていただきました。現在は建物の基本設計、実施設計業務はほぼ完了し、引き続き、「ちいさな理科館」も含めた図書館用地全体の土地利用及び建築確認の申請業務を進めております。

建物の概要を申し上げますと、鉄筋コンクリート造り2階建て、延べ床面積266平方メートルで、外観は町立図書館デザインに調和するよう片流しの屋根を採用した構造であります。 建設費は総事業費で約9,800万円を予定しております。

吉田町の子供たちの理科教育の充実を目指し、着実に事業を推進していく所存でございますので、御理解をお願いいたします。

次に、小学校におけるフッ素洗口事業について申し上げます。

12月議会でも御報告いたしましたが、昨年11月から町内各小学校1年生を対象に、フッ素 洗口事業を開始いたしました。開始当初は、保護者への理解、教育課程への影響等、さまざ まな問題が懸念されたわけでございますが、対象となる小学校1年生は、既に幼稚園、保育 園でフッ素洗口を経験してきた子供たちも多く、比較的スムーズに開始でき、順調に事業を 進めることができております。

この事業は、継続的に行うことにより、その効果があらわれてくるものでありまして、保育園、幼稚園及び小学校において、10年以上集団によるフッ素洗口事業を実施している場合は、1人平均の虫歯の数が低下しているというデータもございます。このため、平成21年度は小学校3年生までを対象にフッ素洗口事業を実施する計画であります。平成22年度からは対象学年を順次引き上げ、できるだけ早期に中学校3年生までの義務教育すべての学年を対象とした事業展開を図ってまいりたいと考えております。吉田町の将来を担う子供たちが、虫歯のない健康で快適な生活を送ることを目指して行うものでございます。御支援賜りますようお願い申し上げます。

次に、図書館について申し上げます。

休館日及び開館時間変更につきまして、特に3月から毎週木曜日の開館時間を1時間延長し、午後7時までとする新たな試行を開始いたします。また、7月には開館1周年を迎えますので、記念事業も実施し、これを契機として、より町民の皆様方に親しまれ、利用される図書館を目指すべく、さらなる資料の充実と利用者サービスの向上に努めてまいります。

続きまして、吉田漁港の整備について申し上げます。

平成21年度の漁港推進事業につきましては、湯日川河口の河川護岸地盤改良工事と泊地浚 渫工事を実施するため、水産基盤整備事業費として約7,000万円計上するとともに、漁業従 事者等の安全を確保するための安全施設設置工事や、船舶の航行の安全性を確保するための 航路浚渫工事などを実施するための事業費約800万円を計上いたしました。

また、今日まで水産基盤整備事業等により、総合的かつ計画的に施設整備を実施してまいりましたが、近年、整備後の施設の老朽化等により更新を必要とする施設が増加していることから、施設の長寿命化を図りつつ、更新コストの縮減を図るための計画的な取り組みが必要となってきております。

このような施設の老朽化診断や対策工法を検討するために、国の補助事業である水産基盤ストックマネジメント事業を活用し、機能保全計画の策定業務を実施する予定でございます。 今後も漁業関係者の皆様と連携をとりながら、計画的に整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、吉田漁港津波防災ステーションの整備について申し上げます。

吉田漁港津波防災ステーションにつきましては、平成17年から国と県の補助を受け、津波・高潮危機管理対策緊急事業として進めているところでございます。現在までに、陸閘の電動化、自動化工事を初め、津波防災ステーションの子局となる被制御所関連工事、光ケーブル敷設工事及び親局となるセンターの機器類の製作工事を実施するとともに、センターを設置するために庁舎6階和室の内装、電気設備、空調設備などの改修工事も実施しているところでございます。

平成21年度への繰越事業として、津波防災ステーションセンター内に設置する遠隔操作に

必要な機器類の製作、据えつけ工事等を予定しておりますが、本工事をもって津波防災ステーションを完成し、運用できるものと考えております。これにより、自主防災会の皆様方の不安や負担が解消され、地域住民が安心して暮らせるものと確信しております。

続きまして、町の都市基盤整備関連事業について申し上げます。

活力ある地域づくりを推進するとともに、快適な生活環境を実現するためには、その基盤として、幹線道路の計画的な整備に取り組んでいかなければならないと考えております。

初めに、東名川尻幹線の整備についてでありますが、東名吉田インターチェンジから国道 150号までの区間につきましては、県が事業主体となり事業を進めており、吉田インターチェンジから吉田大東線までの900メートル区間が昨年10月に供用開始いたしました。残りの富士見幹線から国道150号までの1,200メートル区間につきましては、本年度に測量設計の再調査を行う計画と伺っております。

また国道150号から南側につきましては、町が事業主体となり、町道高畑高島線までの440メートル区間の排水工及び舗装工事を計画しております。

また、現在整備中であります大幡川幹線につきましては、引き続き用地補償を行う計画であり、中央幹線につきましても、引き続き道路工事を行う計画となっております。

次に、榛南幹線についてででありますが、住吉幹線から海岸幹線までの980メートル区間のうち、県の事業区間620メートルにつきましては、平成21年度に残っている用地取得を終了した後に工事に着手すると伺っております。また、残りの町区間につきましては、引き続き用地補償を行う計画となっております。

また県では、道路局事業として、海岸幹線から坂口谷川を渡り、国道150号までの約1,500 メートル区間につきまして、用地取得を行う計画と伺っております。現在整備を進めている 町道中臨港線から湯日川にかかる橋梁までの区間につきましては、平成19年度から下部工事 に着手しており、平成25年度供用開始に向けて整備を進めていくと伺っております。

一方、身近な生活道の整備につきましては、平成20年度に川尻地区の東向2号線、住吉地区の西の坪大浜5号線の測量調査を実施し、計画線を決定いたしましたので、平成21年度からは用地買収を進め、地元の生活道路として可能な限り早く利用できるように事業を進めてまいります。

また、現在整備中であります神戸地区のカネマン大井線、日の出向原線、住吉地区の東村線道路改良につきましても、引き続き用地補償及び道路改良工事を行う計画となっております。

次に、河川改修についてでありますが、平成20年度から改修しております片岡中瀬地域の 準用河川大窪川につきましては、住民の生命財産を守るため、災害に強い河川として引き続 き改修を進めてまいります。

続きまして、橋梁の長寿命化修繕計画の策定について申し上げます。

地方公共団体が管理する道路に存する橋梁の高齢化は、今後急速に進行すると予測されております。このため、橋梁長寿命化修繕計画の策定を積極的に推し進め、従来の事後的な修繕及びかけかえから、予防的な修繕及び計画的なかけかえへと円滑な事業転換を図り、費用の縮減、道路の安全性、信頼性の確保を図る必要がございます。当町では、平成22年度に橋梁長寿命化修繕計画の策定を予定しており、そのために必要な主要道路の橋梁の点検を、平成21、22年度の2カ年で実施いたします。

次に、公共下水道事業について申し上げます。

平成20年度から平成22年度までの3カ年において、二度目の地域再生計画の認定をいただいて、再び汚水処理施設整備交付金を活用した事業を実施しております。平成21年度は住吉上組地区と川尻西向地区を中心に、管渠延長で約3キロメートル、面積で約11へクタールを整備する予定であります。

現在の地域再生計画では、下水道事業と浄化槽事業をあわせた汚水処理人口普及率を54.4%から61.5%に向上させるという目標を掲げており、今後も目標達成に向けて整備を進めてまいる所存であります。

続きまして、上水道事業について申し上げます。

町では、水道利用者の皆様方への安定した水の供給を推進するために、平成21年度においても、施設の整備、老朽管の布設がえ、他事業に伴う水道管の布設及び布設がえ工事を計画しております。

まず、施設の整備でございますが、災害等の緊急時により迅速かつ安全な給水を可能とするための事業として、各施設に非常用発電機を随時設置しておりますが、平成21年度につきましては、第1浄水場を既設発電機の改良及び第4水源に新規に設置する予定でございます。次に、老朽管布設がえ費用といたしましては、毎年計画的に実施しております石綿管布設がえがございます。平成21年度につきましては、吉田高校西側の塩谷上川原線配水管布設がえ工事(第1工区)及び県道吉田港線から中臨港線までの東浜2号線外1路線配水管布設がえ工事の実施により、約418メートルの石綿管を布設がえする計画でございます。その他、石綿管以外の老朽管布設がえとしまして3本、水道管布設がえとしまして3本の工事を予定しております。

また、他事業に伴う水道管の布設及び布設がえ工事についてでございますが、島田土木事務所、志太榛原農林事務所関連で2本、都市建設課関連で2本、計4本の布設を計画しております。また、公共下水道事業に伴う布設がえ工事も計画しております。他事業の関連工事につきましては、事業関係者と十分な協議、調整を図りながら進めてまいりたいと考えております。

今後も、安全でおいしい水を供給するために、より効率的な事業運営に努めてまいります ので、よろしくお願いいたします。

次に、定額給付金事業への取り組みについて申し上げます。

御承知のとおり定額給付金事業は、景気後退下での生活者の不安にきめ細かく対処するため、家計の緊急支援として実施するものであり、あわせて家計に広く給付することにより、消費をふやして景気を下支えする経済効果を有するものとして、1月27日に国会における審議を経て予算が成立しております。

原則として、すべての人に定額給付金が配られることになり、町の住民基本台帳か外国人 登録原票に登録している人約3万人、世帯数で約1万戸が当町での給付の対象となっており ます

給付金額は1人当たり1万2,000円でございますが、18歳以下の子供と65歳以上の高齢者には8,000円が追加され2万円となります。

町では、国の方針等詳細が依然不明確な中、職員による定額給付金事業準備委員会を立ち上げ、本年度内の給付開始を目指し、準備を進め、今議会に上程される平成20年度補正予算

(第3号) に必要額を計上しておりますが、本事業は年度を超えての実施が避けられない状況にありますので、予算とあわせて繰越明許をお認めいただきたくお願いする次第でございます。

また、本事業を悪用した振り込め詐欺等の犯罪を防ぐためには、町民の皆様方に対し、定額給付金制度について正しく周知することが極めて重要でございますので、各種キャンペーンや広報など有効に活用し、警察とも歩調を合わせて取り組んでまいりたいと考えております。

定額給付金事業は、今まさに準備が進められている段階でありますが、この事業が町民の皆様方にとりまして、より一層効果的なものとなりますよう、御協力よろしくお願い申し上げます。

次に、緊急雇用・生活支援相談窓口の開設について申し上げます。

雇用情勢の急速な悪化に伴う雇用危機及び町民の生活不安の解消に向け、労働者の雇用確保や生活相談に対応するため、緊急雇用・生活支援相談窓口を2月1日から開設いたしました。

この事業の総合的な窓口は産業課でありますが、相談内容によりましては、各担当課において対応することとなりますので、全庁的に周知したところであります。

相談内容としましては、中小企業・小規模事業者支援、再就職・労働相談、住宅相談、福祉・児童生活相談、学校教育相談、町民税、国民健康保険税等の納税相談などが考えられますが、平日及び日曜開庁の日の午前8時15分から午後5時15分まで業務を実施しております。現在のところ、相談はわずかでありますが、今後も社会情勢を見守りながら、必要な時期まで実施してまいりたいと考えております。

続きまして、静岡空港の現状について申し上げます。

現在、空港では、6月4日の開港日に向け、国の飛行検査が実施されております。この飛行検査は、滑走路や進入灯などの地上検査のほかに、航空保安施設の航空無線等に与える影響等を検査機により上空から検査するもので、3月中にはすべての検査が終了する予定であると県から伺っております。

また、開港前のイベントについてでございますが、空港建設への地元の皆様方の御協力にに対する感謝の意を込めて、県、地元市町、就航航空会社が協力して、富士山静岡空港開港記念地元感謝デーを3月20日に空港内において開催いたします。イベント当日は、地元の特産品の展示、販売を初め、管制塔庁舎屋上の見学会や、空港用化学消防車の展示など、さまざまな催しが予定されております。またステージイベントでは、当町から2団体が出演し、会場全体を大いに盛り上げてくださることと思いますので、ぜひ会場にお出かけいただき、熱き声援をいただきたいと思います。

なお、地元感謝デーに関する詳しい内容につきましては、新聞折り込みや町のホームページ等を通じて、町民の皆様方にお知らせしていきたいと考えております。

次に、組織・機構改革について申し上げます。

団塊の世代職員を含む多くの職員の退職による職員数の減少は、組織全体の能率低下と住民へのサービス低下につながりかねないものと危惧し、より効率的な行政サービスを提供するためには、組織力の充実強化を図ることが必要であると考え、今回組織機構の改革を予定させていただきました。

まず、一つ目の変更点でございますが、集中的な改革をするために設置しました契約管理 課を、分掌事務の成果や吉田町機構改革検討委員会の検討結果を踏まえ、同課の業務全般を 総務課に包括し、新たに契約管理部門を設置しようとするものであります。

契約管理課は、平成19年4月に2年間の期限つきで、極めて高い透明性を持つ入札制度の構築と、新地方公会計制度を見据えた公有財産管理システムの構築を特命事項として設置した課であります。この2年の間に、入札契約制度につきましては、建設工事における通常指名競争入札方式の廃止を初めとする全般的な入札契約手続を改正するともとに、前金払い及び部分払い対象の拡大、長期継続契約に関する制度の導入、情報公表レベルの向上、決裁区分の整理など、多岐にわたる見直しを行い、制度化を図り、当町の入札契約制度を集大成した内部資料「吉田町契約事務の手引き」を11年ぶりに改訂いたしました。また、ただいま平成21年度初めの施行を目指し、新たな工事検査要領及び監督要領の整備も手がけており、これが整備されますと、発注段階から引き渡しを受けるまでの一連の事務の適正化が一段と促進されることとなります。

一方、公有財産管理につきましても、平成19年度途中から、中山三星建材(株)工場跡地 買収事務検証に関する一切の事務を担当したことから、この2年間で、公有財産管理のあり 方というものについて根本的に見直すことができたと実感をしております。そして、その結 果につきましては、新地方公会計制度に対応する財産管理システムづくりに反映をさせてい ただいており、目下、そうしたノウハウも生かしながら、平成21年度に導入を予定している 財産情報管理システム用の基礎データ集積を着実に進めようとしているところであります。

公有財産管理事務につきましては、当初予定した事業進捗よりも多少おくれぎみではありますが、一方において、中山三星建材(株)工場跡地買収事務検証に端を発して、個別外部監査基準に基づき、検査に関する条例案を今定例会に上程させていただくという、当初予定していない成果も生み出すことができました。この2年間で、契約管理課設置の所期の目的は一応達成できましたので、同課の事務は、本年4月以降総務課に引き続き、今後もこれらの事務の適正化をさらに促進させるように努めてまいりたいと考えております。

なお、吉田町個別外部監査契約に基づく監査に関する条例議案につきましては、御審議の ほどをよろしくお願い申し上げたいところでございます。

次に、二つ目の変更点でありますが、統一的な事務処理体制と効率的で円滑な教育行政の 実現を目指し、学校教育課と社会教育課を統合し、教育委員会を事務局制とするものでござ います。御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

最後に、吉田町町制施行60周年記念事業の実施について申し上げます。

平成21年度は、吉田町が誕生してから60年。そして吉田町の前身であります吉田村が誕生してから120年の節目を迎えます。当町が歩んできました歴史を振り返り、先人たちの業績に感謝するとともに、未来に向けて町のさらなる発展を喚起することを目的に記念事業を実施するため、庁内の町制施行60周年記念事業実行委員会で検討し、記念式典、記念イベント、広報・宣伝など、さまざまな事業を計画しております。

主な事業といたしましては、本年7月5日に予定しております記念式典にあわせ、陸上自衛隊富士学校音楽隊による記念コンサートを、また記念イベントでは、4月29日の吉田町みどりのオアシス祭りを皮切りに、吉田町港まつり・花火大会、小山城まつりなど、既存事業の拡大や、1月下旬にはNHK公開番組を予定しております。

記念イベントの実施に当たりましては、各既存事業の実行委員会で記念事業として盛り上がる内容の御検討を期待しております。このほか、各種団体、企業、個人等が独自に企画、実施する記念事業や行事等におきまして、町が定めた一定の要件を満たした場合には、吉田町町制施行60周年記念の冠を使用できることとしましたので、御活用いただきたく、御案内申し上げる次第でございます。

また、この節目の新たなる飛躍の年を記念しまして、プレミアムつき商品券を発行する予 定でございます。

事業主体としましては、産業 4 団体による実行委員会を立ち上げ、事務を進めておりますが、商品券につきましては、1,000円券11枚つづりを1セットとし、額面 1 万1,000円を1 万円で発行したいと考えております。

現在のところ、実行委員会で商品券の使用や発行方法、町民の皆様方への周知方法、取り扱い店の募集方法、商品券の回収方法など、さまざまな事項を詳細に検討しているということでございますが、町民の皆様方の笑顔と元気を創出し、地域の活性化を図れるよう、平成21年6月ごろの発行を予定しております。

町民の皆様方には、町の広報やホームページ等を通じてお知らせし、町民の皆様方とともに町制施行60周年をお祝いし、当事業を成功させ、当町の町づくりとしての活性化を図ってまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましても、一層の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げ、平成21年度に向けての施政方針といたします。

○議長(吉永滿榮君) 町長の施政方針が終わりました。

◎議会閉会中の委員会活動報告

○議長(吉永滿榮君) 続いて、日程第4、議会閉会中の委員会活動報告を各委員長から報告 をお願いいたします。

最初に総務文教常任委員会委員長からお願いいたします。

11番、勝山徳子君。

〔総務文教常任委員会委員長 勝山徳子君登壇〕

〇総務文教常任委員会委員長(勝山徳子君) それでは、総務文教常任委員会から、議会閉会 中の調査活動について御報告申し上げます。

平成21年1月15日木曜日、4階第2会議室におきまして午前9時開議。出席委員数が全員7名、当局から町民課長、担当職員1名と学校教育課長、課長補佐の御出席をいただきました。定足数に達しているのを確認し、調査案件であります地球環境対策についてを議題に上げ、委員会を開会いたしました。

初めに、吉田町地球温暖化防止実行計画の進捗状況を町民課長より説明をいただき、質疑応答を行いました。吉田町地球温暖化防止計画の目的は、温室効果ガスの排出量を削減するとともに、役場が率先して地球温暖化対策に取り組むことにより、町民や事業者の主体的な取り組みを促進する。計画期間、平成19年度から平成23年度。対象物質は二酸化炭素。対象施設、本庁及び出先機関を含めたすべての事業及び施設。計画の目標、平成17年度を基準とし、平成23年度までに二酸化炭素排出量を基準年比5%を削減する。

二酸化炭素の排出量は、平成17年を基準に、環境省公表値では96.3%で目標値をクリアしています。燃料等の使用量は、ガソリン、灯油は下がっていますが、電気は施設の建てかえ等で使用量がふえている状況があります。

質疑応答を行いました。

委員。役場が率先して地球温暖化に取り組むことで、町民や事業者に取り組みを促すことを目的として、どのように事業者へPRしていくのか。

当局。企業にもいろいろと積極的に取り組みをしている。ネオンの照明の関係や、会社取り組みについて伺っている。

PRとしましては、イベントや広報と3Rを中心としたPRをしています。

委員。町には企業も多く、環境対策の模範になる役目として、ISOの取得の考えは。

当局。検討は過去にはしておきますが、すぐに取り組む考えはありません。

委員。低公害車、低燃費車の購入をしているのか。

当局。検討はしていますが、財政的に予算の絡みで、現状といたしましてはつくっていません。車を購入するに当たっては、普通車から軽自動車にかえたり、低公害車にかえたいが、価格が高いため、検討だけはしています。

委員。節水を実施する取り組みで、トイレに感知洗浄システム等の節水型トイレの導入を 推進するとあるが、計画はどうか。

当局。庁舎の建てかえのときや、新たな施設を建てるとき、感知洗浄システムの導入を考えていく。

質疑を終了し、町の庁舎内での地球温暖化防止計画のもとで、庁舎内も努力し、進捗状況 を把握できました。

環境学習について、町民課での取り組みは、夏休みに環境体験学習や、小学校へ出前講座 の開催、中学校ではふれあい体験学習の受け入れ等を行っております。

次に、小・中学校における環境教育の取り組みについて、学校教育課長より説明をいただき、質疑応答を行いました。

委員。地域の人のかかわりの中で、活用や委員会の予算づけはしているか?地域の人の協力者の登録制リスト等があるのか?学校に足を運ぶボランティア等がいるのか。

当局。地域の人材の活用は、委員会として人材バンク的な登録制度は設けていない。各学校でPTAを通して人材バンク的なつながりがあります。予算づけは、総合学習の時間の中で取り組んでいますが、特に環境教育の予算づけをしていない。

委員。親子共同での体験の取り組みはどのようなものがあるのか。

当局。親子の奉仕活動に取り組んでいます。

委員。住吉小、自彊小では太陽光発電を取りつけ、中央小では雨水の活用でトイレの水を 再利用していますが、環境学習に利用しているのか。

当局。子供の目に見えるところにデータを表示して、学習につながっている。

委員。親子で環境問題を学び、広げることが大事であり、環境学習に対して学校へ予算要求の投げかけをしたらどうか。

当局。総合学習で、講師の謝金としては学校に配分をする。環境の上にも配慮した予算配分をしていきたい。

委員。牛乳パックの回収を住吉小が実施しているが、ほかの状況は。

当局。回収に当たっては、きれいに洗い、開いて、乾燥したものを回収する。住吉小のみが実施している状況。他の学校は、給食の残食と一緒に捨てている状況です。

委員。ペットボトルのキャップ回収。エコパック回収を集め、800個でワクチンが1本送れる運動がある。中学校だけではなく、小学校でも推進していただけないか。

当局。学校といたしましては、教育の面で取り組んでいる。なぜそうしなければいけない のか考えることが大事と思います。

以上で質疑を終了し、2月3日で生活環境対策についてまとめる意見を集約していくこと 確認いたしました。

暫時休憩をし、さゆり保育園の建設現場を視察いたしました。

暫時休憩をとり、委員会を再開し、次回の日程を確認し、委員会を閉会いたしました。閉会は11時でした。

続きまして、2月9日の委員会の報告をいたします。

4階第2会議室におきまして午前9時開議。出席委員数は全員7名。定足数に達しているのを確認し、地球環境対策について議題に上げ、委員会を開会いたしました。

環境衛生対策、ごみ処理対策、地球環境対策を平成20年4月から調査研究し、町の現況や 現地の視察をふまえ、委員の意見や提案等、意見交換をいたしました。委員から出た意見や 提案をまとめ、次回の委員会で調査することにし、委員会を閉会いたしました。散会は11時 でした。

続きまして、平成21年2月24日火曜日、4階第2会議室におきまして午前9時開議。出席委員数は全員7名。当局から総務課長、契約管理課長、企画課長、税務課長、町民課長、社会福祉課長、高齢者支援課長、学校教育課長の御出席をいただきました。定足数に達しているのを確認した後、3月議会に上程を予定されている議案について各課長より説明をいただきました。

報告事項が終了した後、議会閉会中の調査案件に入るため、各課長さんには御退席をいただき、協議事項の調査案件に入りました。前回の委員会で生活環境対策の意見提案について協議をしていただきました。3月議会最終日に総務文教常任委員会の調査案件の報告を提出させていただくことを了承いただきました。

次回の委員会は3月、議会定例会中の日程確認をいたしまして、委員会を閉会いたしました。散会は12時でした。

以上でございます。

〇議長(吉永滿榮君) 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

質疑ございますか。

[「なし」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) 質疑を終結いたします。

委員長、御苦労さまでした。

次に、産業建設常任委員会委員長から報告願います。

7番、永田君。

[產業建設常任委員会委員長 永田智章君登壇]

〇**産業建設常任委員会委員長(永田智章君)** 産業建設常任委員会の議会閉会中の調査活動に

ついて報告を申し上げます。

1月16日金曜日、吉田町役場4階第2会議室において午後1時より、出席委員7名、定足数に達していると確認し、委員会を開会しました。

本日の調査事項であります「新たなる産業の創出」をテーマに、町内企業2社に委員会視察を実施いたしました。出席委員7名、当局より産業課長ほか2名、事務局2名の計12名で参加しました。

最初の視察先は、株式会社ヤマザキ吉田大幡工場に伺いました。

午後1時半より株式会社ヤマザキ吉田大幡工場内の現場を、社員説明のもとに視察いたしました。その後も工場内会議室にて、工場長及び社員の方々と話し合いを行った。昭和29年に静岡県蒲原町に株式会社ヤマザキを創業。以来120年の歴史がある。平成20年株式会社ヤマザキ吉田大幡工場設立。煮豆を初め、ポテトサラダ、きんぴらゴボウなど、大手スーパーやコンビニチェーンに低廉な価格でパック詰めやビニール袋詰めの食品を卸している。特に吉田工場では、セブンプレミアムという製品をつくっている。この製品は、コンビニチェーン、セブンイレブン1万2,000店に卸す製品で、高齢化社会を迎え、ひとり暮らしの人が増えたため、1人分のパックフードをより鮮度が落ちないように、ビニール袋に詰めた低廉な価格の製品で、パック詰めと比べて安くできるため、昨年より出荷量が増えているとのことでした。

年中無休で24時間稼働し、パート社員も含め510名が働いている。水の使用量は1日当たり500トンということでございます。低速生産であるため、生産更正ができる利点があり、工場のトラブル以外は返品を受けない。すべて買い取りであるとのことでした。

材料のほとんどが国内産を使用しており、材料の大量仕入れと搬入は大手スーパーやコンビニチェーンと連携をしているため、不況時の今日でも売り上げを伸ばしているということです。

このような優良企業が吉田町に進出してきてくれたことは、町にとってもプラスとなり、 また町内企業にとっても、よい意味での刺激となるのではないかと感じた。新たなる産業の 創出のモデルケースとしてとらえてみてはいかがと感ずる次第でした。

午後3時にヤマザキ吉田大幡工場の視察を終え、次に株式会社大川原製作所へと移動し、 午後3時30分より株式会社大川原製作所の工場内の視察を行いました。

大川原監査役と中山推進本部長の説明を受け、工場内を視察させていただきました。 その後、会社会議室にて、会社の歴史とスローガンや経営方針などを伺いました。

株式会社大川原製作所は、1927年12月、吉田町神戸に創業。最初はお茶の乾燥機をつくる会社であったが、今ではお茶の乾燥機はつくっておらず、現在では医薬品、天然果汁などの濃縮機器やファインセラミックス、電池材料、トナー、調味料などの間接加熱方式による乾燥機器や、また吸水性ポリマー、シーロ、ペットボトル、プラスチック、健康食品など、多種多様にわたる直接加熱方式による乾燥機器を製造していると同時に、環境関連装置、つまり公共団体より出るし尿処理汚泥、下水処理汚泥、生ごみ等、また製紙工場より出るパルプスラッグ、食品工業より出される廃液廃水処理汚泥、医薬品工業、水産業、畜産業、印刷業、機械工場、電子部品工場より出される洗浄排水、またメタン発酵残渣、廃水処理汚泥等の乾燥装置を製造している。現在、従業員260人、売り上げは80億円、創業以来81年赤字を出したことはないとのことでした。

静岡県の吉田町、大阪、東京、上海の工場と支社があり、「他社にないものづくり」をモットーに、ものづくりに挑む会社であるとのことで、完全セル設計より製品まで自社で行うことを目指し、お客様オンリーの品をつくることを目指しているとの説明を伺いました。

特筆すべきことは、し尿処理装置の分野では全国シェア60%を占めるまでの伸びたことで、現在、 CO_2 削減を目指した装置の開発に取り組むとともに、会社自身も CO_2 の削減を目指して取り組んでいるとのことでした。

視察を終えて感じたことは、トップに立つ人の物の考え方によって会社が変わるんだ。吉 田町にも、全国に誇れる優良企業があるんだなと、大変力強く感じた次第です。

以上で町内企業2社の視察を終了し、委員会を閉会しました。閉会時間は午後5時でした。 続きまして、1月23日の委員会の報告を申し上げます。

4階第1会議室において午後1時より、出席委員7名、定足数に達しているのを確認し、 委員会を開会しました。

当局より、産業課長ほか2名の出席をいただき、前回に引き続き、町内企業2社への視察を行いました。

まず初めに、静岡日本ハム株式会社に伺いました。

午後1時30分より、静岡日本ハム株式会社の会議室にて、佐藤課長様より説明を聞き、続いて工場内を視察しました。静岡日本ハム株式会社は、昭和60年に吉田町内に会社を設立し、昭和61年に創業開始。正社員120名、ハム、ソーセージの製造がメインで、1日当たり40トンから50トンを製造している。吉田工場では、ハムの製造は少しで、ソーセージの製造が大半を占めている。中でも製品名シャウエッセンというソーセージの製造が大半であるとの説明でした。

工場内は大変清潔に保たれ、食の安心・安全に配慮されていることが確認されました。

水の使用量は1日当たり700リューベ/日。製造工程で7割、ボイラーほかで3割を使用 しているとのことでした。

材料の肉は、ヨーロッパ及びアメリカ、カナダよりの輸入で、羊の腸は、ニュージーランドの輸入であるとのことでした。

現在、日本ハム株式会社では、糖質ゼロの商品を日本で初めて製造したとのことで、お客様のニーズに合ったものを開発する技術開発力が求められるので、常に技術力を高め、新商品の開発を行っているとのことでした。

また、食品衛生法上、製品の保存義務はない、製品の微生物検査を実施している。食品の安心のために、従業員の健康管理をしているということでした。

機械のメンテナンス及び機械の洗浄は、社員が毎日行っているが、腸づめの部分、一部は 外部の会社に委託しているということです。

静岡日本ハム株式会社は、吉田町への進出理由は、水が豊富であることと、交通の利便性がよいことの2点であるとの説明でした。また、現在の不況の影響がほとんどないとのことで、頼もしい限りです。

以上で静岡日本ハム株式会社の視察を午後3時に終了し、次に、栗田工業株式会社静岡事業所へと移動し、午後3時30分より栗田工業株式会社静岡事業所の視察を行いました。

栗田工業株式会社の静岡事業所内の会議室にて、有馬事業所長、石橋課長様に説明を伺い、 工場内を視察させていただきました。 栗田工業株式会社は、1949年7月、創立以来長年にわたり、水処理のリーディングカンパニーとして、産業や社会の発展に貢献していた。栗田グループは、栗田工業株式会社、子会社42社及び関連会社1社により構成されており、水処理に関する薬品装置、メンテナンスサービス、土壌地下水浄化など幅広く提供しております。事業としては、水処理薬品事業と水処理装置事業の2部門を行い、水処理薬品事業は、水処理に関する薬品類の製造販売及びメンテナンスサービスの提供を行い、水処理装置の事業には、水処理に関する装置、施設類の製造販売及びメンテナンスサービスを行うこと、メンテナンス事業と土壌、地下水に関する汚染状況の調査から浄化まで、一貫したサービスを提供する土壌浄化事業、物理的、化学的にお客様の設備、備品を洗浄し、生産性や形質を維持する洗浄事業を行っているとの説明を伺いました。

1996年、平成8年に静岡事業所を吉田町川尻に開設し、水処理装置の製造を行っているとのことで、従業員380名、うち正社員260人、水の使用量は時間当たり30トンの水を使用しているとのことでした。ちなみに栗田工業でつくっている超純水は、例えば東京ドーム1杯の水に対して、耳かき2分の1の不純物がまざっているというほどきれいな水で、太陽電池、液晶テレビ、半導体等の洗浄水として使用されるとのことでした。

現在、栗田工業株式会社での、水処理装置製造工程では、モジュール化を取り入れている。 つまりモジュール化とは、数個の部分の組み立てたものをいい、また、栗田工業株式会社の 装置は、現在のところ農林水産業の分野での使用は行われているとのことで、今後民間の農 漁業飲料水としての開発も考えているとのことでした。

また、世界的不況下の中で、確かに仕事は減っているのことでしたが、利益率がいいのは、 薬品製造、販売及びメンテナンスサービス部門で頑張っているからであるとの説明でした。

視察を終えて感じたことは、委員会の調査事項であります、新たなる産業の創出をテーマに考えるに当たり、栗田工業株式会社では、今後民間の農業、漁業、飲料水の分野でも開発を考えているとの説明を伺ったので、吉田町において、豊富な水を生かした新たなる産業の創出に産官民の連携をもってすれば、新たなる企業おこしができるのではと考えた次第です。

以上で町内企業2社の視察を終了し、この日の委員会を閉会しました。閉会時間は午後5時でした。

続きまして、2月4日の委員会の報告を申し上げます。

役場4階第2会議室において、午前9時より、出席委員7名、定足数に達しているのを確認し、委員会を開会しました。

本日の委員会は、さきに行った町内企業の視察の検証を行いました。11月26日視察した株式会社トゥースリーリサイクルも含めて、町内企業5社の視察研修ということで、委員の皆様より感想を伺い、その後、意見交換を行いました。感想や意見の主なものは、次のとおりです。

株式会社トゥースリーリサイクルについては、

委員。従業員の休憩室が同じフロアにあり、ホコリもかぶるので健康面からみるにフロア 外に作った方がよいと感じた。

委員。環境ビジネスとして株式会社トゥースリーリサイクルのような会社ができた。新たな産業として、ビジネスチャンスとしてとらえることに意義があると思う。

委員。運搬について、近隣の人がリサイクル製品の搬入物が出た際今では受け付けてくれ

ないので、個人でのリサイクル製品の搬入を受け付けしてほしい。

株式会社ヤマザキ吉田大幡工場については、

委員。お客様のニーズのあった商品をつくることで、会社の売り上げを伸ばしているアイデアがすばらしいと思った。

委員。材料の大量仕入れをしているので、農家と連携して買い上げてもらったほうがよい と思った。販路の拡大にコンビニとの連携を行っているアイデアがすばらしかった。

委員。材料がほとんど国内産を使用していることで、すばらしいと感じた。

委員。総従業員800人と聞き、富士写真フイルムさんと同じで驚いた。工夫をしている会社、いわゆる目に見えない努力。世の中の流れを先読みしている会社を見て、新たなる産業の創出というキーワードとして委員会でアピールしてはどうか。

株式会社大川原製作所については、

委員。トップに立つ人の、物の考え方によって会社が変わる。常に人材育成が大切である ことがわかった。

委員。すばらしい企業が町内にあったので驚いた。大学との連携もしているとのことであったが、地元の企業との連携はできないのかという点で、新しいビジネスができないかと思った。

静岡日本ハム株式会社については、

委員。商品開発の点で、お客のニーズを調査して商品開発をしていることや、健康に重点 を置いた商品を開発している点。また、販路について、コンビニと連携している点で大切だ なと感じた。

委員。会社が吉田町に進出した要因は、交通アクセスにの良さと。水があるので来たと言っている。水を企業がどれだけ使っているのか。また、水の余力があるのか。あと何年もつのかなど調査してみてはどうか。今後の吉田町のために調査したらどうか。

委員。大井川の伏流水が全部でどれぐらいの量があるのかわかるのか。

委員。吉田町内だけの問題ではないと思う。他町で多くの水をとってしまうと、吉田町の 伏流水が減るので、効率的に考えてみる必要があると思います。

栗田工業株式会社静岡事業所については、

委員。すばらしい技術の会社でした。海水を真水に変える技術がある会社が吉田町にある ので、新しいビジネスチャンスがあると思った。今後のビジネスチャンスがあると思われる。

委員。1時間に30トンの水をろ過していると聞いて驚いた。

以上のような感想や意見が委員から述べられました。

以上でこの日委員会を閉会しました。閉会は10時33分でした。

続きまして、2月25日の委員会の報告を申し上げます。

役場4階第2会議室において、午前9時より、出席委員7名と、当局より総務課長、計画管理課長、企画課長、税務課長、町民課長、社会福祉課長、高齢者支援課長、建設課長、下水道課長、水道課長が出席をいただき、定足数に達しているのを確認し、委員会を開催しました。

本日の委員会は、3月3日開会の平成21年第1回吉田町議会定例会に上程を予定しております議案等について、担当課より報告をいただきました。報告事項の説明が終わった後、質問事項の確認を行い、報告事項の説明を終了後、暫時休憩とし、各担当課長の退席後、休憩

をとり、引き続き委員会を開会しました。

本日の委員会では、今まで行ってきた議会閉会中の調査案件のまとめについて協議を行いました。その結果、各委員がレポートを作成し、提出し、それを委員長と副委員長でまとめて、次回の委員会で報告し、最終報告書に書き添えてもらうということで、意見の集約ができたことを確認し、本委員会を閉会しました。閉会時間は11時55分でした。

以上で議会閉会中の調査報告を終わります。

○議長(吉永滿榮君) 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

質疑ございますか。

[「なし」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) 質疑を終結いたします。

委員長、御苦労さまでした。

◎議案第2号~議案第48号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長(吉永滿榮君) 日程第5、議案上程を行います。

第2号議案から第48号議案まで一括上程いたします。

町長から提案理由説明を求めます。

町長、田村典彦君。

[町長 田村典彦君登壇]

○町長(田村典彦君) 平成21年第1回吉田町議会定例会に上程いたします議案の概要につきまして、御説明を申し上げます。

今回上程いたします議案は、条例の改正について1件、条例の制定について3件、補正予算8件、当初予算について8件、規約の変更について2件、広域連合を組織する団体の数の減少について1件、機構を組織する地方公共団体の数の減少について1件、指定管理者の指定について11件、町道の路線廃止について1件、町道の路線認定について1件、人事案件について1件の合計47件でございます。

それでは、各議案につきまして御説明申し上げます。

第2号議案は、吉田町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、町が早急に対処すべき事項である入札制度改革並びに町有地の適正な管理及び 処遇等につきまして、平成19年度に2年を目安として機動的、かつ、集中的に改革を推進す るために設置されました契約管理課を分掌事務の成果や吉田町機構改革検討委員会の検討結 果を踏まえ、平成21年度から、同課の業務全般を総務課に包含させ、契約管理部門として設 置することにつきまして、お認めいただこうとするものでございます。

本条例に規定はございませんが、教育委員会おきましても、効率的な行政運営を目指し学校教育課と社会教育課の統合を行い、教育委員会事務局とし、事務局内に学校教育部門及び社会教育部門を設置することを報告させていただきます。

第3号議案は、吉田町立小学校通学区域審議会条例の一部を改正する条例の制定について でございます。 本議案は、効率的な行政運営を目指し、学校教育課の統合を行うため本条例に規定されている社会教育委員会事務局、学校教育課の表示を教育委員会事務局とする内容の条例改正を行うことについて、お認めいただこうとするものでございます。

第4号議案は、吉田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでご ざいます。

本議案は、現状では、部門内に複数の主幹が配置されている部署があり、実態として主幹 と副主幹の職務に差が見られないので、主幹、副主幹の職を廃止し、当核職員にある職員の 職名を主査にし、保育士については、園長の職務を本庁の課長補佐級と同等の5級、園長補 佐は4級に格付けしようとする内容を条例改正によりお認めいただこうとするものでござい ます。

第5号議案は、吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、昨年4月の後期高齢者制度発足時には、税率を変更することなくこれまでの税率を割り振ったものにいたしましたが、支払準備基金保有高の目標達成の見通しも立ったことから、国民健康保険運営委員会に諮問し、答申をいただきました中で、税率改正を実施させていただく内容の条例改正についてお認めいただこうとするものでございます。

第6号議案は、吉田町立保育所設置条例の一部を改正する条例制定についてでございます。 本議案は、吉田町立さゆり保育園の耐震化改修事業による新園舎が吉田町中央児童館南側 町有地に完成することに伴い、同保育園の住所地を変更する内容の条例改正をお認めいただ こうとするものでございます。

第7号議案は、吉田町税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、個人町民税における寄附金税制の拡充により、寄附金控除の適用対象に、所得税の寄附金控除の適用対象となる寄付金のうち地域における住民の福祉に寄与するものを追加する内容の条例改正についてお認めいただこうとするものでございます。

第8号議案は、吉田町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。本議案は、平成19年6月に国から暴力団員排除の基本方針を示されたことから、当町におきましても暴力団員は町営住宅に入居ができないことや、入居が判明した場合は、明け渡し請求ができることなどを規定する条例改正をお認めいただこうとするものでございます。

第9号議案は、吉田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、介護保険法施行令及び、介護保険国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が、昨年10月24日に公布され、平成21年4月1日より施行することを受けまして、平成21年度から平成23年度までの第4期介護保険事業計画における介護保険料の額を改めることにつきまして、お認めいただこうとするものでございます。

第10号議案は、吉田町職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律第225条における公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正に伴い職員の派遣先団体に係る規定が、公益法人から公益的に法人に改められる内容の条例改正をお認めいただこうとするものでございます。

第11号議案は、吉田町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、新統計法が平成21年4月1日から施行されることに伴い、現行条例中、旧統計法を規定している条項を改める必要があり、適用除外における条項を改める内容の条例改正をお認めいただこうとするものでございます。

第12号議案は、吉田町個別外部監査契約に基づく監査に関する条例の制定についてでございます。

本議案は、地方公共団体の自己決定能力、自己責任能力を高めるほか、不適正な事務執行を防止するための自治体のチェック機能の強化の必要性から、地方自治法第252条の27第3項各号に掲げる場合に、監査委員の監査のほか、監査委員の監査にかえて、個別外部監査契約に基づく監査によることもできる内容の条例を制定することにつきまして、お認めいただこうとするものでございます。

第13号議案は、吉田町障害福祉サービス事業所設置条例の制定についてでございます。

本議案は、平成21年4月から、現在の吉田町立精神障害者小規模作業所を廃止し、障害者自立支援法第5条に定める障害福祉サービスのうち、就労継続支援を実施するため、当該障害福祉サービス事業を実施する施設としての吉田町障害福祉サービス事業所の設置及び管理について、必要な事項を定める内容の条例を制定することにつきまして、お認めいただこうとするものでございます。

第14号議案は、吉田町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてでございます。本議案は、介護従事者の離職率が高く、人材確保が困難であるといった状況を踏まえ、通常国会において介護従事者等の人材確保のため、介護従事者の処遇改善に関する法律が成立し、昨年10月30日に政府・与党において、介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策として、平成21年度介護報酬改定率を3.0%とすることが決定され国から介護従事者処遇改善臨時特例交付金が交付されることになりましたので、介護従事者処遇改善臨時特例交付金を受ける基金を設置することに伴い必要な規定を定める内容の条例を制定することにつきまして、お認めをいただこうとするものでございます。

第15号議案は、平成20年度吉田町一般会計補正予算(第3号)でございます。

本議案は、平成20年度一般会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億6,820万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ99億3,157万4,000円、定額給付金給付事業費、定額給付金給付事務費、子育て応援特別手当事業費、津波・高潮危機管理対策緊急事業費、土地利用事業附帯工事費(西の宮川改修工事)、合計5億6,588万6,000円の繰越明許費を設定するほか、地方債限度額を1,950万円減額する補正予算をお認めいただこうとするものでございます。

第16号議案は、平成20年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算(第2号)でございます。本議案は、平成20年度土地取得事業特別会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,758万6,000円とする補正予算をお認めいただこうとするものでございます。

第17号議案は、平成20年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について でございます。

本議案は、平成20年度国民健康保険事業特別会計の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出そ

れぞれ1,075万8,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億3,702万1,000円とする補 正予算をお認めいただこうとするものでございます。

第18号議案は、平成20年度吉田町老人保健事業特別会計補正予算(第2号)についてでございます。

本議案は、平成20年度老人保健事業特別会計の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ8,389万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億2,223万7,000円とする補正予算をお認めいただこうとするものでございます。

第19号議案は、平成20年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)についてでございます。

本議案は、平成20年度後期高齢者医療事業特別会計の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ526万8,000円を追加し、歳入歳出総額を1億8,527万1,000円とする補正予算をお認めいただこうとするものでございます。

第20号議案は、平成20年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についてでございます。

本議案は、平成20年度介護保険事業特別会計の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,465万6,000円を減額し、歳入歳出総額を13億7,087万5,000円とする補正予算をお認めいただこうとするものでございます。

第21号議案は、平成20年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてでございます。

本議案は、平成20年度公共下水道事業特別会計の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ6,529万5,000円を減額し、歳入歳出総額を10億8,714万3,000円とするとともに、地方債の減額を5,700万円減額した補正予算をお認めいただこうとするものでございます。

第22号議案は、平成20年度吉田町水道事業会計補正予算(第1号)についてでございます。 本議案は、平成20年度水道事業会計予算につきまして収益的収入の既定額から1,361万 9,000円減額し、総額を5億6,391万7,000円に、収益的支出の既定額から1,380万8,000円を 減額し、総額を4億6,801万6,000円とするとともに、資本的収入の既定額から3,307万1,000 円を減額し、総額を7億2,179万6,000円に、資本的支出の既定額から5,435万円を減額し、 総額を10億2,921万6,000円とするとともに、地方債の限度額を3,300万円減額する補正予算 をお認めいただこうとするものでございます。

第23号議案は、平成21年度吉田町一般会計予算についてでございます。

本議案は、平成21年度一般会計歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ85億6,700万円と定めるとともに、2つの事業につきまして、平成21年度から平成22年度までの期間4億261万円の債務を負担することのほか合計6つの事業につきまして、5億3,910万円を限度とする地方債をおこすこと及び一時借入金最高額を5億円と定めるものにつきましてお認めいただこうとするものでございます。

第24号議案は、平成21年度吉田町土地取得事業特別会計予算についてでございます。

本議案は、平成21年度土地取得事業特別会計の歳入歳出の総額を、歳入歳出それぞれ1億4,577万3,000円と定める予算をお認めいただこうとするものでございます。

第25号議案は、平成21年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算についてでございます。 本議案は、平成21年度国民健康保険事業特別会計の歳入歳出総額を、歳入歳出それぞれ21 億7,137万円と定めるほか、一時借入金最高額を1億円と定め、保険給付費にかかわる款内 流用を規定した予算をお認めいただこうとするものでございます。

第26号議案は、平成21年度吉田町老人保健事業特別会計予算についてでございます。

本議案は、平成21年度老人保健事業特別会計の歳入歳出の総額を、歳入歳出それぞれ 1,222万3,000円と定める予算をお認めいただこうとするものでございます。

第27号議案は、平成21年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算についてでございます。 本議案は、平成21年度後期高齢者医療事業特別会計の歳入歳出の総額を、歳入歳出それぞ れ2億429万円と定める予算をお認めいただこうとするものでございます。

第28号議案は、平成21年度吉田町介護保険事業特別会計予算についてでございます。

本議案は、平成21年度介護保険事業特別会計の歳入歳出の総額を、歳入歳出それぞれ14億9,445万4,000円と定めるほか、保険給付費、給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る款内流用を規定した予算をお認めいただこうとするものでございます。

第29号議案は、平成21年度吉田町公共下水道事業特別会計予算についてでございます。

本議案は、平成21年度公共下水道事業特別会計の歳入歳出の総額を、歳入歳出それぞれ9億9,649万3,000円と定めるとともに、公共下水道事業につきまして、総額2億1,190万円を限度とする地方債を計上するほか、一時借入金の借り入れの最高額を2億5,000万円と定める予算をお認めいただこうとするものでございます。

第30号議案は、平成21年度吉田町水道事業会計予算についてでございます。

本議案は、平成21年度水道事業会計予算につきまして、収益的収入の総額を5億5,255万6,000円とし、収益的支出の総額を5億1,922万円とするとともに、資本的収入の総額を1億5,225万6,000円とし、資本的支出の総額を5億979万3,000円とし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する3億5,753万7,000円は、減債積立金3,000万円、建設改良積立金7,000万円、過年度分消費税資本的収支調整額4,120万6,000円、過年度分損益勘定留保資金8,566万6,000円、当年度分損益勘定留保資金1億3,066万6,000円で補てんするものと定め、限度額9,600万円の企業債を措置する。ほか、一時借入金限度額を5,000万円に定めることを内容とする予算をお認めいただこうとするものででございます。

第31号議案は、駿遠学園管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更についてでございます。

本議案は、平成20年11月1日から駿遠学園管理組合を組織する地方公共団体である大井川町が廃され、その区域が焼津市に編入されたこと及び平成21年1月1日から岡部町が廃され、その区域が藤枝市に編入されることに伴う議員定数の変更を行い、また、平成21年度は御前崎市の分担金の人口割人口を平成20年9月末日現在の旧御前崎町区域の住民基本台帳登録人口とし、さらには合併による構成市町の分担金額を激変緩和するための例外規定を追加する内容の規約変更を行うことについて、お認めいただこうとするものでございます。

第32号議案は、静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてでございます。

本議案は、本組合の構成団体であります田方地区交通災害共済組合並びに桃沢少年自然の家組合が解散することとなり、本組合から脱退することから本組合規約を変更することにつきまして、お認めいただこうとするものでございます。

第33号議案は、静岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少につい

てでございます。

本議案は、平成20年11月1日の静岡市及び由比町、富士市及び富士川町、並びに焼津市及び大井川町、並びに平成21年1月1日の藤枝市と岡部町の合併に伴い、本広域連合を組織する地方公共団体の数が減少することにつきましてお認めいただこうとするものでございます。第34号議案は、静岡地方税滞納整理機構を組織する地方公共団体の数の減少についてでございます。

本議案は、平成20年11月1日の静岡市及び由比町、富士市及び富士川町、並びに焼津市及び大井川町、並びに平成21年1月1日の藤枝市と岡部町の合併に伴い、本機構を組織する地方公共団体の数の減少についてお認めいただこうとするものでございます。

第35号議案は、指定管理者の指定についてでございます。

本議案は、吉田町立集落センターの一つであります下片岡会館の管理につきまして、地方 自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者に行わせるものとし、この指定管理 者に片岡区自治会を指定することにつきまして、お認めいただこうとするものでございます。 第36号議案は、指定管理者の指定についてでございます。

本議案は、吉田町立集落センターの一つであります神戸集落センターの管理につきまして、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者に行わせるものとし、この指定管理者に北区自治会を指定することにつきまして、お認めいただこうとするものでございます。

第37号議案は、指定管理者の指定についてでございます。

本議案は、吉田町立コミュニティーセンターの一つであります大幡会館の管理につきまして、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者に行わせるものとし、この指定管理者に北区自治会を指定することにつきまして、お認めいただこうとするものでございます。

第38号議案は、指定管理者の指定についてでございます。

本議案は、吉田町立コミュニティーセンターの一つであります川尻浜丁会館の管理につきまして、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者に行わせるものとし、その指定管理者に川尻区自治会を指定することにつきまして、お認めいただこうとするものでございます。

第39号議案は、指定管理者の指定についてでございます。

本議案は、吉田町立コミュニティーセンターの一つであります住吉会館の管理につきまして、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者に行わせるものとし、その指定管理者に住吉区自治会を指定することにつきまして、お認めいただこうとするものでございます。

第40号議案は、指定管理者の指定についてでございます。

本議案は、吉田町コミュニティー防災センターの一つであります町立住吉コミュニティー防災センターの管理につきまして、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者に行わせるものとし、その指定管理者に大浜自主防災会を指定することにつきまして、お認めいただこうとするものでございます。

第41号議案は、指定管理者の指定についてでございます。

本議案は、吉田町町営福祉サービス事業所であります吉田町さくら作業所の管理につきま

して、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者に行わせるものとし、その指定管理者に社会福祉法人牧ノ原やまばと学園を指定することにつきまして、お認めいただこうとするものでございます。

第42号議案は、指定管理者の指定についてでございます。

本議案は、吉田町健康福祉センターの管理につきまして、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者に行わせるものとし、その指定管理者に社会福祉法人吉田町社会福祉協議会を指定することにつきまして、お認めいただこうとするものでございます。

第43号議案は、指定管理者の指定についてでございます。

本議案は、吉田町老人福祉センターの管理につきまして、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者に行わせるものとし、その指定管理者に社会福祉法人吉田町社会福祉協議会を指定することにつきまして、お認めいただこうとするものでございます。

第44号議案は、指定管理者の指定についてでございます。

本議案は、吉田町高齢者介護ホームであります吉田町デイサービスひまわりの家の管理につきまして、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者に行わせるものとし、その指定管理者に社会福祉法人吉田町社会福祉協議会を指定することにつきまして、お認めいただこうとするものでございます。

第45号議案は、指定管理者の指定についてでございます。

本議案は、吉田町いきいきセンターであります吉田町北区いきいきセンターの管理につきまして、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者に行わせるものとし、その指定管理者にハイナン農業協同組合を指定することにつきまして、お認めいただこうとするものでございます。

第46号議案は、町道の路線廃止についてでございます。

本議案は、開発行為に伴いまして、片岡地内1路線の道路区間が延長されることから、一 旦この1路線を廃止することにつきまして、お認めいただこうとするものでございます。

第47号議案は、町道の路線認定についてでございます。

本議案は、開発行為に伴い新設されました道路を生活道路として利用する必要から、片岡 地内の5路線につきまして、町道の路線認定をお認めいただこうとするものでございます。

第48号議案は、吉田町固定資産評価審査委員会の委員の選定について同意を求めることについてであります。

本議案は、現在吉田町固定資産評価審査委員会委員であります武田公雄氏が、本年4月30日をもって任期満了となりますことから、引き続き吉田町片岡1180番地、武田公雄氏を吉田町固定資産評価審査委員会委員に選任することににつきまして、御同意をお願いするものでございます。

以上が上程いたします47議案の概要でございます。

詳細につきましては、担当部局から御説明申し上げます。

では、第2号議案の吉田町課設置条例の一部を改正する条例の制定について、第4号議案の吉田町職員給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、第14号議案の吉田町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について、第15号議案の平成20年度吉田町一般会計補正予算(第3号)について、第17号議案の平成20年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について、第19号議案の平成20年度吉田町後期高齢者医療事業特別会

計補正予算(第1号)について、第20号議案の平成20年度吉田町介護保険事業特別会計補正 予算(第2号)について、第32号議案の静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の 数の減少及び規約の変更について、第33号議案の静岡県後期高齢者医療広域連合を組織する 地方公共団体の数の減少について、第34号議案の静岡地方税滞納整理機構を組織する地方公 共団体の数の減少についての10議案につきましては、速やかに事業執行を行う必要があるこ とから、議会開会当日の議決をお願いするものでございます。

それでは、御審議をよろしくお願いしします。

○議長(吉永滿榮君) 町長からの提案理由の説明が終わりました。

大変時間も経過しております。

各担当部局から御説明をこれからいただくわけででございましたけれども、さらに時間もかかりますので、ここで一たん、暫時休憩をとりたいと思います。再開は11時5分でございます。10分間の休憩いたします。よろしくお願いします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長(吉永滿榮君) 引き続き会議を再開します。

続いて、各担当課長から詳細説明をお願いいたします。 説明順序によって進めてまいりたいと思います。

1番目から、総務課長、久保田晴己君。

[総務課長兼防災監 久保田晴己君登壇]

○総務課長兼防災監(久保田晴己君) 総務課でございます。

第2号議案、第4号議案、第10号議案、第11号議案、第32号議案、第35号議案から第40号 議案まで、最後の第48号議案の計12議案について御説明申し上げます。

初めに、第2号議案 吉田町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

資料の1ページ、2ページ、並びに参考資料ナンバー1-1、1-2をごらんいただきたいと存じます。

本議案は、町が早急に対処している事項である入札制度改革並びに町有地の適正な管理及び処分等について、平成19年度に2名を目安として、機動的かつ集中的な改革を推進するために設置されました契約管理課を文書事務の成果や、吉田町機構改革検討委員会の検討結果を踏まえ、平成20年度から同課の業務全般を総務課に包含させ、契約管理部門としての設置する内容の改正を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、第1条中、「契約管理課」を削るものでございます。

また、附則の関係でございますが、この条例改正の規定は、平成21年4月1日から施行することとしています。

以上が第2号議案の吉田町課設置条例の一部を改正する条例の制定についての内容でございます。

なお、本条例に規定がありませんが、教育委員会におきましても、効率的な行政運営を目

指し、学校教育課と社会教育課の統合を行い、教育委員会事務局として、事務局内に学校教育部門及び社会教育部門を設置することを報告させていただきます。

続きまして、第4号議案 吉田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての内容につきまして御説明申し上げます。

議案書の5ページから6ページ、並びに参考資料ナンバー3をごらんいただきたいと存じます。

本議案は、現状では部門内に複数の主幹が配置されている部署がある。実態として、主幹と副主幹の処遇に差が見られませんので、主幹と副主幹の職を廃止し、当該職にある職員の職名を新たに「主査」とし、保育園園長並びに園長補佐につきましては、その職務の複雑、困難及び責任の度合いに基づき、職務の分類の見直しを行う内容の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、級別職務分類表の関係でございます。

第3条関係。別表第3の中の3級の適用につきましては、「主幹、副主幹」の職務は「主査」に改め、「園長補佐」を削り、「主査及び主任保育士」の職務とし、4級の適用につきましては、「統括及び園長補佐」の職務とし、5級の適用につきましては、「課長補佐」と「室長」の職務に、「局長補佐」と「園長」の職務を加えるものでございます。

また、附則の関係でございますが、この条例改正の規定は、平成21年4月1日から施行することとしています。

以上が第4号議案の吉田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について の内容でございます。

また、本条例の部分ではありませんが、管理職手当につきまして、支給対象及び定額化について御説明申し上げます。

支給対象につきましては、前条の主幹職は管理職としての実態を失っており、実情に合わない状況を改める必要があることや、定額化につきまして国から発せられている方針であり、当町の集中改革プランにも盛り込まれた事項であるとともに、近隣市町では、平成21年4月における未実施団体は、川根本町と当町だけである状況から見ても、定額化を実施することが適当と判断しまして、別表第3の級別職務分類表における管理職手当の支給範囲は、4級、5級、6級の職務とし、支給方法も定率制から定額制に改正し、今年4月1日から実施すべく検討をしております。

続きまして、第10号議案 吉田町職員の公益法人への派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

資料の19ページ、20ページ、並びに参考資料ナンバー9をごらんいただきたいと存じます。本議案は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律、第225条における公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正に伴い、職員の派遣先団体に係る規定が、「公益法人」から「公益的法人」に改められる内容の内容を行うものでございます。

改正の内容でございますが、まず、条例の名称につきまして、吉田町職員の公益法人等への派遣等に関する条例の「公益法人」が、「公益的法人」に改正され、吉田町職員公益的法人等への派遣等に関する条例と改めるものでございます。

次に、第1条では、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」が、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改められ、「公益法人等への職員」が「公益的法人等への職員」に改められるものでございます。

また、附則の関係でございますが、この条例改正の規定は、公布の日から施行することと しています。

以上が第10号議案の吉田町職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての内容でございます。

続きまして、第11号議案 吉田町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について でございます。

資料の21ページ、22ページ並びに参考資料ナンバーの10をごらんいただきたいと存じます。本議案は、新統計法が平成21年4月1日から施行されることに伴い、現行条例中、旧統計法を規定している条項を改める必要がある。適用除外における条項を改める内容の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、第44条第1項中「の各号」を削り、また同項第1項を、統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査及び一般統計調査に係る調査票情報並びに事業所母集団データベースに含まれる個人情報、同項第2号を、統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る統計票情報に含まれる個人情報と改めるものでございます。

なお、この改正についての施行日は、附則におきまして、平成21年4月1日から施行する ものでございます。

以上が第11号議案の吉田町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についての内容 でございます。

続きまして、第32号議案 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及 び規約の変更についての内容につきまして御説明申し上げます

議案書の75ページ、76ページ、参考資料ナンバー17をごらんいただきたいと存じます。

本議案は、本組合の構成団体である田方地区交通災害共済組合、並びに桃沢少年自然の家組合が解散することとなり、本組合から脱退することから、本組合規約の所要の変更を行おうとするものでございます。

変更の内容ですが、静岡県市町総合事務組合規約第2条、関係別表第1は、組合の構成団体を、同じく第3条、関係別表第2は、組合が共同する事務区分の構成団体について規定されておりまして、平成21年3月31日をもって組合構成団体から脱退する田方地区交通災害共済組合、桃沢少年自然の家組合を別表第1、別表第2(第3条第1項、第3条第2項及び第3号に関する事務)から削除するものでございます。

附則につきましては、この規約施行日を平成21年4月1日としたものでございます。

以上の32号議案の静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についての内容でございます。

続きまして、第35号議案 指定管理者の指定についての内容につきまして御説明申し上げます。

議案書の79ページ及び参考資料ナンバー18をごらんいただきたいと存じます。

本議案は、吉田町立集落センター設置条例第7条第1項の規定に基づき、平成21年4月1

日から、下片岡会館の管理を指定管理者に行わせようとするものでございまして、その指定 管理者に、現在同施設の管理を委託しております片岡区自治会を指定しようとするものでご ざいます。

この下片岡会館の指定管理者の指定につきましては、コミュニティー施設としての設置目的を達成させるためには、地元の自治体であります片岡区自治会を指定することが最適と判断いたしまして、吉田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条ただし書きにより、片岡区自治会を選定したものでございまして、その指定する期間は、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間とし、平成21年度のかかる指定管理委託料は、年額9万円とするとしているものでございます。

以上が35号議案 指定管理者の指定についての内容でございます。

続きまして、第36号議案 指定管理者の指定についての内容につきまして御説明申し上げます。

議案書の80ページ及び参考資料ナンバー19をごらんいただきたいと存じます。

本議案は、吉田町立集落センター設定条例第7条第1項の規定に基づき、平成21年4月1日から、神戸集落センターの管理を指定管理者に行わせようとするものでございまして、その指定管理者に、地元自治会でございます北区自治会を指定しようとするものでございます。

この神戸集落センターの指定管理者の指定につきましては、コミュニティー施設としての設置目的を達成させるためには、地元の自治体であります北区自治会を指定することが最適と判断いたしまして、吉田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条ただし書きにより、北区自治会を選定したものでございまして、その指定する期間は、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間とし、平成21年度にかかる指定管理委託料は、年額5万円としているものでございます。

以上が第36号議案の指定管理者の指定についての内容でございます。

続きまして、第37号議案 指定管理者の指定についての内容につきまして御説明申し上げます。

議案書の81ページ及び参考資料ナンバー20をごらんいただきたいと存じます。

本議案は、吉田町立コミュニティーセンター設定条例第7条第1項の規定に基づき、平成21年4月1日から、大幡会館の管理を指定管理者に行わせようとするものでございまして、その指定管理者に、現在同施設の管理を委託しております北区自治会を指定しようとするものでございます。

この大幡会館の指定管理者の指定につきましては、コミュニティー施設としての設置目的を達成させるためには、地元の自治体であります北区自治会を指定することが最適と判断いたしまして、吉田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条ただし書きにより、北区自治会を選定したものでございまして、その指定する期間は、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間とし、平成21年度にかかる指定管理委託料は年額10万円としているものでございます。

以上が37号議案 指定管理者の指定についての内容でございます。

続きまして、第38号議案 指定管理者の指定についての内容につきまして御説明申し上げます。

議案書の82ページ及び参考資料ナンバー21をごらんいただきたいと存じます。

本議案は、吉田町立コミュニティーセンター設定条例第7条第1項の規定に基づき、平成21年4月1日から、川尻浜丁会館の管理を指定管理者に行わせようとするものでございまして、その指定管理者に、現在同施設の管理を委託しております川尻区自治会を指定しようとするものでございます。

この川尻浜丁会館の指定管理者の指定につきましては、コミュニティー施設としての設置目的を達成させるためには、地元自治体であります川尻区自治会を指名することが最適と判断いたしまして、吉田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条ただし書きにより、川尻区自治会を選定したものでございまして、その指定する期間は、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間とし、平成21年度にかかる指定管理委託料は年額10万円としているものでございます。

以上が38号議案 指定管理者の指定についての内容でございます。

続きまして、第39号議案 指定管理者の指定についての内容につきまして御説明申し上げます。

議案書83ページ及び参考資料ナンバー22をごらんいただきたいと存じます。

本議案は、吉田町立コミュニティーセンター設定条例第7条第1項の規定に基づき、平成21年4月1日から、住吉会館の管理を指定管理者に行わせようとするものでございまして、その指定管理者に、現在同施設の管理を委託しております住吉区自治会を指定しようとするものでございまして、この住吉会館の指定管理者の指定につきましては、コミュニティー施設としての設置目的を達成させるためには、地元自治体であります住吉区自治会を指定することが最適と判断いたしまして、吉田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条ただし書きにより、住吉区自治会を選定したものでございまして、その指定する期間は、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間とし、平成21年度にかかる指定管理委託料は年額60万円としているものでございます。

以上が第39号議案の指定管理者の指定についての内容でございます。

続きまして、第40号議案 指定管理者の指定についての内容につきまして御説明申し上げます。

議案書84ページ及び参考資料ナンバー23をごらんいただきたいと存じます。

本議案は、吉田町コミュニティー防災センター設定条例第8条第1項の規定に基づき、平成21年4月1日から、町立住吉コミュニティー防災センターの管理を指定管理者に行わせようとするものでございまして、その指定管理者に、現在同施設の管理を委託しております大浜自主防災会を指定しようとするものでございます。

この町立住吉コミュニティー防災センターの指定管理者の指定につきましては、コミュニティー防災センター施設としての設置目的を達成させるためには、地元自主防災会であります大浜自主防災会を指定することが最適と判断いたしまして、吉田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条ただし書きにより、大浜自主防災会を選定したものでございまして、その指定する期間は、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間とし、平成21年度にかかる指定管理委託料は年額16万5,000円としているものでございます。以上が第40号議案の指定管理者の指定についての内容でございます。

続きまして、第48号議案 吉田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

議案書の94ページをごらんいただきたいと存じます。

本議案は現在、吉田町固定資産評価審査委員会の委員であります吉田町片岡の武田公雄氏が、本年4月30日をもって任期満了となります。武田氏は、固定資産税評価審査委員会の委員としてふさわしい見識をお持ちで、また地域からの信望も非常に厚いことから、引き続き同委員に就任していただきたいので、地方税法第423条第3項の規定に基づきまして、議会の同意をお願いするものでございます。

選定者の住所につきましては、吉田町片岡1810番地、氏名は武田公雄。生年月日は昭和9年4月9日。現在74歳でございます。

なお、武田氏は現在、固定資産評価審査委員会委員として、平成18年5月1日から1期在職していただいております。

以上が48号議案 吉田町固定資産評価審査委員会の委員の選任について同意を求めることについての内容でございます。

なお、第2号議案の吉田町課設置条例の一部を改正する条例の制定について、第4号議案の吉田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、第32号議案の静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についての3議案につきましては、速やかに事業執行を行う必要がありますことから、本日の議決をお願いするものでございます。

以上、総務課からの12議案につきましての説明でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

- ○11番(勝山徳子君) 今、説明いただいた中で、確認をさせていただきたいんですが。
- 〇議長(吉永滿榮君) 何か。
- **〇11番(勝山徳子君)** 第35号議案の説明の中で、資料のほうでは、指定管理委託料が10万円になっておりますが、先ほどの説明では9万円というふうに言ったと思うんですけれども。
- ○議長(吉永滿榮君) 38。
- **〇11番**(勝山徳子君) 35。
- ○議長(吉永滿榮君) 10万に訂正をお願いしたいと思います。
- ○総務課長兼防災監(久保田晴己君) 原稿には「10万」とありますので、本人としては10万ということで、発言の関係が適切でないということで、10万円としてお願いいたしたいと思います。ありがとうございました。
- O議長(吉永滿榮君) 訂正を終わります。よろしくお願いします。 引き続きまして、契約管理課長、塚本課長からお願いします。 契約管理課長。
- **〇契約管理課長(塚本昭二君)** 契約管理課でございます。

契約管理課関係議案、第12号議案、第16号議案、第24号議案の3件につきまして、順次説明申し上げます。

まず、第12号議案 吉田町個別外部監査契約に基づく監査に関する条例の制定についてで ございますが、提出議案の23、24ページ、参考資料案で11-1と11-2をごらんいただきた いと思います。

先に、参考資料番号11-1、地方自治法抜粋の1ページをごらんいただきたいと思いますけれども、この議案は、地方自治法第2編第13章に規定されている外部監査契約に基づく監

査のうち同法第252条の27第3項に規定する個別外部監査契約に基づく監査を当町でも実施することができるようにするために必要な事項を定める条例を、平成21年4月1日から施行させるものでございます。

ごらんいただいております資料の1ページの中ほどにある第252条の27第1項にありますとおり、外部監査契約に基づく監査には、包括外部監査契約に基づく監査と、個別外部監査契約に基づく監査がございます。

同じ資料の6ページをごらんいただきたいと思います。

その中ほどの第252条の36第1項をごらんいただきますと、包括外部監査契約に基づく監査を実施しなければならない地方公共団体が指定されております。第1号では都道府県、第2号には政令で定める市となっておりますが、これは政令市と中核市でございます。

第3号には、それ以外の市町村で自主的に包括外部監査契約に基づく監査を実施すること を条例で定めた市町村となっております。

そして、これが第1号から第3号までに規定されている地方公共団体は、必ず包括外部監査契約に基づく監査を実施しなければならないこととなっております。

また、個別外部監査契約に基づく監査によることができる場合につきましては、同じ資料の8ページ、第252条の39以降の条項で規定されておりますが、第252条の27第3項各号に掲げております場合について、自主的に個別外部監査契約に基づく監査を実施することを条例で定めた地方公共団体だけが実施できることとされております。

今般、平成9年に追加された外部監査契約に基づく監査に関する地方自治法の定めに沿って、当初よりも外部監査制度を導入しようとした理由でございますが、中山三星建材株式会社工場跡地取得にかかわる事務検証、議会特別委員会の事務検査、監査委員の監査報告、それらの結果から得た教訓に基づくものでございます。

中山三星建材株式会社工場跡地買収事業につきましては、長い間工事の事務処理が適正であったのか、不適当であったのかの結論が定まらず、監査報告では、監査委員の利害を調整する権限があるとの、当然否定されるべき見解が示されましたが、この見解は長い間放置され、今もって関係者全員の意見の一致を見ないところでございます。

また、細部の事務処理につきましても、適正とされている事務執行の原則と異なる見解が示されましたので、そのことに関しましても、訂正はおろか説明もされずに放置されており、調整に困難を来したことは否めないものと認識しております。

現行の法制度のもとで、監査委員の監査は、行政運営にかかわる最も直接的なチェック機能で、監査委員の意見は絶大な影響を与えます。そうした監査でありますが、住民、議会及び町から、監査の請求や要求が出された場合の特別監査につきましては、既に問題が提起されている状況の中で監査する場合がほとんどであると考えられる。その監査を行うに当たり、行政運営上の絶対的な規範を否定するような不適切な見解が示された場合に、大きな困難が生じることは必定でありますので、それに増して、より一層客観的な公正性が要求されます。このため、特別監査の場合には、監査対象事案に関する利害関係を疑う余地のない監査委員が監査を行うことができる体制を整えることが望ましいということは、だれしも異論のないところだろうと考え、当町でも、個別外部監査契約に基づく監査を可能にするための条例を整備する必要があると考えた次第でございます。

ここでごらんいただいております資料の2ページにございます第252条の28第1項及び第

2項をごらんいただきたいと思います。

ここでは個別外部監査契約を締結できる相手方が規定されておりますが、外部監査人となり得るのは、弁護士や公認会計士などで、まず、普通地方公共団体の財務管理や事業経営管理などに関するすぐれた識見を有する方に限定されております。

外部監査人は、極めて高い専門性を要求されますので、正しいとされている行政運営の規 範について議論するようなじたいに陥る心配はなく、しかも利害関係人が監査を断行するよ うなことは起こり得ないと考えられます。

地方分権が進む中にある昨今、基礎自治体である町が自己決定と自己責任を果たす能力を高め、課題に対して迅速かつ適切に対処することが求められておりますので、町の危機管理能力を高め、より効率的に行政運営の健全化を図ることができるようにすることは、大切なことであると考えます。

さらに、個別外部監査契約に基づく監査を可能にすることは、法の定めに従って特別監査を請求または要求しようとする住民や議会、町との選択肢をふやすことにもなり、行政運営の監視機能を高め、ひいては町の危機管理能力を高める効果を生むものと考えます。当局ではこうした趣旨から、今回個別外部監査契約に基づく監査を可能にする条例を整備する必要があると判断したものででございます。

それでは、当町が整備しようとしております外部監査制度を御説明申し上げます。

議案書の条例案をごらんいただきたいと思います。

第1条でございますが、目的でございます。

先ほど申し上げましたとおり、当町では、包括外部監査契約に基づく監査は対象とせずに、 地方自治法第252条の27第3項に掲げる請求または要求があった場合に、その請求または要 求に基づいて、監査委員を監査にかえて外部監査委員と契約を締結して監査を行うことを可 能とする個別外部監査契約に基づく監査のみを対象とする条例を制定することを明確に規定 しました。

包括外部監査契約に基づく監査を条例を対象といたしますと、毎年度必ず包括外部監査契約に基づく監査を実施する義務を負うことになりますが、その場合にも、現在監査委員に実施していただいています定期的または定例的な監査は、従来どおり監査委員にお願いすることとなり、包括外部監査契約に基づく監査は、監査委員の監査に加えて、外部監査人が任意に抽出した特定の事務に関して監査することになる制度ですので、当町が達成しようとしている監査体制の整備の趣旨と異なるため、対象から除くこととしたものでございます。

次に、条例案第2条でございますが、第2条には、地方自治法第252条の27第3項において、個別外部監査契約に基づく監査人を置くことができることとされている五つの場合のいずれの場合を、本町の個別外部監査契約に基づく監査の対象とするかについて、具体的に規定したものでございます。

ここで資料番号11-1の1ページから2ページになります252条の27第3項をごらんいただきたいと思います。

第252条の2というのは、第3項に列記されております五つの場合とは、住民や議会や町から監査の請求や要求が出された場合における監査の規定でございます。いずれの場合も、既に問題が発生していると考えられる状況での監査であり、極めて客観的な公正性が要求される監査でございますので、当町では列記されている五つのすべての場合について監査委員

の監査の態度、個別外部監査契約に基づく監査人のことを求めることができるように規定いたします。

条例の第2条各項の構成は、地方自治法第252条の27第3項に列挙する順番に従って、第1項から第5項までを規定いたしました。

内容を申し上げますと、第1項には、選挙権を有する者の総数の50分の1の者からの自治 監査請求にかかわる監査の場合。

第2項には、議会の行う監査請求にかかわる監査の場合。

第3項には、町の事務執行に関する監査の要求にかかわる監査の場合。

第4項には、町の財政援助団体等の当該財政援助等にかかわる出納その他の事務執行に関する町長の監査の要求にかかわる監査の場合でございまして、第4項の第1号から第5号までには、外部監査の対象となる財政援助団体等の事務を規定いたしました。

また、第5項につきましては、住民監査請求にかかわる監査の場合でございます。

なお、参考資料番号の11-1の8ページの第252条の39以降の条項をごらんいただきますと、おわかりになりますが、この条例を定めても、当然として個別外部監査契約に基づく監査が実施されるわけではなく、監査の請求者または要求者からあわせて監査委員の監査にかえて、個別外部監査契約に基づく監査が求められ、かつ議会が認められた場合に限り、実施されるというものでございます。

議会は監査委員監査にかえて、個別外部監査契約に基づく監査を求めるかどうか、個別外部監査契約を締結する相手方につきまして議決していただくこととなりますけれども、議案審議が行われる過程や契約を締結する過程においては、監査委員の意見を聞かなければならないことも、法律の中に定まっております。

外部監査制度運用のための必要な手続などにつきましては、地方自治法に詳細に規定されておりますので、当町では、条例案に規定いたしました事項を定めれば運用できることになりますが、地方自治法施行令第174条の49の33第2項及びその準用規定の中に、個別外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面、または規則で定める期間一定の閲覧に供しなければならないとありますことから、参考資料番号11-2にお示ししました規則を制定する必要がございます。この規則につきましては、条例をお認めいただきますれば、条例とあわせて、平成21年4月1日から施行させていただきます。

以上で吉田町個別外部監査契約に基づく監査に関する条例の制定についての御説明を終わります。

続きまして、平成20年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

まず、別冊の補正予算書をごらんいただきたいと思います。

今回の補正でございますが、第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ16万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億4,758万6,000円とするものでございます。

それでは、歳入から説明させていただきます。

補正予算書の3ページをごらんいただきたいと思います。

1款の財産収入でございますが、土地開発基金の預金利子総額の見込み額が16万4,000円となりますことから、今回15万3,000円を増額補正させていただくものでございます。

4款の諸収入につきましては、土地取得事業特別会計の預金利子の総額の見込み額が9,000円となりますことから、今回8,000円を増額補正させていただくものでございます。 次に、歳出でございますが、4ページをごらんいただきたいと思います。

1 款総務費の1項1目の一般管理費、歳入で増額補正いたしました預金利子の合計額16万 1,000円を全額計上し、土地開発基金への積立金を増額する補正を行うものでございます。

以上で平成20年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算(第2号)についての説明を終わります。

続きまして、平成21年度吉田町土地取得事業特別会計予算について御説明いたします。 議案書の49ページから51ページまでをごらんいただきたいと思います。

平成21年度の土地取得事業特別会計歳入歳出予算総額でございますが、第1条にありますとおり、歳入歳出それぞれ1億4,577万3,000円とし、款項目の金額は、51ページ第1表のとおりとするものでございます。

詳細につきましては、お手元の平成21年度吉田町一般会計及び特別会計予算に関する説明書、この説明書の一般会計予算の195ページとなりますけれども、その次に、土地取得事業特別会計予算の事項別明細書がございますので、その説明書に沿って説明させていただきます。

その事項別明細の1ページの総括の歳入をごらんいただきたいと思います。

1 款の財産収入でございますが、前年度と同額の1万1,000円、2款繰入金は前年度より154万9,000円少ない1億4,576万円。3款繰越金及び4款諸収入は、いずれも前年度と同額の1,000円とし、歳入合計1億4,577万3,000円を計上いたしました。

また、歳出につきましては、1款総務費、前年度より154万9,000円少ない1億4,577万3,000円を計上いたします。

次に、2ページから4ページをごらんいただきたいと思いますが、歳入についての詳細で ございます。

1 款財産収入1万1,000円は土地開発基金の預金利子1,000円と、土地売払収入1万円でございます。

2款繰入金の1億4,576万円は、土地開発基金からの繰入金1,000万円と、総合運動公園整備に係る平成21年度償還分の一般会計からの繰入金1億3,576万円でございます。

3款の前年度繰越金は1,000円でございます。

4款諸収入は、土地取得特別会計の預金利子1,000円でございます。

次に、5ページと6ページの歳出総額をごらんいただきたいと思います。

1 款総務費の総務管理費 1 億4,577万3,000円でございますが、土地開発基金への積立金 1,000円、財産取得金1,000万円、土地開発基金への繰出金 1 万1,000円、公債費で総合運動 公園整備に係る平成21年度分元利償還金 1 億3,576万円を計上いたしました。

7ページには、地方債の年度末における現在高の見込みに関する調書がございますが、ここにある償還見込み額は平成21年度末現在見込み額につきましては、全額総合運動公園整備での用地先行取得債に係るものでございます。

以上が平成21年度土地取得事業特別会計予算についての概要でございます。

これで契約管理課の3議案のご説明をおわります。よろしくお願いいたします。

〇議長(吉永滿榮君) 引き続きまして、企画課長、藤田光夫君。

〔企画課長 藤田光夫君登壇〕

○企画課長(藤田光夫君) 企画課でございます。

第15号議案、第23号議案の2議案について説明をさせていただきます。

最初に、第15号議案 平成20年度吉田町一般会計補正予算(第3号)について御説明いたします。

別冊の補正予算書をごらんいただきたいと思います。

第1条でございますが、現計予算に歳入歳出それぞれ5億6,820万2,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ99億3,157万4,000円とするものでございます。

また、この款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額は、1ページから4ページに 掲げてございます「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は、繰越明許費の設定をお認めいただこうとするものでございます。

内容は5ページに掲げてございます。

今回の補正で計上しました、定額給付金給付事業費及びその事務費の全額、子育て応援特別支援事業費の全額、津波・高潮危機管理対策緊急事業費1億4,500万円のうち5,700万円、土地利用事業附帯工事費2,340万円のうち、西の宮川改修工事費分978万円について、21年度に繰越して執行することをお認めいただこうとするものでございます。

第3条は、地方債の補正でございます。

これは6ページに掲げてございますが、榛南広域農道整備事業に充当する起債限度額の減額をお認めいただこうとするものでございます。

それでは、補正内容について、事項別明細書によって説明をさせていただきます。

9ページからの歳入をごらんいただきたいと思います。

1 款町税は1億2,600万円の増額補正でございます。これは、町民税現年課税分、法人税割額が1億4,000万円と、町たばこ税の減額が1,400万円となります。

次に、2款地方譲与税は300万円の減額です。これは、地方道路譲与税の減額となります。 次に、10ページ。3款利子割交付金は700万円の増額。4款配当割交付金は750万円の減額。 5款株式等譲渡所得割交付金は800万円の減額。6款地方消費税交付金は2,000万円の減額。

12ページの7款自動車取得税交付金は500万円の減額。8款地方特例交付金は1,639万5,000円の増額。10款交通安全対策特別交付金は50万円の減額見込みとしました。

この3款から10款までの交付金関係でございますが、8款の地方特例交付金については、 決算額となります。この地方特例交付金以外の交付金につきましては、3月分の交付額を残 していますが、収入済額の対前年増減率を参考に、決算見込み額を算定しております。

次に、11款分担金及び負担金でございますが、1,001万5,000円の減額で、老人施設入所者 負担金、保育所保護者負担金の減額によるものです。

14ページの12款使用料及び手数料は、26万5,000円の減額で、決算見込額を計上しました。 15ページの13款国庫支出金は、4億8,909万3,000円の増額補正でございます。このうち1項 国庫負担金は、844万5,000円の減額補正で、自立支援給付費、障害者自立支援医療費、国民 健康保険法の保険基盤安定制度負担金、保育所運営費、それぞれ決算見込額を計上しました。

2項国庫補助金は4億9,786万7,000円の増額補正で、新たに子育て応援特別手当交付金、 事務費を含め2,213万5,000円。16ページの定額給付金給付事業費、事務費を含め4億7,697 万1,000円を計上いたしました。この新規事業以外については、それぞれ決算見込額を計上 しました。

3項国庫委託金は32万9,000円の減額で、外国人登録事務費の決算見込額を計上しました。 14ページ、14款県支出金は、544万2,000円の減額補正でございます。このうち1項県負担 金は、478万3,000円の増額となりますが、増減理由は、後期高齢者医療事業費以外は国庫負 担金と同一のものとなります。

後期高齢者医療事業費1,509万2,000円の増額は、本算定による保険基盤安定拠出金の増額によるものです。

2項県補助金は、1,041万2,000円の減額補正で、いずれも決算見込額を計上しました。

19ページの3項県委託金は、18万7,000円の増額補正で、いずれも決算見込み額を計上しました。

20ページの15款財産収入は、1,505万7,000円の増額補正で、用途廃止分の売払収入でございます。

21ページの16款寄附金は15万円の増額補正で、ふるさと納税制度により受け入れさせていただいたものでございます。

17款繰入金は30万円の減額補正でございますが、これは教育振興基金からの繰入金を減額するもので、高等学校等奨学金の借入者が募集枠に満たなかったことによります。

22ページの19款諸収入は、597万1,000円の減額補正で、大きなものは、新たに街路事業費受託事業収入を計上、また新予防給付ケアプラン作成料、後期高齢者健康診査委託金の減少、消防団員の退職者減に伴う退職手当基金交付金の減少など、それぞれ決算見込により計上しました。

20款町債は、1,950万円の減額で、榛南広域農道整備事業費の起債対象分の減によるものです。

次に、歳出でございます。

最初に、各款に及ぶ職員人件費の補正について御説明させていただきます。

12月補正後に、新たな扶養者の増加、通勤手当の変更、時間外勤務手当の調整、育児休業 取得による給与の変更等によるもので、総額は190万8,000円の減額補正となります。内訳は、 給料が6万1,000円の増、職員手当が206万4,000円の減、共済費が9万5,000円の増となりま す。

以降、各款に及ぶ職員人件費についての内容説明は省略をさせていただきます。

24ページ、1款議会費の158万7,000円の減額は、職員人件費増額のほか、議員の費用弁償廃止に伴う減額、議員視察費用の決算見込みによる減額です。

25ページ、2款総務費は、4億7,783万3,000円の増額でございます。

1項の総務管理費は、4億7,873万9,000円の増額です。広域施設組合負担金289万5,000円の増額は、勧奨退職予定者に係る退職手当の特別負担金となります。

そのほか、各事業とも決算見込みによる増減となりますが、新規事業として、26ページの 定額給付金給付費の事業費、事務費を含め、4億7,697万1,000円を計上しました。

定額給付金給付事業は、市町村を事業主体として、景気後退下での住民の不安に対処するため、定額給付金を給付することにより、住民への生活支援を行うことを目的とし、あわせせて住民に広く給付することにより、地域の経済対策に資するものとされ、全額国庫支出金で賄われます。給付対象者は、本年2月1日において住民基本台帳に記録されている者及び

外国人登録原票に登録されている者で、給付額は、給付対象者1人につき1万2,000円となります。ただし、基準日において65歳以上の者及び18歳以下の者については、1人につき2万円とされております。当町の給付対象者は3万413人となります。

なお、この事業費は、21年度に繰り越して使用させていただきます。

28ページの2項徴税費、3項戸籍住民基本台帳費、4項選挙費、30ページ、5項統計調査費、ともに決算見込額によるものです。

31ページ、3款民生費は3,479万円の減額です。1項社会福祉費は、5,514万4,000円の減額でございますが、いずれも対象者の見込増減や入札差金等の清算など、決算見込額によるものとなります。

36ページ、2項児童福祉費は2,035万4,000円の増額です。

主なものは、新規事業の子育で応援特別手当事業費2,213万5,000円の計上によるもので、この事業は、20年度の緊急措置として、幼児教育期である小学校就学前の3年間の、第2子以降の子1人当たりにつき3万6,000円を支給するものです。なお、この事業費につきましても、21年度に繰り越して使用させていただきます。

次に38ページ、4款衛生費は、1億1,396万5,000円の増額補正です。

緊急医療対策事業費70万円の減額は、第2次救急医療施設運営事業において、県補助金の 交付を受けることとなったため、各市町の負担額が減少となるものでございます。

榛原病院負担金1億2,546万円の増額は、循環器科引き揚げに伴う運転資金の不足見込額4億のうちの吉田町負担額で、財政支援費の追加でございます。そのほかの事業につきましては、いずれも受診件数の減少や、入札差金等の清算など、決算見込による増減となります。43ページの6款農林水産業費は、1,021万円の減額補正です。1項農業費966万円の減額の主なものは、44ページの土地改良事業費で、広域農道事業費の決定によるものです。

2項林業費は、鳥獣飼養登録手数料3,000円の減額補正に伴う財源の振り替えとなります。 3項水産業費55万円の減額は、それぞれ決算見込みによる増減となります。

46ページの7款商工費138万3,000円の減額は、設計委託料の入札差金の減額など、決算見込み額によるものです。

48ページの8款土木費は、827万6,000円の減額となります。増減の主なものでございますが、49ページの県単街路整備事業費負担金405万円の増額は、県営事業榛南幹線の事業費1億2,700万円が確定したもので、町の負担率15%の負担額に不足する額を補正するものです。50ページ、公共下水道費1,147万3,000円の減額では、受益者負担金、使用料の収入増加や、前年度借入金償還利子の確定、町単独工事費の減額などにより繰出金を減額するものです。

9 款消防費は840万3,000円の減額補正です。消防団員福利厚生費286万円の減額は、退職団員報償金で、退職者数が当初見込み15人から4人に減少したことによります。

消防施設整備事業費120万7,000円の増額は、消火栓2カ所の修繕費用を計上しました。 地震対策費675万円の減額は、大規模地震等総合支援事業の入札差金分を減額するもので す。

52ページ、10款教育費は46万円の減額補正です。1項、教育総務費は188万9,000円の増額です。決算見込みによる増減となります。増額の主なものでございますが、就園奨励費の88万円の増額は、対象者の増加によるものです。

教育振興事業費の備品購入費、学校図書館システム、178万5,000円は、学校図書室ソフト

ウエアシステムの整備費用を計上しました。また、小さな理科館事業費、調査業務等委託料 130万円の増額は、土地利用申請業務の委託料です。

2項小学校費は154万1,000円の減額です。維持管理費の減額は入札差金等による減額、扶助費の減額は、就学援助対象者の増減調整など、決算見込みによるものとなります。

55ページの3項中学校費は、7万円の増額で、援助対象者の増加によるものでございまして、特別支援学級費は国庫補助金3万2,000円の減による財源振替となります。

4項社会教育費は75万6,000円の減額で、主なものは決算見込みによる減額。増額は図書管理費屋上防水補修の修繕料、図書費を計上しました。

59ページ、5 項保健体育費は、12万2,000円の減額につきましても、決算見込みによるものとなります。

60ページ、12款公債費は、268万7,000円の減額です。これは、前年度借入金償還利子が確定したことによるものでございます。

13款諸支出金4,420万円の増額は、財政調整基金への積立金を計上しました。

以上、歳入歳出それぞれ5億6,820万2,000円を追加する予算案でございます。

- ○議長(吉永滿榮君) 終わりましたら、ここで昼食にしたいと思いますけれども、引き続き 昼食後にしたいと思いますが、よろしゅうございますか。
- **○企画課長(藤田光夫君)** それでは、新年度予算につきましては、後ほど説明させていただきます。
- ○議長(吉永滿榮君) よろしくお願いします。

ここで暫時休憩として昼食をとりたいと思います。

再開は13時15分といたします。よろしくお願いします。

休憩 午後 零時12分

再開 午後 1時15分

○議長(吉永滿榮君) それでは、引き続いて担当課長から詳細説明をお願いしますが、先ほどの企画課長の藤田光夫君からは、もう一つ一般会計もございますので、ただいまから暫時休憩を閉じまして、再開をしたいと思います。

企画課長、藤田光夫君。

〔企画課長 藤田光夫君登壇〕

〇企画課長(藤田光夫君) それでは、引き続きまして説明させていただきます。

第23号議案 平成21年度一般会計予算について御説明いたします。

議案綴りの39ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ85億6,700万円とし、またこの款項区分ごとの 金額は、40ページから46ページに揚げてございます。

「第1表 歳入歳出予算」のとおりお認めいただこうとするものでございます。この総額は、前年度と比べ3,200万円、0.4%の増加でございます。

第2条は、47ページに掲げました「第2表 債務負担行為」のとおり、障害者自立支援施設整備事業費及びちいさな理科館事業費について、21年度から22年度までの期間、限度額欄

に揚げる額の債務を負担することをお認めいただこうとするものでございます。

第3条は、48ページに掲げました「第3表 地方債」のとおり、計上額5億3,910万円について、地方債を起こすことをお認めいただこうとするものでございます。

第4条は、一時借入金の最高額を5億円と定めることについてお認めいただこうとするものでございます。

第5条は、歳出予算の各項の金額の流用をすることができる経費を定めるもので、同一款 内の各項に計上した経費のうち、人件費相互間において流用することができることを定めた ものでございます。

それでは、40ページからの「第1表 歳入歳出予算」について御説明いたします。

別冊の予算説明書によって説明させていただきます。

歳入の3ページからご覧ください。

1 款町税は56億5,340万2,000円を計上し、対前年度3億6,148万6,000円、6%の減で、歳 入総額に占める割合は66%となります。

1項、町民税は20億7,217万4,000円で、対前年度1億6,355万4,000円、7.3%減となります。

最近における徴収実績を勘案するとともに、住民税から住宅借入金等特別控除による影響を見込み、現時点では個人町民税を15億5,830万5,000円を計上し、前年度比6,782万7,000円、4.6%の増加。法人町民税は、景気後退により前年度比較2億3,138万1,000円、31%減の5億1,386万9,000円を計上しました。

2項固定資産税は、30億9,833万8,000円で、対前年度1億6,972万5,000円、5.2%減で、 町税総額の54.8%を占めております。これは、土地家屋の評価替えの影響があるものの、大 きな要因は償却資産が減価率を上回る設備投資が見込めないための減額となりました。

3 項軽自動車税は6,067万2,000円で、対前年度293万2,000円、5.1%増で、これは軽自動車600cc未満の増加によるものです。

4項たばこ税は、1億6,660万8,000円で、対前年度2,489万2,000円、13%減となります。 次に5ページの、5項都市計画税は、2億5,561万円で、対前年度624万7,000円、2.4%減 となります。

2款地方譲与税は、20年度決算見込額及び地方財政計画の伸び率などを考慮し、地方揮発油譲与税1,900万円、自動車重量譲与税8,400万円、地方道路譲与税1,000万円、合計1億1,300万円を計上しました。

前年比較ではマイナス800万円、6.6%の減収となります。

地方揮発油譲与税が、新たに設けられましたが、これは地方道路譲与税法が21年度から地 方揮発油譲与税法に改正されることによるものです。なお、20年度に道路譲与税として課税 され、21年度に譲与される見込み額は地方道路譲与税として計上してございます。

次に、9ページまでの交付金関係ございます。

3款利子割交付金から8款地方特例交付金ですが、20年度決算見込み額及び地方財政計画を勘案し、3款利子割交付金を1,900万円、4款配当割交付金を450万円、5款株式等譲渡所得割交付金を180万円、6款地方消費税交付金を3億円、7款自動車取得税交付金を5,000万円、8款地方特例交付金を7,770万円計上いたしました。

株式の配当や譲渡益の減少に伴う配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金の減少、また自

動車取得税交付金については、低燃費車、低公害車について、21年度から23年度までの間、 税率軽減措置を盛り込んだ税制改正が予定されていることから3,000万円、37.5%減として おります。

なお、この自動車取得税交付金減収の補てん措置は、8款地方特例交付金のうち、減収補 てん特例交付金にその一部の補てん分を計上しています。

次に、9款地方交付税は、1,500万円を計上しました。これは、特別交付税の見込み額を 計上したもので、頑張る地方応援プログラムに取り組む支援措置分1,500万円を見込んでお ります。

なお、普通交付税の算定を通じて、地域雇用創出推進費が創設される予定でございますが、 試算の結果、この費用は5,800万円程度で、また需要額全体では1.6%程度の減少。収入額で は2.5%程度減少する見込みですが、普通交付税の交付見込みは引き続きありません。

次に、10款交通安全対策特別交付金は、前年度より100万円減の500万円を見込んでいます。 11款分担金及び負担金は1億3,104万2,000円、対前年度1,429万3,000円、9.8%減となり ます。

1項、分担金、農林水産業費分担金は、漁港事業の財源の一部に充てるため、吉田町漁港 建設分担金条例に基づいて徴収するもので、706万円を計上しました。

2項負担金、民生費負担金は、老人福祉法、児童福祉法、保育料徴収規則等に基づいて徴収するもので、1億2,398万2,000円を計上いたしました。

次に、11ページの12款使用料及び手数料は6,626万3,000円で、対前年度48万4,000円、0.7%の増となります。

1項使用料は、4,923万8,000円で、14万6,000円、0.3%の増加です。これは、町の施設、 行政財産等の使用について、条例に基づき徴収するもので、神戸西会館、健康福祉センター、 漁港施設、観光施設、道路、河川、公園の占用、教育施設などの使用料を計上してございま す。

2項手数料は、1,702万5,000円で、対前年度33万8,000円、2%の増となりました。これは、特定の者のために行う事務について、法令または条例に基づき、その取り扱い内容に応じて徴収するものでございます。

14ページの13款国庫支出金は3億540万3,000円で、対前年度5,751万4,000円、15.8%の減でございます。

1項国庫負担金は、2億1,575万5,000円で、対前年度1,128万3,000円、5.5%増加しています

この国庫負担金は、障害者自立支援法、児童手当法、国民健康保険法、児童福祉法等に基づき、町が行う事業の一部について、国が義務的に経費を負担するものでございます。

増額の大きなものは、自立支援給付費の増加によるものでございます。

2項国庫補助金は、町が行う各種事業に対する国の補助で、法令、要綱等により補助対象 事業、補助率、補助額などが定められています。

計上額は7,988万5,000円で、対前年度6,905万4,000円の減少でございます。これは、津波・高潮危機管理対策緊急事業費が終了することによるものでございます。

新たに都市計画費補助金で、地域活力基盤創造交付金事業費を計上してございますが、これは前年度までの地方道路整備臨時交付金事業費にかわるもので、榛南幹線整備事業費に充

当されます。

3項国庫委託金は、国または県が町に業務委託するためのもので、町は受託した事務事業の財源として計上しています。

計上額は976万3,000円で、対前年度25万7,000円の増額となります。

次に、17ページの14款県支出金は、4億7,104万2,000円で、対前年度2,731万7,000円、 5.5%の減となります。

1項県負担金は1億7,541万2,000円で、対前年2,831万3,000円、19.2%増加しています。この県負担金は、国庫負担金と同様、町が行う事業の一部について、県が義務的に経費を負担するものでございます。増加要因は、自立支援事業費、後期高齢者医療事業費などの増額によるものです。

2項県補助金は、2億1,646万円で、対前年度5,314万4,000円、19.7%減少しています。 増減の大きなものは、総務費では、空港隣接地域振興事業費が1,550万円の増。民生費で は、サクラ授産所運営費が削除されていますが、これは負担金として――自立支援給付費へ 移行したことによります。

衛生費においては、新たに妊婦健康診査支援事業費助成補助金が計上され、水産業費では、 津波・高潮危機管理対策緊急事業が終了したことによる水産振興事業費の減、新規に水産基 盤ストックマネジメント事業、藻場・干潟保全活動事業が加わりました。

消防費では、大規模地震対策等総合支援事業補助金が1,132万4,000円の減額となります。 3項県委託金は、7,917万円で、対前年度248万6,000円、3.0%減少しています。

増減の大きなものは、総務費では新規に投票人名簿システム構築に係る委託金、衆議院議員選挙費、県知事選挙費が計上されています。

徴税費委託金は2,176万4,000円減少し、5,280万円となります。これは個人県民税徴収の委託金ですが、19年度、20年度に限り、納税者1人当たりの単価が4,000円でありましたがこの単価が3,300円となったことによります。

23ページの15款財産収入は、1,367万7,000円で、対前年度853万4,000円、165.9%増加となります。これは、主要地方道吉田大東線自歩道工事に伴う自彊小学校及び第四分団詰所用地の売払収入800万円を計上したことによります。

16款寄附金は、2万円を計上し、一般寄附、指定寄附の受入口でございます。

25ページ、17款繰入金は、1億9,220万8,000円で、特別会計繰入金の項目では、後期高齢者医療事業特別会計繰入金の受入口を開設し、基金からの繰入金については、不足財源を補うため、財政調整基金1億9,000万円を取り崩すこととしました。

また、教育振興基金210万円は、20年度から始めた奨学金制度に充当するものです。 18款繰越金は前年度と同額の2億円を計上しました。

27ページ、19款諸収入は、4億884万3,000円、対前年度3億4,379万1,000円、528.4%増加しました。増加要因は、貸付金元利収入として、新規に榛原総合病院運営資金貸付金の返済金3億4,000万円と、その利息分の計上分や、民生費雑入では、新予防給付ケアプラン作成料の減額、消防費雑入及び教育費雑入の増額は、主要地方道吉田大東線自歩道工事に伴う物件補償費を計上しています。

32ページ、20款町債は、5億3,910万円で、対前年度1億8,590万円、52.6%の増額となります。

次に、33ページからの歳出でございますが、第 1 款議会費は、9, 144万4, 000円で、対前年度738万4, 000円、7. 5%の減少でございます。これは職員人件費及び議員費用弁償の減額によるものです。

35ページ、2款総務費は、11億9,114万5,000円で、対前年度1億2,965万8,000円、12.2%の増加でございます。

1項総務管理費は、8億3,134万9,000円で、対前年度415万5,000円、0.5%増です。

増減の主なものは、職員人件費、1,600万円余りの減。41ページ、財産管理費の公有財産 管理費へ、公有財産管理システムの構築費用477万6,000円を計上しました。

43ページ、企画費では、地域交流費の減少は、コミュニティー助成事業交付金の減、新た に町制施行60周年記念事業費として269万1,000円を計上しています。

なお、この記念事業費の関連事業として、観光振興費の凧揚げ大会、花火大会、 緑化推進費のみどりのオアシス祭り、それぞれを記念事業として位置づけ、それらの事業費 を増加しています。

50ページの事務改善対策費は、3,100万円余り減額していますが、これは今まで庁舎内の 電算処理業務を事務改善対策という目的でとらえ、支出科目は事務改善対策費として一括計 上してまいりましたが、本来、予算計上は事務の目的に従って款と項に区分するものである ことから、それぞれ本来の事務目的に沿った歳出科目に戻すこととしました。

なお、委託契約の締結については、これまでどおり一括して契約を締結することとし、企 画課が担当いたします。

また、庁舎内LAN、出先機関のネットワーク、パソコンの管理費用については、今までどおり、この事務改善対策費に計上してございます。

また、51ページ、空港対策費では、大井神社前公園整備費用として、用地取得費、実施設計委託料を計上しました。

2項徴税費は、2億7,221万円で、1億1,108万円、68.9%の増となります。

増額の主なものは、事務改善対策費から移管した電算システム委託料、法人町民税など、 予定納税分の還付が予想されることから、過年度分町税還付金を大幅に増額し、1億5,000 万円を計上したことによるものです。

3項戸籍住民基本台帳費は、5,488万1,000円で、472万8,000円、7.9%の減少となります。 主な要因は、職員人件費、電算事務委託料の減額によるものです。

4項選挙費は2,876万6,000円で、1,878万7,000円、188.3%の増額となります。

今年度は衆議院議員選挙、県知事選挙が予定されていることによります。

5項の統計調査費は279万円で、対前年度26万8,000円の増となります。

63ページの3款民生費は、17億6,085万8,000円で、対前年度2億6,105万1,000円、12.9%の減額となります。

1項社会福祉費は、9億7,532万6,000円で、対前年度1億251万9,000円、11.7%の増額となります。

主な増減要因は、67ページの老人保健事業会計繰出金2,033万1,000円の減額。70ページからの心身障害者福祉費の増額は、施設等負担金、自立支援事業費の就労継続支援給付費。また、74ページの障害者自立支援施設整備事業費は21年度から22年度にかけて建設する予定で、本年度分として1億402万7,000円を計上しました。

なお、債務負担行為の限度額は、3億1,311万円を設定いたします。

2項児童福祉費は、7億8,520万3,000円で、対前年度3億6,357万円、31.6%の減額です。 これはさゆり保育園建設事業終了に伴う減額が大きな理由です。

90ページ3項生活保護費は20万9,000円で前年と同額でございます。

91ページ、4款衛生費は、20億1,294万1,000円で、対前年度3億1,374万5,000円、18.5%の増加となります。

主な増減でございますが、保健衛生管理費では、健康増進計画調査委託料、事務改善対策費から移管した委託料など、762万7,000円増加し、1,116万9,000円を計上しました。

93ページの榛原病院負担金が 2 億7, 218万5,000円増加。96ページでは、広域施設組合負担金が1,471万円の増加。97ページの母子保健衛生費は、医療費扶助費の減少はあるものの、妊婦健診公費負担分の増加等により1,017万6,000円の増額となっています。

100ページの老人保健事業費負担金で、後期高齢者医療事業は2,587万2,000円増加し、1 億9,222万4,000円を計上しました。

103ページ、5 款労働費でございますが、305万1,000円で、18万4,000円の増額計上となります。

104ページの6款農林水産業費は、2億2,780万3,000円で、対前年度1億7,636万5,000円、 43.6%の減額でございます。

1項農業費は、9,177万1,000円で、対前年度2,937万円、24.2%の減額で、これは、106ページ農業総務費の職員人件費の減少、107ページ農業振興費の農業振興地域整備計画作成委託料の減、110ページ、土地改良事業費の県営事業負担金の減額によるものでございます。

なお、この県営事業負担金3,080万円は、広域農道分が2,980万円、吉田田圃の用排水調査 を行う農業農村整備調査事業が100万円となります。

2項林業費は682万8,000円で、前年度並みの計上となっています。

3項水産業費は1億2,920万4,000円で、対前年度1億4,687万8,000円、53.2%の減額となります。

主な増減は漁港管理費に計上した単独事業分の港内しゅんせつ工事の減額。115ページの水産基盤整備事業費が1,000万円の減額、116ページの水産基盤ストック・マネジメント事業費1,000万円の計上は、新規事業でございまして、漁港施設の長寿命化を図るため、機能保全計画の策定を計画したものでございます。

また、津波・高潮危機管理対策緊急事業費が計上されていないことが大きな減少要因となりますが、この事業は、20年度予算の繰り越し予定額分をもって完成する見込みとなります。 117ページの7款商工費は、8,987万円で、対前年度2,240万5,000円、33.2%の増額となります。

主な増減は、118ページの商工業振興費に計上しました商店活性化事業補助金2,000万円によるもので、これは、町制施行60周年記念事業に合わせた景気刺激策として、プレミアム商品券の発行を計画し、プレミアム分2,000万円の補助金を計上しました。

また、119ページの観光振興費の増額は、町制施行60周年記念事業費で説明しましたイベント事業を拡大したことによるものです。

122ページの土木費は、13億1,692万2,000円で、対前年度1,952万6,000円、1.5%の減額となります。

1項土木管理費は、3,441万円で、対前年度678万8,000円、16.5%の減額です。

減額要因は、職員人件費の減額、124ページ、県単道路整備事業負担金の減少によるものででございます。

2項の道路橋梁費は、2億1,376万5,000円で、対前年度8,581万9,000円、28.5%の減額となります。

大幡川幹線整備については、道整備交付金事業が終了し、地方特定道路整備事業のみとなります。

新規事業として、128ページの中瀬高畑2号線の用地取得費、橋梁維持補修費の調査委託料は15メートル以上の橋梁の点検調査委託料を計上しました。

3項河川費は、3,639万4,000円で、202万1,000円、5.3%の減額となります。

増減要因は、129ページ、河川維持管理費の維持修繕工事費の620万円余りの減額。大窪川改修工事は200万円増額の1,800万円を計上し、131ページの高畑山通り排水路改修工事費は新規事業となります。

4項都市計画費は、10億1,660万4,000円で、対前年度7,184万3,000円、7.6%の増額となります。

増減の主なものは、133ページの土地利用対策費が550万円余り減額されていますが、これは調査業務委託料として大幡地区の富士見幹線交差点調査及び都市計画基礎調査分を計上しています。既存住宅耐震診断促進事業費は200万円の減。134ページの土地区画整理事業費は3,446万円余りの増。135ページの公共榛南幹線整備事業費は4,000万円増の1億円を計上しております。

137ページの榛南幹線整備事業費1,000万円は、単独事業費でございまして、樋門の詳細設計委託費を計上してございます。

公共下水道費の繰出金は1,543万2,000円増額の6億279万6,000円を計上いたしました。

5項住宅費は、1,574万9,000円で、対前年度325万9,000円、26.1%の増額でございます。 これは、施設補修費、電算処理委託料、調査委託料の増額によるものでございます。

調査委託料は、アスベスト分析調査の委託料となります。

142ページの9 款消防費でありますが、2 億9,540万6,000円で、対前年度1,048万5,000円、3.4%の減額でございます。

増減の主なものは、広域施設組合負担金が107万8,000円の減、消防団運営費の111万8,000円の増額は、被服費の増額となります。

消防施設整備事業費は、377万6,000円の増額となりますが、これは資機材購入費の減額は あったものの、施設整備工事費として、第4分団詰所のホースタワー整備費を計上いたしま した。この財源は、吉田大東線歩道整備に係る県からの補償費を充当いたします。

水道事業会計繰出金は、消火栓維持管理料及び消火栓の移設、新設それぞれ一基分を計上 しました。

145ページの地震対策費は、1,345万6,000円の減の2,704万1,000円を計上しました。この減額の主なものは、大規模地震等総合支援事業費の補助事業費の減によるものとなります。

また、水道事業会計繰出金1,455万円は、水道施設の耐震対策事業に充当するものでございます。

147ページの10款教育費は、6億6,496万2,000円で、対前年度3,936万8,000円、6.3%の増

額でございます。

1項教育総務費は、1億6,013万4,000円で、3,882万5,000円、32%の減額です。

主な増加要因は、職員人件費、149ページの幼稚園就園奨励費、151ページの小さな理科館 事業費の増額が主なものでございます。

なお、150ページの吉田町教育特区事業費は、総務費の企画費から移設したものでございます。

152ページの2項小学校費は、1億98万7,000円で、対前年度407万2,000円、4.2%の増額です。これは、職員人件費の増額、また住吉小学校及び中央小学校の維持管理費中、15節施設整備費の減少があるものの、159ページの自彊小学校維持管理費中、施設整備費が804万円増額し、904万円計上してございます。この増額は、県道吉田大東線歩道整備に伴う校門等の移設費と、校舎内の塗装費用を計上したことによります。

161ページの3項、中学校費は、5,863万円で、対前年度322万2,000円、5.8%の増額となります。

163ページの一般備品購入費の減少はあるものの、下水道受益者負担金及び下水道接続工事費用を計上したことによる増額となります。

165ページからの4項社会教育費は、1億5,905万7,000円で、対前年度134万4,000円、 0.8%の減額でございます。

170ページ、2目公民館費内の地域教育活動費は、新たに設けられた事業名でございますが、これは1目社会教育費内の生涯学習推進事業費から分離したものでございます。

175ページの5項保健体育費は、1億8,615万4,000円で、対前年度540万7,000円、2.8%の減額でございます。

増減の主なものは、職員人件費の減、177ページのダンス健康づくり事業費は200万円余りの増加。178ページの共同調理場負担金は660万円余りの減。

総合体育館運営費が630万円余り増加してございますが、これは下水道受益者負担金及び下水道接続工事費用を計上したことによる増額となります。

181ページの11款災害復旧費は前年度同額の10万円を計上しました。

12款公債費は、8億8,039万8,000円で、対前年度91万6,000円、0.1%の増額となります。 元金償還が1,397万円の増加、利子の減少が1,305万4,000円となります。

184ページの13款諸支出金は210万円で53万5,000円の増額となります。これは基金運用利子収入を見込んだものでございます。

185ページ、14款予備費は、前年度同額の3,000万円を計上してございます。

以上、歳入歳出それぞれ85億6,700万円でございます。

これで平成21年度一般会計予算の御説明とさせていただきます。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○議長(吉永滿榮君) 企画課長、ありがとうございました。

続きまして、税務課長、仲田京司君。

〔稅務課長 仲田京司君登壇〕

○税務課長(仲田京司君) 税務課からになります。

税務課からは、第7号議案、第34号議案の2議案につきまして御説明いたします。

まず、第7号議案 吉田町税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

提出議案の11ページと12ページ、参考資料ナンバー6もあわせてごらんいただきたいと思います。

所得税法等一部を改正する法律が平成20年4月30日に交付され、地方税法の一部を改正する法律でございまして、吉田町税条例の一部を改正するものでございまして、吉田町税条例の一部を改正する条例と平成20年第1回吉田町議会臨時会で行って、御承認をいただいたところででございます。

御承認いただきました条例のうち、個人町民税に係ります寄付金税額控除の対象となる寄付金につきましては、指定した団体などを加えるものでございます。個人町民税の賦課徴収につきましては、個人県民税と合わせて行っているため、静岡県議会平成20年12月定例会におきまして、可決改正されました静岡県賦課徴収条例にならいまして、指定された団体などに係る寄附金にも対応できるようあわせて町条例の改正を行うものでございます。これは平成21年1月1日以降に規定された団体などで寄附した寄附金につきまして、平成22年度の町民税の課税から控除するものでございます。

提出議案12ページ参考資料ナンバー6号により説明をいたします。

寄附金税額控除第34条の7の改正でございます。

個人町民税の寄附金税額控除につきまして、現行において対象としております寄附金に地域の住民の福祉の増進に寄与するための寄附金などを新たに加える改正でございまして、第 1項に第3号から第7号を加えるものでございます。

第3号は、県内に主たる住所がある公益法人などに対するものを規定しております。

第4号は、県内に主たる住所のある学校法人、社会福祉法人などの特定公益増進法人など に対するものを規定しております。

第5号は、静岡県知事、静岡県教育委員会が所管する特定公益信託の信託財産とするため に支出したものを規定しております。

第6号は、県内に主たる住所がある国税庁長官の認定を受けたNPO法人に対するものを 規定しております。

第7号は、そのほかに住民の福祉の増進に寄与する寄附金について規則で定めることを規 定しております。

附則では、第1項で施行期日を定めたほか、第2項第3号で寄附金についての経過措置を 講じております。

以上が吉田町税条例の一部を改正する条例の改正手続ででございます。

次に、第34号議案 静岡地方税滞納整理機構を組織する地方公共団体の数の減少について、 御説明いたします。

提出議案の78ページをごらんいただきたいと思います。

平成20年11月1日に、由比町が静岡市、富士川町が富士市、大井川町が焼津市、また平成21年1月1日に岡部町が藤枝市にそれぞれ編入合併しております。この合併に伴いまして、静岡地方税滞納整理機構から、由比町、富士川町、大井川町及び岡部町が廃され、同構成する地方公共団体の数が減少しております。

市町村の合併の特例等に関する法律第14条第1項及び地方自治法第291条の3第1項の規定により、広域連合を組織する地方公共団体の数を増減し、処理する事務を変更する旨が、合併後6カ月以内に関係地方公共団体と協議の上、都道府県の加入するものであるから、総

務大臣の許可を受けることとなっております。

この協議に当たりまして、地方自治法第291条の11の規定に基づき、関係する地方公共団体の議会の議決を経ることとなっておりますので、今回、静岡地方滞納整理機構を組織する構成団体からの4町の減少につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、2議案につきまして、よろしく御審議くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(吉永滿榮君) 次に、町民課長、大石修司君でございます。

[町民課長 大石修司君登壇]

〇町民課長(大石修司君) 町民課でございます。

町民課からは、第5号議案、第17号議案、第18号議案、第19号議案、第25号議案、第26号 議案、第27号議案、第33号議案の8議案につきまして、お認めをいただこうとするものでご ざいます。

初めに、第5号議案 吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを 説明申し上げます。

議案書7ページと8ページ、参考資料ナンバー4の新旧対照表をごらんください。

平成16年度に医療費の増加に対応するため、税率改正をさせていただきましたが、その紹介者の皆様が健康管理に留意されたこと。町も健康福祉事業の推進等によりまして、医療費の伸びが鈍化して、国民健康保険福祉事業、独立会計の運営は安定し、健全なものとなってまいりました。さらに、支払準備基金保有高が目標達成の見通しも達してまいりましたことから、国民健康保険運営協議会に税率改正を諮問し、答申をいただいたことで、今回の議案を上程し、お認めをいただこうとするものでございます。

具体的には、第3条国民健康保険の被保険者に係る所得割額では、第1項中、「100分の5.1」を「100分の4.5」に改める。

第4条国民健康保険の被保険者に係る資産割額では、100分の29を100分の25に改める。

第5条国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額では、「1万3,200円」を「1万2,000円」に改める。

第6条国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額では、「100分の2.4」を「100分の2.6」に改め、さらに第23条(国民健康保険税の減額)では、第1号中、「7,220円」を「7,200円」に改める。

第2号中、「5,280円」を「4,800円」に改めようとするものでございます。

なお、施行期日を2021年4月1日とし、改正後の規定は、平成21年度以後の年度分を 適用し、平成20年度未満は従前の例とするところでございます。

以上が吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての説明でございます。

続きまして、第17号議案 平成20年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について説明させていただきます。

議案書の32ページと別冊の平成20年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算書をごらんください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,075万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額 を歳入歳出それぞれ23億3,702万1,000円とするものでございます。 今回の補正は、これまでの実践に基づき、平成20年度の決算を見込んだものでありま す。

補正予算書の5ページからごらんください。

まず歳入から申し上げますと、1款国民健康保険税は、一般医療費給付分の増額と、一般介護納付金分及び退職医療給付費分の減額により、873万9,000円の増額。

6ページの3款国庫支出金は、高額医療費共同事業負担金の拠出金額の確定による減額と、 特定健康診査等負担金は、事業の完了による増額で、合わせまして6万1,000円の増額。

6 款県支出金は、国庫支出金同様に高額医療費共同事業負担金の拠出金合併によるものと、 特定健康診査等負担金は、事業の関連によりまして6万1,000円の増額となっております。

7ページの7款共同事業交付金は、高額医療費共同事業交付金と、保険財政共同安定化事業交付金の交付額確定によります1,380万4,000円の減額。

8ページの9款繰入金は、低所得者に対する保険税の軽減分と支援分からなる保険基盤安定繰入金、職員給与費等繰入金、出産育児一時金等繰入金の一般会計からの繰入金でございまして、1,346万4,000円の減額。

9ページの11款諸収入は、延滞金預金利子、第三者行為等で764万9,000円の増額となります。

歳出につきましては、10ページからごらんください。

1 款総務費は、総務管理費、徴税費、運営協議会費で、需用費、役務費等の物件費でございまして、58万6,000円の減額。

12ページから13ページの2款保険給付費では、療養給付費、療養費、高額療養費は医療給付費の不足によります調整。出産育児一時金は、出生者の減少に伴う補てん445万円の減額。

14ページの6款介護納付金の財源内訳でございます。

7款共同事業拠出金は、高額医療費拠出金。保険財政共同安定化事業拠出金の支出額、拠出金額の確定を受けまして、572万2,000円の減額。

15ページの8款保健事業費も財源振替であります。

以上が平成20年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)の説明でございます。

続きまして、第18号議案 平成20年度吉田町老人保健事業特別会計補正予算(第2号)についてでございます。

議案書の33ページ、別冊の平成22年度吉田町老人保健事業特別会計補正予算書をごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,389万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を 歳入歳出それぞれ2億2,223万7,000円とするものでございます。これは、3月までの診療分 を設定し、平成20年度決算を見込んだものであります。

補正予算書の3ページからごらんください。

まず歳入から申し上げますと、1款支払基金交付金は、医療費交付金、審査支払手数料交付金で変更決定に基づくもので、4,715万4,000円の減額。

4ページの2款国庫支出金は、変更規定というもので、2,992万5,000円の減額。

3款県支出金も、先行給付に基づくものでございまして、761万6,000円の減額。

5ページの6款諸収入は、第三者納付金等で80万2,000円を増額するものであります。 次に、6ページをごらんください。

歳出では、1款医療諸費は、医療給付費7,595万2,000円。医療支給費780万円、審査支払 手数料14万8,000円、いずれも決算見込みに基づきます減額でございます。

以上が平成20年度吉田町老人保健事業特別会計補正予算(第2号)の説明でございます。 続きまして、第19号議案 平成20年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)についてでございます。

議案書の34ページと別冊の平成20年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計、補正予算等を ごらんください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ426万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を 歳入歳出それぞれ1億8,527万1,000円とするものでございます。これは、国による制度の一 時見直しで、低所得者層に対する保険料の規定が拡大し、その差額分が直接広域連合の国際 規格と、本算定によります後期高齢者医療広域連合が確定したことによるものでございます。

3ページの歳入では、1款の後期高齢者医療保険料は、年金天引きによる特別徴収から、口座振替の普通徴収の変更が可能となったこと。制度の一部見直しによります均等割、所得割が軽減されたこと。これで1,485万4,000円を減額するものであります。

3款の繰入金は、本算定によりまして、後期高齢者医療広域連合納付金が確定したことで、 2,012万2,000円を増額するものであります。

4ページの歳出では、1款後期高齢者医療費広域連合納付金526万8,000円の増額。これにつきましては、本算定によりまして納付金が確定したことによるものでございます。この納付金は、後期高齢者医療保険料と低所得者世帯の均等割額減額分及び社会保険等給与者の均等割額減額分を合わせたものでございます。

以上が平成20年度後期高齢者医療費特別会計補正予算(第1号)の説明でございます。

続きまして、第25号議案 平成21年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。

議案書の52ページから55ページです。

別冊の平成21年度予算書一般会計及び特別会計予算に関する説明の中ほどにあります、吉田町国民健康保険事業特別会計の1ページから2ページをご覧ください。

まず、議案書の53ページをごらんください。

第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億7,137万と定めるものでございます。前年度比較しますと、7,411万9,000円、3.3%の減でございます。

第2条では、地方自治法第239条の3第2項の規定により、一時借入金の最高額を証券等 残額による1億円と定めるもの、第3条では、地方自治法第220条第2項のただし書き規定 によりまして、歳出予算の保険給付費における各項間の流用について定めるものでございま す。

それでは、議案書の54ページから55ページ、予算説明書の3ページからごらんください。 歳入の内訳で申し上げますと、1款国民健康保険税につきましては、7億1,999万6,000円 で、前年度と比べますと、2,674万7,000円、3.9%の増となっております。

算定方法は、歳出総額から歳入のうち国県等の負担金、交付金及び補助金を差し引いたと 残金を必要額として計上しておりますことは、従来と変わりございません。 5ページの2款使用料及び手数料につきましては10万円で、前年度同額であります。

3 款国庫支出金につきましては、6 億1,516万4,000円で、前年と比較しまして475万2,000円、0.8%の減となっておりますが、国庫負担金の中の特定健診、健康診査等負担金につきましては、77.6%の増となっております。

6ページの4款療養給付費等交付金につきましては、1億548万9,000円で、前年度比較して5,742万6,000円、35.2%の減となっております。これは、退職者の療養給付費等の支払いに対しまして、保険税収入で賄うことができない分を社会保障診療報酬支払基金から交付されるものでございますが、平成20年度は4月支払分が改正前の制度でありましたことから、減額可能な大きなものとなっております。

7ページの5款前期高齢者交付金につきましては、予算枠3,613万8,000円で、前年度と比較して、4,445万5,000円の減となっております。これは、前期高齢者に係る保険者間の不均衡の調整を図るもので、保険者から徴収する前期高齢者納付金を財源として、社会保険診療報酬支払基金から市町村公庫に対して交付されるものでありまして、公庫割合が各市町の全高齢者数で案分をされます。

6ページの県支出金につきましては、1億1,088万3,000円で、前年度と比較しまして9万3,000円、0.1%の減となっておりますが、国庫負担金同様、特定健康診査等負担金が77.6%も増加しております。

8ページの7款共同事業交付金につきましては、1億9,415万7,000円で、前年度比較して465万2,000円、2.5%の増となっております。この交付金は、国民健康保険における高額医療費の発生による保険者の財産運営の不安定を緩和するための事業で、一般被保険者を対象に、支給した実績に基づいて交付されるものと、保険財政共同安定化事業交付金となっております。

9ページ、8款財産収入につきましては24万円で、前年度と比較して22万円、47.8%減となっております。これは、基金残高は増加してでおりますが、リスクの変動によります減額を見込んだものでございます。

9 款繰入金につきましては、7,618万円で、前年度と比較して97万6,000円、1.3%の減となっております。

11ページの8款繰越金につきましては、1,000万1,000円で、前年度と同額であります。

12ページの11款諸収入につきましては、302万2,000円で、老人保健医療給付金、精算交付金240万3,000円見込んだため、388.2%の増となっております。

以上が歳入であります。

次に、歳出ですが、議案書の55ページ。予算関係につきましては、14ページからごらんください。

1 款総務費は1,505万8,000円で、前年度に比べて1万4,000円、0.1%の減となっています。 これは、臨時職員賃金、電算委託料等の一般管理費、連合会への負担金、賦課徴収費、運営 協議会の費用でございます。

2 款保険給付費につきましては、14億24万9,000円で、前年度に比べ8,639万3,000円、5.8%の減となっております。これは、平成20年度の4月分が制度改正前のものですので、前年度に比べて減少しておりますが、医療諸費、高額療養費、出産育児諸費、葬祭費及び移送費で、歳出全体の大半を占めていることには変わりございません。

22ページの3款後期高齢者支援金等につきましては、3億3,987万3,000円で、前年度に比べ3,803万1,000円、12.6%の増となっています。これは、被用者保険やの保険者が後期高齢者の医療給付費等を賄うために、現役世代からの支援金であります後期高齢者支援金を社会保険診療報酬支払基金へ納付するものでございます。

23ページの4款前期高齢者納付金等につきましては、112万8,000円で、前年度に比べ98万1,000円、667.3%増となっていますこれは、各保険者の前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金の額が各保険者の義務的支出に占める割合に勘案しまして、全保険者で公平に再按分にする負担調整措置でございます。

24ページの老人保健拠出金につきましては、2万6,000円でありまして、前年度に比べ413万4,000円、99.9%の減となっております。これは、老人保険事業の財源になります医療費拠出金事務費を社会保険診療報酬支払基金納付するものですが、後期高齢者医療制度の発足に伴いまして、平成21年度は過誤返戻分だけになりますので、大幅な減となっております。

25ページ、6 款介護納付金につきましては、1 億4,742万9,000円で、前年度に比べ1,539万3,000円、11.3%の増となっております。これは、介護保険法の40歳から64歳までの第2号被保険者を対象にしたもので、社会保険診療報酬支払基金に納付するものでございます。

26ページの7款共同事業拠出金につきましては、2億2,158万5,000円で、前年度に比べ419万4,000円、1.9%の増となっております。これは、保険者の財産運営の不安定を解消するため、高額療養費等の共同事業の実施主体であります国民健康保険団体連合会が運営する事業で、町が拠出金として負担するものでございます。

28ページの8款保健事業費につきましては、2,605万6,000円で、前年度に比べ560万7,000円、27.4%の増となっております。これは、糖尿病等の生活習慣病の予防のため実施する特定健康診査が国保事業の円滑なる運営と健康増進のための費用で、平成21年度の受診率を見込んだものでございます。

30ページの9款基金積立金につきましては、24万円で、前年度と比べ22万円、47.8%の減少となっています。これは、保険給付費等、支払準備基金への積立金でありまして、歳入の財産収入であります基金利子を充当するものでございます。

10款公債費につきましては6万3,000円で、前年度と同額であり、一時借入金の利息分であります。

31ページの11款諸支出金につきましては、966万3,000円で、前年度に比べ843万6,000円、増となっています。これは、老人保健事業費拠出金、精算金、801万8,000円を見込んだものであります。

32ページの12款予備費につきましては1,000万で、前年度に比べ2,000万、66.7%の減となっております。これは、医療費の伸びや突発的な医療費の必要性が発生した場合を考慮させていただくものでありますが、実績を勘案して計上されたものであります。

以上が平成21年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算の説明であります。

続きまして、第26号議案 平成21年度吉田町老人保健事業特別会計予算について御説明申 し上げます。

議案書の56ページから59ページと、別冊の平成21年度吉田町一般会計及び特別会計予算に 関する説明書の吉田町老人保健事業特別会計の1ページをごらんください。

まず、第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,222万3,000円とするもので

ございます。前年度に比べますと、2億5,433万1,000円、95.5%の減となっています。これは、平成20年度に老人保健制度が廃止されまして、平成21年度の予算計上額は、資格異動に伴う過誤返戻分となりますので、大幅な減額となっております。

議案書の58ページ、予算に関する説明書の2ページからごらんください。

歳入の主なところを申し上げますと、1款支払基金交付金につきましては、671万8,000円で、前年度と比べまして1億3,034万4,000円、95.2%の減となっております。3ページの2款国庫支出金につきましては、364万1,000円で、前年度と比べまして8,132万5,000円、95.8%の減となっております。

さらに、3 款県支出金につきましては、90万1,000円で、前年度と比べまして2,033万1,000円、95.8%の減となっております。

4ページの4款繰入金につきましては90万円で、前年度と比べまして2,033万6,000円、こちらも95.8%の減となっております。

以上が歳入の主なところでございます。

次に、歳出でございますが、議案書の59ページ、予算に関する説明書の6ページから7ページをごらんください。

1 款医療諸費は1,211万6,000円で、前年度と比べまして2億5,433万2,000円、95.5%減となっております。

以上が、平成21年度吉田町老人保健事業特別会計予算の説明であります。

続きまして、第27号議案 平成21年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算について御 説明申し上げます。

議案の60ページから63ページを、別冊の平成21年度吉田町一般会計及び特別会計に関する 説明書を、吉田町後期高齢者医療事業の特別会計の1ページをごらんください。

議案書では61ページになりますが、こちらをごらんください。

第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億429万円とするものでございます。前年度と比較しますと、2,228万7,000円、13.5%増となっております。これは、平成20年度に老人保健制度が廃止されたことで、高齢者世帯と現役世代の負担を明確にした後期高齢者医療制度が創設されたことに伴うものであります。

議案書の62ページ、予算に関する説明書の2ページから5ページをごらんください。

歳入の内訳を申し上げますと、1款後期高齢者医療保険料につきましては、1億7,696万6,000円で、前年度と比べまして108万6,000円、0.6%の減となっております。これは、75歳以上の後期高齢者の皆様からいただく保険料でございます。

2款使用料及び手数料につきましては2万1,000円で、前年度と比べまして4,000円、 23.5%増になります。これは証明手数料及び督促手数料でございます。

3ページの3款繰入金につきましては、3,279万6,000円で、前年度と比べまして2,486万8,000円、313.7%の増であります。これは、低所得者世帯の均等割額、減額分及び社会保険等の被扶養者の均等割額減額分を一般会計から一部負担するための繰入金で、これは平成20年度の補正予算に伴った実績に基づいたものでございます。

4 款繰越金につきましては、1,000円で、平成20年度から新たに設けるもので、皆増でございます。

4ページの5款諸収入につきましては、50万6,000円で、前年度と比べまして50万円、

833.3%増になります。これは延滞金、加算金及び過料等ですが、主に資格喪失に伴う保険料環付が主になります。

以上が歳入であります。

次に歳出ですが、議案書の63ページ、予算に関する説明書の6ページから8ページをごらんいただきたい。

1 款後期高齢者医療広域連合納付金が 4 億3,306万3,000円で、前年度と比べまして2,378万3,000円、13.1%の増となっております。これは、後期高齢者からいただいた保険料と低所得者等の減額した保険料を一般会計から繰り入れたものでございます。

7ページの2款諸支出金は50万2,000円で、主に資格の喪失に伴う過年度分の保険料還付金等、歳入の諸収入、償還金及び還付加算金を充当したもので、皆増となっております。

8ページの3款予備費につきましては、2万5,000円で、前年度と比べて2,000円、3.7%で歳入の手数料、諸収入とも充当されるものでございます。

以上が平成21年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算の説明であります。

続きまして、第33号議案 静岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について説明をいたします。

議案書の77ページをごらんください。

静岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少することにつきまして、 同広域連合を組織する関係地方公共団体と協議をするため市町村の合併等の特例法に関する 法律、いわゆる14条第1項及び地方自治法291条の11の規定でございまして、この件を提出 するものでございます。

具体的には、庵原郡由比町を廃し、その区域を静岡市に編入。庵原郡富士川町を廃し、その区域を富士市に編入。志太郡大井川町を廃し、その区域を焼津市に編入。志太郡岡部町を廃し、その区域を藤枝市に編入することに伴いまして、静岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数が4町減少することについて、議会のお認めをいただこうとするものでございます。

以上、町民課の議案の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

〇議長(吉永滿榮君) 続きまして、社会福祉課長、八木大作君。

〔社会福祉課長 八木大作君登壇〕

〇社会福祉課長(八木大作君) 社会福祉課からは、本議会定例会に上程いたしました第6号 議案、第13号議案、第31号議案及び第41号議案の4議案の説明をさせていただきます。

初めに、第6号議案 吉田町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書の9ページから10ページと、参考資料の5をごらん願います。

現在建設を進めております吉田町立さゆり保育園は、本年3月に完成し、県さ、引き渡し を受けた後、4月1日から新たな吉田町立サユリ保育園として供用開始いたします。

このことから、吉田町立保育所の各保育園の名称と位置を定めております吉田町立保育所設置条例の別表中の吉田町立さゆり保育所の位置を、現在の位置から現在建設中の新たな位置へと改めるものでございます。新たな位置は、今回の改築工事区域において建て直しする中で、大きな面積を占める地籍であります805番1号を採用いたしまして、吉田町片岡805番

地の1といたしております。

変更について御説明いたします。

なお、この改正条例の施行期日は、平成21年度4月1日といたします。

以上で吉田町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定についての説明でございます。 続きまして、第13号議案 吉田町障害福祉サービス事業所設置条例の制定について御説明 いたします。

議案書の25から26ページと参考資料ナンバー12をごらん願います。

現在、心身障害者の福祉の向上を目的に設置し運営しております吉田町立心身障害者小規模授産所を、障害者自立支援法に基づき、本年4月1日から身体、知的及び精神障害者に対して、同法の第5条で定める障害福祉サービスのうち、就労継続支援のサービスを提供するため、吉田町障害福祉サービス事業所として新たに設置することとし、その管理と運営に関して条例を定めるものでございます。

この事業所の名称は、吉田町さくら作業所とし、位置については、現在の吉田町さくら授 産所と同じ吉田町片岡2002番地の2としているものです。

また、この事業所は、法第5条第15項、就労継続支援を行うものでありますが、この障害 福祉サービスの就労継続支援とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に対して、 就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動機会の提供を通じて、その知識及び 能力の向上のために必要な訓練等の便宜を提供するものでございます。

そして、本事業所の管理につきましては、指定管理者に行わせることができるものとして、 その指定管理者は、管理の基準と業務の範囲を定めております。

また、この条例の施行に必要な事項に関しましては、施行規則により定めるものといたします。

なお、この条例の制定に伴いまして、吉田町立心身障害者小規模授産所設置条例は廃止することといたします。

以上、吉田町障害福祉サービス事業所設置条例の制定についての御説明でございます。 続きまして、第31号議案 駿遠学園管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約

議案書の73ページから76ページと、参考資料ナンバー16をごらん願います。

駿遠学園管理組合は、昭和44年4月1日に志太・榛原地域の3市10町で組織する一部事務 組合として発足し、地域の知的障害児の自立支援のための指導、教育を行ってまいりました。

この一部事務組合を組織する地方公共団体のうち、大井川町が平成20年11月1日から廃されて、その地域を焼津市に編入されたことに伴い、大井川町は平成20年10月31日をもって本組合から脱退し、また同じく組合を組織する地方公共団体のうち、岡部町が平成21年1月1日から廃されて、その地域を藤枝市に編入されたことに伴い、岡部町が平成20年12月31日をもって本組合から脱退いたしております。

このことにより、市町村の合併の特例等に関する法律第14条第1項の規定により、駿遠学園管理組合を組織する地方公共団体を、島田市、藤枝市、焼津市、御前崎市、牧之原市、吉田町、川根本町となりまして、合併市町の区域における事務について規約が変更される日まで、従前の例により行ってきましたが、今回、この5市2町が組合を組織する地方公共団体といたしまして、駿遠学園管理組合規約の一部を変更することについて、地方自治法第286条第2項の規定により、関係地方公共団体と協議するため、議会の議決をお願いするもので

ございます。

まず、議案第2条、組合を組織する地方公共団体において、組合を組織する地方公共団体として、5市4町を規定しておりますが、この4町のうちから「大井川町」と「岡部町」削るものでございます。

次に、第5条、議会の組織においては、組合議会の議員定数及び構成市町ごとの議員定数 を定めてでございますが、組合議会の議員定数を13人から2人減じて11人とするとともに、 構成市町の議員定数から第7号の本川根町と第8号岡部町を削るものでございます。

また、附則の第2項においては、平成20年度御前崎市の人口割の人口を平成19年9月末日の旧御前崎町の区域の住民境界地の登録人口として規定しておりますが、平成21年度についても同様に、御前崎市の人口割の人口を平成20年9月末現在の旧御前崎町についての住民基本台帳人口とするものでございます。

さらに、新たに附則に第3項を追加いたしまして、現行の契約名は、契約第3号第1号の事務、すなわち児童福祉法の第41条に規定する知的障害児施設である駿遠学園の設置及び管理に事務。これに関する事務、これに関する分担金の算定につきましては、規約第1条第2項第1号において、人口割70%、均等割30%として規定をしていますが、分担金の激変緩和を抑えるため、従前の例によりまして、均等割とする部分を平成21年度における分担保有分は、関係市町長の協議に頼るものとするものでございます。

また、この変更契約の附則において、この契約の旅行期日を静岡県知事の許可日といたします。

また、分担金の人口割に用いる人口については、契約第1条第3項第1号に、人口割とは、予算の属する年度の前年度の9月末日現在における住民基本台帳とともに人口によるものとするとして規定してございますが、この規定にかかわらず、平成21年度における藤枝市及び焼津市の分担金の人口割に用いる人口については、藤枝市の人口については、平成20年の9月末日現在における藤枝市及び岡部町の住民基本台帳登録人口を合算した人口によるものとし、同時に焼津市の人口につきましても、平成20年9月末日現在における藤枝市並びに岡部町の住民基本台帳の登録人口を合算した人口によるものとするものでございます。

以上、駿遠学園管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更についての御説明でございます。

最後でございますが、第41号議案 指定管理者の指定について御説明いたします。 議案書の85ページ、参考資料の24をごらん願います。

平成21年4月1日から吉田町障害福祉サービス事業所設置条例の施行に伴いまして、吉田町さくら作業所は、障害者福祉サービス事業所として運営されることとなりますが、この条例の第4条の規定に基づきまして、今回新たにこの事業所の管理について指定管理者を指定するものでございます。

指定管理者として指定管理者する団体を、社会福祉法人牧之原やまばと学園といたしまして、その指定期間を平成21年4月1日からの3年間とするものでございます。

今回指定いたします社会福祉法人牧之原やまばと学園は、志太・榛原圏域において、長年にわたり多様な福祉障害者施設を展開、運営しておりまして、この圏域の市町における障害福祉事業の実績も豊富で、吉田町内の利用者も多く、また平成17年度からは、北区の神戸集落センターにおける知的障害者デイサービスとしての事業を本町から受託いたしまして、現

在も地域生活活動支援センター事業として継続して実施しております。

なお、年度協定ができる指定管理につきましては、年額5万円とすることで現在考えております。

以上、指定管理者の指定について御説明するものです。

社会福祉協議会からずっと委託されます4議案の内容説明でございます。よろしく御審議 いただきますようお願いいたします。

〇議長(吉永滿榮君) 次に、高齢者支援課長、水野辰明君。

[高齢者支援課長 水野辰明君登壇]

〇高齢者支援課長(水野辰明君) 高齢者支援課でございます。

本議会に上程いたします第9号議案、第14号議案、第20号議案、第28号議案、第42号議案 から第45号議案までの8議案につきまして、御説明を申し上げます。

それでは、議案の御説明を申し上げます。

第9号議案 吉田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。 提出議案の16ページと参考資料ナンバー8をごらんください。

本議案は、平成21年度から平成23年度の3年間の介護保険料率を改正する内容の条例の一部改正につきましてお認めいただこうとするものでございます。

平成21年度から平成23年度の3年間は、高齢者の人口の見込み、介護認定者の見込み、3年間の介護グループサービスの見込み料または保険給付事業所に費用の額を推計し、介護保険料を会計するものでございますが、今回の改正は、保険給付費の増加の見込みに加え、第1号被保険者の法定負担割合が第2号被保険者との人口割合の変化に基づきまして、介護保険法施行令の改正により、19%から20%に引き上げられたことと、介護従事者の処遇を改善するため、平成21年4月1日から介護報酬が3%引き上げられることにより、介護保険料率を引き上げる必要があることから、介護保険条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、第3表保険料の基準額は、月額3,400円、年額で4万800円でありますが、第4期保険料の基準額を月額3,850円、年額で4万6,200円に改め、現行第4段階における収入80万円以下の方に対し負担軽減を行い、保険料を多段階化にいたしまして、実質8段階とし、被保険者の負担能力に応じた保険料の設定を行うものでございます。

条例第2条第1号は、生活保護を受けていること、世帯全員が住民税非課税でありまして、老齢福祉年金を受けている方で年額2万3,100円に、第2号は、世帯全員が住民税非課税で前年度合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人で年額2万3,100円。第3号は、世帯全員が住民税非課税であり、第2号以外の人で、年額3万4,650円。第4号は、世帯のだれかに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の人で、年額4万6,200円。第2号は、本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万未満の人で、年額5万7,750円。第6号は、本人が住民税課税で前年の合計所得金額が500万未満の人で、年額6万9,300円。第7号は、本人が住民税課税で前年の合計所得金額が500万円以上の人で、年額8万850円とするものでございます。

附則の第2条で、本人が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方であり、世帯の中に住民税課税者がいる人につきましては、第2条の規定にかかわらず、年額4万1,580円と定めるものでございます。

第5条1項につきましては、第2条第5号の規定を受けまして、重複する文言を削るもの

でございます。

附則で、この条例の施行を平成21年4月1日とするものでございます。

続きまして、第14号議案 吉田町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定につきまして、御説明を申し上げます。

提出議案の27ページをごらんください。

本議案は、吉田町介護従事者処遇改善臨時特例基金を設置するため、基金条例の制定につきまして、お認めいただこうとするものでございます。

介護従事者の離職率が高く、人材確保が困難であるといった現下の状況を踏まえまして、 介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策として、厚生労働省は、平成21年度の介護報酬 を3%上げる改定を行うと決定をいたしました。

この決定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するため、厚生労働省は、この保険料の上昇分を平成21年度分は全額、平成22年度分は2分の1に相当する額と、準備事務費の合計額を介護従事者処遇改善臨時交付金として市町村に交付し、これを財源として、第1号被保険者の保険料を提言する措置を講じることとして、平成20年度補正予算において交付することを決定いたしました。この交付金の受け皿としまして、基金を設置することが義務づけられたことが、必要な規定を行うものでございます。

第1条は、基金を設置の趣旨。

第2条で、基金の額を町が交付を受ける介護従事者処遇改善臨時交付金の額と規定をして おります。

第4条で、運用費の処理が介護保険事業特別会計歳入歳出予算に計上して基金に編入する こととしております。

第6条で処分を規定しておりますが、第1号被保険者の保険料の介護報酬改定の増額を低減するための財源と、軽減の方法、電算システムの整備等の費用の財源に処分を限定しております。

附則で、本条例を交付の日から施行し、条例失効を平成24年3月31日としまして、改めて 有効期限を定めるものでございます。

続きまして、第20号議案 平成20年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)に つきまして御説明を申し上げます。

提出議案の35ページと、別冊補正予算書1ページをごらんください。

歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ1,465万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ13億7,087万5,000円とする内容をお認めいただこうとするものでございます。

歳入歳出ともに、介護サービス費、支援費及び地域支援事業の自主決定を考え、それぞれの見込み額により、予算額との増減を補正するものでございます。

また、介護従事者処遇改善臨時特例交付金の平成20年度補正予算で交付金することが、国が決定したことから、この交付金を受け入れまして、第14号議案で御説明いたしました吉田町介護従事者処遇改善臨時特例基金に積み立てる予算措置を行うものでございます。

歳入歳から申し上げます。

1 款保険料は250万円を増額し、2億4,836万円とするもので、見込額が当初予算を上回ることから、増額を行うものでございます。

3款国庫支出金は、1,031万9,000円を減額し、2億9,771万3,000円とするもので、国庫負

担金では、介護給付費が減額をする見込であることから、637万9,000を減額し、国庫負担金は、調整交付金、地域支援事業がそれぞれ実績の見込みが減額となることから、394万円を減額するものでございます。このうち事務交付金として、介護報酬見直しのための電算システム改修の補助金22万6,000円を予算措置することと、介護従事者処遇改善臨時特例交付金を1,369万9,000円を新たに予算措置するものでございます。

4款支払基金は、899万6,000円を減額し、3億9,832万2,000円とするもので、介護保険給付費が減額が見込まれることから、法定負担割合で減額をするものでございます。

5 款県支出金は253万8,000円を減額し、1億9,252万4,000円とするもので、県負担金は、介護従事者が当初の見込みより減額が見込まれるため、減額を行い、県補助金は、地域支援事業の減額が見込まれることから、減額を行うものでございます。

7款繰入金は、453万9,000円を増額し、2億1,831万5,000円とするもので、内訳としましては、一般会計繰入金を330万4,000円減額し、基金繰入金は784万3,000を増額し、1,209万7,000円とするものでございます。

9款諸収入は、12万7,000円を増額し18万4,000円とするもので、第三者納付金が生じたことから、増額を行うものでございます。

歳出でございますが、1款総務費は56万4,000円増額し、3,511万2,000円とするもので、 総務管理費の介護報酬見直しに伴う電算システム改修委託料及び電算の介護認定新システム 改修業務委託料分でございます。

2 款保険給付費は、1,542万1,000円を減額し、12億7,384万8,000円とするもので、介護サービス等、それぞれの実績の見込みによりまして補正を行うものでございます。

3 款基金積立金は、1,369万9,000円を増額し、1,832万6,000円とするもので、新たに します吉田町介護従事者処遇改善臨時特例基金に国庫交付金を積み立てるものでございます。 4 款地域支援事業は、1,349万8,000円を減額し、3,292万4,000円とするものです。

介護予防事業、包括的支援事業、2事業実施見込みによる減額を行うものででございます。 次に、第28号第号 平成21年度吉田町課税介護保険事業特別会計予算につきまして御説明 を申し上げます。

提出議案の64ページと別冊介護保険事業特別会計予算に関する説明書の1ページからごらんください。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億5,432万円とする内容をお認めいただこうとするものでございます。前年度比較で歳入歳出それぞれ1億2,316万1,000円の増額、9%の増額となりました。増加の要因としましては、高齢者人口の増加、介護認定数の増加等によりまして、介護給付費の事業の増加見込みに加えまして、介護従事者の処遇を改善するための介護報酬の3%の引き上げによりまして、介護給付費が増額というものでございます。

歳入から申し上げます。説明書の2ページからでございます。

1 款保険料は、1 号被保険者保険料でございまして、2 億9,743万円でございます。1 号被保険者の保険料合計負担割合が19%から20%に、政令の改正により変更されております。

2款使用料及び手数料1万6,000円は督促手数料でございます。

3款国庫支出金3億1,682万3,000円は、介護給付費国庫負担金、調整交付金、地域支援事業補助金等でございます。

4款支払基金交付金4億2,963万9,000円は、介護給付費交付金及び地域支援事業交付金で

ございます。

2号被保険者の負担分の支払基金交付金は、法定負担割合が30%に変更されてございます。 5款県支出金2億1,160万8,000円は、介護給付費県負担金及び地域支援事業県補助金でご ざいます。

6款財産収入10万円は、介護給付費準備基金利子等でございます。

7款繰入金2億3,778万1,000円は、一般会計よりの介護給付費、地域支援事業の法定負担割合分及び事務費の繰入金でございまして、こうやって介護給付費準備基金及び介護従事者処遇改善臨時特例基金からの繰入金でございます。

- 8款繰越金100万円は、前年度繰越金でございます。
- 9款諸収入5万7,000円は、第三者納付金、返納金、預金利子等でございます。

次に、歳出を申し上げます。11ページからごらんになってください。

1款総務費、3,501万3,000円は一般管理費でございまして、介護保険制度運営事業費、介護サービス推進事業費、介護認定審査事業費、事務運営負担金等でございます。

2 款保険給付費14億1,048万6,000円は、介護サービス等諸費、支援サービス費、審査支払 手数料、特定入所者介護サービス費等でございまして、前年度比較で1億2,171万7,000円の 増額となっております。介護報酬改定とそれぞれの見込みによる増額でございます。

3款基金積立金1万5,000円は、基金として積みたてる剰余金でございます。

4款地域支援事業費4,740万1,000円は、介護予防事業費、包括的支援事業費、任意事業費でございます。

- 5款公債費1,000円でございます。
- 6 款諸支出金3万8,000円は、過誤納付還付金、それから返戻金、繰出金でございます。 7 款予備費100万円でございます。

続きまして、第42号議案 指定管理者の指定につきまして御説明申し上げます。

提出議案86ページと参考資料ナンバー25をごらんください。

本議案は、町民の健康の増進及び地域福祉の向上を図るため設置をしております吉田町健康福祉センターの管理につきまして、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づきまして、指定管理を行わせるものとし、同条第6項により、その指定管理者につきまして、社会福祉法人吉田町社会福祉協議会を指定することにつきまして、お認めいただこうとするものでございます。

指定の期間につきましては、平成21年4月1日から平成24年3月31日までと定めてございます。

続きまして、第43号議案 指定管理者の指定につきまして御説明を申し上げます。

提出議案の87ページと参考資料ナンバー26をごらんいただきたいと思います。

本議案は、地域の高齢者に対して、健康の増進、教養の向上等、事業実施を行うため設置をしている吉田町老人福祉センターの管理につきまして、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理を行わせるものとし、同条第6項により、その指定管理者について、社会福祉法人吉田町社会福祉協議会を指定することにつきまして、お認めいただこうとするものでございます。

指定の期間につきましては、平成21年4月1日から平成24年3月31日までとするものでございます。

続きまして、第44号議案 指定管理者の指定につきまして御説明を申し上げます。

提出議案の88ページと参考資料ナンバー27をごらんいただきたいと思います。

本議案は、町における在宅高齢者福祉事業の充実を図るため、要介護者を家族にかわって介護する通所施設である「吉田町デイサービス ひまわりの家」の管理につきまして、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づきまして、指定管理者に行わせるものとし、同条第6項により、その指定管理者について、社会福祉法人吉田町社会福祉協議会を指定することにつきまして、お認めいただこうとするものでございます。

指定の期間につきましては、平成21年4月1日から平成24年3月31日までとするものでございます。

続きまして、第45号議案 指定管理者の指定につきまして御説明を申し上げます。

提出議案の89ページと参考資料ナンバー28をごらんいただきたいと思います。

本議案は、高齢者が出きる限り要介護等の状態に陥ることなく、自立した日常生活を確保できるように、通所事業により支援を行う吉田町北区いきいきセンターの管理につきまして、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づきまして指定管理を行わせるものとし、同条第6項により、その指定管理者について、ハイナン農業協同組合を指定することにつきまして、お認めいただこうとするものでございます。

指定の期間につきましては、平成21年4月1日から平成24年3月31日までとするものでございます。

以上、高齢者支援課から、8件の議案につきまして御説明を申し上げました。御審議をよろしくお願いいたします。

○議長(吉永滿榮君) 大分時間も長くなりましたので、この辺で一息入れたいなということです。

残された課があと4個ございますので、30分ぐらいかかると思いますが、会議の再開は3時15分といたしたいと思います。よろしくお願いします。

休憩 午後 3時07分

再開 午後 3時15分

○議長(吉永滿榮君) 予定時刻になりましたので、休憩を閉じまして、会議を再開したいと 思います。

引き続き担当課長から詳細説明をお願いいたします。

それでは、都市建設課長、大石悦正君。

〔都市建設課長 大石悦正君登壇〕

〇都市建設課長(大石悦正君) 都市建設課でございます。

都市建設課関係の議案は、第8号議案、第46号議案、第47号議案の3議案でございます。 初めに、第8号議案 吉田町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書の13ページから15ページ及び参考資料ナンバー7をごらんいただきたいと思います。 本議案は、平成19年4月20日に東京都の都営住宅における暴力団員拳銃発砲立てこもり事 件発生後に行われた国の調査において、都営住宅における暴力団員の不法、不当行為等については、殺人事件や傷害事件、公営住宅の不正入居や不正使用、職員や住民に対する恐喝等、さまざまな問題が全国的に少なからずあることが判明いたしました。

このような状況を踏まえ、平成19年6月1日付国住備第14号により、国から暴力団員排除の基本方針が示されたことから、当町においても、暴力団員は町営住宅に入居できないことや、入居が判明した場合は明け渡し請求ができることなどを条例に規定し、公営住宅の入居者及び周辺住民の生活の安全と平穏を確保し、暴力団員排除に向け毅然と対応するため、吉田町営住宅管理条例の一部を改正するものでございます。また、この改正にあわせて、文言等の整理を行うものでございます。

一部改正の主な内容といたしましては、まず、第5条関係といたしまして、町営住宅の入居者の資格に、暴力団員による不正な行為の防止等に関する暴力団員でないことの条件を第6号に加えることとしたものでございます。

公営住宅に入居する者は、住宅に困窮する低所得者に対して、低廉な家賃で供給する住宅であり、少なくとも公営住宅法第23条に規定する入居者資格を満たし、事業主体も町により入居決定される必要があります。

平成19年6月1日付、公営住宅における暴力団排除についてに示されておりますが、暴力団員は暴力団活動に従事することにより、違法、不当な収入を得ている蓋然性が極めて高いことから、所得を的確に把握することは困難である。入居収入基準を満たしていると判断することができず、他の入居者の生活妨害等の行為を行うおそれが高いと判断されるため、入居決定することが適当なものとは言えないことから、入居申込者が暴力団員である場合は、入居決定をしないことを前提といたしております。

次に、第11条関係といたしまして、町営住宅の入居の際に、同居した親族以外の者を同居させようとするときは、町長の承認を得なければならないが、新たに同居させようとする者が暴力団員であるときは、同居の承認をしてはならないことを2項に加えるものでございます。

また、第12条関係といたしまして、町営住宅の入居者が死亡しまたは退去した場合において、その死亡時または退去時に同居していた者が引き続き居住を希望するときは、町長の承認を得なければならないが、入居の承認を受けようとする者が暴力団員であるときは、入居の継承の承認をしてはならないことを2項に加えるものでございます。

次に、41条関係といたしまして、町営住宅に現に入居している者または同居している者が 暴力団員であるにもかかわらず、偽って入居していることが判明した場合は、住宅の明け渡 し請求をすることができることを1条に加えるものでございます。

次に、第63条関係といたしまして、町営住宅に入居し、もしくは同居しようとする者、または現に入居し、もしくは同居している者が暴力団員であるかどうかについて、関係機関に 意見を聞くことができることを条文に新たに加えるものでございます。

附則の施行期日につきまして、改正後の規定は平成21年4月1日から施行するものでございます。

今回の主な改正点は以上でございますが、今回の改正にあわせて文言の修正を一度行うも のでございます。

以上が第8号議案につきましての内容でございます。

次に、第46号議案 町道の路線廃止について及び第47号議案 町道の路線認定についての 2議案について御説明申し上げます。

この2議案につきましては、それぞれ関係がありますので、あわせて御説明申し上げます。 議案書90ページ、91ページ及び参考資料ナンバー29をごらんください。

初めに、第46号議案 町道の路線廃止についてでございます。

本議案は、道路法第10条第2項の規定に基づき、町道路線を廃止しようとするものでございます。

今回廃止する路線につきましては1路線でございます。路線名は下片岡9号線、延長44メートル、幅員8.5メートルから12.6メートルでございます。

この路線は平成10年、下片岡地内の宅地造成に伴い新設された道路で、平成10年12月に町道の認定を受けている路線でございますが、今回隣接地の宅地造成に伴い新設された道路と接続し、道路が延長されたことから、同路線の延長手続をして、現行路線を一たん廃止するものでございます。

次に、第47号議案 町道の路線認定についてでございます。

議案書の92ページ、93ページ及び参考資料ナンバー30をごらんください。

本議案は、道路法第8条第2項の規定に基づき、町道の路線を認定しようとするものでご ざいます。

今回認定をしようとする道路は、宅地造成の開発によります5路線でございます。

路線名、下片岡9号線、延長107.5メートル、幅員8.5メートルから12.6メートルの道路でございますが、先ほど御説明だと、平成10年12月に町道の認定を受けている路線でございますが、今回宅地造成に伴いまして、新設した道路が接続し、延長が107.5メートルに延長したため、新たに認定をお願いするものでございます。

次に、下片岡17号線から18号線、19号線、20号線でございますが、この4路線につきましても、隣接する二つの宅地造成に伴いまして、新たに認定しようとするものでございます。

17号線、18号線、19号線の3路線につきましては、平成20年4月供用時、6月の開発面積1万2,295.51平方メートル、区画数34区画の宅地造成によるもので、17号線の道路延長は203メートル、幅員は6.0メートルから13.0メートル。18号線の路線延長は169.2メートル、幅員は6.0メートルから13.0メートル。19号線の路線延長は46.9メートル、幅員は6.0メートルから13.0メートルでございます。

20号線につきましては、平成12年12月の開発面積2,906.11平方メートル、区画数10区画の 宅地造成によるもので、道路延長139.8メートル、幅員は6.0メートルから13.0メートルでご ざいます。

これら4路線ともそれぞれ隣接して行われた宅地造成に伴いまして、今回新たに認定しようとするものでございます。

以上が都市建設課関係の3議案の説明でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上 げます。

〇議長(吉永滿榮君) 続いて、下水道課長、柳原 豊君。

〔下水道課長 柳原 豊君登壇〕

〇下水道課長(柳原 豊君) 下水道課でございます。

本定例会に上程いたしました21号議案及び第29号議案、2議案について御説明申し上げま

す。

最初に、第21号議案 平成20年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

提出議案36ページと、別冊の補正予算書(第2号)をごらんいただきたいと思います。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,523万5,000円を減額し、 歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億8,714万3,000円とする内容のものでございます。

この補正につきましては、収入状況を見まして受益者負担金及び使用料の増額と、歳出の決算見込みによる公共下水道事業及び公債費の減額、それに伴います一般会計からの繰出金の減額が主なものでございます。

歳入でございますが、1款分担金及び負担金は、受益者負担金を、710万6,000円増額。2 款使用料及び手数料は、下水道使用料を238万2,000円増額。

4款繰入金は、歳入の増額、歳出の減額によりまして2,147万3,000円を減額。

7款町債は、管渠建設費の起債部分を5,700万円減額するものでございます。

次に、歳出でございますが、1款の公共下水道事業費の6,000万円の減額は、1目管渠建 設費の町単管渠建設費の減額でございます。

2款公債費の529万5,000円の減額は、公庫債償還残金と公庫債償還利子及び前年度借入金 償還利子の減額が主なものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ10億8,714万3,000円とさせていただいたというものでございます。 続きまして、第29号議案 平成21年度吉田町公共下水道事業特別会計予算について御説明 申し上げます。

提出議案68ページから72ページ、並びに別冊の平成21年度一般会計及び特別会計予算に関する説明書、参考資料ナンバー14をごらんいただきたいと存じます。

第1条が歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,649万6,000円とするものでございます。

まず、歳入でございますが、1款分担金及び負担金は、受益者負担金でございますが、予算額2,747万5,000円であります。前年比15.5%、902万7,000円の減額でございます。

2 款使用料及び手数料は、下水道使用料が主なものでございますが、予算額6,530万8,000 円、前年比11.5%、670万9,000円の増額でございます。

3款国庫支出金は、予算額8,000万円で、前年と同額でございます。

4 款繰入金は、一般会計からの繰り入れで、予算額 6 億279万6,000円は、前年比2.6%、1,543万2,000円の増額でございます。

5款繰越金の予算額500万円は、前年と同額で交付されたものでありました。

6 款諸収入も、予算額401万4,000円は、雑入に消費税還付金を400万円計上したものが主なものでございます。

7款町債の予算額2億1,190万円は、前年比41.6%、1億5,080万円の減額でございます。 以上、歳入合計は、9億9,649万3,000円で、前年比11.5%、1億2,968万6,000円の減額で ございます。

次に、歳出でございますが、1款の公共下水道事業費は、予算額4億9,084万9,000円で、前年比4.4%、2,079万円の増額でございます。これは、管渠建設費の管渠維持管理費の減額となるもの、管渠建設費及び浄化センター維持管理費の増額によるものでございます。

2款公債費、予算額5億464万4,000円は、年次償還表によるもので、前年比23%、1億5,047万6,000円の減額となります。

3款予備費につきましては、前年同様100万円としております。

以上、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億9,649万3,000円とさせていただく平成21年度吉田町公共下水道特別会計予算をお願いするものでございます。

第2条の第2表による地方債でございますが、公共下水道事業を目的とする起債の限度額を2億2,190万、利率を6%以内とするものでございます。

第3条は、一時借入金の最高額を、若干の余裕を持たせていただき、2億5,000万円と定めさせていただくものでございます。

以上、第21号議案の説明とさせていただきます。よろしく御審議いただくようお願い申し上げます。

〇議長(吉永滿榮君) 続いて、水道課長、中村久義君。

[水道課長 中村久義君登壇]

〇水道課長(中村久義君) 水道課でございます。

水道課から、第22号議案、第30号議案の2議案について御説明申し上げます。

初めに、第22号議案 平成20年度吉田町水道事業会計(第1号)について御説明申し上げます。

平成20年度吉田町水道事業会計補正予算書(第1号)をごらんいただきたいと思います。

なお、本書は損益計算書、貸借対照表は消費税抜きの金額で、吉田町水道事業会計予算実施計画、資金計画、執行計画については、消費税込みの金額で計上していますので、よろしくお願いいたします。

それでは、補正予算書の1ページ、第2条の収益的収入及び支出の収入につきまして御説明申し上げます。

第1款水道事業収益は、既決予定額から1,361万9,000円減額し、5億6,392万3,000円にしようとするものでございます。

第1項の営業収益は、688万3,000円減額し、5億4,244万3,000円にするもので、この内容は、給水収益の一般家庭用、営業用等の水使用量が前年より少し減少し、435万4,000円の減額。受託工事収益の給水工事収入がなかったことにより、254万4,000円の減額。その他営業収益も、手数料等増加により、2万円の増額によるものでございます。

第2項の営業外収益は、受け取り利息及び配当金も増加はしたものの、消費税の還付が減少されたことにより、673万6,000円減額の2,147万4,000円とするものでございます。

次に、収支の第1款水道事業費は、既決予定額から1,380万8,000円減額し、4億5,801万6,000円にしようとするものでございます。

第1項の営業費用は、1,118万3,000円減額し、3億3,655万円にしようとするもので、その内容は、原水浄水、及び配水給水費の国道県道の漏水修理がなかったことによる路面復旧費の減少、委託料、動力費等の減少により、671万3,000円の減額、受託工事費の受託料のなかったことにより100万円の減額、業務費の委託料等の減少による10万6,000円の減額、総係費の賃借料等の減少による22万6,000円の減額、減価償却費の100万円の減額。資産減耗費の213万8,000円の減額によるものでございます。

第2項の営業外費用は、支払い利息及び企業債取扱諸費雑支出の減少により、262万5,000

円減額し、7,945万6,000円にするものでございます。

この結果、歳入予算における全純利益は6,079万2,000円と見込まれます。

次に2ページ、第3条の資本的収入は、既決予定額から3,307万1,000円減額し、2,179万6,000円にしようとするものでございます。

第1項の企業債は、配水管整備事業の入札結果により、3,300万円減額し、6億6,900万円とするものでございます。この金額を企業債の限度額とさせていただきます。

第2項の他会計出資金は、自家用発電機設置工事等の入札結果により減少。当初2基分の新設消火栓設置を計上しましたが、1基分の要望しかなかったため602万5,000円の減額。

第3項その他資本的収入は、工事負担金が下水道工事の下水道減少により117万5,000円減少したものの、加入分担金がアパート建築等の増加により713万円増加になり、その他資本的収入全体では592万4,000円増額し、3,394万6,000円とするものでございます。

次に、支出の第1款資本的支出終わって、既決予定額から5,435万円減額し、10億2,921万6,000円にしようとするものでございます。

第1項の建設改良費は、委託料が大井川水利用対策協議会での調整がつかなかったため、 新水源調査業務委託の繰り入れに伴い、1,705万4,000円減額。

工事請負費が除鉄除マンガン施設築造工事で水処理工法の変更によること。そのほか入札 差金による3,729万6,000円の減額になります。

建設改良全体では、5,435万円減額し、9億2,145万9,000円とするものでございます。 第2項の企業債償還金は予算どおりでございます。

この結果、資本的収入額が資本的支出の不足する額3億742万円は、減債積立金300万円、建設改良積立金7,000万円。過年度分消費税、資本的収支調整額2,766万3,000円。過年度分損益勘定留保資金7,877万9,000円、当年度分損益勘定留保資金1億97万8,000円で補てんさせていただきます。

なお、詳細につきましては、17ページから26ページに平成20年度吉田町水道事業会計負担 金合計額も計上してございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、第30号議案 平成21年度吉田町水道事業会計予算について御説明申し上げます。

別冊の平成21年度吉田町水道事業会計予算書と参考資料のナンバー10をごらんいただきたいと思います。

なお、補正予算でも申し上げましたように、本日は損益計算書、貸借対照表は消費税抜きの金額で、吉田町水道事業会計予算、実施計画、資金計画給与費明細書、執行計画については、消費税込みの金額で計上していますので、よろしくお願いいたします。

それでは1ページ、第3条の収益的収入及び支出の収入につきまして御説明申し上げます。 第1款水道事業収益の予定額は、5億5,455万6,000円、前年対比にいたしますと95.7%。 2,498万円の減額でございます。

第1項の営業収益は、5億4,862万1,000円。前年対比にしますと92.87%、70万5,000円の減額でございます。

その主な内容を見ますと、給水収益については、件数の増加は見込まれるものの、有収水量の増加が余り見込まれないため、前年度と同じ5億4,231万3,000円の予定額とさせていただきました。

受託工事収益については、耐震性貯水槽清掃点検手数料がなくなり71万円減額の454万円とさせていただきました。

その他営業収益につきましては、消火栓維持管理料が少し増えて、176万8,000円とさせていただきました。

第2項の営業外収益は、受取利息及び配当金が利率の低下に伴い、35万1,000円減額し41万円。雑収益が下水道使用提供分の増加に伴い46万2,000円増加の352万5,000円。

本年度は消費税還付金が見込まれませんので、営業外収益全体では2,427万5,000円減額の393万5,000円の予定額とさせていただきました。

次に、資本的収入及び支出の支出につきまして御説明申し上げます。

第1款水道事業費の予定額は5億1,922万円。前年対比にいたしますと107.76%、3,739万6,000円の増額でございます。

第1項の営業費用は、4億1,948万2,000円、前年対比で105.47%、2,173万9,000円の増額となり、その主な内容は、原水浄水及び配水給水費では、人件費の増加、第2浄水場除鉄除マンガン施設築造に伴い、動力費の増加、漏水調査の縮小により、委託料の減少。量水器取替件数の減少に伴い、修繕費等の減少により、56万6,000円減額の1億4,513万5,000円とさせていただきます。

受託工事費では、他会計より緊急な給水工事のための工事請負費、委託料、材料費、修繕費につきましては、前年並みとさせていただき、耐震性貯水槽点検の手数料もなくなり、77万5,000円減の520万円とさせていただきます。

業務費は、人件費、委託料の増加で190万2,000円の増額の3,937万1,000円、総係費は人件費、第二浄水場除鉄除マンガン施設の築造により、保険料等の増加で、96万円増額の2,414万5,000円。

減価償却費については、第二浄水場築造等、前年度建設改良分が増え2,081万9,000円増加の2億54万5,000円、資産減耗費は前年同様502万円。その他営業費用は前年並みの6万6,000円とさせていただきました。

第2項の営業外費用では、支払利息及び企業債取扱諸費が884万4,000円増加の8,153万4,000円。これと負担増償却が前年度管網図作成業務等により508万円増加の1,011万6,000円。維支出が85万5,000円減少の350万円とさせていただき、本年度は258万8,000円の消費税の納付が見込まれることにより、営業外費用全体では1,565万7,000円増加の9,773万8,000円。前年度対比にいたしますと89.08%とさせていただきました。

予備費につきましては、前年同様200万円とさせていただきました。

この結果、本予算における予定純利益は、1,787万円と見込まれます。

次に、2ページ第4条の資本的収入及び支出の収入につきまして御説明申し上げます。

第1款資本的収入の予定額は1億5,225万6,000円、前年対比20.17%。6億261万1,000円の減額でございます。

その内容は、第1項の企業債は、第二浄水場築造工事、除鉄除マンガン施設築造工事も終わり、自家用発電機施設設置工事、配水管布設がえ工事のみの借り入れとなり、6億600万円減額し、前年対比にしますと13.68%です。9,600万円といたします。この9,600万円を企業債限度額とさせていただきます。

第2項の他会計出資金は、前年同様、海の消防に設置し、緊急遮断弁設置工事がなくなり、

第一浄水場第4水源の自家用発電機施設の設置となり、907万5,000円減額し、1,580万円。 それから、第3項のその他資本的収入につきましては、工事負担金が下水道工事関係の増加で1,246万4,000円増額の2,945万6,000円に、加入金負担金は前年と同じ1,100万円とし、その他資本的収入全体では、1,246万4,000円増額の4,045万6,000円とさせていただきました。

次に、資本的支出につきまして御説明申し上げます。

第1款資本的支出の予定額は5億979万3,000円。前年対比しますと、47.05%、5億7,377万3,000円の減額でございます。

第1項の建設改良費は、4億1,576万9,000円、前年対比で42.61%、5億6,004万円の減額になります。その内容は、工事請負費が下水道工事費、都市建設課関係工事が増加したものの、先ほど申しましたように、第二浄水場築造工事、除鉄除マンガン施設築造工事が終わり、配水管布設がえ工事、自家用発電機設置工事のみとなり、5億8,990万8,000円減額の3億1,928万9,000円、委託料が第7期拡張事業変更認可申請に伴う業務委託が増え、2,963万円増加の9,288万4,000円。材料費は前年同様198万円。固定資産購入費が量水器購入のみで23万8,000円増額の161万6,000円によるものでございます。

第2項の企業債償還金は、9,902万4,000円。前年対比で87.26%、1,373万3,000円の減額 とさせていただきました。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億5,753万7,000円は、減債積立金3,000万円、建設改良積立金7,000万円、過年度分消費税損益収支調整額4,120万5,000円、過年度分損益勘定留保資金8,566万6,000円、当年度分損益勘定留保資金1億3,066万6,000円で補てんさせていただきます。

なお、詳細につきましては、32ページから41ページに平成20年度水道事業会計予算執行計上してございます。

以上が水道課から2議案についての説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〇議長(吉永滿榮君) 次に、学校教育課長、高橋健次君。

〔学校教育課長 高橋健次君登壇〕

〇学校教育課長(高橋健次君) 教育委員会学校教育課でございます。

本定例会に上程いたしました提出議案の第3号議案 吉田町立小学校通学区域審議会条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

議案書の3、4ページ並びに参考資料の2をごらんいただきたいと思います。

今回の条例改正の理由でございますが、町におきましては、平成21年4月から、より効率的な行政運営を図るため、機構改革を予定しております。

教育委員会におきましても、この町の方針に従い、効率性と統一的な事務処理体制の向上を図るため、現在の教育委員会事務局の学校教育課と社会教育課を統合し、事務局制を組織する計画でございます。

このため、本条例の第7条にございます、当審議会の庶務を担当する部署について、「教育委員会事務局学校教育課」から「学校教育課」を削除し、「教育委員会事務局」に改めるものでございます。

なお、附則におきまして、公布日を平成21年4月1日とさせていただくものであります。 以上、簡単でございますが、第3号議案の説明とさせていただきます。よろしく御審議を お願い申し上げます。

○議長(吉永滿榮君) 各担当課長からの説明が終わりました。

それでは、ここで、ただいま説明のありました議案のうち、「総務文教常任委員会」に審議を付託する予定におります議案について質疑を行います。

第3号議案、第5号議案、第6号議案、第9号議案、第10号議案、第16号議案、第18号議 案、第24号議案、第25号議案、第26号議案、第27号議案、第28号議案の12議案について質疑 を許します。

質疑ありませんか。

5番、藤田議員。

○5番(藤田和寿君) まず一つでございます。

第5号議案について。吉田町国民健康保険条例の一部改正について確認したいと思います。 昨年度の定例会におきまして、同僚議員のほうから、国保の保険料の値下げの要求事案が あったわけでございますが、想定されるインフルエンザ等に、もろもろの問題で、料金の制 度については、今のところ基金の一つも考えられるということで、今のところ考えていない というお話がありました。今回、今定例会において、今後も想定される準備資金が、そうい ったところに賄える予定であるというご判断された経過について、御説明がなかったもので すから、その点についてお願いしたいと思います。

- 〇議長(吉永滿榮君) 町民課長。
- ○町民課長(大石修司君) ただいまの御質問でございますが、平成20年度の決算を見据えた中で、決算における積立金が本年度と同額程度になりますと、ほぼ目標達成ということになりますので、先ほど町長が目標高については、医療給付費等の25%ということで申し上げておりましたので、それに近いような見通しに立ったということで、今回国保運営協議会のほうに諮問をいたしまして、それで答申をいただくという中で、今回議案としては提出したという経緯であります。
- 〇議長(吉永滿榮君) 藤田議員。
- ○5番(藤田和寿君) 答申の内容ですね。もう少し下げたほうがいいんではないのかとか、 現状のままという意見と、その辺の答申の内容がわかりましたら、お願いしたいと思います。 準備金については、支払いますと25%ということで、具体的に金額的なものがあれば、お 教え願いたいと思います。
- 〇議長(吉永滿榮君) 町民課長。
- ○町民課長(大石修司君) 国保の税率を引き上げを行う場合については、3カ年程度の目標といいますか、3カ年というのは、平成23年あたりになるんですが、このあたりにおいて基金の引き上げを行うことになり、なおかつ基金を取り崩すわけです。それから引き上げをしても、応能費の割合が平準化できるようなこと。さらには行政運営の関係が適切であるというような前提条件がございまして、そういった中で、23年度目標にといいますか、推計をしまして、その中で税率をある程度決めさせていただくという経緯でございます。

国民健康保険の運営協議会におきましては、税減少についての特に御意見というのがございません。これらの経緯といいますか、それの前提に立った協議についての御説明をさせてもらった経緯がございますので、そういう中で、応能応益の割合が、本来ですと、地方税法でいきますと、50%、50%ということになっておりますけれども、減免制度ございますので、

当町の場合は、6割4割の軽減措置を行っています。そうしますと、応益割が35%、45%という中で、…… (テープ交換) …… 5%ということになりますと、4億8,600万ということになりますので。

先ほど言いましたように、19年度末、今3億1,300万で、20年度末が今度の補正といいますか、これでいきますと、おおむね3億9,000万ということで、残りが9,000万から1億程度となりますので、そういったことから、おおむね目標の達成が見えてくるという状況にあるというように考えております。

以上です。

- 〇5番(藤田和寿君) 了解。
- ○議長(吉永滿榮君) そのほかございますか。

[発言する人なし]

〇議長(吉永滿榮君) 質疑を終結します。

お諮りします。

第3号議案、第5号議案、第6号議案、第9号議案、第10号議案、第16号議案、第18号議 案、第24号議案、第25号議案、第26号議案、第27号議案、第28号議案の12議案につきまして は、総務文教常任委員会に付託し、本会期中に審議をお願いしたいと思います。これに御異 議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(吉永滿榮君) 異議なしと認めます。

よって、第3号議案、第5号議案、第6号議案、第9号議案、第10号議案、第16号議案、 第18号議案、第24号議案、第25号議案、第26号議案、第27号議案、第28号議案の12議案につ きましては、総務文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

次に、産業建設常任委員会へ審議を付託する予定の第8号議案、第21号議案、第22号議案、 第29号議案、第30号議案、第46号議案、第47号の7議案について、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

〇議長(吉永滿榮君) 質疑を終結します。

お諮りします。

第8号議案、第21号議案、第22号議案、第29号議案、第30号議案、第46号議案、第47号議 案の7議案については、産業建設常任委員会に付託し、本会期中に審議をお願いしたいと思 います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) 異議なしと認めます。

よって、第8号議案、第21号議案、第22号議案、第29号議案、第30号議案、第46号議案、 第47号の7議案については、産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

この後、本日の議決案件に対する全員協議会を開催したいと思いますので、第2会議室に 御集合願います。

全員協議会の開始時間は4時10分といたします。

それでは、大変時間も過ぎておりますので、ここで会議時間の延長についてお諮りします。

吉田町議会規則第9条第1項では、会議時間は午前9時から午後5時までとなっております。

本日は議論が活発となっております。そして議案もたくさんございますので、会議時間を 延長してよろしいでしょうか。お諮りしたいと思います。

[「異議なし」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) 異議なしと認め、会議時間を延長いたします。 それでは、全員協議会の開会時間は4時10分からとします。よろしくお願いします。

休憩 午後 4時02分

再開 午後 5時01分

◎第2号議案の質疑、討論、採決

- ○議長(吉永滿榮君) …… (録音漏れ) ……
- ○契約管理課長(塚本昭二君) ……になって、後でも、そうした研修機会はどんどん参加いたしまして、資質を伸ばすということはできますので、そうした資質向上が、契約管理課がなければいけないということには当たらないというふうに考えております。以上です。
- 〇議長(吉永滿榮君) 八木議員。
- **〇10番(八木 栄君)** 今、大体お話で十分理解できたこともありますけれども、総務課の中へ戻るということの、戻らなければいけないメリットというですか。単独で契約管理課があるデメリットというですか。その辺のことを、何かそういう理由があるなら、ちょっと何いたいですけれども。
- 〇議長(吉永滿榮君) 総務課長。
- ○総務課長兼防災監(久保田晴己君) 議員さんの御質問にお答えしますが、今回の機構改革の関係につきましては、町長の行政報告か施政方針、また提案理由の中でも述べさせていただいたわけであります。議員さんの残したいという理由も理解しないではありませんが、一つの組織として、現在、20年度末の現状は、課長級6人を含む多くの職員が退職する状況にあり、こういうような中において、機構改革検討委員会を立ち上げ、内部で検討した結果でありますし、最終的な判断は町長がいたしたわけでありますが、そういうようなことで、今回の機構改革に至った経緯があります。そういうことをぜひ御理解いただきたいと、そのように思っております。

今回の課長級を含む職員の退職に伴って、機構改革を大幅にやるということになりますと、 組織全体の能率の低下、またひいては住民サービスの悪影響を及ぼしかねないと。それに伴いまして、職員への負担というようなものも、大きな問題も加味しておりまして、一応契約 管理課の目的としては、所期の目的は達したという判断の中から、今回の機構改革に至った という経緯であります。

- 〇議長(吉永滿榮君) どうですか。
- 〇10番(八木 栄君) 了解。
- 〇議長(吉永滿榮君) そのほかございますか。5番、藤田議員。
- ○5番(藤田和寿君) 5番、藤田でございます。

同僚議員から似たような御質問が今あったわけでございますけれども、昨年度の平成19年度3月の定例会において、この契約管理課というものが設置されて、2年間を目安ということで――平成19年3月ですね。19年の3月定例会議案上程されて、可決されたわけですが、そのときの議事録を拝見いたしますと、1点目としましては、抽選型指名競争入札制度の見直し及び公正で透明な入札制度の構築を図るということが1点。

2点目としましては、入札制度のみならず、業務委託や物品購入を含めた契約制度の見直 し。

- 3点目としまして、町有地の有効活用及び処分も含めた管理体制の強化。
- 4点目としまして、各課で所轄してあります公有財産の総合調整を行うと。

4点を当課の最重点課題といたしまして、平成20年度末を目標に、このような課題の解決 を図ろうとするものでございますというような形での提案で可決されたわけでございます。

本定例会の冒頭に、町長のほうからあいさつがあったわけでございますが、その中に2点、同課の業務全般を、事務分掌の成果及び先ほども出ております検討委員会の検討を踏まえてというお話があったわけでございますけれども、二つ今回の案件に関しましては、職員の団塊世代の退職による、今、総務課長のほうからお話があった、課長相当級の人材の退職といった点が1点と、契約管理課が所期の目標を達成した。もう総務課のほうに部門として残っていいよといったようなお話があるわけでございますが、その契約管理課の本来の仕事を全うしたといった判断でいいのかどうかというところのお話を、町長のほうからいただきたいと思います。

- 〇議長(吉永滿榮君) 町長。
- **〇町長(田村典彦君)** 議員の御発言のとおりでございます。19年3月に契約管理課を設けたときの所期の目的は達成したと私は思っています。
- 〇議長(吉永滿榮君) 5番、藤田君。
- ○5番(藤田和寿君) 5番、藤田でございます。

先ほども全員協議会の中で、入札制度の改革ということで、平成20年度におきましては、 3億8,000万ほどの入札差金が出たということは、近隣市町に比べても、大変有効な手だて で実績を残されているんではないかなと思われます。

平均の入札も83.95%ということですね。この課が町に及ぼす、公有財産の中の普通財産、 行政財産の部分もそうですが、大きな役割を果たして、また今後もこのところは総務課の中 に入って一緒にやるというのは、なかなか難しいんではないかなと私は思います。

そういった面からも、この課はやはりもう少し延期したほうがいいんではないかと思われるわけですが、その点についていかがかという点と、もう1点、団塊世代の退職は、もう07年問題等で問題が発生しておりまして、もう従来からわかっていたことであります。そういうことを踏まえて、今回課長職のポストが、教育委員会のほうも含めますと2ポスト減るわけでございますが、それの手だてとしまして、地方公務員法によりますと、定年退職者等の

再任用ということで、第28条の4項にございます。優秀な人材をみすみすこの役場のほうから出すというのもいかがなものかと思うわけでございますが、再任用等でその辺の弱くなったというんですかね、十分な経験の方々を受用して、対応して、この行政改革を邁進するようなことが、今後とも必要だと思われるんですが、組織を変えてまでポストを減らしてやっていくということと、その辺の制度も考えているかどうか。この3点、お答えをお願いしたいと思います。

- 〇議長(吉永滿榮君) 町長。
- ○町長(田村典彦君) まず1点目の、議員がちょっと契約管理課を廃止して、総務課に持っていくといったのが、契約管理課が達成したことから考えて、少し難しいんではないかということは、どんな理由でおっしゃったのか、ちょっと意味わかりませんけれども、何ら問題ございません。契約管理課はもともと所期の目的を達成するために時間を限って外に出してやったわけでございまして、所期の目的は達成すれば、それはそのまま総務課のほうに包させると。総務課でずっとやってきた経緯がございますので、問題点はないと私は思っております。

それから、2点目の再任用の問題でございますけれども、再任用、本来は、大体皆さんも 御承知のとおり、年金をもらえるのは、大体65になります。職員の定年が大体60でございま すので、本来的にいえば、やはり60でやめて65まで、年金を満額もらえるまでは、やはり生 活の安定というものが本来的にはないと。そういうふうに考えると、やはり本来的に考えれ ば65まで定年を延長するのが、私は正しいやり方であると思っておりますけれども、一朝一 夕にはなかなか難しい問題がございますので、再任用の形でやって、しばし時間を稼ぎなが ら、将来的には定年の延長のほうに持ってまいりたいと。

それから、課をつぶして、団塊世代の退職に備えると、そんなことはございません。基本的に教育委員会の場合は、教育行政がやりやすいようにと。それから契約管理課の場合は、 所期の目的を達成する。ただそれだけのことでございます。

- 〇議長(吉永滿榮君) 総務課長。
- ○総務課長兼防災監(久保田晴己君) 今、町長のほうから答弁させていただいたわけでありますが、平成20年において退職された職員の短時間の再任用の制度を活用しまして、現在の都市建設課のほうへ1名、建設工事指導員として職員の指導、育成に当たっている現状がありますので、御理解いただきたいと思います。
- 〇5番(藤田和寿君) 了解。
- O議長(吉永滿榮君)そのほかございますか。[「なし」の声あり]
- 〇議長(吉永滿榮君) 質疑を終結します。

討論を行います。

反対討論はありますか。

10番。

○10番(八木 栄君) せっかくできた契約管理課。近隣市町にもかなり活躍して、そういう課があるということを私は知っております。今回の契約管理課も、吉田町の契約管理課も、十分な実績を残し、これからももっとそのままの状態で活躍していただきたいと、そう願いを込めて、私はこの議案に反対します。

○議長(吉永滿榮君) 賛成討論ありますか。

13番、大塚議員。

〇13番(大塚邦子君) 契約管理課の設置というのは、町長が特命で2年限定をして、入札 改革、それから公有財産の管理体制をつくろうというところでやられたものというふうに思 っています。

2年が終わりまして、成果を上げたということで、今後についても、さらに効率的な行政 運営をやっていただくには、やはり期限限定の2年というところで、きちんと決まりをつけ てやっていくべきだというふうに思いますので、今回の契約管理課の廃止、そして総務課の 統合、総務課の中に入っていくというところは、妥当な施策だというふうに思いまして、賛 成といたします。

○議長(吉永滿榮君) ほかに討論はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) これをもって討論終結します。

採決に入ります。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

〇議長(吉永滿榮君) 賛成多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎第4号議案の質疑、討論、採決

〇議長(吉永滿榮君) 日程第7、第4号議案 吉田町職員の給与に関する条例の一部を改正 する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑ございますか。

5番、藤田議員。

- ○5番(藤田和寿君) 主幹と副主幹ということで、人数が、先ほど教えていただきまして、ある程度の人数の方がいらっしゃる中で、一つの職務給に統合するというのは、これはやはり大きな職場内での地位、今までの権限等、振り分けが非常に難しいと思われるんですが、その点についして、先ほど全協の場でも御説明をいただいて、説明してあるということでありましたが、再度お願いしたいと思います。
- 〇議長(吉永滿榮君) 総務課長。
- ○総務課長兼防災監(久保田晴己君) 実際の部門内に主幹及び副主幹が同席している兼ね合いが多いというような経過を話をさせていただきました。

それと、主幹の位置づけ、また副主幹の位置づけに職務の差は見られないというので、実態に即した階級、同じ職名に付したということであります。

また、主幹の関係につきましては、先ほど給料体系のたび重なる変遷に伴って、組織の改革がなされてきたという経緯の中で、現実的にはその間に課長補佐、統括という管理職の位置づけがあって、従来の主幹の位置づけの効果をなしていないという形の中で、今回の改正

をいたしたいということでありますので、よろしくお願いしたいと思います。

〇議長(吉永滿榮君) どうですか。

5番、藤田議員。

○5番(藤田和寿君) わかりました。

それでは、十分な、今総務課におきましては、人事評価制度等々、構築している最中でございますと思われますので、その辺の制度の中で、2が1になったということで、弊害が残らないような手当ても考えていただきたいと思います。

保育士の問題でございます。先ほどの説明、昭和60年と平成18年ということで、級の数が変わったということで、それについていけなかったということでございますけれども、今回は、園長補佐、園長ということで、正確な形で級が1級ずつ上がったわけですけれども、過去を振り返って、本来同じような仕事をしているわけでございまして、冷遇されていたんではないかと思われるんですが、その点についての手当てというものは、もう過ぎたことでございますけれども、十分であったかどうか。制度上のものであって、給与的にはそんなに変わらないということであれば、安心するわけでございますが、退職された方もいらっしゃると思いますので、その時点において不公平さがあったか、なかったか。その点について確認したいと思います。

- 〇議長(吉永滿榮君) 総務課長。
- **〇総務課長兼防災監(久保田晴己君)** 藤田議員さんの、冷遇されていたという発言でありますが、ぜひそういうお言葉は差し控えていただきたい。そのように思っております。

今までの保育士の待遇の関係につきましては、過去の問題等々、お話しさせていただきました。現在の一般職と同じような、うまく給与体系の切りかえができなかったという点もありますし、保育士での専門性ですね。保健師とか栄養士とか、先ほど言ったように土木専門職は、統括とか課長補佐とかという位置づけは、段階的に追っていくわけですが、保育士の一番のトップは園長という形になるわけであります。そういうような形の中から、今までの過去の関係を振り返り、ぜひ保育士にモチベーションを上げてもらいたいという意味もありまして、そういうような切りかえで、今回の等級のアップを考えたということであります。その時代時代のときにおいて、それなりの保育士の立場、給与面の関係は、考えてきて対応してきたことでありますので、そういう形で御認識いただければと、そのように思っております。

- 〇5番(藤田和寿君) 了解。
- O議長(吉永滿榮君) そのほかございますか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(吉永滿榮君) 質疑を終結します。

討論を行います。

反対討論ありますか。

[「なし」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) 賛成討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(吉永滿榮君) 討論を終結します。

採決に入ります。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

◎第14号議案の質疑、討論、採決

○議長(吉永滿榮君) 日程第8、第14号議案 吉田町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例 の制定についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(吉永滿榮君) 質疑を終結します。

討論を行います。

反対討論はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) 賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(吉永滿榮君) 討論を終結します。

採決に入ります。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

◎第15号議案の質疑、討論、採決

〇議長(吉永滿榮君) 日程第9、第15号議案 平成20年度吉田町一般会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑ございませんか。

5番、藤田議員。

○5番(藤田和寿君) 5番、藤田でございます。

榛原病院の財政支援についてであります。

これは、隣町の管理者のほうから、昨年末に説明があり、また先週においては、飯田というところで講演とシンポジウムがあったわけでございますが、平成19年のときに一度財政支援を行っているわけで、それから平成20年度におきましては、約10億弱の負担金ということになるわけで、町にとっても非常に大きな問題でありますが、過去の町長の答弁ですね。や

はり権限がないということで、なかなか難しいといったような御発言があるわけでありますが、ここに至って、やはり運営委員として御活躍をお願いしたいなと思うわけですが、今のお考えと、組合、病院の組合議長のほうから、18日にまた牧之原市でやった講演の中でも、町長が御発言されていましたが、その辺のものについて、まだアナウンス的なものがなされていないものでありますので、その説明もあわせてお願いしたいと思います。

- 〇議長(吉永滿榮君) 町長。
- **〇町長(田村典彦君)** 正確にお答えしたいものですから、議員の質問がちょっとわからないですけれども。申しわけございません。頭悪いものですから、もうちょっとわかりやすく質問していただければ、的確にお答えすると思いますので。
- 〇議長(吉永滿榮君) 5番、藤田議員。
- ○5番(藤田和寿君) 財政支援費でございますが、過去に財政支援行ったときの町長の答弁ですね。権限のないところに責任がないということで、私はなすすべがないといったような趣旨の御発言があったと思われるんですが、運営委員として病院運営を任されている町長として、平成20年度におきましては、約9億8,800万ですね。負担金を吉田町から出しているといったことのやはり、それを決断した責任もあると思いますし、その権限もあると思われるものですから、そこら辺について、今後どのような形で、病院の支援についてお考えかといった点が1点と、18日の講演会についてのもろもろのものが、この補正に入っておりませんが、その辺のところと、詳しいことがわかるようでしたら、今お答え願いたいなと思います。
- 〇議長(吉永滿榮君) 町長。
- **〇町長(田村典彦君)** 藤田議員にお聞きしたいんですけれども、病院規約お読みになったことございますか。榛原病院の病院規約、お読みになったことございますか。
- ○5番(藤田和寿君) 病院キカンですか。
- ○町長(田村典彦君) 病院規約をお読みになったことございますか。
- ○5番(藤田和寿君) 斜め読みですが。
- ○町長(田村典彦君) ああ、そうですか。執行機関がございますよね。執行機関には、管理者、副管理者、会計責任者ですか、管理者かな。それぞれ牧之原の市長、牧之原の副市長、それから牧之原の会計管理者。それから附属機関として運営委員会があると。運営委員には吉田町長を充てると、こんなふうになっています。

運営委員会の協議の場においては、特にお金が必要となった場合に、それについて協議するというだけが書いてございまして、運営委員会の本来の目的は書いてございませんけれども、一般的には、さまざまな榛原病院の諸問題について、一般的に協議する場と受け取っております。

榛原病院に対して、今回もこの補正予算の中に1億2,500万円の財政支援があるわけでございますけれども、基本的にこれについて、なぜ決算したかと。これを出さなければ、榛原病院が倒産するからです。基本的に榛原病院の問題というものは、具体的には医師不足の問題と、それから財政の問題と、それがともにあらわれてきたわけでございますけれども、何はともあれ榛原病院というものが、地域医療の核としてやはり位置づけられ、また今後ともそれをする必要があると考えておりますので、それについて、当然のことながら、今後新しい医療体制というもの。すなわち残留する医師の数が何名。内訳はそれぞれの診療科が何名。

それから看護師が何名ということになりますと、新しい、いわば安定構成のための診療体制ができると。それがいわば実働部隊になるわけでございますけれども、それでもってやっていくという場合に、新しい榛原病院の、安定構成のための時間を稼ぐためには、1億1,500万円のこの財政支援というものがなければ、試験床として終わりますので、それは私はできないと思ったものですから、いたしました。あくまでも時間稼ぎのためであります。

基本的に今、10億に近いお金を出したわけでございますけれども、それは運営委員会の場において協議され、それが必要だと私は感じたものですから、出しました。

基本的に榛原病院の管理について、病院規約上、私は権限がございません。あればあったで、当然やるでしょうけれども、牧之原市長やる以上にすさまじいことをやるでしょうけれども、それは私はできません。例えば一つの例を申し上げれば、運営委員会の席上、私はコストカッターの必要性を常に申し上げてまいりました。基本的に榛原病院の管理について、現在の事務体制では不十分であると。やはり荒事をやるコストカッターがどうしても必要だと。木下町長以来、たび重ねて申し上げてまいりましたけれども、そういう意見は通りませんでした。それを通さなきゃならない。私が管理者であればやったでしょうけれども、権限がない以上、これはどうにもならないと。

藤田議員が、権限がないにも、私にやれと。私は管理者でございませんので、それはできないということになりますけれども、そういう点はどういうふうに考えたらよろしいんでしょうか。

- ○議長(吉永滿榮君) 町長、18日の内容はどんなような内容か。
- ○町長(田村典彦君) はい。18日の内容については、現在、健康づくり課長のほうで考えておりますけれども、基本的に榛原病院は、一部事務組合で構成しているわけでございますので、基本的には同じような情報というものを、牧之原の市民にも、吉田町の町民にも持たせたいと。その場において、当然私は冒頭でお話しするとは思いますけれども、それらについては、今、どの程度まで話をすればいいのかと考えている最中でございます。
- 〇議長(吉永滿榮君) 5番、藤田議員。
- ○5番(藤田和寿君) 実質管理者でないということで、なすすべないかもしれませんが、吉田の町民で、広報等を通じて、現状を、牧之原市の場合は、非常にびっくりするようなコメントになっているわけですが、責任が自分の責任の範疇でないことを書くということは、大変難しいかもしれませんが、それでも補正の89億のうちの約9億9,000万が病院会計に使われているということで、やはり町長として、説明する責任を町民に対してあるんではないかなと思われるんですが、それについて、どういったことをお考えか。気持ちをお尋ねいたします。
- 〇議長(吉永滿榮君) 町長。
- **〇町長(田村典彦君)** 藤田議員は前月の、恐らく牧之原の広報のことを申し述べていると思うんですけれども、具体的に牧之原のほうから、吉田町も同じような形で広報してもらいたいという話がございましたけれども、私のほうから、内容を見まして拒絶いたしました。

内容は、あれは余りにも、いわゆる地域住民の不安感をあおり立てると。マスコミにも非常に評判の悪いものでございます。あれを見て、具体的に地域住民が展望を得るよりも、むしろ不安をあおり立てられるというふうなことから、私はそれはまずいという形で拒絶いたしました。

地域住民が必要なのは、今、物すごい危機。崩壊の危機に貧している、そのありさまを書くことよりも、むしろ今後このような展望になるんだよというふうなところを、やはりネガティブではなくてポジティブな形でやはり表明していく必要があると思ったものですから、来月号では——今月号でございますか、書いてございます。

ただ、これは牧之原の市長にも苦言を呈したんですけれども、端的に、この前の席でもあったんですけれども、あの中で残留する医師の数。それは基本的に私のところにも来ております。これ極秘でございますので、来ております。あのような席で、地域住民に全部見せてしまうというふうなことをやるものですから、これまでもたびたびあったものですから、ああいうようなことはまずいと、はっきり申し上げて。やはり新しい医療体制でもって、このような医療ができます、このような医療はできません。できる場合でも、これは無条件にできます。これは条件つきでこうなります。できない場合は、これはこうこうこういうようなことでやってくださいと。そういう医療体制と同時に、具体的に地域住民にわかるような形での広報。そういうようなことをやらないと、やはり地域住民にとりましては、不安を駆り立てることになりますので、それについてはやはり注意を要するものと思います。

藤田議員は、恐らく情報の管理という問題については、ほとんどわからないと思うんですけれども、情報というものは、やはり特殊な式でもって管理しませんと、全然別な思惑で動いてきますので、それらについては気をつけてもらいたいと思っています。

- O議長(吉永滿榮君) そのほかございますか。
 - 1番、佐藤議員。
- ○1番(佐藤正司君) 定額給付金のことですけれども、先ほども全協でも質問出ていましたけれども、この時期に、年度末で大変忙しいときに、あした何か国会では、関連法案が通るか通らないかわかりませんけれども、それからの話になるのかなと思いますけれども、先ほど質問が出ていましたけれども、もうちょっと詳しく聞きたいんですけれども、この事務料ですけれども、1,870万ですか。出ていますけれども、これ時間外勤務手当等、臨時職員を入れて、コンピューターのほうでデータを出してもらう。それから通信費を出すということで、これだけ出すようになっていますけれども、仮にこれ、仮の数字だと思うんですね、この数字は。もし仮にこれが、余ればいいけれども、足りなくなったようなときはどうなのかということを、また先ほど、3万何百人、五百何人だか……。三百何人と言ったと思うんだけれども、その中に外国人も含むと言っていましたけれども、外国人はどのくらい。正確に大体どのぐらいかということと、それから、これ多分職員の負担が、この年度末で相当増えるかなと予測されているんですけれども、これは臨時職員はつけると言ったけれども、仕事の体制として、プロジェクトチームつくると言っていましたけれども、これ専門に、何週間か何カ月間か何人かをつけるとかという、そういう体制でやられるのでしょうか。
- O議長(吉永滿榮君) 3点のお答えをお願いします。 総務課長。
- ○総務課長兼防災監(久保田晴己君) まず最初に、体制の関係についてお話ししたいと思います。

基本的には、なるべく委託に出したい。できる範囲は。いわゆる封入作業もすべてセッティングした委託に出したいと。しかし、肝心なところは我々職員、また臨時職員が目を通す必要がある場所は、重要なポイントについては、責任持って対応するということで、なるべ

く委託に出したいということであります。

それと、不足の分の関係につきましては、この範囲内で、全国ベースでいきましても4%ということで、これを総事業費の約4%部分を含んでおりますので、この範囲でなるベく工夫してやりたいと。これよりオーバーはできませんので、その範囲内でやりたいと思っています。

それと、外国人の関係でありますが、細かく言いますと、日本人が2万9,275人、外国人が1,138人、合わせて3万413人というリストアップであります。事務量的には職員がこれをすべてやっていたでは、ほかの事務事業ができないという事態に陥りますので、その辺も工夫しながら、役場職員一同対応していきたいというのが基本的な考え方であります。

○議長(吉永滿榮君) そのほかございますか。

11番、勝山議員。

○11番(勝山徳子君) 今、同僚議員がお聞きしました定額給付金の件でありますけれども、前回、議員と当局の懇談会のときにも、私お聞きしたところでありますけれども、住所は吉田町にありますが、本人がいらっしゃらないという可能性も多々あると思います。今、委託でという話で、業務ほとんど委託ということでお話伺いましたが、そういう細かい配慮というものが、きちっとされるのかどうかという心配がありまして、まずお聞きしたいと思います。

それと、これは本当に経済対策ということで、国が出したものでありますけれども、いつ ぐらい。実質いつぐらいから申請の発送から、極端にいえばいつもらえるのかという、そう いう思いがありますけれども、受け取るほうには、心待ちにして、今、卒業、入学、異動 等々の時期でもあります。そういう意味で、本当に早い時期にという思いはありますので、 その点の時期のことをまずお聞きしたいと思います。

それと同時に、民生費の子育て応援特別手当事業費ですが、これも繰越明許になっておりますけれども、この子育て応援特別手当も、いつぐらいから実際に受け取れるのかということをお聞きしたいと思います。

- 〇議長(吉永滿榮君) 総務課長。
- ○総務課長兼防災監(久保田晴己君) 議員さんからの御質問、2点の関係につきまして、私のほうからお答えさせてもらいます。

前回の懇談会の席上においても、議員さんからDVの関係の被害者の対応ということで御質問ありました。その点についても、国のほうでも、こういうような対応でというようなことも、文書で来ております。具体的には警察からの届け出がある方が3世帯。それで町内の届け出がある方が2世帯ぐらいありますが、その人たちの対応といたしましては、現在住んでいる現住所へ移転したということで、そちらのほうの対応をいたし、支給いたしますので、吉田町としては、その辺の配慮をしていきたいということであります。

それと、時期の問題でありますが、委託する業者の打ち出し、配布状況、それぞれ準備をしておりまして、大至急ということで対応しておりますが、申請書の関係につきましては、3月下旬に対応していきたいと。それで、各個人への第1便の口座への送金の関係につきましては、4月下旬に準備できるような配慮をしていきたいと、そのように現在考えております。

〇議長(吉永滿榮君) 社会福祉課長。

○社会福祉課長(八木大作君) 子育て応援特別手当の関係の準備なんですが、まだ国の法律が通ってはおらない段階で、余り私どもお答えするのは何かと思うんですが、その逆なようなね、現場とすると、感じがしてならないんですね。ここでこういうお話をするということ自体、ちょっと逆なのかなと。法律があって、それに基づいた我々は執行するという基本があるのではないかなと。基本がまだできていないものを、なぜここで論じるかというと、私は非常にお答えしにくいんですが、予定はどうかと言われてもというふうなことですね。国のほうのわかっていることを申し上げることは、要綱とかそういったことお話しするしかできないんですが、これはあくまでも国が示したものであって、我々がどう動くかというのは、ちょっと予定は未定だということしか、ちょっとお答えできません。施策はしていいけれども、その施策がこの本来の目的にかなわなければ、この事務費、取り扱い費もくれないよというような言い方もするし、また逆の言い方すると、またもし足りないなら、21年度にまたこういう手当のをつくります。またやりますよというような言い方もしているんですね。はっきりまだ見えないということでありますので、その辺御容赦願いたいと思います。

〇議長(吉永滿榮君) 11番。

〇11番(勝山徳子君) 社会福祉課長の理論的な御心配はわかりますが、できれば近日中に 国会のほうで決まれば、即対応ということをお願いしたいというふうに思います。

本当に今回のこの対策的な、国からの支援というものは、やはり即対応ということが大事ではないかというふうに思います。国のほうでも、本当にこの話が出たときに、なかなか決まらないで、何というか、おもちが何となくぶらさがって、いつなのか。またいろんな角度での、この取り扱いに対しての話がありましたけれども、アメリカでいえば、本当にこういう緊急対策というものにおいては、もう即対応して、即一人一人のところに手に届くという、それが本当の緊急対策ではないかというふうに思っております。国の対策とまた地方が一体となってやるべきではないかと思いますので、課長の今の御答弁、本当に事務的なことではわかりますけれども、決まり次第即対応をお願いしたいと思います。

- O議長(吉永滿榮君)そのほかございますか。13番。
- ○13番(大塚邦子君) 私もこの定額給付金の件について、町長にお尋ねをしたいと思うんですけれども、この4億5,826万8,000円というものが、これから地方におりてくるというところで、もしそれが生活支援なのか、経済対策なのかという議論も国会のほうでなされているところでありますが、この4億5,800万という金額が、仮にこの町におりてきた場合に、やはり今、町内の経済が大変落ち込んで不況になっている中で、町民の方々に、その支給された金額について、町内の経済の浮揚策というところで、これをどのように使っていくかというところで、考えもあるということで、承知はしておりますけれども、その点、これをどういうふうに町の経済に生かすかというところをお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、榛原総合病院の支援金の件なんですが、やはり榛原総合病院の中にある運営委員会の中で、先ほど来の町長の答弁聞いておりますと、管理者との少し考え方の違いがあるのかなというふうに思いますが、やはり榛原総合病院の構成町として、牧之原市と管理者と、今後どうしていくかというところについては、やはり方針をきちんと同じことにして取り組んでいっていただきたいというふうに思うんですが、その運営委員会の今後について、その

辺の榛原総合病院のこれからのあり方について、管理者と共同歩調でいくという、そういう ことで行かれるようにはなっているんでしょうか。その点をちょっとお聞かせいただきたい と思います。

- 〇議長(吉永滿榮君) 町長。
- 〇町長(田村典彦君) 二つ御質問ございました。

一つは、4億6,000万円弱の定額給付金がこの町に来るわけでございますけれども、御承知のように、新しい年度の予算で2億円のプレミアムですか。町が2,000万円出して2億2,000万円分の商品券を買ってもらって、何とかこの町の購買というものを高めたいと思っているんですけれども、思惑どおりにいくかどうかわかりません。

そしてまた、最終的に4億6,000万円というものがそれぞれの懐に入るわけでございまして、それぞれの懐の中から、私がわしづかみにして使うわけにはまいりませんので、皆さんがどんなふうにお考えなのか、私わかりませんけれども、プレミアム商品券以外は、私も打つ手がないと。あとは皆さんが貯金するなり、どんなふうにされるかわかりませんけれども、いい方向でそれぞれの人が考えてくれれば結構だと思っております。

それから、榛原病院の問題でございますけれども、先ほど藤田議員の御質問にもお答えしましたけれども、要は私が、責任を回避しているというふうにとられて、非常に語弊があるんですけれども、管理者であれば、私は基本的に荒事をやる人間であります。しかしながら、管理者でない以上、最終的な決定権というものは管理者にあるわけで、私が幾らコストカッターを雇え雇えと長年の間言ってまいりましたけれども、それを管理者が採用しないからといって、私がコストカッターを自分の手で雇うというわけにもまいりません。組織というものは、そういうものでございまして、基本的にはやはりそれぞれが与えられた権限の中で動いていくというのが実情であると私は思っております。

それから、今後の榛原病院をどんなふうな形で持っていくかというわけでございますけれども、非公式でございますけれども、トップが集まる席でございます。簡単に言うと、吉田町は私と副町長と企画課長、向こうは市長、副市長、それから財政課長ですか――が集まって、いろんなことを話するわけでございますけれども、大体そこで決まっていくと思っておりますけれども、ただ、細部については、司令塔がどこにあるかわからぬようなところがまだありますので、本当にその辺のことを、いわば今後の榛原病院について、一体だれが決めるんだというようなところがあるんですけれども、その辺は委員長、それから市長、私と連携を密にしながら、なるたけ足並みを乱さぬようにやってまいりたいと、こんなふうに思っております。

〇議長(吉永滿榮君) 13番。

- ○13番(大塚邦子君) やはりこの定額給付金については、タイミングといいますか、国会のほうで、どのように、時期的な問題でありますけれども、町内の経済の浮揚策というところで、経済対策ということで、町長もお考えのようでありますので、その点が十分に生かしたこの定額給付金であるなら、それは町民のためにも、町内業者のためにもなるというふうに私も考えておりますが、その速やかな執行といいますか、執行について、スケジュール等というのは、もう万全に整えられているのというところを、もう一度お伺いしておきたいと思います。
- 〇議長(吉永滿榮君) 総務課長。

- ○総務課長兼防災監(久保田晴己君) 御承知のように、まだ法案が通っておりません。そういうような状態の中で、具体的に動き出すというのは、公金でありますので、当然会計検査院の検査も受けるわけですね。そういうような形で、慎重に配備して、先ほど言ったように、こういう予定で今現在考えているということを申し上げたわけですので、当然何点かの町民の方から、いつごろ配ってくれるのかというのが正直な話かと思います。こういうような段階で、申請書はいつごろ配ります。その申請書を受理して、口座わかって、ある一定まとまったら、このような時期にお支払いしますというような事前のPRも必要かと思いますので、その辺もスケジュールの中に入れて、慎重に対応していきたいと、そのように考えております。
- 〇議長(吉永滿榮君) 13番。
- ○13番(大塚邦子君) ただいま私がお聞きしたかったのは、定額給付金の支給の準備ということではなくて、ある程度プレミアム商品券の体制といいますか、その辺が少しでもずれがありますと、やはり今、大変家計のほうも厳しくなっているというところもあるので、そういう準備というところでお聞きしたんですが、まず、そこの辺いかがでしょうか。
- 〇議長(吉永滿榮君) 産業課長。
- 〇産業課長(田村政博君) 産業課でございます。

今のプレミアム商品券の関係につきましては、産業4団体と打ち合わせをしておりますけれども、まだ6カ月という、そういう商品券の縛りとかはございますので、7月から12月までの6カ月間が使用できるような状況で、今打ち合わせをしている最中でございますので、よろしくお願いします。

- 〇13番(大塚邦子君) 了解。
- ○議長(吉永滿榮君) そのほかありますか。

〔発言する人なし〕

〇議長(吉永滿榮君) 質疑を終結します。

討論を行います。

反対討論はありますか。

[発言する人なし]

○議長(吉永滿榮君) 賛成討論ありますか。

[発言する人なし]

○議長(吉永滿榮君) ないようですので、討論を終結します。

採決に入ります。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(吉永滿榮君) 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

◎第17号議案の質疑、討論、採決

○議長(吉永滿榮君) 日程第10、第17号議案 平成20年度吉田町国民健康保険事業特別会計

補正予算(第3号)についてを議題とします。 質疑を行います。

質疑ございますか。

[「なし」の声あり]

〇議長(吉永滿榮君) 質疑を終結します。

討論を行います。

反対討論ありますか。

[「なし」の声あり]

〇議長(吉永滿榮君) 賛成討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(吉永滿榮君) 討論を終結します。

採決に入ります。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(吉永滿榮君) 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

◎第19号議案の質疑、討論、採決

〇議長(吉永滿榮君) 日程第11、第19号議案 平成20年度吉田町後期高齢者医療事業特別会 計補正予算(第1号)についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑ございますか。

[「なし」の声あり]

〇議長(吉永滿榮君) 質疑を終結します。

討論を行います。

反対討論ありますか。

[「なし」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) 賛成討論ありますか。

[「なし」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) 討論を終結します。

採決に入ります。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

◎第20号議案の質疑、討論、採決

〇議長(吉永滿榮君) 日程第12、第20号議案 平成20年度吉田町吉田町介護保険事業特別 会計補正予算(第2号)について議題とします。

質疑を行います。

質疑ございますか。

1番、佐藤議員。

○1番(佐藤正司君) 補正予算の中に、先ほど議決した14号議案ですね。介護従事者の改善のこの議案が可決されていますけれども、ここで基金に1,300万円ですか。1,369万9,000円入れるというふうになっています。

これ先ほどの14号の条例と、補正でここへ出てきて、それとこれは9号ですか。保険料の値上げの問題が絡んでいるんですよね。保険料の改定が絡んで。ここの今、20号でしたっけ。この補正予算で1,300万基金をつくって、21年度の予算の中で800万ぐらい使うというように出ているもので、僕もどこで発言していいかなって、迷っていただけれども、ここら辺が非常にわかりにくいというか、保険料が変わるということと、基金でそれを補てんするんだよというのと、そのうち3年間でこれを使うというような、基金を使うというような話になっているもので、これ町民大変わかりにくいと思うんですよ。ここら辺が非常にわかりにくいと思うんです、この条例のことが。まず上がる条例のことまでやっていないもので、僕もどこで言っていいのかなというのもあったんですけれども、これはやっぱり1回どこかでわかりやすく、それぞれをやればわかるという話になるのかもしれないけれども、そこはちょっと、その辺のことをどう、上がるということと、基金をつくったということと、それをどう使うかということをうまく説明する方法というのをどう考えているのかというのを、一つ。

それから、補正予算の15ページのところで、地域支援事業費の中で、介護予防事業費というところで、1,147万5,000円の減額になっているんですけれども、これは介護予防特定高齢者施策事業ということで、去年も同じことやっているんですよ。これは国の決まりで、給付費の3%の枠を、予算をつくって、それで計画立てなさいということでやっているけれども、実際使われていない。去年も使われていない。ことしも使われていない。ことしの予算にも、同じようにこれまた入っているんですよ。同じ額、近い額がね。これは何か意味がよくわからないし、国がそうしなさいと言うからやっているだけなのか。それとも町として特定高齢者事業の努力が足りないのか、その辺、その2点聞きます。

- 〇議長(吉永滿榮君) 高齢者支援課長。
- ○高齢者支援課長(水野辰明君) まず、1点目の特例交付金の関係でございますが、それこそちょっと非常にわかりにくい制度だと思いますので、モデル的にちょっとお話をしますと、3%ですね、今回。介護報酬を上げるという形になります。上げた場合の金額を例えば100円としますと、3年間本来同じ基準額で進むわけですが、国の考え方では、平成21年度は3%低い97円にしましょうと。それから22年度は98.5円にしましょう。3年目に100円になりますよというような、階段状の基準額を想定しておりまして、そういう形で、1号被保険者ですね。保険料を減額するという趣旨の交付金でございます。

その金額で、先ほども申し上げました、議員のほうからお話がありましたとおり、21年度の改定分、3%分は、830万2,138円。これは国の一律で出しておりますワークシートというシートによりまして計算をするものでございますが、それで22年度においては、419万3,116

円という金額を補てんしてくれると。これに事務費がありまして、これによりまして、先ほど金額出ました1,369万9,000円という金額になるというものでございます。

それで、今保険料のちょっとお話が出ましたが、この保険料の条例につきましては、まだ議決いただいておりません。今後御審議いただく形になりますので、その中でもちょっと御説明いたしますが、この基準額につきましては、今、吉田町では、本来国の制度でいいますと、年ごとに基準額が変わっていくというものを想定しておりますが、町としまして、高齢者の方が毎年基準額が変更になりますと、混乱を生じるということで、3年間同じ金額で保険料を設定するということを今考えております。

それから、2点目でございますが、介護予防の事業の関係でございますが、これにつきましては、先ほど議員のほうからお話がありましたとおり、介護予防事務を含めまして、地域支援事業というものは、地域支援事業の実施要綱というものが国へ定めておりまして、その定めの中で、介護給付費の3%を見ていると。以下で作成をするというような形になっておりまして、予算の措置上、この3%の限度額までをそれぞれ予算措置をして実施をしておるという状況でございます。

ただ、今御指摘いただきましたとおり、特定高齢者の事業等、介護予防事業につきましては、平成18年度、例えば特定高齢者の決定数が、18年度35人、平成19年度108人、平成20年度230人というような形で、それぞれふえてきてはおりますが、実際の介護予防事業の参加者、平成18年度は26人、平成19年度は31人、平成20年度は55人と増加をしてはおりますが、なかなか事業の参加に直接結びつかないという現状がございます。そういう中での事業の精算をしたものでございます。

以上でございます。

- **〇議長(吉永滿榮君)** 佐藤議員、よろしゅうございますか。
- 〇1番(佐藤正司君) はい。
- ○議長(吉永滿榮君) そのほかございますか。

[発言する人なし]

〇議長(吉永滿榮君) 質疑を終結します。

討論を行います。

反対討論ありますか。

[「なし」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) 賛成討論ありますか。

[「なし」の声あり]

〇議長(吉永滿榮君) 討論を終結します。

採決に入ります。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(吉永滿榮君) 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

◎第32号議案の質疑、討論、採決

〇議長(吉永滿榮君) 日程第13、第32号議案 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共 団体の数の減少及び規約の変更についてを議題とします。

質疑を行います。

[「なし」の声あり]

〇議長(吉永滿榮君) 質疑を終結します。

討論を行います。

[「なし」の声あり]

〇議長(吉永滿榮君) 討論を終結します。

採決に入ります。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

◎第33号議案の質疑、討論、採決

〇議長(吉永滿榮君) 日程第14、第33号議案 静岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地 方公共団体の数の減少についてを議題とします。

質疑を行います。

「「なし」の声あり〕

○議長(吉永滿榮君) 質疑を終結します。

討論を行います。

[「なし」の声あり]

〇議長(吉永滿榮君) 討論を終結します。

採決に入ります。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

◎第34号議案の質疑、討論、採決

〇議長(吉永滿榮君) 日程第15、第34号議案 静岡地方税滞納整理機構を組織する地方公共 団体の数の減少についてを議題とします。

質疑を行います。

[「なし」の声あり]

〇議長(吉永滿榮君) 質疑を終結します。

討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) 討論を終結します。

採決に入ります。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(吉永滿榮君) 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長(吉永滿榮君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。御協力いただきありがとうございました。

次回は3月10日火曜日午前9時から総務文教常任委員会であります。よろしくお願いいた します。

もう1点報告いたします。

きょう皆さん方のレターボックスに入れてありますが、件名といたしましては、「SBS 静岡放送による病院状況放映について」ということでございます。

先般行われました病院取材、2月24日の放映日程が下記のとおり決まりましたので、お知らせします。放映日時は平成21年3月4日、あしたです。午後6時16分から午後7時までの間。放映番組は「SBSテレビ夕刊」です。5分程度の企画ニュースの中で放映されます。内容といたしましては、榛原総合病院の医師引き揚げの状況を取り上げる中で、他の県内自治体病院の状況を伝えていくような内容になる様子であるということです。

また、2月28日の牧之原地区の病院説明会の様子も放映するとのことです。当院での撮影 内容、外来及び病棟での撮影、患者へのインタビュー、院長へのインタビュー等々でござい ます。よろしくお願いいたします。

以上で本日の会を終了いたします。

これにて散会いたします。

散会 午後 6時11分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長(吉永滿榮君) 改めまして、おはようございます。

本日は、定例会第15日目でございます。ただいまの出席議員数は14名全員であります。定 足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長(吉永滿榮君) 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は通告順序によって行い、1人の質問及び答弁に要する時間は60分以内です。関連質問はございません。

それでは、順番に発言を許します。

◇佐藤正司君

〇議長(吉永滿榮君) 1番、佐藤正司君。

[1番 佐藤正司君登壇]

○1番(佐藤正司君) 1番、佐藤正司です。

私は、通告してある町の不況対策について一般質問します。

昨年秋以降、日本経済は、かつて経験したことのないスピードで悪化しています。派遣切りで職と住居を同時に失う労働者が急増し、資金繰りの悪化や仕事の減少で中小企業が苦しめられています。国民は、まさに悲鳴を上げています。日本経済をここまで悪化させた原因は、余りにもアメリカの要求を受け入れてきたこと、アメリカに言いなりになってきたこと、もう一つは、大企業優先の政策をとってきたこと、もうけのためなら何をやってもいい、正社員から非正社員に置きかえ、格差を広げ、景気が悪くなれば真っ先に解雇できる仕組みをつくったことです。働く人より株主の利益を優先していることだと私は考えます。こういう政治は変えていく必要があると思います。

最近の報道では、この景気悪化で雇用の状況は、3月末には15万8,000人の非正規労働者が職を失うという数字が出されています。私の周りでも、解雇された、残業がなくなり収入が減った、働く日も4勤3休、3勤4休というふうになったという話も聞きます。4月からはやめてもらいたいと通告された人もいます。中小企業は、資金繰りに苦しみ、倒産や廃業の話も聞きます。

国や県でも緊急対策を講じていますが、こういうときこそ、町も住民の暮らし、福祉を守るために真正面から取り組むべきです。支援を求める人に自治体としてどうできるか、何ができるか、あらゆる手段を講じるべきだとの立場で、以下、質問します。

1つ目に、失職者に対して、役場の臨時職員採用や町内の産業で雇用の紹介がないかなど検討しているか。住宅の相談に対応できないか。

2つ目に、中小企業事業資金利子助成の拡大はできないか。

3つ目に、公共事業の執行に当たり、早期、前倒し発注など実施できないか。

4つ目に、国民健康保険税の減免措置について、国民健康保険税条例第24条に、特別な理由があると町長が認めるときの条項があるが、実際に運用するに当たり要綱が必要だと考えるがどうか。

5つ目に、就学援助制度の利用に該当する人が、漏れなく申請できるよう、取り組まれているか。

6つ目に、困っている外国人の相談に応じる体制はあるか。児童・生徒の受け入れはどうするのか。

7つ目に、多重債務者の借金整理を援助する相談窓口を設ける考えはないか。 以上を質問します。

〇議長(吉永滿榮君) 町長、田村典彦君。

[町長 田村典彦君登壇]

○町長(田村典彦君) いつも1番バッターを務める佐藤議員に対して敬意を表します。佐藤議員の一般質問がヒットなのか、ホームランなのか、三振か、凡打か、それ、最初に私がこの開会のときに、おもしろい議会、おもしろいというのは英語でインタレスティング、すなわち引きつけるような、わくわくどきどきするような、そういうふうな一般質問になることを期待しております。

深刻な不況のもと、町の対応策はについてお答えします。

まず、1点目の失職者に対して役場の臨時職員採用や町内の産業で雇用の紹介がないかなど検討しているか。また、住居の相談に対応できないかについてでありますが、最近の産業経済の動きにつきましては、内閣府が2月19日に発表しました月例経済報告では、雇用情勢の急速な悪化と個人消費も減少していることにかんがみ、景気は急速な悪化が続いており、厳しい状況にあると下方修正の判断を示しました。

厚生労働省発表の平成21年1月の有効求人倍率は0.67倍で、時を重ねるたびに悪化し、14カ月で連続で1.0倍を割り込みました。一方、総務省発表の同時期の完全失業率は4.1%と、前の月より若干持ち直したものの、厳しい状況であることは間違いございません。

町では、世界的な景気後退に伴い、急激に悪化している雇用情勢を踏まえ、町民の生活不安の解消に向け、労働者の雇用確保や生活相談に対応するため、緊急雇用生活支援窓口を2月1日から開設し対応しているところでございます。また、雇用全般に関しましては、公共職業安定所、いわゆるハローワークが業務を実施し、就職あっせん等もろもろの施策を講じていることは御存じのとおりでございますが、ハローワーク榛原では、毎週発行の最新求人情報誌「ゆーかむ」を通して情報提供を行っているところでございます。

現在のところ、町としまして、失職者に対して役場の臨時職員としての採用や町内企業への雇用をお願いをすることはしておりませんし、企業側からの雇用の紹介もございませんが、 今後もハローワークと連携を図りながら雇用促進を図ってまいりたいと考えております。

また、住居の相談に対応できないかでございますが、景気変動による住宅の相談は、平成 21年2月1日以降に10件ほど受けており、相談者の大半は外国人の方で、景気の悪化により 派遣会社を解雇され、会社が契約している住宅を退去することが決定している方からも、住 宅の相談を受けております。

当町としましては、町営住宅の入居条件を備えている方には、町営住宅への随時募集の案内を行っているほか、県営住宅や雇用促進住宅、民間賃貸住宅の情報提供や案内を行っており、今後も引き続き同様の支援を行っていく予定でございます。

公営住宅制度は、住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃の賃貸住宅を供給することによって、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としております。町営住宅の入居申込書は、申し込みの時点で次の6つの条件を備えていなければ申し込みができません。

1つ目は、2人以上の家族が同居することです。ただし、松原団地は60歳以上などの一定の要件を満たす場合には、単身者でも申し込みが可能でございます。

2つ目は、現に住宅に困窮していること。

3つ目は、公営住宅施行令に定める収入基準に適合していること。

4つ目は、確実な連帯保証人がいること。5つ目は、市町村税を滞納していないこと。6つ目は、6カ月以上町内に住所または勤務場所を有していることです。

昨年9月以降では、9月、11月及び本年1月に松原団地の4戸について入居者及び待機者の募集を実施しましたところ、4世帯の申し込みがあり、4世帯の方が新たに松原団地へ入居しております。

なお、現在の町営住宅の待機者はさくら団地に3名おり、待機の有効期間は平成21年8月5日までとなっております。また、町営住宅の入居者及び待機者の募集は、定期的な募集は行わず、町営住宅に空き家が発生した都度、随時募集を行っておりまして、今月27日まで松下団地1戸の募集を実施しております。今後も空き家が発生したその都度、随時募集を行っていく予定でございます。

次に、2点目の中小企業事業資金利子助成制度の拡大はできないのかについてお答えします。

現在、当町では、小口資金、短期経営改善資金の融資に対して利子補給を行っております。 小口資金制度につきましては、資金使途が設備資金、運転資金で、融資限度額が700万円 であります。貸し付け対象者は、町内で6カ月以上継続して事業を営んでおり、従業員数30 名以下であること。金利は固定金利で、5年以内の返済期間であります。この制度の金利は 2.37%でありますが、このうち、0.37%を町が補給するものでございます。

短期経営改善資金制度ですが、これは県の制度に町が利子補給金を上乗せしている制度であり、資金使途は運転資金で、融資限度額は700万円であります。貸し付け対象者は、町内で1年以上継続して事業を営んでおり、従業員数50名以下であること。5カ月以内の返済期間であります。この制度の金利は2.45%でありますが、このうち、県が0.45%、町が0.2%利子補給するものであります。

2つの制度とも、静岡県保証協会の保証が必要となり、保証協会の審査があります。

そのほか、商工会が窓口の株式会社日本政策金融公庫の融資制度と貯蓄共済融資制度につきましては、借入額の0.5%の一度きりの助成を行っております。

これら現行制度の利用は、景気悪化以前と昨年9月以降の景気悪化以降と比べても制度利用件数はほとんど変化がないことから、中小企業事業資金利子助成制度の拡大を図っても利

用が期待できず、制度り拡大につきましては、今後の情勢を見きわめながら検討てしまいり たいと考えております。

続きまして、3点目の公共事業の執行に当たり、早期前倒しの発注など実施はできないか についてお答えします。

御質問の内容は、町の建設工事等の発注につきまして、前倒しや時期を早めることはできないかとの趣旨であろうかと存じますが、工事等の前倒し発注は、事業進捗や予算上の問題などがございますので、大変難しい状況であります。しかしながら、発注時期を早めることにつきましては、対応できる範囲において大いに努力したいと考えております。

建設工事の早期発注につきましては、平成20年度におきましても鋭意努力しているところでございまして、特別の事情がない限り、第2・四半期までに発注を行うよう指導し、全体的に発注時期を早めることができました。そして、平成21年度におきましても、全町的に同様の取り組みを求めたところでありますが、今月、現下の景気低迷を重く受けとめ、単に早期発注を促すだけではなく、公共事業による景気浮揚を念頭に置き、できる限り早期発注に努めるよう強く督励したところでございます。

次に、4点目の国民健康保険税の減免措置について、国民健康保険条例第24条に、「特別な理由があると町長が認めるとき」の条項がありますが、実際に運用するに当たり要綱が必要だと考えるがどうかについてお答えします。

国民健康保険税の減免につきましては、国民健康保険税条例第24条にその要件等規定して おりますが、国民健康保険税条例施行規則及び吉田町国民健康保険税の減免に関する要綱に 基づいて運用してございます。

5点目の就学援助制度の利用に該当する人が、漏れなく申請できるよう取り組まれているか、6点目の困っている外国人の相談に応じる体制はあるか、児童・生徒の受け入れはどうするかの御質問につきましては、後ほど教育長から答弁をさせていただきます。

7点目の多重債務者の借金整理を援助する相談窓口を設ける考えはないかについてお答え します。

近年、多重債務者を含む消費者を取り巻く社会経済状況は大きく変化し、トラブルの相談 内容も多様化、複雑化してきております。国におきましては、こうした環境の変化に対応す ることにより、消費者の安心・安全を確保するとともに、消費者が豊かな消費生活を営むこ とができる社会を実現するための担い手として、消費者庁の設置を進めております。当町と しましても、消費者を保護するために消費生活相談を実施しているところであります。

平成19年度から消費生活相談員が不在となっており、相談は職員で対応しておりますが、職員が対応できないものにつきましては、県民生活センターの指導をいただいたり、司法書士や無料法律相談などを紹介することで対応しているのが現状でございます。

多重債務者の相談につきましても、消費生活相談を通して実施しており、今後も引き続き 実施してまいりますが、消費生活相談体制の強化のにためには、消費生活相談窓口における 相談担当者の実務能力の向上が不可欠であるとともに、専任の消費生活相談員を一刻も早く 設置し、町民のために必要なサポート体制を構築してまいりたいと考えております。

- ○議長(吉永滿榮君) それでは、5、6につきましては教育長、黒田和夫君が説明します。 教育長。
- ○教育長(黒田和夫君) 就学援助制度の利用に該当する人が、漏れなく申請できるよう取り

組まれているかについてお答えいたします。

就学援助制度は、学校教育法第19条の規定に基づき、経済的理由により就学が困難であると認められる学齢児童・生徒の保護者に対し、就学に要する諸経費の援助をするものであります。援助の対象は、新入学学用品費、学用品費、修学旅行費、学校給食費、校外活動費、通学用品費、医療費となっております。

なお、生活保護の教育扶助との重複給付は認められていないため、生活保護家庭においては、生活保護費では対象とならない修学旅行費のみ、就学援助費で支給しております。制度のお知らせについては、町のホームページや入学通知の中で行っております。また、学校を通じても状況の把握に努めております。教育委員会としましても、経済的理由による就学困難な子が出ないよう、引き続き留意してまいります。

次に、困っている外国人の相談に応じる体制はあるか、児童・生徒の受け入れはどうする のかについてお答えします。

現在、各小・中学校に在籍する外国人児童・生徒は、住吉小学校3人、中央小学校22人、自彊2人、吉田中学校12人でございます。特に、中央小学校においては外国籍児童が多いため、県から外国人支援のための教員の加配を措置されており、授業における個別指導やチーム・ティーチングの実施など、きめ細かな教育を行っております。また、県から外国人児童・生徒相談員の派遣を年3回受けております。この授業は、それぞれの言語を使える相談員を小・中学校へ派遣するもので、中央小学校の場合は、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語の3言語の相談員の派遣を受け、保護者と担任の間に入り、児童の家庭状況や保護者の要求を聞くなどの相談業務を行っております。

以上です。

〇議長(吉永滿榮君) 再質問。

佐藤議員。

〇1番(佐藤正司君) 再質問します。

私は、一般質問するけれども、別におもしろくするとかではなくて、ヒットを打とうとかホームランを打とうとは思いませんので、三振するかもしれませんけれども、一生懸命やります。

議会初日に、町長が施政方針を述べられました。冒頭に経済問題が触れられていまして、 当然、これは職員も読んでいると思います。先日もらった、さわやかクラブの連合会だより というのもちょっと私、見させてもらいましたけれども、3月5日号の中の文章にも、何人 かの方が今の金融危機、経済危機を心配して書かれた文章もあります。こういう心配とか不 安というのは、町民だれでもが今共通の認識になっていると思います。国や県も対策をとっ ているわけですが、やはり身近な町が一番とることが効果的だと私は思います。

そこで質問します。先ほど、2月1日から産業課に生活支援の相談の窓口を開設したということで、その結果の報告はありました。2月、3月で22件あったということで、住宅相談は10件と言いましたか、外国人が多いということのようでしたね。相談に来た、受けたというのはわかるんですけれども、さっき答弁の中でも若干触れてましたけれども、就職の問題、ハローワークにという話もありました。私もハローワークに行って話を聞いてきました。新しく失業してハローワークへ登録したという方がすごくふえています。求人の数字もさっき町長、言いましたけれども、それよりも下がっていました。1月の時点の数字は0.4という

数字が私、教えていただいたんですけれども、私、聞きたいのは、特に、本当に失業して困っている人が多いわけで、相談に来て、就職相談の場合は、やるというのはハローワークの仕事だと思うし、町ではできないのはわかるんですけれども、特に外国人は言葉もわからないで困っていてということで、私、聞くと、その相談に、住宅も含めてだと思うんですけれども、国際交流センターの方たちが親身になって相談に応じているようなんですよ。それで、住宅相談や生活相談や雇用の相談を、そういうハローワークへ投げたり、国際交流センターの人たちのボランティアの人たちが一生懸命やってくれているのはわかるんだけれども、その辺のことを町として、もうちょっと親身になってやるような体制はつくれないのかなと思うんですけれども、難しいんでしょうか、そこは。ちょっと難しいかな、質問が。

- 〇議長(吉永滿榮君) これについては、どなたが。 町長、お願いします。
- **〇町長(田村典彦君)** 議員の御質問ですけれども、もうちょっと親身にですけれども、もうちょっとってどういうことでしょうか。議員、代案ありましたら、ちょっと教えてください。
- O議長(吉永滿榮君) 1番、佐藤議員。
- ○1番(佐藤正司君) 今、国際交流センターの方に聞いたら、毎週1回、夜7時半から、は あとふるで相談を受けていると言うんですよ。そこで、いろいろ具体的に相談の中身を聞い ているわけですよね。だから、私の言うのは、具体的にそういうことです。そういう相談に 乗る窓口というか、そういう場所を、外国人に限らなくても、日本人でもそうだけれども、 今、こういう大変な経済状況ですから、総合窓口は産業課に設けましたよということで、各 課に振っているというふうには聞いているんだけれども、各課で、じゃどこまで相談に乗っ ているのかというものがちょっと見えないもので、総合的なそういう相談窓口をつくるよう なことは考えられませんか。
- 〇議長(吉永滿榮君) 総合的な窓口はどこで……。 町長、お願いします。
- ○町長(田村典彦君) 議員の御質問でございますけれども、産業課に相談窓口があります。 そこに相談に来られた方、個別の内容についてそれぞれの課に照会して、そこで窓口で相談 に乗るということでございますので、1カ所でやった場合、基本的には同じことが起きてし まいます。あらゆることに対応できる人がおりませんので、やはり現在やっているように、 産業課に来て、それぞれの窓口に、各課に振っていくということと同じことが起きますとや はり屋上屋を架すことになろうかと思いますので、それにつきましては、現行の体制でもっ ともっとある意味におきましては、相談に来られる方は楽に懐に飛び込んでこられるよう、 そういう雰囲気をつくるようには、また各課の職員に申し渡したいと思っております。
- 〇議長(吉永滿榮君) 佐藤議員。
- **〇1番(佐藤正司君)** なかなか難しいことだとは思うんですけれども、それぞれの各課のほうで真剣に相談というのを受けとめて、しっかり対応していただきたいと思います。

それでは、生活相談というところなんですけれども、もうちょっと具体的に、じゃ私、聞きますけれども、生活相談、福祉児童ということで2件来ていますよね。私、今こういう状況で、生活保護申請というのが、やはり、暮れから正月にかけて東京のほうでは派遣村というのがあって、困った人は住所がなくても生活保護申請は受けるというような形で、全国的に今広がっているようですけれども、私、本当に今こういう時期で派遣を切られて、寮も出

なければならなくて困っているという人が、今、町内にもいると思うんです。そういう人は、 多分、生活保護申請を出しに来ているのではないかと思うんですけれども、その辺、そうい う申請の件数なんかはどのようになっていますか。ふえていますか。

- 〇議長(吉永滿榮君) 社会福祉課長。
- **〇社会福祉課長(八木大作君)** 生活保護の件数の推移でありますが、20年11月が21世帯でした。今年に入りまして、1月末で25。現在、私の手元にある資料は2月末ですが27と。去年の暮れから数件ずつふえているという推移でございます。
- 〇議長(吉永滿榮君) 佐藤議員。
- ○1番(佐藤正司君) 今のは生活保護を受けている人の世帯の数ですね。私の聞きたいのは、申請に来ているかどうか、ふえているかどうかという件数で、僕が言いたいのは、相談に来たけれども、生活保護の申請を受け取らないというか、そこでとめているというか、変な言葉を使うかもしれないけれども、国は水際作戦というような形で、受けさせないようにそこでとめているという例がたくさんあるわけで、私は、そういうことがないかということを聞きたいもので言っているんだけれども。
- 〇議長(吉永滿榮君) 申請状況。
- ○社会福祉課長(八木大作君) 基本的に生活保護というのは、今、受けていらっしゃる方を 見れば、就労というんですか、働けない方、お年寄りの方とか母子とか、そういった方もい らっしゃいますが、基本的に、例えば派遣切りとかそういった方が即生活保護に結びつくか というと、就労可能な方が十分いらっしゃる。そういった方については、申請というよりも、 そこの生活相談、相談ですね、基本的には、お見えになれば、町の担当のほうと相談させて いただきまして、先ほどから頻繁に出てまいりますが、就労支援ということもハローワーク はやっておりますので、そらちのほうを御紹介する例が多いということになります。

現実的には、派遣される方が結構この町内にもいらっしゃいますし、そういった方の、でも就労できない方、いろんな形、障害とかいろいろあるんですが、生活保護に至ったという方がいらっしゃいます。現実的に、今の派遣切り等につきましては、相談窓口ということで、即申請ということにはなりません。当然、その可能性があるものについては、中部健康福祉センターの担当職員と面接相談をさせていただくと。それで、生活保護が適正であるかどうかという判断を最終的に下して、保護をするか否かという決定が下されると、そういう流れでやっております。

- 〇議長(吉永滿榮君) 佐藤議員。
- ○1番(佐藤正司君) 基本的には、困って相談に来るわけで、いろいろなほかのハローワークを照会したりとかいう、そういう相談で解決すればいいとは思うんですけれども、現実に、寮を出なければならなくなったとか、その他生活するお金がなくなったということで来るわけで、特に外国人の場合は条件もきついというか、いろいろ要件をクリアするのは大変だというのはわかりますけれども、でも、そういうふうにして回すんではなくて、私は、基本的には申請は受け付けて社会福祉事務所に回して、向こうで調べて、結果、生活保護を受けられるのかどうかというのは決めるべきだと思うので、やっぱり本当に困って生活相談を受けたいと来るわけだから、そこで相談をして、そこでとめてしまうんじゃなくて、私は、基本的にはぜひそういう本当に困ったということで、そういう相談で解決というか、ほかの解決の仕方をするんじゃなくて、私、これは国民の権利でもあるわけですから、ぜひ申請は受け

るという方向で取り組んでいただきたいと私は思います。ぜひ、そういうことでお願いした いと思います。

臨時職員の採用ということで私、聞いてありましたけれども、ふるさと雇用再生特別交付金事業と緊急雇用創出事業の取り組みについては、各課に照会しているとは聞いています。 ほかの自治体の話聞けば、やはり、これ要件なかなか厳しいのはわかりますけれども、何とか、そうは言ってもこういう厳しい状況ですから、少しでも職を紹介するということでは、ぜひ国のこういうお金を使って、そういう仕事をつくっていくべきだと思いますので、この各課に照会して、聞いてということなんだけれども、これは具体的に何か出したということでしたか。ちょっと私、さっきの答弁の中にあったかどうかわからなかったので。

〇議長(吉永滿榮君) 企画課長。

○企画課長(藤田光夫君) ふるさと雇用再生特別交付金事業と緊急雇用創出事業というものが、国策で20年度の補正で可決をされまして、それが県のほうへ、これは静岡県の2月の議会の状況を見てみますと、ふるさと雇用のほうは、2,500億円のうち42億円が静岡県へ配分されたと思います。それから、緊急雇用創出事業のほうは、1,500億円の事業費で、そのうち静岡県へ57億配分されたと思います。そういうことで、この事業につきましては、県が20年度に基金を創設をいたしまして、21年度から23年度にかけてこの事業を実施していくということになっております。

吉田町の対応でございますが、議員、おっしゃるとおり、前の議員の懇談会の中で、私のほうから町の状況をちょっと説明させていただきました。その後の経過でございますが、現在は、緊急雇用創出事業のほうへ3件ほど上げてございます。今後、新年度に入ってから、県のほうで多分ヒアリングはあると思いますが、その中で採択されるか、されないか、そこら辺を見きわめてやっていきたいということで考えております。

今、考えている内容については、例えば保安林の環境整備をやりましょうとか、それから住民窓口へ通訳設置をしたらどうかとか、それから公共用地の環境整備をしたらどうかと、そこら辺の事業の提案を、とりあえずは県のほうへ上げてございます。これから正式に事業計画を立てて、ヒアリングが行われると思いますので、その中でどうなるかということになります。

以上です。

〇議長(吉永滿榮君) 佐藤議員。

○1番(佐藤正司君) 緊急雇用創出事業の取り組みについては、私も、他の町の取り組みがどうなのかなと思って問い合わせたりもしているんですけれども、やはり、この例を言っていいかどうかわかりませんけれども、島田の例では、特別支援学校の先生を4人希望したとか、それから学校の用務員を4人ぐらい頼んで、その用務員さんを各学校でチームを組んで、その学校の補修とかペンキを塗ったりとか、そういうようなこともやるようなことを計画を出したというようなことも聞いてるわけで、私、いろいろな課で、いろいろ考えれば、先ほど3つ出ましたけれども、もっと仕事を探せば出るんじゃないかなと思うので、ぜひこれは引き続きいろいろ知恵を絞っていただきたいと思います。

それでは、公共事業の早期前倒し発注ということはやっているよということと、やるよということですので、ぜひこれもやっていただきたいと思うんですけれども、細かな話をして、例を挙げてあれですけれども、私、町を車が走れば、道路があちこち穴があいているし、そ

ういうところも早目に措置するとか、そういう細かい仕事でも探していただきたいと思います。

それから、例年ですと約5,000万円近く、町の道路維持とか、そういうものに使う予算がついていますよね。それと、自治会から毎年、いろいろ要望箇所なんかも出していただいていますよね。それは、今年度は終わっていると思うんですけれども、新年度になれば、また出てくると思うんですけれども、そういう箇所づけなしの道路維持費とかそういうものを早目に、まだこれから新しい年度は要望とるわけで、そういうのが出たら、早目にそういう仕事もやれば、町へ行くにも喜ばれるし、細かい仕事でも地元業者が1つでも、2つでも仕事をつくれるんじゃないかと思うんですけれども、そういうことをぜひやっていただきたいと思うんですけれども、どうでしょうか。

- 〇議長(吉永滿榮君) 都市建設課長。
- ○都市建設課長(大石悦正君) まず初めに、維持の関係でございますが、19年度の維持の状況からちょっと報告させていただきます。住吉では98件、片岡では58件、川尻では74件、北区では87件と、合計317件の維持の件数がございました。これにつきましては、地元から上がってきて整備すると、修理すると。主なものは舗装の穴あきが一番多い問題です。これにつきましても、4月に入って早々、発注していくという話がありますので、その向きで進めていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。
- 〇議長(吉永滿榮君) 1番、佐藤君。
- ○1番(佐藤正司君) ぜひ公共事業というか、それもなるべくできるものは早目早目に発注するような体制というのは、とると言っているわけですから、ぜひお願いしたいと思います。それでは、国保税の減免措置についてですけれども、これは、昔から要綱をつくるべきだということは主張していたんですけれども、19年4月1日付で要領ができているというのを書類もらいました。本当は、規則、要綱、要領ですから、規則とか要綱のほうが本当はよかったのかと思うんですけれども、実際できているわけですから、ぜひこれはこの制度を使って減免を、申請を受けられるということでいいことだと思います。実際、24条があったわけですけれども、過去どのくらい申請数はあったんですか、何件くらい。
- 〇議長(吉永滿榮君) 町民課長。
- ○町民課長(大石修司君) 今、議員のお話のように、要領自体は19年ということでございますので、それ以前につきましては、この要領に対して適用ということはできませんので、はっきりした数字は申し上げることはできませんけれども、19年におきましては、申請件数が4件、このうちの3件について承認をし、1件につきましては、これは軽減制度がございますので、そちらのほうで6割軽減の対象ということにさせてもらっております。本年度、20年度につきましては、2月までに4件、このうち3件を承認し、1件につきましては、こちらは生活保護の対象ということでやらせてもらっております。以上です。
- 〇議長(吉永滿榮君) 1番、佐藤君。
- ○1番(佐藤正司君) 国保税のことについては、今議会で条例改正案が出ているわけで、値下げということになりますよね。それはまた、町民にお知らせすることになると思うので、やはり、そういうときにあわせて、私は、こういう減免制度があるんだよということを、わかりやすくぜひ町民に知らせておく必要があると思うので、ぜひそこは減免措置があるとい

うことのお知らせも、値下げのこともあわせて、ぜひそういうことも知らせていただきたい と思います。

それから、就学援助の制度の利用についてお聞きします。これは、先日、新聞に載っていたのかな、景気悪化に伴う保護者の失業などにふえた措置が、文部科学省から通知があって、経済的に苦しい家庭の小学生に、先ほど言った学用品や給食費の費用を支給するという制度ですけれども、これは、この景気悪化に伴って、この措置をもっと徹底して知らせなさいということと、それから年度途中でも対象に認定するというようなことを、市町村教育委員会がこの制度を徹底するようにというような通知が出ているというふうに書かれていますけれども、その辺は教育委員会のほうには通知としては来ているんですか。

- 〇議長(吉永滿榮君) 学校教育課長。
- **〇学校教育課長(高橋健次君)** 文科省のほうからの通知でございますけれども、県教委並びに教育事務所等を通じていろいろな通知が来るわけですけれども、確認をしておりませんですけれども、来ているというふうに考えております。
- 〇議長(吉永滿榮君) 1番、佐藤君。
- 〇1番(佐藤正司君) 私も、これインターネットか何かで見た文書だったものですから、こ ういう通知が出たのかなということで、ぜひこれは徹底していただきたいと思います。実際、 要保護と準要保護の方がいて、19年度の決算を見ても数字出ているわけで、両方で約600万 ぐらいでしたね、予算を使っているわけで、ただ、これ問題なのは、これは国のせいで、批 判することになりますけれども、国がこれも予算をつけずに町がやっているような実態にな っているわけですから、600万ほとんどが、昔は半額ぐらいは国が補助していたのに、今で はほぼ全額、町が負担しなくてはならないような制度になってしまったわけで、町としても 財政的に大変だというのはわかりますけれども、ただ、今こういう状況ですので、いつ失業 するかわからない。特に母子家庭なんかは、2つも3つもかけ持ちしてパートをしながら生 活しているという人も多いわけで、そういうことも考え合わせれば、ぜひ就学援助のこうい う制度があるということを徹底していただきたいと思います。これは、こういう制度をやっ ぱり知ってもらうということでは、ぜひ文書をつくって、年度当初、特に入学の時期になる わけで、4月の時点で全家庭にこういう制度があるということを知らせるということは大事 だと思いますし、こういうチラシをつくってやっている市町があります。そういうことが本 当に必要だと、私、思いますので、ぜひそこは取り組んでいただきたいと思います。ぜひお 願いしたいと思いますが、どうですか。
- 〇議長(吉永滿榮君) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(高橋健次君) 学校教育課です。ただいまの御質問でございますけれども、全保護者にこういった制度があるということの周知徹底ですけれども、現在、我が町におきましては、そこまではいってないわけですけれども、新たに入学をされる保護者に、これは入学通知を出すわけですけれども、この入学通知書に、こういった就学困難な場合は援助制度がありますということで御相談をいただきたいというような1項目、通知が記載をしております。その辺につきましても、また学校におきましても、やはり就学援助のみにかかわらず、いろいろな各相談があるわけですけれども、そういった受け入れ態勢に応じるということは各学校に徹底をして、そういったものを受け入れる態勢を充実していくように、また指導をしていきたいというふうに考えます。

○1番(佐藤正司君) ぜひよろしくお願いいたします。

7つ目に、私、多重債務者の借金の整理の援助をする相談窓口をということで言いましたけれども、町も法律相談なんかやって、そこへ来てるかどうかわかりませんけれども、やっぱり専門的な人が対応すれば、弁護士なんかが対応すれば、比較的スムーズに解決しているというふうに聞いています。大体、多重債務者になるような人は、長くやっていれば、払い過ぎているわけですから、戻されるというケースが多いようです。だから、これはぜひこういうことも知らせていただきたいと思います。

先日、私、新聞見ていたら、下田市のほうで150万ぐらい税金を滞納していた人が、逆に150万ぐらいそういうヤミ金みたいなところから取り戻していたという、そういう裁判を起こしたというようなものを見ましたけれども、借金、払い過ぎていた分が税金のほうへ回ったら、ちょっとこれ困るなと思っておりましたけれども、そういうケースは全国的にあちこちで取り組んでいるようですので、何よりも一番肝心なのは、多重債務者が生活を立て直すということが大事なわけで、そういうこともやっぱり、行政として取り組んでいる行政も幾つかあると、この間テレビでもやってましたけれども、本当に、解決した後をどうするのかということで、自治体のそういう窓口がその後もずっとその人の生活を、お金を貸してあげて、役場まで毎月返しに来るというような、そういうようなこともテレビでやっていました。ぜひそういうことも私、広報していただきたいと思います。

本当に、今の日本の経済というのは、歴史的に大不況と言ってもいいと思うんです。それに見舞われていると思います。地方自治法の1の2で、「行政の役割は、真に住民の福祉の増進を図ること」と明記されています。その役割をフルに発揮して、自治体としてできる限りの住民へのサポートを、こういうときこそやっぱりやっていただきたいと思います。ぜひ全課を挙げて、全職員を挙げて、もう一度その本分に基づいて、何をするのかというのを検討して実施していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

〇議長(**吉永滿榮君**) 御苦労さまです。

以上で1番、佐藤正司君の一般質問が終わりました。

◇ 杉 村 嘉 久 君

○議長(吉永滿榮君) 続きまして、4番、杉村嘉久君。

[4番 杉村嘉久君登壇]

〇4番(杉村嘉久君) 私は、さきに通告いたしましたとおり、今日は2つのことにつきまして質問をさせていただきます。

1つ目は、経費節減チェック機関の設置について、2つ目は、小学校・中学校一貫教育、あるいは小学校・中学校連携教育の検討について、この2つでございます。

最初に、経費節減チェック機関の設置についてお伺いをいたします。

地方公共団体の行政改革が進んでおります。どこの市町村でもそれぞれの改革意見が実施の段階に入っていると言われております。その中で、地方公共団体のお金の使い方が、長年の慣習がつきまとって、経費の節減・合理化が古くて新しい言葉として、今でもその必要性

というものが強調されているのではないかと思います。

民間企業は、利益を得るため、どんな方法でどんなところに投資するか、いわばどんな方法で金をつくって、次の投資の向ける金づくり操縦が腕とされているわけです。地方公共団体は、住民を構成員とする経営企業体でありますから、民間企業とは目的が異なりますが、経営の厳しさを学び、経営感覚を身につけるべきであると言われ、最近の役場の文書等にも、行政は経営、役場はサービス業とか、あるいはPDCAサイクルに基づいた業務推進を励行するなどが目立つようになってきております。

ところで、執行部がよく言われます予算がない、金がないというのは、金をつくることを忘れているのではないかと私は思います。一般的に日本人は、自分の金の使い方、家庭でのやりくりが上手で、世界一の貯金国と言われるようになったと思います。ところが、国民の税金で賄われている国・地方公共団体の公の経済になりますと、関心が薄く、監視しようとする気持ちを持っていないと言われております。これは、主権者と言われても、真の民主政治の歴史は浅く、地方自治運営の未熟さによるものであると言われております。執行当局も、住民の無関心、無監視にあぐらをかき、収入になった税金をどのように使おうと、それは自分のもの、課や係のものと錯覚して甘えの体制が見られているからで、経費の節減・合理化が忘れられているのではないかと思います。ここに、経費節減・合理化の言葉がいつになっても消えない原因があるのではないかと思っております。

ところで、すべて節減・合理化は、仕事のやり方、反省のもとに行われなければならないと思います。よく、予算計上してあるから使わない手はない、もったいないといったことを耳にします。いわゆる予算使い切りの意識といいますか、節減・合理化については、執行者ばかりでなく、我々議会側も協力しなければならないことだとは思っております。経費の節減・合理化は、議会、執行部が連携して、その実を上げたいものです。一般的に、その対象となるものが物件費、補助費、維持修繕費等になると思いますが、これらの経費の支出に当たっては、これは一案ですが、副町長を長とした専門のチェック機関を内部に設けまして、目付役として厳しい目で審査をし、あわせて経費節減・合理化のための調査研究を行い、事務事業の改善を行う権限を与えると。その審査、事務等の改善実績を監査員に報告し、監査員はその趣旨を議会に報告するなどの規則を制定して、それぞれの部署が、その機能を発揮しながら庁舎内挙げて無駄遣いを追放し、住民の信託にこたえるべきではないと思っております。町としての考えを伺います。

次に、小学校・中学校の一貫、いわゆる小・中一貫教育、または小・中連携教育の検討についてですが、これは、平成19年度から実施されている全国学力学習状況調査から、小・中学校とも基礎的な知識についてはおおむね理解しているが、知識・技能を活用する力には課題のあることが明らかになり、児童・生徒の主体的に学ぶ態度の育成が急務であると言われております。

このような課題に対して新学習指導要領は、授業時数の増加、指導体制の確立、指導の工夫、学習意欲の向上と学習習慣の確立を目指して、教科を超えた言葉の重視と体験の充実、少人数指導の充実、ICTの活用などを具現化しようとしております。そのためには、つけたい力を小学校・中学校、いわゆる小・中9年間などの長いスパンで考えるなど、カリキュラム上の工夫も必要になるということから、小・中9年間の子供の発達を踏まえたさまざまな小・中一貫教育、連携教育の導入計画の試みが各地で始まっております。

小・中一貫教育から小・中連携教育の実施計画事例ですけれども、公立の小・中一貫教育は、2000年に広島の呉市が始まりとされておりまして、現在、教育課程の特例で実施している学校は、全国で小・中合わせまして1542校に上がっております。近隣の学校でケースが多く、学年の組でも5年4年生にするとか、また3年4年2年、4年3年2年とか、9年間を前期、中期、後期に3区分するとか、さまざまなことが行われております。しかし、小・中一貫校は法的にはあくまでも別の小・中学校であって、入学式や卒業式は通常の6年、3年に合わせて行われております。

それを導入している事例ですけれども、横浜市内の学校の事例ですけれども、2012年4月から市立のすべての小学校346校、中学校145校で小・中一貫の9年間の教育を実施すると。小学校と中学校1校ずつの連携だけでなく、1つの中学校と複数の小学校と、複数の中学校と複数の小学校の連携など、地域の実情に応じた柔軟な形で実施をしていきたいということです。

東京の三鷹市の事例ですけれども、公立の小学校が2校、それから、同じく公立中学校1校の3校で構成している小・中一貫校があります。今回の学習指導要領の改定では、義務教育としての一貫性や校種間の円滑な接続も課題となっておりますが、三鷹市では子供同士や教員同士の交流や地域コミュニティーの支援など、既存の組織や施設を大きく変えることなく、その連携を工夫した小・中一貫教育という点に特徴があり、全国的にも汎用性の高い試みの1つと言われております。将来、市内の全小・中学校で小・中一貫教育を行うためのモデル校として見られております。

京都市の事例ですけれども、京都の場合は、保育園、幼稚園、小学校、中学校の連携の取り組みを土台に、一歩進めた一貫教育を開始した公立小・中学校ですけれども、小・中一貫カリキュラムにも着手しておりまして、人事交流など異動による教員間の連携のほか、短期の派遣教員として中学校の教員が小学校で授業をしたり、逆に小学校の教員が中学校の選択授業の支援教員として参加するなど、年間を通して柔軟な交流を図っているようです。

また、東京都立の事例ですけれども、都立の中学校628校が小・中連携については80%弱が、既に何らかの取り組みを進めているということです。教育委員会の施策として進められているのは6割以上で、それ以外は学校独自の判断によるものだそうです。

連携のメリットとしましては、児童や生徒の状況が把握でき、学習や生活指導上の課題が明らかになる。小・中教職員の教育観や課題について相互理解が深まるなどを挙げる割合が高くなっておるようです。課題としては、時間の確保とか教職員の共通理解、また教職員の研修の充実などが挙がっているようです。

小・中一貫、連携の取り組みは、緒についたばかりですので、まとまった報告というものがまだ非常に少ないといいますか、見当たらないんですが、地域でカリキュラムや指導方法を見直し、工夫を重ねることが大切で、国が号令をかけるのと違う、新しい教育改革のスタイルになり得ると言われております。小・中一貫または小・中連携教育についての当町としてのお考えをお伺いします。

○議長(吉永滿榮君) それでは、答弁をお願いいたします。

町長、田村典彦君。

[町長 田村典彦君登壇]

〇町長(田村典彦君) 経費節減チェック機関の設置についてお答えします。

当町では、昭和50年代後半からの行政改革に対する機運の高まりを背景に、昭和60年9月に策定しました第1次吉田町行政改革大綱以来、今日まで行政の効率的な執務体制の整備や事務事業の見直し等を継続的に推し進めてまいりました。

平成16年4月には、本格的な地方分権時代に適応できる地方公共団体への転換を目指し、第1次及び第2次吉田町行政改革大綱に基づく改革とは異なった行政運営の仕組みをあらゆる角度から抜本的に見直し、行政が直接執行すべき事務事業、必ずしも行政が直接執行しなくてもよい事務事業、積極的にアウトソーシングや民営化すべき事務事業などに分類して、当時、国が地方分権の推進の一環として進めておりました三位一体改革などの環境変化に適合できる行財政運営システムを構築することを目的とした行財政構造改革推進室を企画課内に設置するとともに、庁内の推進部隊として吉田町行財政構造改革推進本部を組織し、職員全員が同一の意識を持つ中で、行政構造改革を推進する体制を整えました。

議員御質問の要旨にございます経費の節減・合理化が古くて新しい言葉として、今でもその必要性が強調されている物件費、補助費、維持修繕費などの支出に当たっては、専門のチェック機関を設けて、厳しい目で審査し、庁舎内挙げて無駄遣いを追放し、住民の信託にこたえるべきではないかについてお答えします。

まず、第1段階として、平成16年11月に当町の行財政構造改革を進める一環として、行財政構造改革推進室と現下においてヒアリングを行い、事務事業の見直し、いわゆるゼロベース検証を行うとともに、早急に、かつ全庁的に取り組む必要のある事務事業につきまして、今後の具体的な取り組み方針を設定いたしました第一次行財政構造改革推進方針を策定いたしました。この第一次行財政構造改革推進方針に基づきまして、平成17年度から平成19年度までの3年間、設置されました吉田町事務改善検討委員会は、各課に共通する事務の合理化や効率化などを検討し、より能率的な事務運営を目指すとともに、町民のサービスの向上のつなげるための活動をしました。

1つの例としては、この委員会の取り組みを御紹介いたしますと、平成18年度は消耗品の有効活用について調査検討し、実施いたしました。各課で管理されている事務用品のうち、再利用が可能、または現時点において利用の予定がないものにつきましては、その情報を全庁的に共有し、必要な課に譲り渡すというシステムを構築いたしました。本来、消耗品は必要に応じて発注するものでございますが、品物の規格変更や各課の業務内容の変更、あるいは使用機器の規格が変わったものなどにより発生する余剰分を調査して、必要な課に譲り渡すというものでございます。ただし、もともと余剰分につきましては、大量に発生しているものではなく、理由がありまして、未利用となったものですので、前に行うものではありませんが、このような小さなことにつきましても、改善・改革に取り組んでまいりました。

さて、現在、取り組んでいる第3次吉田町行政改革大綱と集中改革プランは、平成17年3月29日付の総務事務次官通知、地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について、いわゆる新地方行革指針の助言を受け策定したものであり、今後さらに効果的、効率的な行政サービスの提供を実現するためには、行政サービスの受け手である町民の視点、納税者の納得できる税金の使い方という納税者の視点を、これまで以上に重視しなければならないとの決意のもと、平成16年度に行いましたゼロベース検証等の結果を踏まえつつ、策定したものでございます。

この第3次吉田町行政改革大綱の重点項目の1つであります事務事業の見直しにおいて、

限られた財源の中で、社会経済情勢の変化や多様化する町民のニーズ、新たな行政課題に的確に対応していくため、緊急性、優先性、効率性等も勘案し、事務事業を見直すとし、事務事業の合理化及び行政評価システムの構築、民間委託等の推進、地方公営企業の経営健全化の3点を挙げ、事務事業の合理化及び行政評価システムの構築において、地方分権の進展に伴い、地方自治体が実施する諸施策の成果に対する自己チェック機能が重視されていることから、行政の果たすべき役割、受益と負担の公平性の確保、行政効率等に配慮し、事務事業の整理・合理化を進め、PDCAサイクルをもとに、不断に正当性の検証を行うとともに、町民に対する行政の説明責任を果たすため、町独自の行政評価システムを構築し事業の必要性や課題、費用対効果などを検証し、的確な運用をしますとしております。

次に、第2段階として、これまでも御説明してまいりました町独自の行政評価システムの構築を目指し、歩みを進めているところでございます。平成18年度には、新たに投入する行政評価を見据え、平成19年度当初予算編成から一般財源を基準とした枠配分方式を採用いたしました。限られた財源を有効に活用し、町民サービスを向上させるために行う枠の配分は、各課の自主性・主体性を目指すとともに、各課の創意工夫が経費の節減につながるものとの考えのもとに取り入れた手法でございます。これまでの査定待ちという受け身の姿勢から、各担当課がみずからの権限と責任において予算を編成することになり、職員一人一人の財政状況や事業コストに対する意識の向上に資するものと期待しておるとのことでございます。

平成19年度には、平成20年度当初予算編成から事務事業評価を段階的に行うための準備作業として、新たな内部資料を作成することといたしました。具体的には、予算科目上の事業を細分化し、個別の事務事業単位ごとに目的、内容、予算といった項目で組み立てられた予算要求書附表を作成いたしました。また、平成20年11月17日に開催されました、平成21年度当初予算編成説明会において、本年度から事務事業評価を段階的に取り入れていくこと、予算要求書附表によって仕分けられた個別の事務事業を、事務事業評価の評価単位として今後進めることを示し、予算要求書附表の制度を向上させ、かつ事務事業評価の意識づけを浸透させるため、当初予算要求作業とあわせ、事務事業評価の試行を目指すための作業を依頼いたしました。

事務事業評価の導入に当たりましては、企画課、行財政構造改革推進部門によって作成された原案を、平成20年5月に設置いたしました吉田町行政経営システム検討会内に立ち上げた行政評価システム部会において審議・検討し、意見等加味したものを行財政構造改革推進本部会議に諮り、全庁に周知いたしました。

平成20年度は、とりあえず事務事業評価の試行が行われるだけの資料として、職員向け手引き類を5冊作成しております。1冊目は、行政評価とは何なのか、なぜ行政評価を行わなければならないのか。今後、事業の担当者が実施している事務事業の現状を把握・認識した上で、目的を達成するために解決すべき課題を発見し具体的な改善につなげていくためのツールとして事務事業評価を実施するという当町が目指す事務事業評価の目的について説明した吉田町の行政評価「事務事業評価導入に向けての基本的な考え方」であり、2冊目は、予算要求書附表において仕分けられた個別の事務事業を総合計画、実施計画などの政策体系との目的体系化を図り、整理するための「事務事業評価導入編1――事務リストアップ、アンド事務事業整理の手引き」、3冊目は「導入編1」によりリストアップされました業務につきまして、個々の業務量と職階ごとの平均人件費により算出された業務単位における概算人

件費を求めるための「事務事業評価導入編2――業務量算定表の手引き」、4冊目は、公的関与のあり方について、当町の関与や実施主体の多党制など、基本的事項を整理し、事務事業評価を実施・推進していく中で、あるいは予算編成などの場におきまして点検・検証・見直しを進める際の指針として策定しました「公的関与のあり方に関する点検指針」、そして5冊目が、評価シートを記載するための「事務事業評価導入編3――事務事業評価シートの手引き」でございます。

現在、これらに基づきました事務事業評価の作業を行っている最中でありますが、本年度の位置づけとしましては、さきに御説明いたしました手引き類などの作成や行政経営システム検討会の設置・運営など、事務事業評価の実施に必要な土台づくりと新たな取り組みに対する職員の不安感の払拭であります。新たな取り組みに対する職員の不安感の払拭につきましては、取り急ぎ個別の問題に対応するため、企画課、行財政構造改革推進部門内に、評価作業に関する疑問点などにつきましてディスカッション形式で質問等を受ける場として、改めてヘルプデスクを設けました。ヘルプデスクでは、事務事業評価が軌道に乗れば、主に事務事業の明確化、個別評価の客観性、改革案の具体性などの視点からディスカッション形式の個別指導が行われる予定ですが、現時点では、初めて事務事業評価を行うための資料づくりに対する記載方法の問合せが多いやに担当から聞いております。

また、各課からの要請によりまして、企画課、行財政構造改革推進部門の担当が講師となりまして、行政評価全般について説明する出前研修会を各課の実情にあわせ実施する予定でございます。出前研修会は、研修会を希望する課において、事前に課内の希望者を募り、企画課、行財政構造改革推進部門と日程を調整し、研修会を実施するという流れを想定しております。事務局が計画する、固定した期間においての説明会などでは、受講者が多人数になるため、小まめな対応ができないこと、また職場環境により参加できない職員も出てしまうことから、少人数でしかも受講を希望する職員の都合に合わせて研修会を行うことが出前研修会の特徴でございます。

なお、今後は試行中のシステムの検証とともに、予算投下による成果の検証をPDCAサイクルに基づき行う体制と、制度をさらに検討する必要があると考えております。

本年度を含めた数年間は、事務事業評価の試行を重ね、徐々に精度を上げてまいりたいと考えておりますが、精度の正否の握るかぎとしましては、事務のための事務が不必要にふえないことである一方、事務事業評価を浸透させるためには、まだまだ必要とされる作業や調整しなければならない問題、構築をしなければならない課題がございます。

地方自治法第2条第14項の「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」という法の趣旨に沿った制度を構築するため、今後の吉田町の発展のためにも、よりよい仕組みづくりを心がけたいと思っております。

さて、当町におけるこれまでの取り組みは、以上の説明で御理解いただけたかと推察いたしますが、議員御質問の経費節減チェック機関の設置につきましては、平成16年度に実施しました事務事業の見直し、いわゆるゼロベース検証の第1段階、平成17年3月に示された新地方行革指針の助言を経て策定された第3次吉田町行政改革大綱や集中改革プランの策定と、それに基づいたこれまでの取り組みを第2段階と考えたとき、当町の取り組みは理にかなっているものと自負しております。

地方自治法第158条第1項には「普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長も、直近会の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるもの」と規定されており、これを受けまして、吉田町課設置条例等が制定され、課及び室の所掌事務並びに部門の分掌事務等は、吉田町役場庶務規則等に規定されております。職員は、それぞれの職務に応じた責任を持って、それぞれの事務に当たっており、地方公務員法第30条の「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」という服務規律の根本基準を遵守しております。

議員御指摘の経費節減チェック機関の設置という構想につきましては、当町におきましては、平成16年度の行財政構造改革推進本部の設置に始まる事務事業を見直し、ゼロベース検証が該当するものと推察いたします。そして、このたび、試行として始まりました事務事業評価の取り組みこそ次のステップである。地方公共団体がその事務を処理するに当たって、準拠すべき指針として規定された地方自治法第2条第14項の趣旨に沿った制度を構築するため、現在、取り組んでいるところでございます。今後とも吉田町の発展のため、たゆまぬ行財政構造改革を推進してまいる所存でございますので、議員の皆様方におかれましても、御理解を賜りますようお願い申し上げる次第でございます。

続きまして、小・中一貫教育、小・中連携教育の検討につきましてでありますが、この質問につきましては教育長から答弁をさせていただきます。

- O議長(吉永滿榮君) 小・中一貫教育につきましては、教育長から答弁をします。 教育長、お願いします。
- ○教育長(黒田和夫君) 小・中一貫教育、小・中連携教育の検討についてにお答えします。今、「戦後」という言葉を使うには躊躇するほど、いわゆる戦後からは長い年月がたっているわけでありますけれども、この戦後、食にも事欠く混乱の中にもかかわらず、新しい義務教育制度である6・3制がスタートしてから60年余が経過しました。今にして思えば、アメリカの指導のもととはいえ、戦後の荒れ果てた国土の中で、資源もない日本が教育を充実することで、この国の将来を子供たちに託そうとしたものであろうと考えます。それが証拠には、当時の大人たちは、貧困の中にもかかわらず、不足していた校舎の建設のために協力を惜しみませんでした。当時、中学生であった私たちは、子供ながら、そのことを強く感じておりました。私は今でも、既に亡くなられた当時の校長の公務日誌を時々読んでおりますが、行間からあふれ出る大人たちの教育にかける期待と熱意をひしひしと感じます。一時期、「6・3制、野球ばかりがうまくなり」などど揶揄された時期もありましたが、この義務教

しかし、制度発足以来60年余、子供たちの心身の成長スピードと子供たちを取り巻く環境に大きな変化が起こりました。教育課程の基準となる学習指導要領は、ほぼ10年ごとの改定でさまざまな変化に対応してきておりますが、前期初等教育と後期初等教育の区切りが、6年と3年が適当であるのかどうかなど、多く議論が出てきております。一貫教育とか連携教育とかという言葉は、そういう議論の中で出てきた言葉であります。念のため申し上げますが、小・中連携や小・中一貫といった言葉は、必ずしも学校教育法など法律で定義された用語ではありません。また、小・中一貫校という新たな校種はなく、同じ校舎を供用していて

育制度は、日本の文化レベルの向上に大きな役割を果たしてきたものと考えております。

も、法制上はあくまでも小学校と中学校であります。

小・中学校でのいわゆる一貫教育は、ごく一部の私立高校では行われていますが、県下の公立高校ではありません。いわゆる小・中一貫校を設置することには、施設、設備にかかる経費を含めて課題も多くあり、現状では実現するには極めて難しいものがあります。しかし、県下にも中・高の6年を同じ学校で教育する公立のいわゆる中・高一貫校は数校存在します。さて、現在の義務教育制度にいろいろな問題が発生しつつあるとしたら、私たちは、何らかの対応を考えなければなりません。吉田町の各小・中学校では、従来から子供たちの抱える問題を見つけ、さらに解決するための方策を模索しつつ、小・中学校相互の連携を続けております。そのうち幾つかをご紹介します。

1つは、町内小・中学校教員相互の学校参観、授業参観であります。小学校教員は、小学校から中学校に送り出した子供たちが、中学校でどんな学習や活動をしているか、明るい表情で学校生活を楽しんでいるのか、何かに思い悩んでいるのかを知って、小学校教育に生かしていきます。また、中学校の教員は、小学校では子供たちはどんな雰囲気の中で学習をしてきているのかなどを知ることで、中学校教育の中でこれを生かそうとします。例えば、平成20年度吉田中学校では、町内3小学校の授業を11回にわたり、延べ81名の教員が参観しております。ほかの3小学校の教員についても同様に、町内小・中学校の授業を参観しており、これを継続することで大きな成果を上げております。

このような形で、教員の小・中交流、連携を深める一方で、子供サイドでの交流も試みられております。平成20年度の中学校の例で申し上げますと、8月7、8日に行われた夏休み学習ボランティアがあります。これは、中学校2年生が出身小学校に出向き、後輩たちのために算数や漢字の学習の支援を行うものであります。また、11月6、7の2日間には、職業体験学習として、直接3小学校の児童の学習の支援を行ったり、保健室で保健業務の手伝いを行ったりしました。これらの活動を通し、小学生が中学生の活動ぶりを見ることで、中学校生活に期待を持ち、これまで抱いていた中学校生活に対する幾らかの不安を和らげるのに役立っているものと思います。また、1年に3回、特別支援学級の交流会も持っております。本年度は、7月、11月、2月の3回行いました。学習発表やお菓子づくり、ゲームなどの活動を通してお互いに楽しい交流を行いました。さらに今年からは、中学校の秋の校内体育大会に、町内3小学校対抗のリレーを取り入れ、小・中学生の心の交流を深めることができました。今後も、小・中連携のための教員研修や子供たちの交流を充実することで、小・中学校の連携を深め、小・中学校にかかわる諸問題の解決に一層努力してまいる所存であります。以上です。

〇議長(吉永滿榮君) 4番、杉村君。

O4番(杉村嘉久君) 再質問をさせていただきます。

最初の経費節減チェック機関の設置についてに関してですけれども、行財政構造改革本部を設置して、いわゆる生産性の向上に今後も継続して努力されていかれるということで、ぜひ計画どおり行われるよう期待いたします。

ちょっと視点といいますか、私の関心事でもあるし、よく町民の方とお話しするときに出 されるものは、役場の公用車の件なんですね。公用車に関してちょっと伺いますけれども、 現在の保有台数、自己所有、それからリースもあろうかと思いますが、その保有台数と使用 年数、その件、それと年間の人件費を含めました車両の維持費等の総額というのはどのくら いになっているのか、計算したことがありましたら教えてもらいたいと思います。

それから、公用車の多くは燃費のよい軽自動車に変更することの検討と、変更することによる燃費の差の計算というものも当然していると思いますけれども、その辺についても計算の結果というものがあれば、教えていただきたい。それから、公用車の一部をタクシーに切りかえることは可能かいうこと。当然、自動車の使用簿といいますか、運行記録簿というものはつけていると思いますけれども、その辺のことについてもお話をお聞かせしていただければと思います。よくいろんな方とお話しすると、どうなっているのかなという質問でもないですけれども、お話がよく出るものですから、お願いしたいと思います。

- 〇議長(吉永滿榮君) 企画課長。
- ○企画課長(藤田光夫君) ただいまご質問の公用車の保有台数等、ちょっと手持ち資料をきょう、持ってきておりませんので、ちょっとわかりかねます。車自体は普通車から徐々に軽自動車にかえていると。年数なんですが、ほとんどが10年以上は使用しているという状況でございます。ただいまうちの課に現在、軽車両が1台配車されているんですが、その経費につきましては、燃料費を含めて十二、三万程度という形で現在おります。全体の資料をちょっと今持っていませんので、説明できませんので、御容赦いただきたいと思います。以上です。
- ○議長(吉永滿榮君) それから、公用車からタクシー化はどうかということは、いかがでございますか。

契約管理課長。

○契約管理課長(塚本昭二君) 公用車の管理でございますが、現在、更新に当たりましては、おおむね10年以上、10万キロ以上と、こういうような一定の基準を設けまして、それを超えた場合に、状態を見て更新をすると、こういうようなことで対応しております。

それと、集中改革プランの中にも掲げてございますが、公用車の集中管理化ということにも現在、取り組んでおりまして、各課に配属しないで、目下、契約管理課で集中的に管理をして貸し出すもの、これについては5台ございますが、それについては、今後、状況を見ながら増やすような取り組みを現在行っております。

それから、運行記録簿でございますけれども、これにつきましては、車両の中に常時備えつけてございまして、その運転を行った者が運転開始時のキロ数、それから終了時のキロ数それから時間、用務等、すべて記載をして車を離れるということで、それを記録簿によって管理をするということで慣例的になっております。

それから、燃費につきましては、これは各課配車のものをいきなり交換していくということは非常に難しいものですから、現在、集中管理のものについて更新をするものを対象として、燃費のいいもの、もしくは現在、エコ対応車、そうしたものにかえると。それから、小型化に切りかえるというようなことを検討するということで、次の更新時から実現してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

- O議長(吉永滿榮君) 4番、杉村議員。
- ○4番(杉村嘉久君) よくこういった話が出る中で、自治会から、先ほど話が出ましたけれども、土木事業等の要望箇所の工事費等に換算した場合、こういった節約することにより役場では具体的に計算なんかしておるのかなんていう、そういったこともよく話にも出ますけ

れども、ぜひ経費の節減というものを努力していただければと思います。

これもひとつ、公用車に関するものなんですけれども、自主財源を確保するのがねらいですけれども、静岡空港の開港も控えまして話題性や地域の活性化などにもつなげるため、公用車に町内企業の広告を――もちろん有料ですけれども、載せると。これは伊豆市が現在、県内ではやっております。御存じだと思いますけれども、その辺のお話といいますか、考えというのはお持ちでしたらお聞かせください。

- 〇議長(吉永滿榮君) 企画課長。
- ○企画課長(藤田光夫君) 広告の関係は、現在、封筒のほうを手がけてございまして、町民 課の窓口の封筒については広告を取り入れている。それから、21年度につきましては、税務 課が使用する封筒、これは21年度から始めたいということで考えております。それからもう 一点、ホームページのバナー広告に取り組みたいという形で現在、検討を進めております。 ただいま、議員の言われました公用車の広告については、今のところはまだ検討してない という状況でございます。

以上です。

- 〇議長(吉永滿榮君) 4番、杉村君。
- ○4番(杉村嘉久君) 参考までに伊豆市の事例ですけれども、御存じの方もあろうかと思いますけれども、今、軽貨物タイプの2台のラッピング公用車を走らせていると。広告料は、1台当たり年間17万5,000円で、1日480円のワイン広告をもとに算出して、3年間の契約でやっているということでした。これは非常に職員の中にも人気が高くて、優先的に乗りたいという人と、役場としても足としても優先的に使えと、そういう指導をしているようですけれども、今後もふやしていきたいと、そんなことが新聞の記事にも紹介されておりますけれども、一応、紹介しておきます。

次に、小・中一貫の連携の教育に関してですけれども、現在、子供の理科離れというのが指摘される中で、小さな理科館が建設されるわけですけれども、理科教育については、小さな理科館との連携、いわゆるコラボレーションというものが考えられるといいますか、よりウエートを置いたほうが私はいいんじゃないかと思うんです。また、県の教育委員会も、国際的に活躍できる科学技術者や研究者の育成に向け、今年度からニュートンプロジェクトと題しまして、理数系教育の支援事業を重点的に展開していくと。小・中・高連携の交流教室、科学教室の開催などを実施するということのようですけれども、当町でいえば、小さな理科館ができるというのは、この県の方針にもぴったり合うといいますか、ニュートンプロジェクトに合ったものになるんじゃないかと思うんですけれども、その辺はもちろんお考えもあろうかと思いますけれども、その辺もちょっとお聞きしたいんですけれども。

- 〇議長(吉永滿榮君) 教育長、黒田和夫君。
- ○教育長(黒田和夫君) 理科館をどのように運営するかというのは、今現在、検討中でありますけれども、今のお話がありました、そういうものとか、あるいはこの間も文書でもらってきましたけれども、国のほうの官庁で出前講座なんかも無料でやるわけで、そういうものも取り入れながらやりますけれども、基本は、町のボランティア含めていろんな方々の力でもって運営して、実際の講座をやっていくと、そういうつもりでおりますが、できるだけ経費をかけないようにという意味では、県やそういうもの、国のものも活用していきたいと、そういうふうには考えております。

- 〇議長(吉永滿榮君) 4番、杉村君。
- ○4番(杉村嘉久君) 小・中連携の関係に関連しますけれども、今、中学に進んだ途端、勉強の内容や生活の変化になじめず、学校に対応できなくなる、いわゆる中1ギャップ――こういう言葉はもちろんお聞きになっていると思いますけれども、吉田中学、当校の中学校の生徒にも、1年生にもあろうかと思うんですけれども、現状の把握状況とその対策というものをちょっとお聞きしたいですけれども。
- 〇議長(吉永滿榮君) 教育長。
- ○教育長(黒田和夫君) 中1ギャップという言葉が使われるようになってから、しばらくたつわけですけれども、それは、今に限ったことではなくて、我々の子供のときにもそういうものはあったわけで、裏を返せば、1つは中学校生活に対する期待があるわけでありますけれども、数の上で何人いるかという、表立った数はわからないわけですけれども、そういうものを感じながら表へ出さない子もいますし、実際には、そういうことが普通の生活の中に出てきてしまうという子もいるわけですけれども、それは、さっきのような小・中連携の教員の交流の中でそういう問題は解決すると、そういう方策を見つけると、そういう方法で対応しております。
- 〇議長(吉永滿榮君) 4番、杉村君。
- ○4番(杉村嘉久君) 現在、吉田中学校の場合の数字は、どのようになっておりますかですけれども、7年度の国の調査では、不登校は小学校6年生で8,000人ですね。それが中学1年生、中学に入学しますと、不登校は2万4,000人にはね上がっていると。いじめも小6の約1万件から、中学校1年生へ上がると同時に2万1,000件にはね上がると、そういうアンケート調査といいますか、調査の結果も発表になっておりますけれども。特に川崎市、先ほども言いましたけれども、これは先ほど教育長からお話がありました、6年生の中学授業への参加や部活動の体験等が、19の中学校と33の小学校が試験的に連携教育を実施して、今、教育長がおっしゃられたような効果も目指していると、こんなこともあって、これは新聞の記事にもありました。

以上で終わります。

〇議長(吉永滿榮君) 御苦労さま。

◎散会の宣告

〇議長(吉永滿榮君) 以上で、本日の日程は全部終了したわけでございますけれども、傍聴者の皆さん、御苦労さまでした。

次の3月23日月曜日でございますが、一般質問です。一般傍聴席とほかに小学校の皆さんが見えていただきます。9時から10時の藤田和寿議員の一般質問に住小の生徒が5人、自彊小が7人、12人の方が一般の傍聴者とともに見学をしていただきます。

なお、10時から11時、一般質問、大塚邦子議員、子供課の設置については吉田中学校の生 徒が10人、傍聴をさせていただきます。

本日は大変ありがとうございました。

次回は、23日月曜日午前9時から本会議を、一般質問でございます。よろしくお願いいた

します。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

散会 午前10時56分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長(吉永滿榮君) 改めて、おはようございます。

本日は、定例会第21日目でございます。ただいまの出席議員数は14名全員であります。定 足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長(吉永滿榮君) 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、通告順序によって行い、1人の質問及び答弁に要する時間は60分以内です。 関連質問はございません。

それでは、順番に発言を許します。

◇藤田和寿君

O議長(吉永滿榮君) 5番、藤田和寿君。

[5番 藤田和寿君登壇]

〇5番(藤田和寿君) 5番、藤田和寿。

一般質問通告書に上げた社会教育環境整備計画について一般質問を行います。

平成18年3月に策定された第4次吉田町総合計画、その基本構想の将来像は、「人と人、 心やすらぎ 健康で住みやすいまち 吉田町」と掲げられました。その総合計画の実現をす るために、基本計画の諸施策を具体化し、行財政を総合的、計画的に推進することを目的に、 町は毎年2月に実施計画を公表しております。

当局よりこのたび、平成21年から平成23年度の実施計画書が配付されました。私は、平成21年度予算関連議案を審議する今3月議会に当たり、新たな年度の町の施策の資料として内容等を確認させていただきました。

総合計画は、地方自治法第2条第4項により、市町村がその事務を処理するに当たっては、 議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想 を定め、これに則して行うようにしなければならないとあります。これに基づき、吉田町の 長期的な行政運営の方向を明らかにし、計画的な行政運営を進めるための指針が、この総合 計画でございます。現在の第4次総合計画は、平成18年度を初年度とし平成27年度を目標年 度とした10年間の基本的な方向の計画であります。また、近年の経済情勢などの急激な変化 に対応するため、前期基本計画と後期基本計画に分け、策定から5年後に後期基本計画を策 定します。ですから、平成23年度に、より事情に合った施策を推進するための方向を定める ようになっております。そして、今回の実施計画は、基本計画を実現するための具体的な事 業について計画されたものであり、財源の裏づけをもって定めるもので、計画期間を3年間とし、毎年ローリング、つまり事業の業績及び計画策定後の社会経済、そして、その他の情勢の変化に応じて修正や補正を行うものとされているものでございます。

そこで、本年2月に配付された実施計画書を精査いたしました。その結果、この中に確認 したい計画内容等がたくさんございましたが、今回、時間の関係で次の事項について伺いま す。

今回は、第3章教育・文化・交流、テーマとしましては「心豊かな人を育むまちづくり」 の事業内容について質問いたします。

まず、平成20年までに公表された実施計画書には上げられていなかった、このたび新規事業として事業計画された事業について伺います。

次の総合運動施設整備事業が新たに上げられました。1つ、事業名、町民プール整備事業、 1つ、事業名、多目的グラウンド整備事業の2つ事業概要の説明を求めます。

次に、吉田町民約3万人の教育、文化、交流を担うため、町は生涯学習、スポーツ、レクリエーション、青少年健全育成、社会教育環境、そして図書館と、5つの施策体系で町づくりを推進されております。その中の整備事業として、社会教育環境施設が上げられております。具体的には、現在老朽化している中央公民館の建てかえ事業が平成22年度から計画され、学習ホールにおいても、ステージ袖工事やカーペット、壁面補修工事などの維持整備を計画、予定されております。また、総合体育館におきましては、雨漏りの維持修繕など、そして体育センターのアリーナ床改修など、社会教育環境の既存施設整備が複数計画されております。

今、まさに100年に一度の大不況下、世界中が経済的に疲弊しております。我が町吉田町においても、大きな影響を受けている町民の皆様や、大企業を初め中小企業の方々など、影響は大でございます。今回の議会に上程された平成21年度当初予算にもあらわれております。特に法人町民税は、前年度当初比で約31%減と大幅に減額など、影響を受けております。平成22年度以降は、町税など歳入の大幅な落ち込みに伴い、さらに厳しい財政運営が予想されております。そこで、新たに計画された2つのスポーツ施設の財源見通しをどのように検討されたのか伺うものでございます。

最後に、現在の吉田町住吉工業用地、中山三星建材株式会社工場跡地を過去に先行取得した総合運動公園整備事業と、このたび新たに計画されましたスポーツ施設計画との計画構築などにおいての相違点と今後の検討方法について伺います。

以上、答弁を求めます。

〇議長(吉永滿榮君) 町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長(田村典彦君) 1点目の、このたび公表された平成21年度から平成23年度の実施計画書に掲げられた社会教育関連のスポーツ施設の概要について、1、総合運動施設、町民プール整備事業、総合運動施設、多目的グラウンド整備事業についてお答えします。

平成21年度から平成23年度までの実施計画書に掲載されています町民プール及び多目的グラウンドの2つの施設整備については、町民の健康増進やスポーツを通しての生きがいづくりを図るために必要な施設であるものと考えております。既に、職場や各施設などに幅広く普及しているソフトボール、バレーボール、グラウンドゴルフなどの生涯スポーツや、水泳、ウオーキング、ジムトレーニングといった個人スポーツなど、このごろスポーツ活動は種目

の多様化とスポーツ人口の拡大が予想されております。そのため、町がスポーツを通じて町 民一人一人が健康な体づくりの大切さを自覚し、日常生活の中で自主的にスポーツ活動を行 えるよう環境整備に努めております。

町民プール及び多目的グラウンドの整備につきましては、平成23年度に調査、基本設計等を掲げてございますが、これは、住吉西の坪公園の施設の一部として想定しているものであり、そのために調査費用を計上したものでございます。しかし、現在の景気後退等に伴い、町税など収入の落ち込みが予想され、先送りせざるを得ないものと考えております。

2点目の社会教育環境施設では、中央公民館の建てかえ、学習ホールの補修、総合体育館の維持修繕、体育センターの床改修などが予定されております。平成24年度以降は、さらに厳しい財政運営が予想される中、新たに計画された施設の財源見通しについてお答えします。

昭和48年3月に竣工しました生涯学習活動の中心拠点施設である中央公民館や、昭和60年7月に竣工しました住民の活動の場として構築された学習ホール、また、昭和57年9月に竣工した町のスポーツ活動の中心拠点である総合体育館、さらに、昭和57年3月に竣工しました勤労者の健全な育成と福祉の増進のために建築されました体育センターの社会教育施設等は、老朽化や耐震性に問題があり、改修を進める必要がございます。また、先ほどの実施計画に掲げた町民プールや多目的グラウンドの総合運動施設整備事業の必要性も認識しております。

新たに計画されました施設の財源見通しにつきましても、長引く不況、景気後退に伴い、 議員の御指摘のとおりさらに厳しい財政運営が予想されます。限られた財源の中で、総合運 動施設を含めた今後予定される新規事業につきましては、町民ニーズに合った優先順位を決 定し、事業展開をしていく必要があると考えております。

続きまして、3点目のスポーツ施設計画と過去の総合運動公園整備事業との計画構築などの相違点と今後の検討方法はについて、お答えします。

過去に当町におきまして、総合運動公園整備事業という事業名を使用した例は、中山三星 建材(株)工場跡地を取得する際に、国や県に対して行いました起債申請の起債を目的とし て掲げた1例だけであると記憶しております。中山三星建材(株)工場跡地の取得目的につ きましては、当局の中山三星建材(株)工場跡地買収事務検証委員会でも町議会の中山三星 建材(株)工場跡町有地特別委員会でも、さらには監査委員の監査結果報告でも、利用目的 は定まっていなかったとの一致した結論だったと認識しております。

したがいまして、総合運動公園整備事業というものは、現在までのところ、当局の公の計画には存在してないものであり、3点目の御質問は答弁できない内容でございますので、御容赦賜りたいと存じます。

なお、議員から総合運動公園整備事業という御質問がございましたので、この場をおかりしまして、中山三星建材(株)工場跡町有地特別委員会の委員長を務められ、卓越したリーダーシップを発揮され、最終報告をまとめられた藤田議員にたってのお願いがございます。これは、ぜひともお聞き届け願いたいと存じるものでございますが、目下、中山三星建材(株)工場跡町有地特別委員会の最終報告は、町議会としてどのような位置づけにあるのか不明瞭な形で終わっております。

私どもは中山三星建材(株)工場跡町有地特別委員会が議会の議決によって調査を付託され、その議決を受けて真剣に調査を重ねられ、心血を注いで最終の調査結果報告をまとめら

れた様子を目の当たりにしております。この間の委員長であります藤田議員の御心労は大変なものであったろうと感じておりますが、だからこそ、藤田議員は必ずやその最終報告を議会の総意に従い、だれよりも議決を熱望されたのではないでしょうか。

それが、いまだもって特別委員会の意見にとどまっております。吉田町議会中山三星建材 (株)工場跡町有地特別委員会の最終報告は、議決という重大な法律行為を経て生まれた、 非常に重みのある調査結果でございます。ぜひとも、今からでも遅くございません、この調 査結果を議会の総意とされ、当局は特別委員会の意見を議会全体からお示しいただいた道し るべとして、行政運営に反映することができるようにしていただきたいと念じております。

当局としましては、吉田町議会中山三星建材(株)工場跡町有地特別委員会の委員長を務められた藤田議員ならではの御活躍を期待しておりますので、よろしくお取り扱いくださいますようお願い申し上げます。

〇議長(吉永滿榮君) 5番、藤田君。

再質問を許可します。

○5番(藤田和寿君) それでは、再質問させていただきます。

今、町長のほうから質問もございますが、それは、まだ時間も十分ございますので、後ほどということで、まず私のほうの再質問のほうの御答弁をお願いしたいと思います。

まず、計画例についてでございますが、今、西の坪公園というお話が出まして、平成2年に西の坪公園事業というものは計画を県のほうで認定されたわけでございますが、平成2年といいますと、もう20年ぐらい昔の話の構想でございます。そこに至ったいきさつ等を踏まえまして、少し過去の資料をひもといてみましたので、それについてお考えをお伺いしたいと思います。

実施計画書の総合運動施設整備事業については、平成8年度策定の第3次総合計画には、施策の中に、スポーツ人口の増加やニーズの多様化に授与できる総合運動施設や温水プールの整備について検討を始めるということで検討が始まったと記憶しております。平成13年度策定の第3次総合計画の後期基本計画では、総合運動施設や温水プールの整備について、適正な配置や規模の調査研究を進めますと、一歩進めました。また、主要施策の一つとして、総合運動公園施設町民プール整備事業として初めて格上げされ、主要施策の一つとして挙げられたように記憶しております。また、現町長が策定しました第4次総合計画内には、施策の方向として住民の健康維持や増進やスポーツ人口の増加に対応した幅広い施設の整備として総合運動施設(町民プール)等の整備を検討するとされています。そして、主要事業として記載されております。

これら年ごとの流れを見ますと、今、御答弁いただいたとおり、この計画は、広く町民の要求に基づく計画だというような御判断での実施計画に上げられたと思いますが、その点について、お考えを今一度お願いしたいと思います。

〇議長(吉永滿榮君) 答弁お願いします。

企画課長。

○企画課長(藤田光夫君) ただいま、町民プールと多目的グラウンドでございますが、議員のおっしゃるとおり第3次の総合計画、後期の基本計画の中に、これは13年から17年の計画でございますが、掲げられていたことは事実でございます。それを、引き続いて第4次の前期の基本計画の中に織り込まれているということでございます。

以上です。

- 〇議長(吉永滿榮君) 5番、藤田議員。
- **○5番(藤田和寿君)** 私、考えるに町民プールということで、確かに、存在すれば町民の健康増進ということで非常にいいことでありますが、近隣を見回してみましても、プールも近くにあるわけで、グラウンドにおきましてもあるわけでございます。

この総合計画を策定するには、どのように策定したかといいますと、第4次におきましては、アンケート調査を初め、吉田町町づくりワーキンググループや各種団体の皆様方から御意見をいただいたと、それにより、それらの結果を踏まえまして事業が策定されたということになっております。

平成16年に、町民に対しまして、満二十以上の男女3,000人に対しましてアンケート調査を行っております。計画策定の前には、過去においてもなされていることでございます。その質問項目について調べさせていただきました。

まず、整備を希望する施設という項目があるわけでございます。今回上がっております総合グラウンド、プール、テニス場など項目が一つの項目となっておりまして、どのように推移しているかというものを調べました。平成7年には26.7%、平成12年は25.8%、そして、最新の平成16年は24.7%と、減少傾向になっております。この回答は、1人の方に3つ回答していただきますので、必ずしも100%がせいというわけではございませんが、住民の需要としましては、それよりもほかのものに要求が向いていると考える次第でございます。

また、この施設整備の希望の項目でありますけれども、どのような項目があるかと見てみました。そうしますと、街路灯、防犯灯で一つの項目、信号、カーブミラー等の交通施設、安全施設で一つの項目、同じく子供の遊び場で1つ、公園、緑地で1つ、生活道路で1つ、下水道、排水路と続いていきます。そして、今回の総合グラウンド、プール、テニス場などと同じように、文化センターなどの教育施設というのも一つのくくりであります。このアンケートがどのような意味合いでなされているか推測することはできませんが、一つの備品から大きな施設までまぜた項目で、町民のアンケートをとっていると。ここから町民プール、多目的グラウンドに導き出したのは、非常に無理があるんではないかなと。予算規模や事業の大きさ等を考えるに当たり、このアンケート結果をもって住民希望とされても、いかがかなと思うわけでございます。

また、同じく総合グラウンド、プール、そしてテニス場などと項目が挙げられておりますが、それぞれ利用される方々は、確かに町民ではございますが、やはり嗜好等関係で、さまざまな方が担っていると思います。それを一つにして行っていると。また、町民プール、多目的グラウンドは今回具体化したわけでございますが、テニス場が落ちていた点など含めまして、このアンケートのあり方、これは、確かに業者が行っているアンケートではございますが、どのようなことから、今回、過去の多くの事業にもあるわけでございますが、第4次においても総合運動施設が採択されて、より具体化していったかといった流れの御説明をお願いしたいと考えます。

よろしくお願いします。

- 〇議長(吉永滿榮君) 企画課長。
- **〇企画課長(藤田光夫君)** アンケート項目の関係ですね、議員おっしゃられるとおり、その 他を含めまして16項目たしかあったと思います。

それから、今、御質問いただいております総合グラウンド、それからプール、テニス場などの項目でございますが、これは、上位から4番目で24.7%を占めたものでございます。ただ、この項目は、なぜこういう項目にしたのかということでございますが、ちょっとその時点の、携わっておりませんので詳しいことはわかりませんが、最大これぐらいの項目にせざるを得なかったというふうに考えております。特に、街路灯等が45.6%と非常に大きいわけですが、これは、自治会の協力を得まして順次整備をしておりまして、不足についても例年補てんをしているというようなことでございますので、そういうところでございます。以上です。

- 〇議長(吉永滿榮君) 5番、藤田君。
- ○5番(藤田和寿君) そうしますと、そのようなアンケートを踏まえて、町民のワーキング グループと議論した中でどのような意見が出たかというものが、もしこの項目に対してであ ったかどうかということについての確認も、あわせてお願いしたいと思いますが、いかがだ ったでしょうか。
- ○議長(吉永滿榮君) 企画課長、いいですか。
- **〇企画課長(藤田光夫君)** すいません、もう一度お願いしたいと思います。
- **○5番(藤田和寿君)** ワーキンググループですね、町民の方々からワーキンググループというもの、私もその中に参加したわけでございますが、どのような、この項目についてのもし意見等があるようでありましたら、お願いしたいと思います。
- **○企画課長(藤田光夫君)** 当時の手持ち資料を現在持っておりませんので、お答えできかねます。
- 〇議長(吉永滿榮君) 5番、藤田議員。
- ○5番(藤田和寿君) 資料がないということでありますので、また後日お願いしたいと思いますが、視点を変えて、アンケートというのは本当に、これは、ある種、非常に町民のお考えをお伺いするのに的確なものではございますが、やはり聞き方等、その分析によって、その内容等は大きく左右されると考えております。

その中のアンケートになりますが、住みよい町にするための要望のアンケートにおきまして、町民が、公共施設整備というのは、平成7年では7番目、平成12年では13番目、平成16年の今回の調査では13番目であります。ちなみに平成16年の上位5つは、高齢者福祉対策、雇用の安全、防犯対策、保険医療対策、そして防災対策でございます。町民の求めているというものは、そういった傾向にあって、この実施計画書の中にも手厚く予算は配慮されていることはうかがえるわけでございますが、私が言いたいのは、アンケートというのは、本当に必要なところもございますが、非常に慎重にやらなければならないなと思います。やるということが決まっている中でのアンケートと、これからどういうものがいいかというもののアンケートでは、意味合いが違ってくるんではないかなと思いますので、十分、今後また注意してお願いしたいと思います。

続きまして、財政見通しについての再質問をさせていただきます。

今、御答弁いただいたとおり非常に厳しい財政運営であるということで、今回の事業についても、長い意味で見直しながらやっていくという御答弁をいただいたわけでございますが、3月19日に公表された財政状況等一覧表を拝見いたしますと、平成19年度で見ますと、一般会計等地方債残高が19年度末で99億1,000万、公営企業等の企業債現在高のうち、繰り入れ

見込額が72億4,500万、関係する一部事務組合等の企業債現在高が、負担見込みでございますが38億200万と、合計209億5,700万が、我が町吉田町家計でいう借金であります。貯金はというと、充当可能基金でございまして、19億4,700万円であります。これが、家庭でいう貯金の部分であります。

住民の福祉を担う地方公共団体として応分な財政運営の中での結果が、このような数字になることは否めない事実でございますが、現町長になってから起債の制限等行っているわけで、若干ではございますが、平成22年度末には改善する見込みであります。

先ほど町長から答弁があったとおり、今まさに厳しい財政下であることは間違いないと思われます。

そのような中、今回の新規事業というものが、調査、研究ではございますが、町民プール整備事業として総事業費約26億円、多目的グラウンド整備計画で約3億5,000万円の予定が組まれております。具体的に実施計画を行った時点で、どのようにこの財源の裏づけをされているのか、実施計画書を見ますと、そのほとんどが一般財源、自主財源から、町税からそのほとんどを担うような予算計画になっておりましたが、その点につき、町では厳しい財政運営の中、行政改革大綱に基づき枠配分附表方式等、町の財政をしっかりした形で運営するためにやっている中、このような実施計画が出てきたことは、私には理解が難しいことが事実であります。

その点について、再度御説明をお願いいたします。

- 〇議長(吉永滿榮君) 企画課長。
- **〇企画課長(藤田光夫君)** 議員がおっしゃるとおり、起債残高につきましては200億弱ということで現在推移しておるわけでございますが、この実施計画につきましては、22年度、23年度の調整不足というのは議員のおっしゃるとおりでございますので、今回おわびしたいと思います。

さらに、本来でしたら、財政計画を当然掲げまして、それに見合う実施計画にしていかなければならないというふうに思っておりますが、今回、その点に配慮が欠けていたということは事実でございます。おわびしたいと思います。

なお、過去の、この平成に入ってからの税収状況、景気後退の時期が何回かあったわけで ございますが、3年くらい回復傾向にあったということでございます。ただ、今回の場合は、 100年に一度というようなことも言われておりまして、全く見通しがつきませんので、財政 計画を策定するにも非常に難しい点があるというふうに考えております。

〇議長(吉永滿榮君) 5番、藤田議員。

以上です。

○5番(藤田和寿君) これは、我が町吉田町ではなくて全世界で起きている問題でありますが、それについてどうのこうのでなくて、やはり的確な、やはり行政もスピードが必要だと考えます。大幅な下降修正になったときには、それに見合った計画を再度構築して、やはり広く軌道修正をするべきでないかなと。

県外の一例でございますけれども、湖西市の市議会におきましては、当初の予算配分において、法人町民税の大幅な減額に伴う等、議会のほうで話があり、当局はそれを修正したといったことがあります。そういうことを踏まえて、やはりこの実施計画というのは、私は、総合計画に基づく中での大きな位置を占めるものであると思います。やはり計画というもの

が、精度よくやらないとまずいと思いますので、この実施計画ですね、今、企画課長からそのような御答弁があったわけですが、細部にわたって再度見なおして、修正等も考えるおつもりあるか、その点についてお願いしたいと思います。

- 〇議長(吉永滿榮君) 町長、田村君。
- **〇町長(田村典彦君)** 議員の質問でございますけれども、私のほうから、予算策定の席上でも、企画課長のほうに、基本的に財政見通しが非常に難しいわけでございますけれども、その厳しい財政見通しを立てた上で実施計画を立てるよう指示してございます。
- ○議長(吉永滿榮君) 指示してあるということでよろしいですか。 藤田議員。
- ○5番(藤田和寿君) 社会教育施設というのは、先ほどアンケートでもありましたが、住民の方々、やはり高齢福祉、雇用、防犯と、直接生活に関連するものは非常に需要が多い。さりとて、先ほど町長からも御答弁いただいたように、町民の健康福祉を増進するためには、それを担うスポーツ施設も必要だといったような長期ビジョンは必要だと、私も考えております。ただ、今はその時期ではないというような思いがするわけでございますが、限られた予算の中、社会教育文化の予算は、全体の実施計画の中におきますと、順位的に非常に、項目的には3番目の総予算で配置されているわけでありますが、その枠配分ということで、それぞれの枠の中で、限られた中での財源を各担当課がそれぞれの計画に基づいて行っているのが、我が町吉田町の枠配分の予算だと考えております。

そのように考えたときに、過去の一般質問でもさせていただいたわけでございますが、社会教育関連施設であります中央公民館、これは、耐震強度が不足している現実があるわけでございます。ただし、中央公民館を利用されている方々も多数いらっしゃるわけで、それをどのように担っていくかということも今後の大きな問題だと思うわけでございますが、周りを見回しますと、昨年度完成しました片岡会館、自彊会館、川尻会館、住吉会館と、立派な4自治会の施設があるわけでございます。高度成長期なら、新たな建てかえ等も考えられるわけでございますが、やはり地域の方々と協力し合って、限られた財源を住民の欲しい施設に集中するためにも、代替利用策をやはり検討してもらいたいということで、過去一般質問もさせていただきました。それについて、社会教育施設でございますので、例えば、ある自治会館を中央公民館のかわりに使っていただいて、町のほうから利用等新たな負担が生じる場合には補助をしてあげるとか、そのようなケース・バイ・ケースの身の丈に合った整備計画を進めるべきだと考えますが、これはほんの一例でございますけれども、そのようなことに関しましては、お考えをお願いしたいと思います。

- 〇議長(吉永滿榮君) 町長。
- ○町長(田村典彦君) 中央公民館の例で申し上げますと、既にそのようなことについては、 私のほうから指示してございます。
- 〇議長(吉永滿榮君) 藤田議員。
- **〇5番(藤田和寿君)** 具体的にどのような御指示があったか、お願いしたいと思います。
- 〇議長(吉永滿榮君) 町長。
- **〇町長(田村典彦君)** 議員は、片岡区公民館が最終でできたわけでございますけれども、そのような施設ができたということを踏まえて、現実に耐震性に問題がある中央公民館について、建てかえの方向でいくのか、あるいはつぶしてしまって、いわゆるあそこを使っている

人を単純にそれぞれの自治会館ですか、自治区の会館でもってやる場合、どのくらいの補助が必要なのか、それについて検討するというようなことは、当然のことながらずっと昔に、 私のほうからそのようなことについて今後大きく検討するようにということは言っております。

〇議長(吉永滿榮君) 藤田議員。

○5番(藤田和寿君) 指示されているということで伺ったわけでありますが、この計画でいきますと、平成22年、来年度予算から実質的な予算が実施計画の中にうたわれているわけで、担当課としましては、実際どのような検討がなされているか、これは、我々議会のほうに案が出てくるのが、仮契約が決まってから、この案でいかがでしょうかという形でこのような場の議会に上程されるわけであります。

一般質問等でその点について調査して細かく確認をしておきませんと、町の考えというものがなかなか町民の皆様方に伝達できないということでありますので、細かい点ではございますが、実際に再来年度、22年度の当初予算等にこの案が上がってきたから議論を始めるのでは非常に問題があると考えるわけでございまして、今、現時点でどのような御検討をされているか、また、どのような方法をお考えか、御答弁をお願いしたいと考えます。

〇議長(吉永滿榮君) 社会教育課長。

- ○社会教育課長(高橋政旨君) ただいまの御質問でございますけれども、19年度、中央公民館の場合をベースにしまして、使用人数、利用者の人数等を調べまして、ただいまのところ、議員がおっしゃられるように各自治会館を使用された場合の補助というんですか、一部そういう分析と、ただ、使っている方が限られる傾向にございます。その場合の一般町民から見た、そういう意見とか、今後のそのようなことをちょっと検討させていただいて、できるだけ中央公民館の利用を分散化させるというような方向で調査を行っている最中でございます。以上でございます。
- **〇5番(藤田和寿君)** 続きまして、事業計画構築についてでございます。

先ほど町長から質問があったわけではございますが、その点については、まだ時間がありますので後ほどということで御了承願いたいですが、行政財産の取得についてということは特別委員会にもありましたので、今回はその点は再質問の中には入れません。あくまでも計画構築過程での参考事例として、先行取得事業、総合運動公園整備事業について御質問をさせていただきます。

これは、特別委員会でも調査しましたので、どのように町内で御検討されたかという資料が私の手元にありましたので、非常に参考になりました。

今回の総合運動公園整備事業、工場が移転するということで、その利活用について庁舎内で検討委員会というものが設置されたわけでございます。委員、幹事を選任し、検討委員会を3回、幹事会を4回、視察を3回行ったわけでございます。最終的には、第3回の検討委員会で、野球場やプール、サッカー場、400メートルトラック、テニス場、フットサル場など、町民のニーズを満身に受けたような案が8案出され、それをもって最終的に野球場とサッカー場の併設案、それと、その案に400メートルトラックとテニス場、そしてフットサル場を備えた案ということで、議会資料に提出されてございます。

今回の町民プール、多目的グラウンド等の整備も、前回の整備検討委員会同様の検討方法なのか、その点についての御説明をお願いしたいと思います。

- 〇議長(吉永滿榮君) 町長、田村君。
- ○町長(田村典彦君) 議員、勘違いされておられるんじゃないですか。 庁内に総合運動公園整備事業検討委員会というのは、設けられた経緯はありません。
- 〇議長(吉永滿榮君) 藤田議員。
- ○5番(藤田和寿君) 総合運動公園整備検討委員会ではございません。先ほどお話ししたとおり、中山三星建材跡地の利用検討委員会です。

ただし、取得に関する件について、私は、ただ、取得について検討するときに、庁舎内の 課長さん、主幹さん、その他の方々大勢、検討委員会を3回、幹事会を4回やって、一つの 命令を下した云々というものは今回はいいですが、役場の中でこういった事案があったとき に、どのように検討するかといった面からの御質問であります。

ですから、今回の社会教育施設も、やる時点においては、庁舎内でそのような検討会を行うのかといったような質問であります。

- ○議長(吉永滿榮君) ただいまの質問にお答えのほう、どなたですか。 社会教育課長。
- **〇社会教育課長(高橋政旨君)** 社会教育課でございます。

検討委員会をやるかやらないかというような御質問だと思いますが、ただいまの中央公民館に関しては、今、調査というか、そういう実績をもとに、今後どのような方向でいくかということを検討中でございますもんで、そこまでは、まだ今のところ考えておりません。 以上でございます。

- 〇議長(吉永滿榮君) 藤田議員。
- ○5番(藤田和寿君) そうしますと、一般論であれですが、今回の総合運動公園整備事業、町民プールは大きな話題に、まだ正確に決まったわけではないと思いますが、計画としてはお考えになられているということはありますが、どの時点でそれをゴーかけるか、その点について、やはり一度ゴーがかかってしまうと、この議会でいろんな形で質問しても、やはり動き始めたものというのはなかなか、検討をするというのは非常に難しいわけでございます。議員として、この一般質問をやるか、実際の議案が上がったときに質問をして討議に至るかということでございますが、例えばの話、「ちいさな理科館」でございます。「ちいさな理科館」は、町長のマニフェストから始まっていると思います。マニフェストに掲げられまして、それに基づき御当選され、その事業を遂行しているわけでございます。「ちいさな理科館」についてさまざまな議論も過去にはあったわけで、これについてはもう具体的な案も出ていますし、現在の財政需要に基づき、2年間、2カ年に行うということで、当局としてそれなりの補策、やはり子供の皆様方に希望として理科の授業をするということで、それは間違いないことであると考えるわけでございますが、その計画決定をどの時点でされるのかな。

この町民プール、近隣の市では、非常に問題になっているアクア施設もあるわけでございます。確かにあればいいですが、町民が本当に望んでいるのかなといったところも考えるわけです。

そこで、どこで議論をするのか。やはり、これは具体的な案ができる前に、こういった場で当局と議論するしかないと私は考えるわけで、その辺の考えとして、どのような整備決定を今後お考えなのかお伺いしたいと思います。

- 〇議長(吉永滿榮君) 町長、田村君。
- **〇町長(田村典彦君)** こんなことを言うと非常に語弊がございますけれども、議員は、執行権というものについてどんなふうにお考えなのか、非常に私は疑問に思います。

もしそういうようなことについて議会でどうのこうのと、あらゆるものができないということになりますので、それは、いわゆる私が議決権の中に入れないのと同じように、議会も執行権の中に入っていただきたくないと思います。あらゆる問題について、すべての計画について、議会の、いわゆるこの場に出してこいというのは、これはできません。

一体、議員は、首長に与えられた執行権について、どのようにお考えですか。

- 〇議長(吉永滿榮君) 5番、藤田議員。
- **○5番(藤田和寿君)** 執行権については、町長の権限であります。我々議会には議決権とい うものがあります。確かにそれは守られています。

しかし、アカンタビリティ、説明責任というものは当局にあります。今は、そのような流れであると考えます。

確かに執行権は町長にあると考えるわけでございますが、政策形成過程についての説明に ついては、広く町民に説明することが必要だと考えますが、その点についてはいかがですか。

- 〇議長(吉永滿榮君) 町長、田村君。
- ○町長(田村典彦君) 議員に1つお願いがございますけれども、これは議員の例でございますけれども、藤田議員は、行政が検討を始めるような段階でその資料を出せと言われますけれども、その資料を出せと言った場合は、当然それがひとり歩きします。ひとり歩きした場合、議員は責任は持てないですよね、はっきり申し上げて。

議会に対して説明すると、当然、だから、私は首長でございますから、最終的には私が説明をするわけでございますけれども、その場合においても、途中途中ですべて話をしていかなきゃならないと、それでは、とてもじゃないけど計画等はできません。議会は最終的に議決権という名において強大な権限を持っているわけでございますから、そこについて、当然のことながらさまざまな質問等をすれば、チェック機能を果たせるわけ。三星等についても、結局は議会が何にもできなかったから、こういう結果になったんではないですか。

- 〇議長(吉永滿榮君) 藤田議員。
- ○5番(藤田和寿君) すべてをオープンにしろということじゃなくて、やはり、今回、こちらにあります実施計画に、このことが今回初めて上がったわけですね。それについて、すべての資料を出せということじゃなく、今、町はこのように考えているよという説明が、やはりあってもいいんではないかなと。これが、来年になったら1個上がるわけですよね。ローリングですので財政事情によってまた変わるかもしれませんが、そういったことは、やはり事前の段階で当局、議会と、いつも対立しているわけではなく、我々も吉田町をよりよくするために、さまざまな見地からあえてこのような質問をしているわけでございますので、何でもかんでも反対と言っているわけではございません。

その点については、十分な御理解をお願いしたいと思います。

先ほど、西の坪公園というお話が出ました。これは、平成2年12月10日に当時の町長、三輪町長が議案と出した第6号議案での西の坪公園構想であります。面積が約4.5ヘクタール、多目的広場、プール、テニスコート、冒険広場、せせらぎ、こちらにその当時の絵もございます。これは、今、町長から御答弁があったわけで、確かに計画決定されているわけでござ

いますが、平成2年、もう平成21年でございます、その間どのような協議をされて、このたび新たになったのかというのが、ずっと水面下でいろんな動きをやりながら、やはりこれはやっていこうといったことの計画なんでしょうか。

その点について、ひとつお願いしたいと思います。

- ○議長(吉永滿榮君) この点については、企画課長、藤田君。
- **〇企画課長(藤田光夫君)** 西の坪公園につきましては、地区公園でございまして、平成2年 9月に計画決定をしてございます。これは、地域の環境整備ということも含まれてございま して、早急に整備をしなければならないという位置づけの公園でございます。

ただ、用地取得が現在約5割くらい、それから、あと大口が残っておりまして、残りが1~クタールくらいですかね、その買収も今後やっていかなければならないということでございます。平成2年から平成9年ころまで用地取得を一生懸命やってきたんですが、現在地権者の都合で用地交渉が途絶えているという状況でございまして、そこら辺は、これから精力的にやっていかなければならないということで、これは、ぜひとも進めなければならない事業ということでとらえております。

以上です。

- 〇議長(吉永滿榮君) 藤田議員。
- ○5番(藤田和寿君) はい、わかりました。

一度計画決定されておりますので、広くその時点で、地元の方々への配慮といったような計画でも漏れ聞こえております。相当前の話でございますので、私も詳しいことはわかりませんが、慎重なる庁舎内での執行権としての協議をお願いしたいと思います。また出てくることを、議員として楽しみにしております。

最後でありますが、先ほど町長のほうから中山三星特別委員会の委員長として、最終報告が決議してないと、議決してないといったことの御質問がありました。これは、過日当局と議員との懇談会の中でも話が出たことでございます。そのことにつきましては、広く町民の方々に町長からのメッセージということで、私の発言も詳しく書いていただいたわけであります。

再度その件について私に発言の場をいただいたわけでございますが、やはり議会というものは協議して行うものでございます。

再度確認ですが、私は、そこの席で最終報告をしたわけで、それをもって特別委員会の委員長としての職務を終わったわけでございます。その最終報告の内容については、議会のルールにのっとって行った判断でございます。個人的な考えはございますが、一度決まったものに対して再度いかがかということも、非常に議会のルールとして問題があるんではないかなと。そうしますと、いつまでも私の気持ちの中では、12月の最終報告をもって議会から3本の決議案が出て、それを踏まえて、今後この問題については、当局とともに議会も一緒になって前向きに進んでいこうといったような決議を採択したつもりと考えております。

それについて、またこの3月議会でそこへ戻って、その点について最終報告を議決しなければならないと、延々とこの件についてやるということの御質問なのかどうか、よく理解しませんが、私としましては、吉田町議会として、この14名が、さまざまな意見がございますが、一つのまとまった決議として採択した方向で、やはりそれは尊重すべきだなと、それをもって今後どうしていくかということを再度、必要以上のものがあるようなら、また追加し

て出す分には構わないと思いますが、最終報告を踏まえた格好でなっていると思いますので、 私は十分じゃないかなと思います。

最後ですが、最終報告は自信を持って出させていただきましたので、その辺、誤解のない ようにお願いしたいと思います。

以上、一般質問を終わります。

○議長(吉永滿榮君) 以上で、5番、藤田和寿君の一般質問は終わりました。

ここで、傍聴者の入れかえをしたいと思います。

住吉小学校、自彊小の皆さん、ありがとうございました。

◇ 大 塚 邦 子 君

○議長(吉永滿榮君) それでは、引き続きまして、13番、大塚邦子君。

[13番 大塚邦子君登壇]

〇13番(大塚邦子君) 13番、大塚邦子です。

平成21年第1回吉田町議会定例会におきまして、事前に通告してありますとおり、子ども 課の設置について町長にお伺いいたします。

過日、同僚議員から小・中連携教育の一般質問があり、教育長から子供が抱える問題を見つめ、解決策を模索しているとの答弁をお聞きし、また、その取り組みとして、小学校の教員が中学校の、中学校の教員が小学校の授業を参観して、そこで見たことや感じたことをそれぞれの教育に生かしていることや、中学生による小学生への学習ボランティアや職業体験、体育大会などで子供同士の交流を図っていることをお聞きし、教育行政として子供たちのために御尽力している様子がわかり、心から感謝申し上げたい、そのような思いをいたしました。

この3月は卒業の季節でもあり、18日には中学校の卒業式、また、19日には小学校の卒業 式が厳かに挙行されました。

中学校の卒業生は286人、卒業式に欠席した卒業生が各学級に1人から3人ほどいたことや、呼名されない生徒がいたことが心配になりましたが、後で御本人や保護者の方からお話を伺うことができ、卒業証書が手元に届いたことを確認してほっとしました。

一方、小学校の卒業式では、私は中央小学校の卒業式に出席をしましたが、1人の欠席もなく、128人の児童が卒業証書を校長先生からいただき、それを見守る教職員の姿が印象に残りました。一つの階段を上り、この春から中学生になるこの児童たちが、今の不安定な社会情勢の中で安心して学び運動に取り組めるよう、大人たちの目配りや気配りが必要と強く感じてまいりました。

さて、本題に入ります。

3月議会開会初日、町長から平成21年度の当初予算の概要と事業内容が示されました。歴史的な大不況の中、予算編成については、行財政運営や住民生活の質をどのように向上させるか、また、最少の経費で最大の効果を上げるためにどうしたらよいか考えた結果、枠配分方式の導入や事務事業単位の附表を作成して、目的、内容、予算を組み立てられるようにしたと御説明がありました。

町長は、我が町のビジョンについて、平成17年第1回議会定例会において、持続可能な福祉社会を描いていることを初めて表明されました。私は、短期的には合併をしないことを決めた吉田町の将来ビジョンが、医療、保健、福祉、教育をセットとした持続可能な福祉社会を実現できるような町づくりをしたいと町長からお聞きしたとき、まさにこれからの時代にとっては必要なことではないかというふうに思いました。

そして、平成18年3月に策定された第4次吉田町総合計画では、「人と人、心やすらぎ健康で住みやすいまち 吉田町」を将来像として、町長は、その実現を目指して邁進していくと所信を述べられております。それ以降、他市町に先駆けて中学生までの医療費完全無料化や放課後児童クラブの整備、妊婦健診の助成など、子育て支援事業を初め、障害者の自立支援施設の建設、健康づくり事業の施策が行われており、町内で小さな子供を連れた家族や、おなかの大きな妊婦さんを見かける機会が多くなったと実感しています。昨日、子育て中のお母さんに聞いたところ、周りには3人や4人の子供がいる家庭も少なくはないということでありました。

このように、全国的には人口減少や少子高齢化が進む中、我が町では東名高速道路吉田インターチェンジなどの交通アクセスや、豊富な地下水などの地理的条件に恵まれ、企業立地が進み、また、産みやすく育てやすい町づくり政策の推進によって人口が3万人を超え、また、国立社会保障・人口問題研究所が公表した2035年の推計人口は、2005年の国勢調査の人口と比較して98.0%にとどまっていること、ただし、2000年と2005年の国勢調査を比較すると、人口は1,156人増加していることなど、将来人口には明るい展望を持つことができそうです。

しかし、雇用や社会保障のこれまでの制度が、想定していなかった新しいリスクが生じ、 大人さえも生きにくくなった時代、いざ日々の生活、身近なところでは、子供たちが抱える 諸問題が多くあり、町の未来である子供たちが健やかに育っていくためには、多様な家庭と その子供に対する支援体制が必要だと考えます。

そこで、以下の点について町長にお伺いいたします。

- 1、現在、我が町では、子供に関する問題をどのように把握していますか。
- 2、地域のサポーターの育成と活動の場づくりについて、どのように考えていますか。
- 3、子ども課を設置して、子育て、教育相談の体制の一元化をする考えはありませんか。 以上が質問の要旨です。御答弁をよろしくお願いいたします。
- 〇議長(吉永滿榮君) 町長、田村君。

[町長 田村典彦君登壇]

〇町長(田村典彦君) 現在、我が町では、子供に関する問題をどのように把握していますか についてお答えします。

御存じのとおり、我が国の合計特殊出生率は、平成17年に1.26と過去最低を記録しましたが、平成18年には1.32、平成19年は1.34と上昇をしております。しかし、出生数は減少傾向にあり、少子化は依然として進行しております。

これらの人口動態の現状から、国は人口減少の歯どめとなる少子化対策が喫緊の課題であるととらえています。

また、携帯電話やインターネット等の普及による高度情報化の進展により、さまざまな情報がはんらんする社会が子育て家庭に与える影響も大きいことから、特に子供自身が安易に

有害な情報を得られる社会環境から、これまで以上に子供を保護することが必要な時代であると考えております。

さらに、予想を超えた地球規模の急激な経済情勢の悪化は、家計を助けるために働きに出ざるを得ない母親を増加させる要因となり、新たな保育需要も懸念されております。特に年を追うごとに増加する低年齢児の保育需要にどのように対応するかが、今後の大きな課題であると考えております。

初めに、生まれた子供がその成長過程で発達に障害やおくれがある場合、その子供が成人するまでの各段階でどのような施策が行われているかについてでありますが、まず障害の原因となる疾病や事故の予防及び早期発見、治療の促進を図るため、妊婦や乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等も、推進していくことが重要であると考えております。

具体的には、乳児期においては、身体面の発育状況、運動発達遅滞などの早期発見に努めるよう、乳幼児検診、相談を行うことで、障害の早期発見と適切な指導を行っております。乳幼児の健全な発達は、早期からのかかわりが大変重要でありますので、母子健康手帳交付時の相談や妊娠期、新生児期の訪問、相談等による個別の対応を通し、育児不安の軽減や育児上の問題の早期発見に努めております。さらに、発達、発育状況も健診や相談で確認し、保護者の様子や育児環境等の状況を把握した上で、支援の必要な方に対しましては、個別または集団による一時療育の場を提供するなど、継続的な支援を行っております。また、育児講座を開催し、知識の普及や仲間づくりをすることによって、育児の孤立化を防ぎ、育児負担の軽減を図っているところであります。

幼児期におきましては、障害のある子供も障害が疑われる子供につきましては、集団での遊びを通して幼児期の発達を促し、家族の不安やストレスの解消に努めることを目的とした発達訓練事業を実施しており、専門的に療育が必要なときは、「つくしの家」などの療育教室への入所の相談にも応じております。また、保育園への巡回相談も実施しており、発達面で気になる子への保育指導も実施しております。

学齢期に当たりましては、的確な発育環境を整えるよう指導委員会による指導、相談を行っております。また、療育が必要な場合は、特別支援学校への移行支援会議による支援も行っております。ほかに、平成14年6月から、障害児を持つ家庭への支援として、障害者児童放課後クラブまつぼっくりを運営しております。

次に、我が町の外国人登録者の子供に対しての施策についてでありますが、国際化の進展の中で、多くの外国の方が仕事等を求めて外国人登録をしておりますが、その方々に対しましても、吉田町民と何ら変わることなく児童手当等の給付、保育園への入所、放課後児童クラブへの入所等の給付、サービスを受けることができます。

次に、母子家庭や父子家庭の子供や、その家庭についてでありますが、母子家庭、父子家庭といったひとり親家庭は、子育てをする上で経済的、社会的に不安定な環境にあり、家庭生活において問題を抱えている家庭も多いと聞き及んでおります。そのため、経済的な支援を図るため、母子家庭に対しましては児童扶養手当制度がございます。また、経済自体においた支援として、経済的自立の助成、生活意欲の助長及びその扶養している児童の福祉の増進を目的として、母子福祉資金の貸付制度の相談も行っております。また、母子家庭等でかかる医療費を助成するために母子家庭等医療費助成制度もございます。

次に、不登校児童・生徒についてでありますが、不登校問題は、現在学校だけではなく社

会全体の問題でもあり、私たちが解決すべき重要な課題となっております。この不登校への対応としましては、各学校に子供と親の相談員を配置するとともに、スクールカウンセラーの活用、さらに、教育委員会事務局には教育相談員を配置するなど、相談体制の充実を図っております。また、小・中学校で共通して行っておりますのは、不登校の児童・生徒及び保護者への電話連絡と家庭訪問であります。これによって、不登校の児童・生徒及び保護者と学校との連携を保ち、解決のチャンスを粘り強く待ちます。

中学校の場合について御説明いたしますと、登校はできるものの教室には入ることができない生徒のために、校内に特別室を設け、教員を配置して学習の支援をしております。これまでに、この教室から自分のクラスに戻ることができるようになった生徒もおります。また、家を出ても学校の門をくぐることができない生徒のためには、公民館の1室で曜日を定めて受け入れることも行っております。さらに、保護者との連絡を密にするために、不登校生徒を持つ保護者に呼びかけ、学校との連絡会も行っております。ここでは、保護者からの学校に対する要望を伺い、できるだけの対応をするように努めております。

次に、育児を放棄された子供やその家庭についてでありますが、核家族化や地縁、血縁の 希薄化により、子育て中に孤立し、不安や悩み、ストレスから育児放棄、いわゆるネグレク トに陥るケースが見られます。保育園等では、着衣の乱れ、清潔感、食事の状態などを日ご ろからつぶさに観察し、ネグレクトの早期対応ができるよう早期発見に取り組んでおります。 早期対応が必要になった場合、事例に即した解決ができるよう、ケースネットワーク会議を 開催し、関係各課や関係機関と連携を密にして適切な対応が図られるよう努めております。

次に、吉田町世代育成支援行動計画の後期構造計画策定に係る現状分析と問題意識についてでありますが、次世代育成支援対策推進法第8条には、5年ごとに市町村行動計画を策定することが定められております。吉田町次世代育成支援行動計画の前期行動計画は平成21年度で終了したため、新たに平成22年度を始期とする後期行動計画を策定する必要があります。このため、今年度にアンケート調査を実施しているところであります。

現状を見てみますと、核家族化は依然として進み、地域における近隣関係が希薄になっていることから、身近に相談できる人が少なくなり、子育て家庭が孤立し、子供を産み育てることへの不安や負担感がなかなか払拭されないことが挙げられます。しかし、保育園での日曜保育の実施、住吉及び自彊小学校区への放課後児童クラブの建設、地域子育て支援センターの充実等の諸施策の実施は、少なからず子育て支援に寄与しているものと確信をしております。

今後は、すべての子育て家庭に対して、質の高い子育て支援サービスを提供していくための地域子育てネットワークを形成していくのが重要な課題になると考えております。きめ細やかな子育て支援サービス、保育サービスを、効果的、効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、地域におけるネットワークの形成を促進し、また利用者に十分周知できるよう情報提供を行うことが大切であると考えております。

2点目の地域の子育てサポーターの育成と活動の場づくりについての考えについてお答え します。

町では、地域の子育てサポーター育成のために、平成13年度から託児ボランティア養成講座、平成15年度からは子育て支援ボランティア養成講座を実施しており、今までに49名の方が受講されました。また、県の主催する子育てサポーターリーダー講習にも7名の方が受講

されました。この受講生の皆さんの活動の場として、「ほっとステーション」があります。 この「ほっとステーション」は、子育て中の親が交流できる居場所で、毎月第3木曜日にハートフルで実施しております。個人的な活動としては、チャレンジ教室の講師や地域教育推 進協議会の会員、さらに読み聞かせボランティアとして地域の子供たちをはぐくむ活動に積 極的に参加している方もおります。

また、吉田町ボランティア育成講座では、保育園や地域教育で子供たちと接する児童保育コースを設け、子育てにかかわる人材育成を行っております。この講座の受講者は、「吉田町ボランティアを育てる会」を結成し、継続的にボランティア育成を続けております。この吉田町ボランティア育成講座の受講者は、中・高生の若い方が多いため即戦力とはなりませんが、これをきっかけに県内の福祉大学や福祉専門学校に進学した受講生もおり、将来の子育て支援を担う人材教育につながっております。

また、御指摘の吉田町チャレンジ教室では、平成20年度において、ローラーブレード教室ほか15教室が行われ、301名の児童が参加し、講師として47名の方々に参加していただきました。さらに、子供をはぐくむ地域教育推進事業が川尻区、片岡区、北区の3地区で行われております。現在、この推進協議会には、川尻区では11団体、30名以上の方が、北区では5団体、25名以上の方が、片岡区では11団体、40名以上の方が参加してくださり、平成21年度からは住吉区でも行う予定でおります。

来年度からは、学校教育課と社会教育課が統合し、教育委員会事務局と体制は変わりますが、推進体制は変わることはありません。この機構改革に伴い、学校教育部門と社会教育部門の連携が一層強まるものと考えております。

さらに、福祉部門との連携につきましては、現在障害のある子供たちのためのサマースクール等において、綿密な連携のもとで事業を行っております。また、今後は、家庭児童相談室やケースネットワーク会議、子育てネットワークの形成などの事業において、さらに担当者同士が頻繁に話し合いを行うなど、綿密な連携のもとで事業を進めていきたいと考えております。

3点目の、子ども課を設置して、子育て教育相談支援体制の一元化を図る、そういう考えはについてお答えします。

平成17年度から平成21年度までの吉田町次世代育成支援行動計画や平成17年度から平成27年度までの第4次吉田町総合計画にもありますように、子供たちの健全な育成には、地域や家庭と行政との連携による統合的な、総合的な子育で支援が必要と考えます。子供に関する取り組みや課題、問題は、一元的なものではなく複雑多岐にわたっております。年齢的にも、乳児期、幼児期、学齢期と多岐にわたり、状態としても、発達障害などのいわゆる発達が気になる子供、ネグレクトなどの虐待の危険がある子供、不登校、非行行為のある子供など、複雑でございます。それに加えて、子供の問題、課題は、保護者とそれぞれのそれを取り巻く環境が大きく関係することは周知のとおりでございます。年齢的にも状態的にも、それぞれへの対応には高い専門性が認められます。

そこで、現在関係機関の連携を図るため、子育て支援情報連絡会を開催し、健康面や育児における問題のある乳幼児やその保護者に対する対応の検討や情報公開を行い、かかわる機関が問題を抱え込むことなく、一貫したよりよい支援ができる体制づくりを進めております。このような取り組みを通して、関係各課や関係機関が緊密な連携を保ち、高い専門性を融合

させ、個々のケースに合ったよりよい指導ができる体制を構築することが重要であると考え ます。

このように社会福祉課、健康づくり課、教育委員会などの関係各課や県の関係機関と連携することにより、専門的で質の高い子育て支援は可能であり、同時に各課の綿密な連携により、当町の将来を担う子供たちに対する手厚い支援は実施できるものと考えますので、現実におきましては、子ども課の設置といった一元化は考えておりません。

- ○議長(吉永滿榮君) 町長の答弁が終わりました。再質問を求めます。 13番、大塚議員。
- **〇13番(大塚邦子君)** 町長から御答弁をいただきましたので、少し再質問のほうをしていきたいと思います。

最初に、我が町で抱えている、我が町で起こっている子供に関する問題をどのように把握していますかということに対しまして、それぞれの私は事例でお聞きをしましたけれども、 それぞれの中で、そのケースに対応する相談体制ということがあるということはわかりました。

例えば、乳幼児期の相談、健診や母子手帳を交付するときの相談、それから、実際もう少し大きくなりまして、すれば保育園でも相談を行っている、入所の相談も含めて行っている、それから、もう少し大きくなると、就学指導のところでも相談を行っている。そうしますと、1人のお子様に対して、それぞれの発達の段階で相談が行われているということは、よくわかりました。

そこで質問なんですが、これは、どなたに答えていただければよろしいのでしょうか、町長になるのでしょうか。それぞれの段階のところではきめ細かな相談体制というものができておりましたが、そのお子様の相談をトータルして情報として持っているというところはあるのでしょうか。

- O議長(吉永滿榮君) どちらで御答弁いただけますか。 町長、田村君。
- ○町長(田村典彦君) 議員の御質問でございますけれども、それぞれの発達段階において、当然のことながらきめ細かな対応はとっております。そして、それ以後、今度連続して行う一つの、各段階ではなくて、それぞれの各段階を垂直的に、一元的に取り扱うということでございますけれども、情報的には、それぞれきめ細かな対応の段階において情報が逐次上がってまいりますので、とりわけ各段階ごと統合した形での一応一貫した統一的な対応というのは、私は今の段階では必要ないと思っております。
- 〇議長(吉永滿榮君) 13番。
- ○13番(大塚邦子君) 最後の子ども課の設置ということを私は御提案を申し上げたんですが、その中で子育て支援情報連絡会というものを設けていくということでしたが、これは、実際新しく立ち上がるものなのか、今私が申し上げました、今までの、今、そうした各成長に応じた段階での相談を集約したということでの連絡を各担当者がやるよということであるのか、その点、社会福祉課長、お願いします。
- 〇議長(吉永滿榮君) 社会福祉課長。
- **〇社会福祉課長(八木大作君)** 御質問の吉田町子育て支援情報連絡会に関してですね、私が 17年からこちらの社会福祉を担当したころからやっております。主管、事務局を保健センタ

ーのほうでやっていただくと、16年から準備かけてやってくださっていると、もう5年近く、 5年以上ですかね、やっております。

参加機関としましては、保育園 5 園と幼稚園 2 園、小・中学校、それから地域療育支援センターのコーディネーター、療育通園施設「つくしの家」ですね、それから支援児童委員、民生院児童委員、中央児童相談所、中部健康福祉センター、教育委員会、学校教育課、我が社会福祉課の児童福祉、社会福祉部門と、それから健康づくり課から健康づくり部門、それらの方が、いろんな事例がございますので、それに基づいて、大体月 1 回定例的にやっているという連絡会でございます。

- 〇議長(吉永滿榮君) 13番、大塚君。
- ○13番(大塚邦子君) 健康づくり課が所管ということでありますけれども、やはり妊婦健診から始まりまして、母子手帳の交付から始まるわけですけれども、そうした中で、保健師さんが、妊婦さんから新しいママになった人とのかかわりが始まるということでとらえてもよろしいんでしょうかね。保健師さんが、お母さんたちにとって身近な相談相手ということで、ここの健康づくり課が子供支援情報連絡会という中で、それから成長するというところを見守っていただけて、いつでもお母さんたちの不安を解消できると、保健師さんに相談すれば相談に乗ってもらえるというような形になっているものなのでしょうか。
- 〇議長(吉永滿榮君) 社会福祉課長。
- **〇社会福祉課長(八木大作君)** 説明不足で申しわけございませんでした。

当情報連絡会の所掌事項ですね。1としまして、育児不安を抱える保護者の子育てを積極的に支援すること。2としまして、乳幼児期の障害、疾病の早期発見に努め、早期の治療、療育につなげること。3としまして、育児不安、発達のおくれ、虐待予防などの個々のケースを適切な処遇につなげること。4つ目といたしまして、情報交換、事例検討等を行い、適切な処遇のあり方を検討すること。近々の事例におきましても、保健師さんが赤ちゃんの発達状況におきまして、事前に児童虐待を予防できたという事例も、最近ございました。以上でございます。

- 〇議長(吉永滿榮君) 13番、大塚議員。
- **〇13番(大塚邦子君)** 13番、大塚です。

次にでございますけれども、外国人の方々に対しても、事例として御紹介をしていただいたんですが、特別何ら変わることなく町民と同じように支援、手当の支給等を含めてやっているということでありましたが、そうした情報は、漏れなく外国人の方に行っているということでよろしいんでしょうか。漏れなく行っているということについて、どなた。

- 〇議長(吉永滿榮君) 社会福祉課長。
- ○社会福祉課長(八木大作君) 外国人の方は、こちらへの登録というんですか、町民課の窓口へお見えになって、これは外国人以外、日本人、日本人って言い方はおかしいんですが、町内の方もそうなんですが、転入等をされて町民課の窓口へお見えになったときに、その状況に応じて、すべての関係する課の手続がとり行われるというふうに、私どもは承知しております。ですので、窓口を通じて私どものほうに、例えば障害また保育園の入所、児童扶養手当、母子の場合ですね、等の連絡が入り、私どものほうで処理すると、そういう流れになっております。
- 〇議長(吉永滿榮君) 13番。

- ○13番(大塚邦子君) 念のためでございますけれども、今の課長の説明では、情報はすべての方に行っているということで理解をしたいと思いますが、くれぐれも、せっかくの支援の情報が行っていないことによって手当等を受けられない方がいると、子供たちがいるということのないように、そこのところも各課連携をとっていただきたいというふうに思いますが、町民課と社会福祉課との連携ミスということで、再度その点についてお願いいたします。
- 〇議長(吉永滿榮君) 社会福祉課長。
- **〇社会福祉課長(八木大作君)** これは、常にそういった制度、窓口の職員の方々、我が課も そうですが、町民課もそうですし、税金の関係もございますから税務の方も、外国人の方に 対して適切な処理をしているというふうに、私は承知しております。
- 〇議長(吉永滿榮君) 13番。
- ○13番(大塚邦子君) ありがとうございました。

次でございますけれども、今、吉田町には次世代育成支援行動計画というのがございまして、来年度、後期行動計画を策定するということになっておりまして、私は質問の中で、今現在、我が町では子供に関する問題をどのように把握していますかとお聞きしたところ、町長からは、今、経済状況も大変な冷え込み、不況になっているので、働かざるを得ない母が増えてきたということで、低年齢の子供さんに対しての支援をやっていきたいということでございましたが、そのことが実際、今、子供の貧困ということも問題になっているというふうに思いまして、今度の後期行動計画の中には、経済がやっていけない大変苦しい子育て世代、子育て家庭が増えてきたというのは事実だというふうに思いますので、経済的支援ということになると、今、乳幼児の医療助成とか等行われておるんですが、町長として、働かざるを得ない母親がいると、それは経済が大変だということの結果だと思うんですが、国政の問題にもなるのでそこはちょっと抑えまして、町長として、子供の貧困、それから子育て世代が、本当に所得が半分以下に下がってきてしまって、子供を産んでも苦しいよという家庭が町内の中にもたくさんいると思うんですが、そういったことを、吉田町の施策としてどういうことがほかに考えられるのか、雇用も含めていろいろあるかと思いますが、その辺の考えをお聞きできればと思います。

- 〇議長(吉永滿榮君) 町長、田村君。
- ○町長(田村典彦君) 女性の社会進出は1980年代から始まったものでございまして、それは、 労働力が不足していく中において、家庭にいる女性の皆さんに働いてくださいという社会の 側からの構造的な要請だったわけでございまして、それが近年、近年というよりも、この経 済危機の中においては、専業主婦であった方も、やはりだんなさんの給料等が減ってしまっ たと、それに伴って、働かないとさまざまなローン等の支払いができないという形での、そ ういうような状況の中での女性の進出というわけで、ある意味においては、今までとちょっ と違った構造的なものがあると思っております。

それで、これ、実は、そういうものを今、議員のほうから、子供の貧困の問題について町で何かできないかという問題でございますけれども、これは非常に重要な問題でございまして、平成17年度に国勢調査が行われました。その国勢調査の推計人口等が全部出たわけでございますけれども、よく私がいろんな席でお話しすることでございますけれども、今から26年後、2035年、平成47年でございますけれども、そのときには、この町の年少人口、下はゼロ歳から14歳は3,241、平成17年のときは4,532、大体1,300人ぐらいが減少すると。牧之原

にいくと、もっとすさまじい例になりまして、平成17年が7,155が、平成47年には2分の1をさらに超して3,500名になってしまうと、そういうふうな厚生労働省の推計が出ておるわけで、単純に考えれば、今後の大きな政策の柱として、子供に対する問題、すなわち今後減少していく子供に対して、落ちこぼれなく、何はともあれ大人になっていただくというふうなことを、やはり、そこに財源投入というものは、これまで以上にしなければならないと。つまり、教育であれ、医療、介護、保健であれ、それは当然のことながら、やはりできる限りのことはやっていかなければならないと。

それともう1点、それとはちょっと違いますけれども、65歳以上の方は8,655名ですか、これにプラス75歳までの方が3,412人ですか、そのぐらいおりますんで、これくらいの方、75歳ぐらいまではやはり元気に頑張ってもらわなければならないと。そういう意味において、今後の政策の重点が、施行重点というものが、子供と、それから元気な大人というふうなところに振り向けられていくという形で、財政の重点配分というものも、そういうふうなものを基準に置きながら考えていかなければならないと思っておりますので、特に子供については、少なくなっていくあすを担う子供でございますので、そこについては、先ほど申し上げたように医療、介護、保健、教育については、やや重点的に投資してまいりたいと思っております。

〇議長(吉永滿榮君) 13番。

- ○13番(大塚邦子君) 不登校の児童に対してはどうですかということで事例をお聞きいたしましたけれども、学校教育課長にちょっとお伺いしたいんですが、相談員の話も出ました。教育委員会のほうでも手厚く対応されている、保護者との連携も話合いも密にしているということでわかったわけでございますが、相談員というものに関しまして、平成21年度、来年度の予算の中では、相談員の数というのは増えているんですか、減っているんですかということを、ちょっとお聞きしたいんですが、よろしくお願いします。
- ○議長(吉永滿榮君) 学校教育課長、高橋君。
- ○学校教育課長(高橋健次君) 学校教育課でございます。

ただいま、不登校問題等に関しましての相談員の数ということでございますけれども、現 在のところ、予算面におきましても本年度と変わらないという予定で考えております。

- 〇議長(吉永滿榮君) 13番。
- ○13番(大塚邦子君) 何らかの理由があって学校に行けない生徒さん、学校に、クラスに入れないお子様がいらっしゃるということが、今先ほどの御答弁にあったんですが、そこのところに関しては、校舎の中に特別教室を設けて、そこで学習を指導していますよということ、あと、そこの学校にも入れない方には中央公民館で支援していますよということでありましたけれども、私は、学校に行きたくても行けない子というのはいらっしゃるというふうに理解をしているんですが、勉強におくれるということがあって、ますますそこのところが学校に行けなくなるということでもあるかと思いまして、学びを保障できる仕組みというのをつくっていただきたいというふうに思うんです。それは、予算は町長が執行するものですから、先ほど低年齢の支援をしていくということでありましたけれども、高年齢の子供さんもやはり苦しんでいる、問題を抱えている、行政として学びの場をやっぱり保障しなければならないということがあると思いますので、教育相談員の方が、予算的には現状どおりだということでありましたけれども、やはり学びの場を保障していくという意味においては、今、

中央公民館で行っているところをもう少し充実しようかとか、一人一人の個別でフォローしようかとかいうことで、教育相談員の充実というのは必要ではないかなというふうに思いますが、その点、町長、子育て支援の中でいかがでしょうか。

- 〇議長(吉永滿榮君) 町長、田村君。
- **〇町長(田村典彦君)** 私、よく教育長に申し上げることなんですけれども、教育には、いわゆるいろんな意味で向後の憂いなく予算請求してもらいたいと言っております。

周辺の市町では教育予算がまず査定の対象になるようでございますけれども、吉田町は、基本的には教育関係予算というのは年々増えております。そういう意味において、やはり今後とも教育に対しては、今、議員がおっしゃられました教育相談の人間等につきましては、できる限りの手当てをしてまいりたいと思っております。ただ、議員が御承知のように、榛原病院の問題であるとか、それから、三星等で毎年1億4,000万、あそこが民間であれば2,000万、計1億6,000万ぐらい、あそこで、いわゆるどぶの中に流すように使われていくと、そういう悲しい現実もございますので、そういうふうなものはより早く解消して、より多くのお金というものが、今申し上げたように子供を今後の落ちこぼれなく、吉田町に生まれた子供は健全に、教育等も受け、真っ当な形で社会に出ていくと、そういうふうな支援というものは、今後とも議会の皆様の御協力も得ながら財源等に伏してまいりたいと思っております。

- 〇議長(吉永滿榮君) 13番。
- ○13番(大塚邦子君) 少し、学校教育課長、教育長、おわかりになったら教えていただきたいんですが、中学校、このごろも卒業式があったんですが、それぞれの進路に旅立っていったわけですが、何らかの理由、今言われているのは、授業料が払えなくなってしまって退学をしたという、そういうことが社会問題にもなっているんですが、それはともかく、吉田中学校を卒業して高校に行きました、高校に行った先で、何らかの問題があって退学をしたというところの情報というのは、今、教育委員会のほうでは、そこはしっかり把握ができているんでしょうか。
- 〇議長(吉永滿榮君) 学校教育課長、髙橋君。
- **〇学校教育課長(高橋健次君)** 学校教育課でございます。

中学を卒業されまして高校に行くと、まだ、そのほか各種学校等もあると思いますけれど も、その後の状況ですね、それについては、私としては特に情報はつかんでおりません。

- 〇議長(吉永滿榮君) 13番。
- ○13番(大塚邦子君) 教育委員会の事務局のほうではつかんでないということでしたが、 教育長、お伺いしたいんですが、中学校として、各種進路で出かけていった中学生がそうして で退学をしたという場合は、中学校に、また先生、学校側に、そこはフォローできる体制というのはできているんでしょうか。情報も来ないということなんでしょうか。
- 〇議長(吉永滿榮君) 教育長、黒田君。
- ○教育長(黒田和夫君) 私の経験から言いますと、高等学校を退学した者を、その出身中学校に特に連絡するということはしておりません。ただ、高等学校の教師と中学校の教師とのいろいろなつながりの中で、退学したということを知らせることはあります。そして、場合によっては、相談を受けてほかの進路を紹介すると、そういうことも現実にはあるわけです。
- 〇議長(吉永滿榮君) 13番。

- ○13番(大塚邦子君) 吉田町の子供としては、児童福祉法というのがございまして、その中で、18歳までは心身ともに健やかに生まれ、かつ育成されるよう努めなければならないという、行政の課せられた役割があると思いますが、そうした、やはり中学を卒業して高校に行ったよ、でも、今は特に経済的な問題もありますので、授業料が払えなくなって、やむなく高校をやめたという相談というのは、そこは、町として、学校側は把握されてない、情報としてもそういう仕組みはないということだというふうに理解をしたいと思いますが、その点、行政としてどのようにお考えになるのか。
- 〇議長(吉永滿榮君) 町長、田村君。
- ○町長(田村典彦君) 先ほど教育長の答弁のとおりでございまして、町が、この町の子供で高等学校に行って、途中で授業料等が払えなくなって退学を余儀なくされたというふうな子供の情報把握について、行政当局としてどんなふうにと言われても、今のところは名案もございません。ただ、社会的に、先日のNHKの放送番組でもありましたけれども、そういう事例が一つの社会問題となっていくと考えれば、可能性は非常に難しいとは思うんですけれども、今後何らかの形でそういう情報がキャッチできればとは思いますので、検討してまいりたいとは思っております。
- 〇議長(吉永滿榮君) 13番、大塚君。
- ○13番(大塚邦子君) 今、町長から御答弁いただいたので、私は大変期待をしたいと思いますが、やはり低年齢の支援ということが一つ大事かと思いますけれども、本当に大事な18歳、中学、15、16、17、18と、成人式はこの吉田町で迎えるわけでございますので、そこのところの支援はぜひともやってもらいたいというふうに思うんです。経済的理由だけじゃなくて、やっぱりさまざまな問題を抱えて、高校に行ったんだけどやめざるを得ないということで、保護者の方もそこのところは大変不安だし悩まれていると思うので、そういったところを、行政に相談に行けば相談に乗ってくれるよというところで、ぜひそういう情報、そういう仕組みをつくっていただきたいというふうに思いますので、それは、町長の御答弁をよろしくお願いしたいと思います。

それから、最後になりそうなんですが、地域のサポーターの育成と活動の場づくりというところで、このたび2つの課が統合されるということで、今まで学校教育課と社会教育課があって、社会教育の部分については当然社会教育課長のもとでやっていたんですが、そこが統合するということ。でも、推進体制は変わらないということで、そういうことで理解はいたしますけれども、長い間、ずっと2つの課で来ていたところが、今度平成21年から事務局体制になるよということでございますけれども、町長にお伺いしたいんですが、何でこの時期にこういう統合を決断したのかということとか、統合して連携が一層強まるということは御答弁いただきました。学校教育課と社会教育課の連携が一層強まるということを伺ったんですけれども、もう少し具体的に言うと、どういうことなのかというのをお願いいたします。

- 〇議長(吉永滿榮君) 町長、田村君。
- ○町長(田村典彦君) 今まで、基本的に2つの課でやってきたわけですけれども、今度2つの部門として、教育委員会の事務局長のもとで統合的に政策化、運営されていくわけですけれども、先ほど申し上げたように少子高齢化の波というものは、この吉田町といえども、これから免れるわけにいかないということになると、これまではそれなりに大ざっぱになれていたものを、もっともっと網の目を細かくして、やはりこの町に生まれた子供というものが、

学業も、それから身体も精神も含めてすべて健全な形で、何はともあれこの町から巣立っていってもらいたいというようなことを考えれば、先ほど申し上げましたように予算の配分もそうでございますし、また、さまざまな教育関係につきましては、やはり社会教育部門も、それから学校教育部門も、一つの統一的な考えのもと、やっぱり強力に推進する必要があると、そういうふうなことで、私としては考えたつもりでございます。

基本的に、やはりこの町で生まれた子供というものが、何はともあれこの町で健全に育ってもらいたいというのが一番大きなもので、そのためには、統合したほうがより効果的だろうと考えた、それだけでございます。

- 〇議長(吉永滿榮君) 13番、大塚君。
- ○13番(大塚邦子君) 政府に社会保障国民会議における持続可能な社会の構築分科会というのがございますんですね。それで、中間取りまとめというのを、私、読ませていただいた中で、少子化対策というのは、子供の成長に応じて雇用、保健、福祉にかかわる問題はもとより、教育費や住宅の問題など、幅広い分野にわたる対応を必要とする取り組みだということでございます。結婚、出産から子供が成人に至るまで、各段階の施策が、ここは省庁ですけれども、省庁の縦割りを乗り越え、切れ目なく講じられる必要があるということが出されております。

この点について、やはりこの町においても、私は、今、そういうことではないかなという ふうに思っておりますので、きょう答弁をいただきましたので、それを前向きにいただいた 答弁に関しては、ぜひ実効性のあるものにしていただくことをお願いいたしまして、質問を 終わります。

ありがとうございました。

○議長(吉永滿榮君) 以上で、13番、大塚邦子君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長(吉永滿榮君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、一般の傍聴席におかれまして、また、吉田中学校の10人の生徒さん、御苦労さま でございました。

次回は、明日24日金曜日午前9時から本会議最終日であります。

あしたは、本日に引き続きまして住小が8人、吉中が7人、15名の傍聴を予定しております。あしたもぜひよろしくお願いします。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前10時59分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長(吉永滿榮君) 改めて、おはようございます。

本日は定例会22日目で、最終日であります。

ただいまの出席議員数は14名全員であります。定足数に達しておりますので、これより本 日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。よろしくお願いいたします。

◎議案第3号~議案第28号の委員長報告、質疑、討論、採決

〇議長(吉永滿榮君) 日程第1、第3号議案から日程第12、第28号議案までの、総務文教常任委員会へ付託した12議案について、これを一括議題といたします。

初めに、この12議案について委員長から審議結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、勝山徳子君。

[総務文教常任委員会委員長 勝山徳子君登壇]

○総務文教常任委員会委員長(勝山徳子君) それでは、総務文教常任委員会に付託されました12議案につきまして、その審議の過程と結果について報告いたします。

平成21年3月10日、午前9時より役場4階第2会議室におきまして、委員7名と議長の計8名、当局より町長、副町長、教育長を初め、審査にかかわる各課長の御出席をいただき、定足数に達していることを告げ、委員会を開会いたしました。

審査の方法を説明した後、早速付託されました12件の議案審査について審議に入りました。

日程第1、第10号議案 吉田町職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に上げ、質疑を求めました。

委員。公益法人の派遣ということで、町内ではどのようなところがあるのか。過去に吉田町では事例があったのか。また、今後そのようなことが想定されて改正されるのか。

当局。条例ではうたってはありませんが、規則上で町内の施設ということになりますと社会福祉協議会がそれに当たり1件であります。また、職員の派遣の事実でありますが、過去に介護保険の関係で職員を派遣した経緯もあります。本年度、介護保険の地域包括支援の関係で社会福祉協議会が委託しますので、それに伴う派遣という形で考えています。

委員。公益法人が公益的法人にした根拠と、町内に派遣ということですが、県外にもあるのではないか。あれば、派遣先、どのような職場に行っているのか。また任期はどれくらいなのか。

当局。公益的を入れた関係は、公益法人が公益的法人に改められたというのは、公益法人認定法の規定によって公益法人というものが公益社団法人、または公益財団法人ということを言っている。それと区別する必要が生じたため、公益的法人を入れた意味合いであります。派遣の関係は、この条例そのものに派遣できるよう、という位置づけでありますので、県へ

の派遣とか、その他への派遣とは別格のものであります。

委員。社会福祉協議会へ、地域包括支援センターの業務委託して派遣するというような計画のようですが、いつごろ、何人ぐらい計画しているのか。

当局。まだ内示はしていませんが、予定としては4月1日から2名ほど派遣したいという 考えであります。

以上で質疑を終結し、討論を求めましたが、ありませんでした。採決に入りました。お諮りしたところ、異議はなく、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2、第16号議案 平成20年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題に上げ、質疑を求めました。

質疑はありませんでした。質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を求めましたが、ありませんでした。採決に入りました。お諮りしたところ、異議はなく、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、第24号議案 平成21年度吉田町土地取得事業特別会計予算についてを議題に上げ、質疑を求めました。

質疑はありませんでした。質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を求めましたが、ありませんでした。採決に入りました。お諮りしたところ、異議はなく、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、第18号議案 平成20年度吉田町老人保健事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題に上げ、質疑を求めました。

委員。本会計の医療制度の改正の中で移行中であります。それらの中で、移行される中で 課題点や問題点があるかお聞きします。

当局。平成20年度におきましては、3月分を4月支払いということで支出分が前の制度ということで、それ以降は資格の異動に伴います。制度の切りかえに対して、特別問題があったとは感じておりません。

以上で質疑を終結し、討論を求めましたが、ありませんでした。採決に入りました。お諮りしたところ、異議はなく、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、第26号議案 平成21年度吉田町老人保健事業特別会計予算についてを議題に上げ、質疑を求めました。

質疑はありませんでした。質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を求めましたが、ありませんでした。採決に入りました。お諮りしたところ、異議はなく、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、第27号議案 平成21年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算についてを議題に上げ、質疑を求めました。

委員。後期高齢者の医療費の推移を老人医療費と比べて伺いたい。

当局。後期高齢者医療の事務につきましては、医療給付費につきまして広域連合で行っていて、町のほうでは保険料の徴収ということでやっています。月々広域連合のほうで資料が届けばよいのですが、問い合わせをしないと来ないという状況で、必要があれば問い合わせをしたいと思います。今後、広域連合がどういう形で公表してくれるかわかりませんが、必要があれば確認をして問い合わせをしたいと思います。

委員。医療費給付費の実態、状況は担当課のほうへ来ていると思っていましたが、ないわ

けですか。町としては、窓口業務を担当するということで徴収や申請、保険証の引き渡し等 町がやっていると思うが、制度の中で不都合な点や改善したほうがよい点がありましたら、 お示しをいただきたい。

当局。医療給付費の関連ですが、保険料の徴収ということもありまして、気になっているところでございます。問い合わせをしている状況ですが、成果はきておりません。事務の関係ですが、広域連合という、組織が大きくなりまして、全県下という単位で行っている関係上、届け出の受け付けにつきましては町が行うのですが、進達して広域連合から来るので時間がかかるというところが従来と違うところと思います。

以上で質疑を終結し、討論を求めましたが、ありませんでした。採決に入りました。お諮りしたところ、異議はなく、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、第5号議案 吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について を議題に上げ、質疑を求めました。

委員。国保の税金の改正のところは、町長の施政方針の中にも説明がありましたが、平成16年に税率を改正して、その後実質収支は黒字ということで、支払準備基金保有高も順調に伸びているということで、20年度末では3億9,000万円になるわけです。町長の前の答弁では4億6,000万ぐらいを目標にという話もありましたが、ここで税率を下げるということは、国保に加入されている方にとってはありがたいと思います。下げ幅の案の資料を見ると、4,393万下がっている。後期高齢者支援分が2.4から2.6~上がっているということで、その分が600万ぐらいになっていて、差し引いても3,800万ぐらい値下げになっていると思います。21年度の予算で、基金保有高は3億9,000万を超えているわけで、町長の目標は4億6,000万を目標にしているということですが、21年度末になると基金保有高は目標になるだろうというふうに見ているわけですね。そのところが、もう少し下げられないかと思う。基金が4億6,000万もなくてもよいと思う。本来なら、3カ年平均の100分の5でいけば、1億ぐらいでよいと思う。将来的にもう少し下げていく計画はないか。

当局。平成17年に行った将来推計人口が出ていますので、基本的には高齢化が進んでいく わけで、下げていくことはできないと思っています。

委員。21年度の予算を見て、結果は1年たたなければわからないが、介護保険では保険料を上げないために、厚生労働省は基金を取り崩しなさいと要請をしている。国保でも言えることと思う。基金は保険者が払って、黒字になって残った分が積み立てられているわけで、景気が悪い状況の中で基金を積んでおく必要がないと思う。

当局。介護保険と国民健康保険は意味合いが違い、介護保険の場合は基本的に収支バランスをとっていけばよい。国民保険の場合はリスクを運転していかなければならない。例えば、新型インフルエンザが広まり、それなりに持っていないと手当てができない。介護保険と国民健康保険の保険の性格の違いから来る。将来的に下げることを検討するかということは、検討する、検討しないでなく、現実的にどのように推移していくか注視していくことが大事と思っている。

委員。改正を町民に具体的にどのように知らせていくのか。平均で1人5,000円ぐらい下がりますよとか、どのように表現するのか。

当局。基本的に、国民健康保険の基金として、当初考えられていた額が達成できるもので すから、基本的に今の率でいくと、さらにアップするため当初の目的を達成し、現行の保険 税率について訂正いたしますとお知らせいたします。

委員。条例が改正されますと、1世帯当たり並びに被保険者の1人当たりの平均負担額は どのような数字になるのか。

当局。厳密に 1 人当たりの数字は出しにくいのですが、3,800 万を、被保険者7,600 人程度 いますので割り戻しますと5,000 円程度になります。例えば所得が300 万の4 人世帯で、固定 資産を10 万ぐらいの家庭ではおおむね5,000 円が 4 人分、2 万円が引き下げになる試算をしています。

委員。前年度と比較すると、ありがたい話ではありますが、この減額で滞納が食いとどめられる材料になれるか。滞納を減らすために具体策を考えているか。

当局。今回の引き下げで、各世帯の負担が若干減ることは事実であります。本年度から開始しております納期の回数を、仮算定をやめ本算定一本で行い、6期から8期にして負担が軽くなったのではないかと思います。

以上で質疑を終結し、討論を求めましたが、ありませんでした。採決に入りました。お諮りしたところ、異議はなく、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、第25号議案 平成21年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算についてを議題 に上げ、質疑を求めました。

委員。国保の予算の中で、保険税ですが、現年度分、滞納繰り越し分とありますが、二つ の収納率は予算上何%見ているのか。

当局。収納率は92%を見込んでいます。滞納は、予算時は率を出していませんが、決算時ではおおむね20から23ぐらいです。

委員。医療費を低く抑えるために、保健事業費の特定健診委託料がありますが、平成20年度から開始し、受診率がいかないとペナルティーが科せられるとありますが、20年度の進捗状況をお聞きします。

当局。特定健診の受診率を出す基準は、年度末、21年3月31日の被保険者数と受診者数で割り出しします。したがいまして、1年間加入している人が対象で、途中から抜け出すと対象から外れるケースになる。特定健診は終わっていますが、まだ確定ができていません。昨年の被保険者数で計算しますと、目標の30%は超え33%ぐらいになるかと思います。

委員。最新の資格証明書の発行数と短期保険者証の発行数はどれくらいか。1年前と比べてどうか。

当局。資格の関係については、証明書を送るときの数値になりますので、県への報告は随時やっているわけではないので、最新の報告は今お答えできません。9月時点では27件になります。

以上で質疑を終結し、討論を求めましたが、ありませんでした。採決に入りました。お諮りしたところ、異議はなく、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、第6号議案 吉田町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定についてを 議題に上げ、質疑を求めました。

質疑はありませんでした。質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を求めましたが、ありませんでした。採決に入りました。お諮りしたところ、異議はなく、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、第9号議案 吉田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題

に上げ、質疑を求めました。

委員。介護報酬が3%引き上げられるということで、介護従事者の処遇改善を図るため激変緩和措置として基金が創設された。21年度の予算書を見ると、繰入金830万2,000円が入っている。3年間を通して保険料を改定するために決めたと聞いているが、介護報酬の策定委員会で検討してきたことは、この基金が計算に入っての保険料なのか。

当局。策定委員会の席上の中で基金の話は出ておりまして、織り込んだ話で議論はしています。基金を、導入分を含めた中で今回の条例の基準額を設定させていただくものでございます。

委員。介護給付費準備基金の取り崩しの話ですが、厚労省が昨年要請している要請された 意図はどのように聞いているか。

当局。第4期介護保険料の設定に当たっては、介護準備基金、第3期までのものをなるべく取り崩して保険料を抑制しなさいとの国の指針でございます。これに基づきまして、吉田町もおおむね1億準備基金がございますが、8,000万を取り崩し今回の保険料の設定を行っていくものでございます。

委員。1億あるうちの8,000万を3年間で取り崩す予定だと聞きました。21年度の予算では基金の繰り入れは609万9,000円で、22年、23年で取り崩すということは、基金としてはどれくらいが望ましいと考えているのか。

当局。1億のうちのおおむね8割を取り崩すことになりまして、残りの2,000万につきましては、介護のサービス料が計画よりも、場合によっては大きくなることも想定されますので、カバーできるくらいで2,000万と考えている。

以上で質疑を終結し、討論を求めましたが、ありませんでした。採決に入りました。お諮りしたところ、異議はなく、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、第28号議案 平成21年度吉田町介護保険事業特別会計予算について議題に上げ、 質疑を求めました。

委員。地域包括支援センターを社会福祉協議会に委託する話が出ました。800万の予算がついているが、現在4名で運営されていて、介護保険制度の地域包括支援センターをつくり3年目に入り、一定の役割を果たしてきていると思う。役場の職員が行ってきたことに意味があり、3万人に1カ所つくる国の指針で、吉田町は、行政で単独で行ったわけで、町民サービスでは安心して利用できた施設だと思う。委託してしまうことに不安もあり、住民サービスの低下につながらないかと思う。どこで議論し決まったのかわからない。いきさつを説明をお願いいたします。

当局。地域包括支援センターの運営につきましては、介護保険法の中で、地域包括支援センター運営協議会を設置いたしまして、その中で、設置あるいは運営につきまして、御協議いただくことになっています。この地域包括支援センターを委託するに当たりましては、地域包括支援センターの運営協議会にお諮りいたしまして、昨年12月25日に社会福祉協議会へ委託という承認をいただいています。住民サービスに影響については、県内の市町の包括支援センターの設置状況を見ますと、県内41市町の中で120の包括支援センターがございますが、民間に委託しているところは97というところです。80%以上が民間の委託によりまして事業を運営している状況でございます。むしろ、直営は少数派という現状がございます。社協に委託するに当たり、平成18年に直営で設置した際にも民間の委託を当時も検討されてい

た。当時は、地域包括支援センターに設置するに当たりまして、3人の専門職を配置しなければならない事情もあり、保健師、主任ケアマネ、社会福祉士三つの専門職が必要になり、確保が難しい現状もあり、当時は社会福祉協議会へは委託できなかったことでございます。今回は、社会福祉士、主任ケアマネがおりまして、保健師に当たる職員が準ずる規定で地域ケアに精通しております看護師がおり、状況がありますので、そうしたものを考えております。地域包括支援センターは、今後も地域のネットワークづくり等必要になることがございまして、地域福祉の中心的担い手として社会福祉協議会へ委託することが最も適切と考えた次第でございます。

委員。地域支援事業費の中の介護予防特定高齢者施策事業費が昨年より減額された事業や 増額した事業があるが、事業の見通しの説明をお願いします。

当局。20年度と比較いたしまして、事業量が変わっているものにつきましては、今回は第3期の実情を踏まえまして事業計画を見直したことにより、このようになりました。20年度におきましては、介護予防の特定高齢者の事業につきましては、対象者につきまして特定高齢者の設定方法を変えました。参加者が18年度は26人、19年度は31人、20年度は55人、少しずつではありますが増えている状況でございます。20年度の55人の状況を踏まえ、運動器、栄養改善、口腔機能の向上事業を計画しているものでございます。

委員。口腔機能の向上事業が増額になった要因は。

当局。平成19年度、20年度、参加者が増えている状況があります。18年度はゼロ人、19年度は10人、20年度は11人という状況がありますので、教室の数を増やしたものでございます。口腔機能の向上事業によりまして、誤飲を予防できる効果もあり、積極的に取り入れたいと考えています。

委員。訪問型介護予防事業費が減額になった理由は。

当局。基本的には、閉じこもりの予防の方を対象にしています。閉じこもっている方を引き出すことは非常に難しく、保健師が直接訪問しまして事業を行っている。なかなか事業を受け入れてくれる人が少ない状況です。18年度は1人、19年度、20年度はゼロ人でした。実態を踏まえてやっていかなければならない事業ですので、このようにしました。

委員。介護予防特定高齢者施策事業費は、毎年予算はとるが使わないで返している。何年 も使われずに減額予算をしている予算の立て方は。

当局。基本的には、3年間の事業量に基づいて予算を年度ごとに立てるものでございまして、当初計画に基づいて予算も計上しているものです。国におきまして介護予防事業の見直しの作業をやっております。新しく21年度以降の介護予防のマニュアル作成をしていると聞いています。その中で、介護予防、運動器につきましては、転倒防止、ひざ痛、腰痛に対応できるようなものをマニュアル化を考えていることでございます。

以上で質疑を終結し、討論を求めましたが、ありませんでした。採決に入りました。お諮りしたところ、異議はなく、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、第3号議案 吉田町立小学校通学区域審議会条例の一部を改正する条例の制定 についてを議題に上げ、質疑を求めました。

質疑はありませんでした。質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を求めましたが、ありませんでした。採決に入りました。お諮りしたところ、異議はなく、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、総務文教常任委員会に付託されました12議案の報告を終わります。

〇議長(吉永滿榮君) 委員長報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(吉永滿榮君) 質疑を終結します。委員長、御苦労さまでした。

それでは、日程第1、第3号議案 吉田町立小学校通学区域審議会条例の一部を改正する 条例の制定についてを議題とします。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(吉永滿榮君) 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2、第5号議案 吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、 これより討論を行います。

[「なし」の声あり]

〇議長(吉永滿榮君) 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3、第6号議案 吉田町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について、 これより討論を行います。

[「なし」の声あり]

〇議長(吉永滿榮君) 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(吉永滿榮君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4、第9号議案 吉田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(吉永滿榮君) 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(吉永滿榮君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5、第10号議案 吉田町職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これより討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6、第16号議案 平成20年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算(第2号)について、これより討論を行います。

討論ありますか。

[「なし」の声あり]

〇議長(吉永滿榮君) 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(吉永滿榮君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7、第18号議案 平成20年度吉田町老人保健事業特別会計補正予算(第2号)について、これより討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(吉永滿榮君) 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(吉永滿榮君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8、第24号議案 平成21年度吉田町土地取得事業特別会計予算について、これより 討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(吉永滿榮君) 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9、第25号議案 平成21年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算について、これより計論を行います。

討論ありますか。

「「なし」の声あり〕

〇議長(吉永滿榮君) 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10、第26号議案 平成21年度吉田町老人保健事業特別会計予算について、これより 討論を行います。

討論ありますか。

[「なし」の声あり]

〇議長(吉永滿榮君) 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11、第27号議案 平成21年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算について、これより討論を行います。

[「なし」の声あり]

〇議長(吉永滿榮君) 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12、第28号議案 平成21年度吉田町介護保険事業特別会計予算について、これより 討論を行います。

討論ありますか。

[「なし」の声あり]

〇議長(吉永滿榮君) 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議はございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第8号~議案第47号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(吉永滿榮君) 次に、日程第13、第8号議案から日程第19、第47号議案までの産業建 設常任委員会へ付託した7議案について、これを一括議題といたします。

初めに、この7議案について委員長から審議結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、永田智章君。

[產業建設常任委員会委員長 永田智章君登壇]

〇産業建設常任委員会委員長(永田智章君) 7番、永田智章です。

産業建設常任委員会に付託されました7件の議案審査について報告させていただきます。 平成21年3月11日水曜日、役場4階第2会議室において、委員会委員7名と、当局より町長、副町長、教育長、総務課長、企画課長、都市建設課長、下水道課長、水道課長の出席をいただき、本日の委員会は付託されました議案の審査をお願いするものであることを告げ、町長のあいさつは会期中であるため割愛させていただき、出席を確認し、定足数に達してお りましたので、委員会を開会いたしました。

本日の委員会は、本委員会に付託された7件の議案審査を行う旨を告げ、審査の順序については委員の皆様に配付した議事日程により進行させていただくことを告げました。

次に、審査の方法については、本町のこれまでの委員会審査では討論を行っておりません。 従前の審査方法は、質疑終結後、討論の場にかえて意見を述べる時間を設け、終了後討論を 省き採決の順で行っておりましたが、議事日程に記載してありますとおり、本来の審査、質 疑、討論、採決の順で審査していくことを説明し、お願いしました。

なお、提出議案についての説明につきましては、会期初日の本会議で行っておりますので、 省略をしまして、早速審議へと入りました。

日程第1、第8号議案 吉田町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑に入りました。

委員。町営住宅に実際入居する際、暴力団員であるかどうかを、入居申し込みをする際、 町はどのように把握するのか。実際に、この条例の運用が始まったときに、暴力団員とわか ったとき、町はどのように対処するのかお聞きしたい。

当局。この条例ができますと、公安委員会、ここでは牧之原の警察になりますが、そちらのほうへ照会を出すようになっています。警察のほうではリストを持っているので、そちらのほうより回答をくれるという形になります。もう1点、判明した場合は、明け渡し請求をするという形になるということです。これは、公安委員会と話を進めていくことになります。委員。警察に問い合わせをするということですが、入居を申し込んだ人すべてを警察に照会するということですか。

当局。当然、牧之原署と協定を結んでいくわけですが、これから入る人は当然です。今入っている人も、自分の考えでは照会を出していきたいと考えていますが、このことについては牧之原署と協議していきたいと思っています。

委員。現在の町営住宅への入居者数と空き家の状態及び入居待ちの人がいるかどうかを聞きたい。

当局。町営住宅は、現在144戸入っております。空き家の数は5戸、その5戸のうち1戸はさくら団地ですが、待機者がおります。8月までに待機して、あき次第順番で入所します。また、5戸のうちのもう1戸については、3月に募集をかけていきたいと考えております。あと3戸については、退去する予定ですので、退去したら修繕をする予定です。町営住宅の現在の空き戸数は全部で5戸です。

委員。牧之原署への照会をする際、個人情報の保護という観点から見ると、守られるのか。 本人から同意書を得なくてもよいのかお聞きしたい。

当局。その点については、今後も検討してまいりたいと考えております。

委員。不特定多数の方々に個人の情報を流用する場合、我が町でも個人保護情報審査会というか、正式名はわかりませんが、そことの連携はとれているのですか。連携がないとこの条例が施行された後に町民から問題が起きたら、どのように対処するのかお聞きしたい。

町長。公安委員会、実質的には牧之原署に、この方が暴力団の団員であるかどうかを照会するに当たって、個人情報を流すということは流用ではありません。

委員。4月1日より施行ということですが、実際、現在町営住宅に暴力団員、または暴力 団員らしき者が入居しているのですか。入居しているとしたら何名ぐらいいるのかお聞きし たい。

当局。今現在私の把握しているところではいません。

以上で質疑を終了し、討論を行いましたが、討論はなく、採決を諮ったところ、異議がなく、第8号議案は原案のとおり可決されました。

日程第2、第46号議案 町道の路線廃止についてを議題とし、質疑に入りました。

本案は、質疑、討論ともになく、採決を諮ったところ、異議はなく、したがって、本案は 原案のとおり可決されました。

日程第3、第47号議案 町道の路線認定についてを議題とし、質疑に入りました。

委員。今回町道認定する団地の区画は何区画あるのですか。

当局。今回の開発行為に伴うものでは、大きな開発としまして2区画があります。

委員。この区画内に何軒建てられるのですか。

当局。大きな開発2区画内に計44軒です。

以上で質疑を終了し、討論を行ったところ、討論はなく、採決を諮ったところ、異議はな く、したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、第21号議案 平成20年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とし、質疑に入りました。

委員。町単の管渠建設費が6,000万円の減額になっていますが、その減額の内訳をお聞きしたい。また、減額することによって生じる影響はあるのかどうか、あわせてお聞きしたい。当局。町単の6,000万円の減額の内訳は、榛南幹線に伴う県の工事との関連で、県との話し合いの中で最終的に県がボックス・カルバート工事をやった後で下水道工事を行うことに決まり、その工事は新年度へ回すこととなり、もう一つは11月に入札を予定し、入札をかけましたが不調に終わり、工事が2件発生しましたので、その工事も新年度で行う計画です。それから、当初の計画であった埋め戻し工事ですが、公共工事ですので、国からの補助金をいただいている工事ですので、国の計画に沿った形で設計してありましたが、それが、埋め戻しの土が発生土で間に合うということに決まりましたので、その分の減額ということで、合わせて6,000万の減額ということです。また、減額に伴う影響はないとの判断で工事を行っております。

委員。歳入で、これに伴って町債が5,700万円の減額、繰入金が1,147万3,000円の減額の 内訳と算出の根拠をお聞きしたい。

当局。工事のほうを6,000万円減額しましたので、その分の95%を起債で借りる予定でいましたので、その分町債が5,700万円の減額です。町単の1,147万3,000円の減額の分ですが、町単の管渠、単独費の持ち出し分の600万円強の減額、それから公債費の減額分が81万、公債費の利子分448万5,000円分の減額、締めて1,147万3,000円減額したわけです。

委員。公共下水道受益者負担金79万6,000円と下水道使用料が238万2,000円と増額補正となっているが、増えた内訳を説明していただきたい。また、補正の段階での整備率はどのぐらいかお聞きしたい。

当局。受益者負担金の分割払いの人の期ごとに納めてもらった分の増と、下水道使用料は、 毎年約400万円ほどずつ収入が増えている。その分だけ加入者が増えているというわけです。 加入率が上がっているということです。19年度末までに認可区域299へクタールのうち、今 までに66%の整備率です。20年度も11%程度を整備しているので、認可区域299へクタール のうち22年度までに70%を超えるという判断でおります。

以上で質疑を終了し、討論を行ったところ、討論はなく、採決を諮ったところ、異議はなく、したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、第29号議案 平成21年度吉田町公共下水道事業特別会計予算についてを議題と し、質疑に入りました。

委員。公共下水道の設置した範囲の中で接続していないところが住吉、川尻地区でどのくらい残っているのかお聞きしたい。

当局。19年度末で、4月1日現在で処理区域198~クタール整備済みで、そのうちの戸数でいうと、4月現在で2,600戸整備してあります。そのうちの水洗化していただいた方が1,895戸ですので、戸数割で70.8%が接続していただいている現状です。

委員。接続していない方が30%ほどあると理解できるが、その人が実際接続していただけるのかどうか。20年度、21年度と2カ年経過した現在、その間にどの程度加入者が増えたのかを説明していただきたい。

当局。20年度までに1年間で100戸強の接続をしていただきました。

委員。あと残っている600戸ほどの対策はどのようにしているのか。認可区域内の工事済み地域における水洗化率の向上のために、どのような対策をしているのかお聞きしたい。また、接続しない方は資金的なことなのか、そのほかの理由によるものなのかお聞きしたい。

当局。水洗化向上のために工事の説明会の際に、パンフレットを使ってお願いをしています。未接続の方は経済的に困難な方や建物の老朽化によるため、また、高齢者で年金世帯で大変であるという理由が主なものです。

委員。公共下水の整備済み地域における未接続の世帯の中には、お金がかかると言う人もあるだろうし、既に合併浄化槽を使っているという理由もあるだろうし、既に合併浄化槽が設置してあるがゆえに接続されていないというお宅が何軒ぐらいあるのか。また、合併浄化槽が設置してあるお宅で、公共下水道に接続してくださいという町の要望がなされるのが本来の姿なのか、その辺のところをお聞きしたい。

当局。合併浄化槽設置家屋の数は把握しておりません。合併浄化槽が設置してあるお宅でも、下水道に接続していただいたお宅もありますし、既に合併槽を設置してあるお宅の場合は合併槽を抜きにするだけで、家の中は変える必要はなく、直接下水道にパイプをつなげるだけで定期点検の必要も要らないことなどをもっとアピールしていくことが必要と考えております。

委員。汚泥処理委託料と機械設備機械点検委託料が昨年度と比べて増額になっている理由と、あわせて、施設補修費で100万円計上されているが、その内容説明をしてほしい。20年経過しているので、最初の設備の維持補修の関係でコストがかかるのか。点検の費用がかかってくると考えてよいのか。

当局。汚泥処理委託料は、加入者が多くなればなるほど汚泥が浄化センターに集まってきますので、その分を搬出するので当然増額することになります。機械設備機械点検委託料は、センター内の機械をローテーションを組んで補修、点検をしております。今年度ポンプ等の整備と掃除をするということです。施設補修費の100万円は、センター内の非常灯を当初よりかえてなかったので、保安協会の御指摘がありまして、全部かえるとお金がかかるので、非常用のバッテリーの上だけをかえるということで100万円を計上いたしました。

委員。今後、汚水処理をしていく上で管渠とかでも経年劣化が発生するのか、今現在の処理原価は幾らかお聞きしたい。

当局。管渠も経年劣化はあるが、水道管と違ってそんなに劣化はないが、有毒ガスによるマンホールの鉄の部分が腐食することがあります。ヒューム管の耐用年数は50年と聞いています。また、現在の処理原価は、19年度末で1,027円です。

委員。国庫支出金8,000万円の中に、地震対策下水道事業補助金500万円が入っているが、 その事業費はどのような事業なのか。

当局。主要幹線のマンホールが地震の際に液状化現象によって浮上しないよう点検、調査する費用です。また、地震の際に避難地に指定されている吉田中学校、住吉小学校に設置される仮設トイレの設計費用も、この調査費の中でやらせていただいて準備をするものです。

以上で質疑を終了し、討論を行ったところ、討論はなく、採決を諮ったところ、異議はなく、したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、第22号議案 平成20年度吉田町水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題とし、質疑に入りました。

委員。新水源の調査を取りやめた理由と、今後新水源を設置する見通しについて説明していただきたい。

当局。補正で委託料を認めていただいた中で、この分だけ未実施ということです。川尻にある丸榛吉田うなぎの井戸を町が買って深井戸3本ありますが、このうち1本を第7水源として使用しているわけで、あと1本を使用したいと、島田にある大井川水利用対策協議会に申し入れてあったのですが、対水協の中でいろいろ意見がございまして、結論が出ないということで今年度は取りやめたということです。新年度に、21年度に新たに委託のほうで設けさせてもらった分は、ことし予算を組んだ川尻の分、それと第2浄水場が今年度で完成しますが、その中にもう1本、それから、もう1カ所低区の分をどこか大幡か、あるいは神戸地内に設けたいと予算を組んでございます。

委員。企業債の変更に伴う明細で、総額は減額補正になっているが、施設整備事業が約400万ほど増え、配水管整備事業のほうが減額になっている、その内容について説明してほしい。また、第6期拡張事業が平成20年度で予定されているものがほぼ終わることで、第7期に向かって基本計画策定業務委託というものが上がっていたと思われるのですが、補正の中におきますと、そこはどこになるのか一連の説明をお願いしたい。

当局。起債の分ですが、施設のほうは除鉄、除マンガン施設のほうは減額になります。第 2 浄水場の当初見込んだ工事費は、実際掘ってみたら地下水が近かったものですから、その分の手当の分で変更で増額されたということです。配水管整備事業のほうは、入札差金による減額です。第 7 期の関係は、補正では出ていないと思います。新年度に新しい水源については認可をいただき、使用する方向で考えております。

以上で質疑を終了し、討論を行ったところ、討論はなく、採決を諮ったところ、異議はなく、したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、第30号議案 平成21年度吉田町水道事業会計予算についてを議題とし、質疑に入りました。

委員。会計予算書第1ページの第2条の(4)平成21年土の主要な建設改良事業費、配水管埋設がえが平成20年度で9億7,400万円でしたが、21年度では4億1,400万円と減っている。

これは第6期拡張計画がほぼ達成されたことに伴う減額なのか、または昨今の財政事情に基づく工事の調整なのか説明をしていただきたい。

当局。第6期拡張計画には、もう一つ低区の第1配水池の中にもう1基4,000トンの地震対策の絡みで築造するような計画でしたが、こういう社会情勢ですので資金的にも苦しいことですので、それは少し先送りということで管整備と、今年度は自家発電の分を事業として計画しました。

委員。当年度利益が21年度は減るという予測ですが、低い利益の中で投資をしながら今の 水道料金のままで、あと何年ぐらいいけるのか。水道課として水道料金そのものについてど のような考えを持っているのかお聞かせ願いたい。

当局。純利益を見ますと、補正より大分減っています。といいますのは、20年度で除鉄、除マンガン、第2浄水場、川尻等の建設改良費が大分多くなったため、減価償却費が来年度に上積みされるわけですので、起債を借りたので元金は5年後ですが、利子は翌年度に返すと、その分が大分延びていますので、そのような形で減ってくると、多少余裕を持ってございますが、その分増えて減ってくるという不思議な関係です。水道料金ですが、上げなくてはならないと思いますが、今ここで、何年より上げるというようなことは申し上げられません。社会情勢とか水道事業の状態を踏まえて、上司と相談しながら決めていくことになります。

以上で質疑を終了し、討論を行ったところ、討論はなく、採決を諮ったところ、異議はなく、したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で産業建設常任委員会に付託されました7議案についての報告を終わります。

○議長(吉永滿榮君) 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

O議長(吉永滿榮君) よろしゅうございますか。質疑を終結します。委員長御苦労さまでした。

日程第13、第8号議案 吉田町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、これより討論を行います。

討論ございますか。

[「なし」の声あり]

〇議長(吉永滿榮君) 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議はございませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(**吉永滿榮君**) 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14、第21号議案 平成20年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、これより討論を行います。

討論ございますか。

[「なし」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(吉永滿榮君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15、第22号議案 平成20年度吉田町水道事業会計補正予算(第1号)について、これより討論を行います。

討論ございますか。

[「なし」の声あり]

〇議長(吉永滿榮君) 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(吉永滿榮君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第16、第29号議案 平成21年度吉田町公共下水道事業特別会計予算について、これより討論を行います。

[「なし」の声あり]

〇議長(吉永滿榮君) 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第17、第30号議案 平成21年度吉田町水道事業会計予算について、これより討論を行います。

討論ございますか。

[「なし」の声あり]

〇議長(吉永滿榮君) 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議はございませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(吉永滿榮君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第18、第46号議案 町道の路線廃止について、これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長(吉永滿榮君) 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第19、第47号議案 町道の路線認定について、これより討論を行います。 討論ございますか。

[「なし」の声あり]

〇議長(吉永滿榮君) 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

以上で、委員会へ付託した議案についての質疑を終了させていただきます。

ここで資料配付のため暫時休憩します。資料配付をお願いいたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時02分

○議長(吉永滿榮君) 資料配付が終わったようでございますので、休憩を閉じ、会議を再開 します。

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(吉永滿榮君) ここでお諮りします。

お手元に配付のとおり、町長から、吉田町監査委員の選任についての追加議案が提出されました。

これを日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに議題としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) 異議なしと認めます。

よって、追加議案1件を日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに議題とすることに 決定をいたしました。

追加日程第1、第49号議案 吉田町監査委員の選任についてを議題といたします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

[町長 田村典彦君登壇]

○町長(田村典彦君) 平成21年第1回吉田町議会定例会に追加上程いたします議案の概要に つきまして御説明申し上げます。

第49号議案は、吉田町監査委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

本議案は、現在空席になっております識見を有する者のうちから選任する監査委員につきまして、地方自治法第196条第1項の規定に基づきまして、吉田町住吉307番地の5、中島博範氏を識見を有する者のうちから選任する監査委員として、議会の同意をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議をお願いいたします。なお、この監査委員の選任については、中島さんの場合は8日間かかりました。本当に総務課長と毎日足を運び、当初はけんもほろろ、本当にどうにもならない状況でございました。奥様にもお願いし、最後には本当に三顧の礼で、最後の日にようやくオーケーをしていただきました。

今回の三星の問題につきまして、特に監査委員の監査結果につきましては非常に憂慮にた えないと。議会でなされて、議会がやられたことでありますので、議会について特に利害を 調整する権限について、きれいに幕を引いていただきたいという御意見がございましたので、 ここで申し述べます。

○議長(吉永滿榮君) 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、担当課長から詳細なる説明をお願いします。

総務課長、久保田晴己君。

〔総務課長兼防災監 久保田晴己君登壇〕

〇総務課長兼防災監(久保田晴己君) 平成21年第1回吉田町議会定例会に追加上程いたしま す議案の概要につきまして御説明申し上げます。

第49号議案は、吉田町監査委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

本議案は、現在空席になっております識見を有する者のうちから選任する監査委員につきまして、地方自治法第196条第1項の規定に基づきまして議会の同意をお願いするものでございます。

識見を有する者のうちから選任する監査委員でございますが、住所は吉田町住吉307番地の5、氏名は中島博範、生年月日は昭和10年1月2日生まれ、現在74歳でございます。

中島氏の主な経歴でございますが、福島県の出身で、昭和28年3月に東芝化成工業株式会社に入社され、昭和53年4月に社名が変更された東芝ガラス株式会社静岡工場生産部長に、また、ガラスリビングサービス株式会社取締役社長を経て、平成8年9月に同社を退職された後、平成9年4月から住吉上組町内会長、平成12年4月から住吉自治会の要職を歴任され、平成16年4月から2年間は自治会連合会会長として御活躍されました。また、平成14年から吉田町社会福祉協議会理事、平成17年4月からは会長として地域福祉のために御尽力され、地域住民の方からは大変信望が厚い方であります。

以上、追加議案の説明であります。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○議長(吉永滿榮君) 説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑ございますか。

13番、大塚議員。

〇13番(大塚邦子君) ただいま町長から代表監査委員の選任について説明をいただきました。

昨年6月、中山三星建材の事務検証の関係で、監査結果報告書が監査委員から出されて間もなく、代表監査委員がやめられてから、この間ずっと不在ということになっておりました。今この時点において、職務代理ということで議会選出の監査委員が務められておられるわけですけれども、今監査委員の利害調整の職務権限があるかないかということで、そのところが問題を抱えている状態であります。このままの状態で、町長の専権事項であるかと思いますが、こうした代表監査委員を出されてきたということでありますけれども、監査が正常にできるのかというところについて、その点をどのように、今回の選任ということになったのか、お答えをお願いします。

- 〇議長(吉永滿榮君) 町長。
- **〇町長(田村典彦君)** 今回皆様の同意を求める中島博範氏は剛直な人間でございますので、 その点についてはいささかも微動だにしておりません。
- 〇議長(吉永滿榮君) そのほかございますか。9番、増田議員。
- ○9番(増田宏胤君) ただいま町長並びに担当課長から御説明をいただいたわけでありまして、個人的にも中島博範さんについてはよく理解をしている1人であります。監査委員を見たときに、出役関係を申し上げますと、年間を通しまして監査事務に当たる日数というのは50日あるいは60日くらいあるのではないかと思っております。また、今までやられた方のお話を聞きますと、家へ持ち帰って勉強するとか、あるいは資料づくりをするといったことが同じような日数、60日から100日くらいあるというように聞いております。そのくらい勉強しているなというように思っておるわけですけれども、職としては大変な職であるというように位置づけされていると思っております。

そのような中で、ただいま経歴のお話がありましたけれども、兼職でありますと大変御苦労が多いと、そういう激務だというように思います。そういうことで、現在は社協の会長さんであるというように思っておりますけれども、何か現在の役職について、もう少し、なければないで結構ですけれども、わかりやすい、把握している範囲のお話をいただきたいと思います。

- 〇議長(吉永滿榮君) 町長。
- **〇町長(田村典彦君)** 中島博範氏は、現在社協の会長を務めておりますけれども、今月末でもって社協の会長は退任をいたします。
- ○議長(吉永滿榮君) 兼務の職はないということで結構ですか。
- **〇町長(田村典彦君)** 退任いたしますので、兼職はありません。
- ○議長(吉永滿榮君) そのほかにはないということで。
- 〇町長(田村典彦君) ありません。
- O議長(吉永滿榮君)
 よろしゅうございますか。

 9番、増田議員。
- ○9番(増田宏胤君) もう1点お願いします。

代表監査委員が空席から数カ月が経過しているわけですけれども、大変監査委員を取り巻く環境というのは厳しい状況下の中にあります。そのような中で、ただいまの町長の説明の中に一部、中島博範さんからの御意見があったというお話がございました。そういうことで、ここに出されました、中島さんから監査委員を受けるにつきまして、意見なり要望といったことが書類で御提出があったのかどうかお尋ねをしたいと思います。

- 〇議長(吉永滿榮君) 町長。
- ○町長(田村典彦君) そもそも、そのようなことについて、書類でもってどうのこうのということはありません。すべて口頭でございます。
- 〇9番(増田宏胤君) 了解。
- 〇議長(吉永滿榮君)そのほかございますか。1番、佐藤君。
- ○1番(佐藤正司君) 監査制度、監査委員の役目というのは税金のチェックということで、 非常に重要な役目だと思います。それが9カ月間代表監査委員が空席になっていたというの を、先ほどから原因は聞いております。

なかなか町長に聞く機会ないから、ここで聞かせてもらいますけれども、昨年監査結果報告が出た後、代表監査委員が辞職され、その後1人でやられていたわけですけれども、昨年12月の時点で、議会選出の議員も辞職願を出されたと聞いています。私もそうかと。じゃだれかふさわしい人がいるんではないかと私思ったもんですから、受理されるのかなと思ったら、受理されないということで、引き続きやっているわけですけれども、受理されない理由というのがいまいちちょっと私わからないもんですから、そこをちょっとお聞きします。

- 〇議長(吉永滿榮君) 町長、田村君。
- ○町長(田村典彦君) 昨年12月の議会においては、監査結果については、あれは間違っていると。監査委員の今後の監査のやり方については、公正不偏な態度でやってもらいたいという決議でありまして、別に監査委員にやめろと言っているわけではありません。

やはり監査委員が起こしたことでございますので、監査委員がこの問題につきましてはみずから公の席において説明し幕を閉じるのは、当然公人としての責任であると私は思っております。

- 〇議長(吉永滿榮君) 佐藤議員、よろしゅうございますか。 1番、佐藤君。
- ○1番(佐藤正司君) 説明せよということと私のほうは受けとめますけれども、先ほど町長

が説明された中で、ちょっと私聞き取りにくかったもんですから、意味をちょっと考えているんですけれども、8日間説得に行かれたと言いましたよね。そのときに、三星の問題は幕を引くというようなことに、言葉はそう聞いたんですけれども、それは議会が議会で幕を引くように、中島さんにお話しされたというふうなことなのか、ちょっと意味がわからない。

- 〇議長(吉永滿榮君) 町長、田村君。
- ○町長(田村典彦君) 別に私から中島さんに今回の監査委員が起こした出来事についてどうのこうのと言ったわけではございません。中島さんが、私の就任依頼に対してけんもほろろの状態で取りつく島もなかったということが、基本的には今回の議会が求めた監査結果、すなわち監査委員が出した監査結果についてごたごたが続いていて全く透明感がないと。議会が、これについて全く収束させる気がないと。まさにうやむやにしていると、そういうことではなかったかと、私は、中島さんとのその場のやりとりから感じました。だから、中島さんにとりましては、この件についてはきれいに幕を閉じていただきたいと、そういうことでございます。
- 〇議長(吉永滿榮君) そのほかございますか。5番、藤田議員。
- ○5番(藤田和寿君) 5番、藤田です。

今、同僚議員からの質疑に対しての当局からの答弁を聞いておりますと、きょう、小学生の傍聴者さんもいらっしゃいますので、これ確認なんですが、今回の案件とは直接関係ありませんが、今出ました質疑の中で、6月の中山三星建材の監査結果報告から現在に至るまで、代表監査人が辞任いたしまして、議員選出の監査委員が我が町吉田町の過去の決算議会の監査及び毎月、例月の監査の職務を行っているわけでございます。今の答弁等を聞いておりますと、不適任であるようなニュアンスを与えかねないことがありますので、再確認でございますが、適正な監査が行われていたと私は熟知しておるわけでございますが、その点についての答弁を求めます。

- 〇議長(吉永滿榮君) 町長、田村君。
- **〇町長(田村典彦君)** 監査委員が例の三星の、議会が求めた監査結果以外については、基本 的に私は問題なかったと思っております。

ただ、いわゆる傍聴の方もおりますので、はっきり申し上げますけれども、監査委員が三 星の件について出した監査結果については、前代未聞のものであって、総務省自治行政局で すら後ろへぶっ倒れるような内容であったと私は思っております。

こんな問題を起こして、議会が求めて起こして、議会がそれについて究明すらもしないという状況こそまさに異例な事態であると私は思っています。

- O議長(吉永滿榮君) 5番、藤田議員。
- ○5番(藤田和寿君) 5番、藤田です。

今、町長のほうから議会が何も行っていないというお話をいただいたわけですが、さきの12月議会におきまして特別委員会の最終報告及び監査結果について、我々の議会としての意思ということで決議を出しました。その内容については広く町民の方々に周知しているわけで、その点について誤解のあるような発言は避けていただきたいと思います。

- 〇議長(吉永滿榮君) 町長、田村君。
- **〇町長(田村典彦君)** 今の議員の発言でございますけれども、まさに最終報告と監査結果報

告は真っ向相対立するものでございます。それを真摯に受けとめると。全く日本語を解しない人間の言葉でございまして、全く相反するものを真摯に受けとめるというのはどういうものなのか。ここに傍聴の方おられますけれども、日本語として全く通用しないわけです。そういうものをあえて最終報告の意見に反対する議員と手を結んで、第6号議案を決議する、このようないわゆる、非常に恥ずかしいことを私はしたと思っています。

だから、第6号議案につきましては、我々内容については全く理解できないんです。こういうふうに思いまして、ぜひとも、もし議員が心あるならば、あの6号議案の相反する二つのものについて真摯に受けとめるということについて、日本語として説明していただければうれしく思います。

O議長(吉永滿榮君) そのほかございますか。

最後、藤田君。

○5番(藤田和寿君) 5番、藤田です。

今回の、今この議案は、中島氏の監査委員の選任についてであります。私が先ほど言いましたのは、8号の議案で、監査委員の判断についてはふさわしくないといった議決を我々吉田町議会は意思統一してあるということを申し述べたわけでございます。

我々議会といたしましては、今後の吉田町の発展を担い、さまざまな意見を集約して、今後どのようにこの町を発展していくかということで、前向きな決議であると私は自覚しております。

以上、意見を申し上げて終わります。

- 〇議長(吉永滿榮君) はい、最後です。
- ○町長(田村典彦君) あのような形で、いわば第6号議案を、全く相対するものを真摯に受けとめると。全く日本語として成立しないと。ここにおられる中学生が全く相反するものを真摯に受けとめるという、それが前向きなものであるということになれば、後ろにおられる傍聴席の学生は日本語というものはどういうものなのかと。恐らく藤田議員に聞くと思いますよ。そう思いませんか。

藤田議員、もし日本語がおわかりならば、私はこのような日本語わかりませんので、全く相対立する内容のものを真摯に受けとめると。そして、単純な話、最終報告の意見と全く相反する議員と手を結んで6号議案を決議して、それが吉田町の発展のために前向きなものであると、このようなことについて、日本語として述べていただけますか。

〇議長(**吉永滿榮君**) 以上で終わります。

八木議員。

○10番(八木 栄君) 10番、八木ですけどね、中島さんにおいては、今まで半年以上空席であった代表監査委員の職務についてくれるということで、大変ありがたく思っております。ただ、ここでそれは素直に、こういうことで中島さんにやっていただきますという言葉を受けたなら、別に、大変よいことだもんですから、そのまま賛成をするというか、認める、自分はそういう気持ちがいっぱいありましたけれども。今もそれは変わっていません。ですけれども、ただお願いした中で、こういうことを言いましたということを今町長言われたもんで、本当にそういうこと言ったかなと、今ちょっと不思議に思っているんですけれども。

この間やめましたね、小塩さんもこういう形で町のほうから選ばれて、ここでこういう形で議会のほうで認めてもらって、そうした代表監査委員を引き受けてもらって、その方が自

分なりに議会代表の監査委員と2人で監査検証を行ったわけですよね。その報告というのは、 その方たちが2人でやった、いわば町長が選んだ代表監査委員がそれなりのことを考えて見解を述べたというですか、所見を述べたということに対して、それが真っ向相反していたということだけで、それがいいか悪いかと、そういう判断をするというのは、ちょっと、私は自分たちが認めた監査委員が一生懸命自分なりに考えて出してくれた所見を、ただ自分と同じような感覚で同じような意見を出したかな、あるいは自分と違った意見を出したなと、そういう形で受け取るというか、そういうふうに自分は思っているですけれども、ただ意見が違うからといって、それがいいとか悪いとかというものじゃないと思うですよ。あくまでも、その方がその方なりに判断した結果ということで受けとめて、私はそうして受けとめておりますもので。

また、今回も新しく中島さんになっていただいたら、中島さんなりの、またそういう考え 方があると思うもんで、それはそれでその方の考えを尊重してあげないと、あと任期、また やっていただかなくてはいけないもんですから。そういうことで、本当に中島さんがそうい うふうに三星のことについて言ったかどうか、ちょっとわかりませんが、それはそれで、せ っかく半年以上もあいている席が、大事な席が、代表監査委員という席がこれでやっていた だけるようになるもんで、余り余分なことは言わないで、本当にやっていただくことに対し てありがたいなという気持ちで受けとめたいと思いますが、町長いかがでしょうか。

- 〇議長(吉永滿榮君) 町長、田村君。
- ○町長(田村典彦君) 確かに、前の代表監査委員も私がお願いして監査委員についてもらった方でございます。しかしながら、議員ですよ、監査委員が前代未聞、利害を調整する権限なんですね。そんなことはこの国が戦後やったことがないと、そんなふうに聞いていますよ。総務省自治行政局ですら、そんなこと聞いたことがないと。普通に監査委員はお願いするときに、そんなことをやるかやらないかなんて聞く人いませんよ。それと同時に、監査委員が出したものについて、判断するからこそ真摯に受け取るんでしょう。判断停止しているんですか。判断停止ならば真摯に受け取るなんて言葉出ないんですよ。議会用語というのは、そんなに日本語としておかしい言葉を吐くんですか。日本語として説明できないような日本語ってあるんですか、はっきり言って。説明していただけますか。
- 〇議長(吉永滿榮君) 10番、八木議員。
- ○10番(八木 栄君) 説明する必要はないと思います。
- 〇議長(吉永滿榮君) 町長。
- **〇町長(田村典彦君)** 監査制度というものが、一監査委員の利害を調整する権限なんて全く 法律どこを探してもない。そのようなものを持ち出してやること自体、まさに監査制度その ものの根幹を揺るがすものじゃないですか。それについて何も議員として恥ずかしくないで すか。
- 〇議長(吉永滿榮君) 10番。
- ○10番(八木 栄君) 私は、利害を調整という立場ということは、それはないということで、だから、この間意見も申し上げましたけれども。じゃ利害を調整する立場という言葉がなかったら、じゃ監査報告書はどうだったんだということを考えた場合、もともとそれがあるから、これがいけないんだということはわかりますけれども、その言葉があるから、これがだめなんだよということもわかりますけれども。利害を調整する立場という言葉がくっつ

いているということだけで、その監査報告書がだめだということなもんですから、その言葉がなかったら内容的にはどうなのかなということもあるもんですから。そういうことで、その利害を調整する立場ということは、私は別に肯定していませんので。

以上です。

- 〇議長(吉永滿榮君) 町長、終わります。
- 〇町長(田村典彦君) 議員、恥ずかしくないですか。

利害を調整する権限、あえて利害を調整する立場から、あのいわゆる監査報告が書かれたと思うんですよ。あの中には、法に全く触れるような、例えば仮契約書は必要ないとか、ある意味においては議会そのものを否定しているわけですよ。ましてや、利害を調整する権限が監査委員にあるなら、私も利害調整する権限は、町長としてございます。議会も利害を調整する権限は、いわゆる町民からもらったものとしてあります。その結果できたものをさらに監査委員が、利害を調整する立場から変更することができるといったら、一体日本の民主制度はどんなふうになるんですか。

議員、それについて説明できますか。議員、もし議員がですよ、監査委員に利害を調整する権限がないと、そのような立場ならば、利害を調整する権限を持ち出した監査委員の監査結果について、当然のことながら、それを否定し、かつ監査委員にその釈明を求めるのが議員としてあるべき姿じゃないですか。そういうことを放棄して、いわば単純な話、監査委員の判断を尊重するなんて、まさに絵空事もさらさら じゃないですか。

〇議長(吉永滿榮君) 終わります。

そのほかございますか。

[発言する者なし]

○議長(吉永滿榮君) なければ、質疑を終結します。

討論を行います。

反対討論ありますか。

[「なし」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(吉永滿榮君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

ここで暫時休憩をとりたいと思います。再開は10時40分です。

傍聴の皆さん、ありがとうございました。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時40分

○議長(吉永滿榮君) ただいまから会議を再開します。

出席議員数全員です。

休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

〇議長(吉永滿榮君) 続いて、日程第20、第7号議案 吉田町税条例の一部を改正する条例 の制定についてを議題とします。

質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) よろしございますか。質疑を終結します。

討論を行います。

[「なし」の声あり]

〇議長(吉永滿榮君) 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

O議長(吉永滿榮君) 日程第21、第11号議案 吉田町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。

5番、藤田議員。

○5番(藤田和寿君) 5番、藤田です。

今回の11号議案の内容について確認させていただきたいと思います。

統計等のデータについての、これは適用除外であるよということで今上がっているわけで ございますが、具体的にその内容について、どういった事例かということの説明をお願いし たいと思います。

- 〇議長(吉永滿榮君) 総務課長。
- ○総務課長兼防災監(久保田晴己君) 総務課でございます。

今回の改正でありますが、この統計法の改正を、ちょっと目的を申し上げたいと思います。 改正法の大きな目的として、社会経済情勢の変化に伴いまして、国民のニーズに柔軟に対 応した公的統計の整備が要請されている状況等にかんがみまして、公的統計の作成及び提供 に関し、基本となる事項を定めることにより統計調査の対象者の秘密を保持しつつ、公的統 計の体系的かつ合理的な整備を推進し、調査票の情報の多様かつ高度な利用を可能とするた めの措置を講ずる必要があるということで、この統計法が改正され、平成19年2月13日第166国会に統計法案が提出されたわけで、可決されたのは5月23日に可決、公布されたわけであります。

今回の個人情報との関係は、御承知のように、この統計法が定められております内容そのものの関係法令等が変わりましたので、その文字の訂正をしたということで、内容を改正して、個人情報そのものに対してどうこうということではなく、統計そのものの改正によって個人情報で定められた、位置づけられた統計法の位置のあれを改正したということであります。そういうような状況で今回の改正に至ったという経緯であります。

○議長(吉永滿榮君) そのほかございませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(吉永滿榮君) 質疑を終結します。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長(吉永滿榮君) 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(吉永滿榮君) 異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

O議長(吉永滿榮君) 日程第22、第12号議案 吉田町個別外部監査契約に基づく監査に関する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありますか。

13番。

〇13番(大塚邦子君) 13番、大塚です。

吉田町の個別外部監査契約に基づく監査に関する条例の制定が新しくできるということで ございますが、開会初日に課長のほうから説明をいただいた中で、導入の理由ということが ありました。監査委員の利害調整ということでありますけれども、関係者の一致を見ないと いうところを言われていました。事務についていまだに説明がないということも言われてお りましたが、ここ、関係者というのは、私は監査委員、当局、議会というふうに思いますが、 その点を御説明いただきたいというふうに思っています。

あわせまして、この議論というのは、監査結果報告書が出されて、6月からきょうに至るまで、先ほど来まで大分議論をしているということがありますけれども、この状況というのは一体どうなんだということで、どう受けとめていいのか、どう受けとめているのか。その監査制度というのは、そもそもどういうふうに考えておられるのか。その点の説明をいただきたいと思います。

- 〇議長(吉永滿榮君) 契約管理課長。
- ○契約管理課長(塚本昭二君) ただいまの御質問でございますが、まず、関係者とはだれを指したものかということでございますけれども、今御質問の中にもありましたとおり、監査委員御自身、それと議会の議員の皆様方ということで関係者の中に入れたものでございます。特に、最も憂慮すべきものは監査委員御自身というふうに私は思っております。

それから、利害調整権限について、長い間議論が行われておるというこの状況でございますけれども、先ほどの監査委員さんの選任の同意の議案でも町長申し上げたとおりでございまして、現行の監査制度というのは地方自治法に基づくものでございます。したがいまして、この監査制度というのは日本国じゅうどこに行っても同じ制度として運用されなければならないものでございまして、それを当町だけ、しかも当町の監査委員だけが利害調整権限があるというようなことを主張されるというのはあってはならないことだというふうに思っております。したがいまして、こうした状況というのは吉田町にとって全く好ましくないというよりも、あってはならないことだというふうに思います。

先ほど、議員さんの中から、吉田町の発展を願ってどうのこうのということがありましたけれども、これを議論していること自体吉田町の発展を阻害するものだというふうに私は思っております。

以上です。

- 〇議長(吉永滿榮君) 13番、大塚議員。
- ○13番(大塚邦子君) 今、課長から答弁をいただいたわけですが、そういう意味で開会初日の導入の理由の中で、当局としては、こういう状況の中にあるので、行財政運営の健全化のため、それから危機管理能力を向上するため、今回この外部監査契約を導入したということになるという理解でよろしいでしょうかね。

それから、もう一つお聞きしたいんですけれども、この外部監査を導入している県内の市町、あるいは全国でこうした外部監査を導入するというのは、全国的には、あるいは県内ではどういう状況にあるのかということがもしわかりましたら教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

- 〇議長(吉永滿榮君) 契約管理課長。
- ○契約管理課長(塚本昭二君) ただいま、外部監査制度の導入団体という御質問でございますけれども、お答え申し上げますと、外部監査につきましては、総務省で定例的にデータをとっているものがございまして、直近のものとしましては平成20年8月1日の調査ということで、調査の対象は平成19年度末でございますけれども、その状態で申し上げますと、県内で外部監査制度、外部監査、包括外部監査制度を使っているのは、静岡県と静岡市、浜松市、これは自治法に基づいてやらなければ、導入しなければならない団体だということで、包括については県内三つでございます。

それと、個別外部監査契約につきましては、県内で、やはりこの3団体だけということになります。ちなみに、個別外部監査制度を設けている団体ということになりますと、全国で見まして、都道府県が47団体ございます。それから政令市が17団体、中核市が35団体、市町村においては59団体ということで、全体で158団体ということになります。そうした状況でございます。

〇13番(大塚邦子君) 終わります。

〇議長(吉永滿榮君) そのほか質疑ありますか。

5番、藤田議員。

○5番(藤田和寿君) 5番、藤田でございます。

個別外部監査契約につきましては、説明をされている書籍等を拝見いたしましても、非常に複雑であるといったただし書きがありまして、運用においては非常に細心なる注意が必要であるということがうたわれております。当局から出していただきました関連資料を拝読するに当たりましても、膨大な資料でありますし、非常に十分的なものだと感じます。

そこで、この条例が制定された後ですが、実際に住民から監査請求等がなされ、かつ個別 監査契約を付議された場合、失礼、のことを基づく監査を請求された場合は、これに該当す るということでございますが、この条例について今後どのようなPRをされて、住民に周知 を行うかと。非常に四つのパターンがありまして、いろんな形がありますので、その点につ いての御説明をお願いしたいと思います。

- 〇議長(吉永滿榮君) 契約管理課長。
- ○契約管理課長(塚本昭二君) ただいまの御質問にありましたとおり、やはりこの手続につきましてはかなり複雑でございますけれども、住民の皆様方に御承知していただきというのは、監査委員の監査以外でも外部監査に弁護士とか公認会計士とか、そうした専門的知識を持つ方々に監査していただける道が開けると、開けたんだということをまず知っていただくことが大事かなということを考えております。したがいまして、今回この議案を通していただいた後は、早速4月の広報にでも掲載をするということで準備を進めております。以上です。
- 〇議長(吉永滿榮君) 5番、藤田議員。
- ○5番(藤田和寿君) この条例の内容について拝見いたしますと、監査事務局というものがあると思います。今、町の監査事務局というものがあるわけですが、今回の個別外部監査におきましての事務局はどのような扱いになるか、その点について御説明をお願いしたいと思います。というのは、第252条の30監査の実施に伴う外部監査委員と監査委員相互の配慮ということで、お互いに監査委員は合議を行い、また合議に基づいて最大なる協力のもと、外部監査委員と行うと。また、外部監査委員におきましては、専任の補佐委員等を指名することもできますし、そのさまざまな問題で、やはり当局が持っている監査事務局との連携が必要になってくるのではないかと考えるわけでございますが、今回、仮にですが、こういった運用がなされる場合、外部監査の事務局はどのようにお考えか御説明をお願いしたいと思います。
- 〇議長(吉永滿榮君) 契約管理課長。
- ○契約管理課長(塚本昭二君) 外部監査の請求が出た場合の監査事務局の役割ということになりますと、事務的には監査委員に属する者以外はタッチしません。したがいまして、外部監査請求が出た場合に、それに基づいて監査委員が意見を述べると、そういう部分もございますし、町長に対して意見を付して通知をするというようなところもございます。

また、監査委員は、例えば告示をするような部分もございます。外部監査請求を受けて、 監査委員が事務を行う部分、これにについては監査委員の事務を補助するということにはな りますが、実際に外部監査を行って外部監査契約を行ったり、外部監査を行っている最中に ついては、これは当局に設けられた外部監査の窓口の事務方がそれを処理いたしますので、 監査委員事務局の職員がそれに携わるというのは、監査委員が外部監査人を補佐することを 命じた場合に限られます。

また、外部監査を行うについては、当然議員さんおっしゃられたとおり、監査委員と外部 監査人と十分な調整を図るというのは、これは法にも明記されておりますとおり当然やるべ きことでございますが、そういう中に監査委員事務局が加わるということはあろうかと思い ます。

以上です。

- ○議長(吉永滿榮君) そのほかございますか。
 - 1番、佐藤君。
- ○1番(佐藤正司君) この個別外部監査に付すような件というのは、やっぱり特別な例だと思います。先ほどいろいろな話が出ていますけれども、この条例の中で2条の4の中に、いろいろな団体が対象になるということですけれども、これ現在該当する団体というのはどういう団体になるのかということと、それから、費用が当然かかると思うんですけれども、大体幾らぐらい、それは案件によって全然違うんでしょうけれども、そういう例があれば。

それからもう1点は、吉田町でもたしか住民監査請求が過去に出ていたと思うんですけれども、そういうのが個別外部監査に当たるということはないと思うんですけれども、今まで住民監査請求というのは何件ぐらい出ていましたっけね、わかりますか。直近でいいです。

- 〇議長(吉永滿榮君) 契約管理課長。
- ○契約管理課長(塚本昭二君) ただいまの御質問の第2条第4項の中で、財政的援助団体の 監査という部分にかかわるものだと思いますが、こちらにつきましては、町が補助金、それ から負担金、交付金、そういう形で実質的に財政的援助を与えている団体すべてを含むとい うことになっております。したがいまして、法人であろうが任意団体であろうが、すべてに 対して監査権限を及ぼすことができるというようなものでございます。

ただし、これは特別地方公共団体とか普通地方公共団体もすべて入るわけでございますが、 地方公共団体の場合は、同じ法律に基づいて監査制度を運用しているわけですので、そうい うところを対象にするというのは今のところは想定してございません。

それから、費用の面でございますけれども、この費用の考え方につきましては、やはり施行令等で出ておりまして、一般的に今用いられている考え方としては、まず基本費用として定めたもの、それから執務費用として割り出すもの、それから実費として、旅費とか印刷消耗品、そうしたもの実費としてかかる部分がございますが、この三つの要素を入れまして費用を計算するというのが一般的な例のようでございます。

それで、費用の積算という部分については、実際に個別案件出てまいらないと幾らかかるかということは言えないわけでございますけれども、ちなみに、先ほどの総務省統計の中で、そうした部分もデータとして出ておりますので御紹介いたしますと、平成19年度においては8件の個別外部監査請求が出ております。その平均の費用、支払額というのが381万1,094円という数字が公表されております。

それと、3点目の住民監査請求、当町における住民監査請求でございますが、これは当局 の属するものではございませんので、監査事務局のほうで御確認をいただきたいというふう に思います。

以上です。

- 〇議長(吉永滿榮君) 事務局長。
- 〇議会事務局長(芝原弘幸君) 監査事務局でございます。

この5年の間でですが、件数的には1件もございませんでした。平成16年度に1件住民の皆様からの監査請求がございました。

以上でございます。

- 〇議長(吉永滿榮君) 1番、佐藤君。
- ○1番(佐藤正司君) 具体的にちょっと聞きますけれども、この条例をつくるに当たって経過はということは、三星の監査の件が原因、原因と言っちゃおかしいけれども、そういうのがきっかけということは、先ほど来の質問で出ているわけですけれども、仮に条例が制定されて、仮定の話をしては申しわけないんだけれども、もし三星の監査に関して住民監査請求が出て、個別でやってほしいよというような、そういう状況になったときには、そういうことも可能というふうに考えていいんですかね。
- 〇議長(吉永滿榮君) 契約管理課長。
- ○契約管理課長(塚本昭二君) ただいまの御質問、仮定の部分が多過ぎまして判断しかねますが、事務監査請求ということで出るんであれば多分この監査制度で監査をすることは可能であろうというふうに思われますが、個々の実例によってしか判断できないものですから、あやふやな答弁ということになりますが、御了解いただきたいと思います。

以上です。

- 〇議長(吉永滿榮君) 佐藤君。
- ○1番(佐藤正司君) 外部監査制度に直接ちょっとかかわらない質問になってしまうかもしれないですけれども、先ほどの監査委員の任命のところでも三星のことに触れてしまったわけですけれども、また私、三星のことに触れます。もうこれはここでしか今町長に聞く機会はないわけで、町長の考え方を一応確認したいということでお聞きします。

もうこの三星の問題、解決というか、結論が出ないまま長く時間がたっているわけで、私 も昨年の議会の中で、町長が自分の責任をとって減給するよという議案が出たときに、町長、 解決策というか、解決はどういうふうに考えているんだと聞いたときに、全容解明をという ふうにたしか答えられたと思うんですけれども、あの時点はそうだったと思うんですけれど も、あれから議会も特別委員会をつくって最終報告も出したということまで話は進んで、き ょうに来ているわけですけれども、この問題、もう町民もいいかげんにしてほしいよという ふうに思っている方もいます、もう。何とか早くはっきりしろということをみんな思ってい ると思うんです。先ほどの中島さんも、そういうようなことを言われたんではないかと思う んですけれども、いまだにはっきりしません。

先ほど来、町長も言っているもんですから、もう十分わかるんですけれども、町長としてこの問題を解決、解決という言い方はおかしいかな。決着をどういう形でつけたいと思っているのか、先ほど来聞いているから、あれが答弁だと言われればそうかもしれないですけれども、もう一回まとめて、どういう形でこれを、議会の中でもはっきりしていない部分があるというのは指摘のとおりだと思うし、私も、どういうふうになれば一番はっきりこの問題が終わって、本来もうやるべき課題というのはたくさんあるわけですから、議員もそちらに力を注ぎたいし、当局だって相当なロスというか、時間の無駄をしているわけで、労力の無駄をしているわけですから、本当にもうどこかで、幕引きという言葉がいいのかどうかわか

らない、先ほど出たけれども、けじめをどうやってつけたいと思っているのかお聞きします。

- 〇議長(吉永滿榮君) 町長、田村君。
- ○町長(田村典彦君) ファイナルステージはどんなふうになるか、私もちょっと今のところ確答できませんけれども、私は議会にお願いしたいのは、議会がこの三星、現在株式会社の工場跡地の購入について、議会としてどうなのか。皆さんは特別委員会を設けてやられたわけで、その結果が最終報告として出ているわけで、この最終報告について、これを議決にかけて議決するか、それともしないか。

それから、監査の問題もそうでございますから、要はすっきりさせれば、それで私としたら議会にはそれ以上のことは、現在の時点では要求することはございません。だから、最終報告というものが議会の意思なのか、どうなのか。それから監査結果については、この前の8号の発議案で決着しましたんで、後は利害調整する権限について、議会が、これは議会側が求めて起きたことでございますから、それについてはっきりと白黒をつけるといったことをされれば、基本的には議会に私が求めたものについては最低限は達成されると思っております。全容解明といっても、全く特別委員会をやる気はありませんから、それはそれで結構でございます。今申し上げたように、特別委員会がつくり上げた最終報告について、これを議決とするか、すなわち議会の意思とするか、議会の意思としないのか、はっきりと表決に付していただきたい。議会の意思を定めてもらいたい。

もう1点は、監査結果につきましては、発議案で決着がつきましたから、あとは今もって 監査委員が申し立てている、法的にあるんだという利害調整権限について、議会が監査委員 にこれを説明する場を設けて、説明を要求していただければ、それはそれで結構だと思いま す。

○議長(吉永滿榮君) よろしいですか。

終わりますね。

そのほかございますか。

[発言する者なし]

○議長(吉永滿榮君) なければ質疑を終結します。

討論を行います。

反対討論はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) 賛成討論はありますか。

[発言する者なし]

〇議長(吉永滿榮君) 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

〇議長(吉永滿榮君) 日程第23、第13号議案 吉田町障害福祉サービス事業所設置条例の制 定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ございますか。

13番、大塚議員。

○13番(大塚邦子君) 第13号議案 吉田町障害福祉サービス事業所設置条例の制定について、何点か質問をさせていただきたいと思いますが、これは、今現在、町が設置していますさくら授産所、これを新年度から廃止をして、新たに吉田町障害福祉サービス事業所をつくるという中身だというふうに思っていますが、その中で、まず1点目として、この表題でございますけれども、吉田町障害福祉サービス事業所とあります。これはまさに吉田町が障害福祉サービスの事業所をやるということのように受けとめますけれども、法律により障害福祉サービス事業所をやる場合は、県に申請をし、そして県の指定を受けていることが条件かというふうに思いますが、吉田町として障害福祉サービス事業所をやるということになりますと、これは県の指定を受けていますかという話になると思いますが、その点のことについて説明を求めたいと思います。

2点目といたしまして、施行規則の中の第2条に利用対象者とあります。自立支援法が施行されまして、今までさくら授産所に通所されている方は無料で、その施設が利用できたということでありましたけれども、4月からはサービス給付という形になりまして、負担も生じるということになるかと思います。障害区分の認定があって、受給者証がある方が1割負担で利用できるということで私は理解をしておりますけれども、この就労支援のAが困難で就労経験がある者で、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった方、それから就労継続支援、B型の利用が適当と判断された者、お聞きしたいのは③なんですが、前2号のいずれにも該当しない者であって、50歳に達している者、または障害基礎年金1級受給者とありますけれども、この方というのは、受給者証との関係ではどうなのかというところの説明をいただきたいと思います。

それから、今回この条例の中には指定管理者に指定することができるということが盛り込まれているわけでありますけれども、この中で第6条指定管理者が行う業務の範囲ということがあります。(1)については第3条に掲げる事業の計画及び実施に関することということでありまして、実際サービスの給付をするという中身が入ってきているのではないかと思いますが、ここを指定管理者が行うということに少し私は違和感を持つものでございますので、その点について、障害サービス事業所を設置するに当たって、町が指定管理者制度を使うということに決めたことについて、なぜそうしたのかということについて説明を求めたいと思います。

- 〇議長(吉永滿榮君) 社会福祉課長。
- ○社会福祉課長(八木大作君) 1点目の県の指定の関係ですが、当然吉田町がコンサル事業所を設置の県指定、事務を進めております。同時に、さくら授産所、小規模授産所の財産処分の関係も進めております。事務的には、指定管理者を予定している事業者に一部協力していただいているという状況ですね。

それから、利用料でございますが、議員おっしゃるようにサービスを受ければ1割負担で

すね。現在は、この軽減措置はされておりまして、月額上限額が、いわゆる生活保護とか低 所得1、2、または一般というもので月額の上限価格を決めてございまして、ほぼ4分の1 軽減というふうな形でなっていると思います。

それから、3番目の50歳以上というところ、私ちょっとものを探すことができないんですが、省令か何かのほうでこういったうたい文句がされているということで、そこから引用しているのかなというふうに思っております。

それから、指定管理者制度を利用するということについては、前回のさくら授産所は、いわゆる吉田町身体障害者福祉会にお願いして、指定管理で従来型の授産施設の事業をお願いしてきたと。今回も、いわゆる指定管理者という形の中で進んでいき、このサービスのできるものという、者ということになりますと、社会福祉法人、またはNPO法人という形の中で、後ほど議案がありますけれども、域内の、この県域の我々吉田町と非常にかかわりの深い法人を指定管理者という形で考えてまいりまして、指定管理という形をとらせていただいております。

〇議長(吉永滿榮君) 13番。

○13番(大塚邦子君) 吉田町が障害福祉サービス事業所をやるということを今県のほうに申請をすることを、手続をとっておられるということでございましたが、自立支援法の中では、申請、指定をしてはならないというところがありまして、これは申請者が法人でないときは、県の指定を受けることができないということになっているかと思います。一般的に、県内、全国市町が直にサービス事業所を県の指定を受けてやっているということがあるのかどうなのか、ここをお尋ねしたいと思います。

それから、指定管理にすることの理由については、今のさくら授産所が身障福祉会に指定管理でやっていただいているという流れがあるのかなというふうに、課長の答弁を聞いて思ったんですが、現在さくら授産所が身障福祉会が行われているというのは、運営委託料を出して、とにかく利用される方は利用料金もなくて利用しているわけですよね。今度4月からはサービス事業所になるということになりまして、課長からも今答弁があったように、今度はお金がかかってくるわけであります。ですので、今までは町はさくら授産所を指定管理でやっていたかもしれませんが、全く今度は新しい事業体になるということで、そこを指定管理にするということになじまない、要するに指定管理というのは、建物、施設の管理ということであれば理解はできますが、サービス給付事業の計画及び実施まで入ってしまうということで、そこを指定管理の行う業務の範囲ということになってしまうことが、それはどうなのかということがちょっとまだわかりませんので、その点お聞きしたいと思います。

それから、利用対象者なんですが、障害区分認定がされて、受給者証をもらえて初めて、その就労支援の就労継続支援B型とか生活介護とかの、今はございませんけれども、今就労継続支援Bの利用が、サービスが利用できるということで、そういう施設だ、そういうサービスを提供する事業所だというふうに理解しますけれども、この③というのが、もしかしたら障害区分を認定されていなくて、受給者証を持っていなくても全額負担でも利用したいよという方を受け入れるための③かなというふうに思ったので、そうしますと、そこをやはり1割、全額、事業者にとっては、そこの部分は事業活動になるということにも考えられるものですから、その点、もう少し明確な答弁を求めたいと思います。

〇議長(吉永滿榮君) 社会福祉課長。

○社会福祉課長(八木大作君) 利用者負担でありますけれども、これは障害者自立支援法の中で、サービスを受ける方は、今私ども想定しております通所型の関係でございますけれども、当然今さくら授産所に通っている方、またマーガレットへ通っている方、それからさがら作業所、はぐるま作業所へ通所している方の障害認定区分申請を受けて認定区分をして、その中でこちらへお受けする、いわゆる就労支援ができる方というものを考えてるわけですね。

サービス利用料につきましては、やはり通所者でもそうですが、在宅の方も当然負担をされていると。当然軽減措置もいろいろあるわけですが、そういった方では通所されている方に対して特別な町の援助ということを、障害者全体のことを考えたら果たしていかがかなとかという面もございます。それで、あくまでも法で定められた月額の上限の措置、その範囲でサービスを受けていただくというふうに考えております。

それから、50歳以上の関係ですが、私もこの辺、何か運用してということで、その辺まだ確認してございませんので、また調査をさせてもらいたいと思います。

- ○議長(吉永滿榮君) 13番、終わりです。
- ○13番(大塚邦子君) 課長の説明がちょっとなかなか、私の疑問を解いてくれないものですから、最後になりましたけれども、今回新しく制度が変わるよということで、さくら授産所が今度はサービス事業所になるよという条例なので、やはり行政としてきちんと仕組み、制度、受け皿を法律に基づいた中でやっていかないと、結局は通所されている方が大変不安になるわけですよね。不利益になるわけですね。だから、私はこの条例の一つ一つの中身を見ていったときに、今まで挙げました一つは、吉田町障害福祉サービス事業所とありますけれども、吉田町がサービス事業所を県から指定がいただけるのかというところが一つ。

それから、利用料金のことを課長から丁寧に説明をしていただいたんですが、この条例の中に、これは自治法の定めによって、条例に定めがなければ、指定管理者がですよ、利用料金が収受できないんですよね。だから、この条例の中に利用料金の定め、それがないと後に出てくる指定管理は牧之原のやまばと学園さんがやっていただけるということですけれども、ここが利用料金取れないんじゃないかと思うんですよ。ということは、サービスが利用できなくなっちゃうんですよね、これからそこのサービス事業所を利用する方はね。そういうことがあるので、ここに質問を求めたわけであります。

その点と、あと、今のさくら授産所をそのままサービス事業所としてやるわけですけれども、これから2年後ですか、新しい障害福祉施設ができるわけで、今度そこに移るわけですよね。そうしますと、やはりこの条例の中身というのは今だけの問題じゃなくて、2年後には大きな利用しやすい、3障害の方が期待をされている新しい施設に移るわけですので、やはりここの初めの一歩のところは間違いのないようにやっていただきたいというふうに思うものですから、再度今私が三つほど挙げましたことについて、課長から答弁を求めたいと思います。

- 〇議長(吉永滿榮君) 社会福祉課長。
- ○社会福祉課長(八木大作君) 利用料という概念、ちょっとあれなんですが、私どもこの利用料といっているのは、障害者自立支援法の障害福祉サービスを受けたときのサービス利用料ですね。一般的に使用料とか利用料とか、施設等を使うよ、そういうものではなくて、障害福祉サービスを受ける利用料ですね、それは定められないんではないかと。個々によって、

先ほど私申し上げましたように、低所得1だとか2とかで月額の上限が決まっているわけですね。また、そういう 例の方が就労支援だけではなくて、ほかの移動支援のサービスを受けているとか、そういった形もあるわけですね。それで、いろいろなサービスの月額上限が幾らと決まっているわけでございまして、この事業所を利用する部分では、通常の利用料というのはちょっと概念が違うと思うんですが、自立支援法に定める障害福祉サービスを受けた方、この方が法律の定めにより利用料ではなくてサービスの対価を払うということですので、この施設を利用するという概念とはちょっと違う、そのように思っております。

あと、引き継ぎの関係等でございますけれども、十分に身体障害者福祉課へ、または今後 指定管理にされるだろう社会福祉法人等を含めまして、また社会福祉協議会のほうとも連携 をとりまして流れをつくっているということで、過日も利用者の方に対して利用料の件等、 制度が変わりますよという御説明をさせていただいていると、そういう状況でございます。

〇議長(吉永滿榮君) 終わります。

そのほかございますか。

〔発言する者なし〕

〇議長(吉永滿榮君) 質疑を終結します。

討論を行います。

13番。

〇13番(大塚邦子君) 私は、吉田町障害福祉サービス事業所設置条例の制定について、反対をいたしたいと思います。

今、課長にも答弁を伺ったわけでございますけれども、今までのさくら授産所が、これからは自立支援法のもとでサービス事業所になるというものであります。このことにつきまして、指定管理者が行うことができるということになっておりますが、その中でこのサービス給付事業、この計画及び実施に関することということが含まれています。これが指定管理者制度になじむかどうかということと、あわせて吉田町障害者福祉サービス事業所、これを町が県の指定を受けることができるのかということで、これは私はなじまないのではないかというふうに考えます。

あわせまして、利用料金のことについても条例に定めがございませんので、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより指定管理者が定めるものとするということでありまして、今後、指定管理者が公益上必要があると認める場合のほかに、何かサービスを提供するということがあったときに、私、利用料金を指定管理者が収受することができるという1項は必要だというふうに思いますので、したがいまして、この条例には反対をいたします。

○議長(吉永滿榮君) 反対討論が終わりました。

賛成討論はありませんか。

[発言する者なし]

〇議長(吉永滿榮君) ないようですね。

これをもって討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(吉永滿榮君) はい、御苦労さま。

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の質疑、討論、採決

○議長(吉永滿榮君) 日程第24、第23号議案 平成20年度吉田町一般会計予算についてを議 題とします。

質疑を行います。

10番、八木君。

〇10番(八木 栄君) 10番、八木です。

何点かお願いします。

まず、51ページですけれども、大井神社前公園設計委託料ということで、実施設計ということで1,100万、これは昨年もあったですけれども、面積が3,200平米の公園ということで、この公園の設計ということで、昨年度予算と合わせると2,100万ということで、昨年やっていなくて、ことし新たにまたやり直すというなら、そういう形ならあれですけれども、合わせて2,100万の、かなり金額が大きいと思うもんですから、そういうものを面積に合わせてふさわしいかどうかということで、これをどのような形で設計を委託、昨年の継続としたら委託してあるのかということをお伺いします。

それから、次に120ページですけれども、小山城の資料館のほうが、この間の全協の説明で、21年度から日曜日を開館するということで伺いました。これについて、あそこが開いているということを皆さんは知っているかどうかちょっといまだにわからないもんですから、PRといいますか、周知の方法、どのような形でやっているよと。せっかくあけたなら、来場者もいないとまた寂しいもんですから、それについてどのような形でPRを行うかを伺います

それと、あと、小山城の北面の崩落部の設計ということで、昨年と一昨年と設計料が合わせて何百万だかあったですけれども、本年度はそれがなくなっているわけですけれども、それで実施計画のほうを見ると、21年度ですか、は、改修工事ということで崩落部の改修工事をやるよということで、20年度の実施計画のところに21年度にやるということで載っておりましたが、見直したからこそ21年度の実施計画の中には今度新しいのには載っていないのか。予算のほうにもないもんですから、その辺で設計してあっても、工事をやらないと、その部分が現状を見ると危険かなという気持ちもあるもんですから、その辺について危険度といいますか、そのままにしていても、工事をすぐやらなくても危なくないかどうかということをお伺いします。

以上、よろしくお願いします。

- 〇議長(吉永滿榮君) 企画課長。
- **〇企画課長(藤田光夫君)** 51ページの空港活用推進費の中の大井神社前公園の設計でございますが、これは20年度に測量調査、それから基本設計を行ってございます。約800万くらい

かかっているわけですが、21年度につきましては、実施設計に入るということでございます。 それから、内容でございますが、町有地が2,135平米、それから東側の農地が3,300平米ほ どございまして、トータルでは5,400平米強あるということで、ここへ多目的広場をつくり たいという形で現在計画を進めておるところでございまして、今月末に基本設計が上がって くると。来年度は、これをもとに地元と協議をしながら地元が要望するものについて取り込 んでいって、実施設計に入るということになります。

○議長(吉永滿榮君) そのほかは。

産業課長。

以上です。

〇産業課長(田村政博君) 産業課でございます。

資料館の開館に向けてのPR方法でございますけれども、今後、広報紙、ホームページ等に掲載いたしまして、日曜日の開館に向けてのPRをやっていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

- 〇議長(吉永滿榮君) 都市建設課長。
- ○都市建設課長(大石悦正君) 能満寺山公園の裏、北側にあります崩落の関係です。去年設計委託をしまして、約4,000万ぐらいかかるというような状況になっております。その調査の段階で、まだ岩盤が出ておりまして、まだもつではないかと考えまして、本年度は送らせていただきました。

以上です。

- 〇議長(吉永滿榮君) 八木議員。
- ○10番(八木 栄君) 能満寺の裏の崩落部分ですけれども、じゃ本年度は見合わせということで、予算的にはたしか実施計画のほうで二千何百万だかと見てあったですけれども、それよりもかかるということで考えていると思いますけれども、実際いつごろからやるような予定に、まだわからないですか、その辺は。
- 〇議長(吉永滿榮君) 都市建設課長。
- **〇都市建設課長(大石悦正君)** 全体でいきますと4,000万ほどかかるという話で、真ん中に 半分ほどやるわけにはいかないよと。一遍にやっていきたいと考えまして、本年度は送らせ てもらいました。
- 〇議長(吉永滿榮君)そのほかございますか。9番、増田議員。
- ○9番(増田宏胤君) 9番、増田です。

151ページのちいさな理科館事業についてお尋ねをします。

建設に入るということから、詳細な部分についても詰めの作業をされていることだと思います。そのようなことから、一つには図書館に隣接してできるということで、図書館を中心としてのちいさな理科館を含めて管理運営がなされるものであるか。一般の町民が行きたいなと思ったときに、申し込みの窓口といいますか、どんな方法をとれば活用できるのかという、図書館と一体になるのかなという思いがしていますが、その点の御説明をいま一度お願いします。

それから、利用料金でありますけれども、基本的には無料だと私は考えています。ただし、 実費を負担する場合もあるのではないかと、このように思っています。予算書の中にはそれ なりの、施設のところに記載はあるわけですけれども、実費を負担する場合はどんな場合か。 それから学校の関係で、学校単位で利用する場合にはどのようにお考えをされているか。 小・中学校と連携しての活動計画の中の一環という、実験実習の場もあると思いますけれど も、現状でのわかる範囲の御説明をいただきたいと思います。

- 〇議長(吉永滿榮君) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(高橋健次君) 学校教育課でございます。

ただいまの御質問ですけれども、ちいさな理科館の管理、それから運営の御質問というふうに考えますが、図書館と一体となった利用ということ、利活用でございますけれども、当然ながら隣接をしております。そうしまして内容等、またいろいろな調査研究を進める上で図書館の活用ということは当然ながら最初から視野に入っております。その利用形態ですけれども、具体的に今後詰めてまいりますけれども、どういう形で、また図書館の開館日、理科館の開館日等の問題も生じます。また、利用時間の関係も調整するという必要も生じてくると思いますので、今後その辺につきましては煮詰めてまいりたいというふうに思います。相互にうまく活用ができればというふうに考えております。まだ具体的に、詳細について開館時間、また開館日等については今後煮詰めてまいりたいというふうに考えております。

それから、第2点目の利用料金の関係でございますけれども、基本的には無料という考え 方でいきたいというふうに考えております。この点につきましても、今後の検討課題という ふうにとらえております。しかしながら、実験等、また観察等をしていく中で、どうしても 実費、材料費ですか、そういったものが必要になるということも生じる場合も考えられます。 その内容によっても変わってくるとは思いますけれども、今後検討する一つの課題というふ うに思っております。

それから、第3点目の学校単位での利用という場合も当然ながら想定はしております。人数の問題もございます。また、その内容によっても変わってくると思いますけれども、幅広く小・中学生が利用できる理科館でありたいというふうには考えております。できるだけ町民の皆様、また子供たちが1人でも多く活用できる施設にしたいというふうに考えております。今後、運営委員会等でそういったものについて煮詰めてまいりたいというふうに考えている状況でございます。

- 〇議長(吉永滿榮君) 9番、増田議員。
- **〇9番(増田宏胤君)** ぜひ、今後におきまして、利用しやすい方法ということでぜひ御検討 をいただきたいと思います。特に学校の関係については、多くの子供たちが増えるようにと いう方法で、手法でもって御検討いただきたいと思います。

それから、もう1点は県内の市町、あるいは県外との理科館としての協力体制という関係の中で、図書館を例に出しますと、図書館へ行ってみて見たい本がなかった場合は、申し込むと借りることができます。そういうことで県内外には、このような理科館に類する施設があると思います。そういうことで、議会の場合は、昨年でしたか、岐阜県の先端科学技術体験センター(サイエンスワールド)を見ております。これは県営ですので内容は充実したもんでありましたけれども、大変子供たちの集団学習といいますか、多く見受けられました。それから、利用しているリストもありましたので見ましたけれども、大変県の内外から利用がされておりました。県内でも幾多の学校が行っているのではないかなと思っていましたけれども、すばらしいサイエンスワールドであります。そういうことで、このような施設の連

携プレーといいますか、そのようなお考えはお持ちであるのか、その点についてお聞きした いと思います。

- 〇議長(吉永滿榮君) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(高橋健次君) ただいまの御質問でございますけれども、昨年度ですか、産業建設委員会等で県内の磐田のほうの公立博物館等、視察をしております。今後の連携ということも当然含んでおります。特に、この近くですと焼津のディスカバリーパークですか、等がありまして、個人的といいますか運営委員の長谷川先生等あたりは、個人的にかなりいろいろなことを教えていただいている。また御指導をいただいているというようなこともございます。建設に当たっての、どんなものを備品としてそろえたらいいか。また運営の方法、また実験の内容等について、いろいろ御相談をしていると。また御指導いただいているという話も伺っております。

いずれにしましても、どんな形で協議をしていくか、また連携を図っていくかということで、これもまた一つ非常に重要なことだと思います。当然ながら、これから発足をする施設でございます。そういった、既存の施設等のいろいろなお知恵等も拝借をしながら、よりいい理科館というものを目指していきたいと思います。それこそ運営委員の皆様、また建設委員の皆様もそういった面にたけている皆様方でございます。そういった知恵をできるだけ、お知恵を拝借しながらよりよい理科館にしていきたいというふうに考えているものというふうに思われます。我々も、そのように努力してまいりたいと思いますので、重々そういった御意見も拝借をしまして、皆様にお伝えをさせていただきます。

- 〇9番(増田宏胤君) 終わります。
- ○議長(吉永滿榮君) そのほかございますか。

4番、杉村議員。

〇4番(杉村嘉久君) 4番、杉村です。

2点ほど、一つは町民税の関係、それから補助金、負担金についてお伺いします。

せんだっての課長さんの説明のとき、非常に厳しい情勢下、個人、法人とも20年度を上回る大幅減収が予想されるということで、もちろん数字も20年度に比べてマイナスの計上をされているわけですけれども、それについて、景気動向を調査してこのような数字になりましたという説明だったと思います。もう少し、予算計上に当たり、どのような企業を、また労働団体等、そういったところへヒアリングであるとか、アンケート調査なんかも行われているんじゃないかと思うんですけれども、その辺の具体的な、このような取り組みをしたと、その辺のことをまずお聞きします。

それから、来年21年度、滞納整理機構への依頼件数と金額、それから、いわゆる厳しい経済情勢というのはまだまだ続くんではないかという予想があるわけですけれども、役場の職員による滞納者への督促、そういったものを庁舎の中で組織的な対応策というものは考えられているかどうかということです。その点をお聞きします。

それから、補助金、負担金ですけれども、補助金には奨励的な補助金と資金援助的な補助金があろうかと思いますけれども、奨励的補助金は臨時的、それから流動的で、弾力的に処理されるのに対して、資金援助的補助金は運営費の一部として助成されることから、経常的な性格というものが強くなって、財政に及ぼす影響というものもだんだん膨れてくるといいますか、大きい傾向があると。そういったことでいろんな市町、各自治体で問題視されてい

るわけですけれども、言葉は悪いですけれども、補助金の垂れ流しとか福祉上乗せとか、そういった批判も出ているわけですけれども、吉田町の補助金等の総額というのは、類似の市町に比較してどのような状況になっているかということ。それから、経常一般的な財源に占める割合というのはどの程度まで許容の範囲といいますか、されているか。その辺もわかれば教えていただきたいと思います。

以上です。

- 〇議長(吉永滿榮君) 税務課長。
- ○税務課長(仲田京司君) 税務課でございます。

法人町民税の関係だと思いますが、そちらにつきまして、大手の町内の企業を中心に電話等で連絡をさせていただきまして調査をさせていただいたという状況でございます。まずは3月決算のあきが多いということで、先行きが見えないということですね。調査をさせていただいたという状況になっています。

それから、滞納整理機構への依頼の関係でございますが、20年度と21年度につきましては 枠が10件ということで、変わらずに21年も同じ10件という形の枠内で依頼をする予定でござ います。金額につきまして、その内容によりまして変わると思いますので、ここではちょっ とお答えができないです。

それから、滞納に関しまして、職員への対応ということでございますが、それこそ昨年4月に滞納整理機構が発足いたしまして、そちらでも専門の研修等を行っておりますので、そちらのほうへ職員を出席させて研修を行っているような状況でございまして、徴収につきましては年度末、それから年末という形の集中的に徴収をしている状況でございます。

以上でございます。

- 〇議長(吉永滿榮君) 企画課長。
- ○企画課長(藤田光夫君) 補助費の関係でございますが、今年度の21年度の補助費の総額でございますが、22億3,900万円ほどございます。この内容は、そのうち一部事務組合、これは病院とか四つの一部事務組合が持っているんですが、そこへの金額が約15億、それ以外が7億3,000万ほどございます。そういうことで、構成比で見ますと約4分の1、26%くらい補助費として支出をしているということになります。

議員御指摘の個々の各団体への補助金については、当然行革の方針の中にも入っておりますので、個々に見直しをしていくということは当然考えております。そのために個々の付表を作成しまして、1件ごとこれ、補助団体ごとの付表をつくりまして必要性等、当然これから検証していかなければならないと。16年度に行いましたゼロベース検証、行ったわけですが、それ以降につきましても、補助金問題については随時やっていくということになっておりますので、引き続いて取り組みたいと思っております。

以上です。

〇議長(吉永滿榮君) そのほか。

5番、藤田君。

○5番(藤田和寿君) 5番、藤田です。

まず、歳入の部分の固定資産税の土地の部分について確認させていただきたいと思います。 けさの新聞で、路線価の発表がございました。吉田町内3カ所の表示があったと認識して おります。1.4%から2.5%のダウンということで、町平均では2.2の減少ということで、値 下がりということで、県下4番目の大きな値下がりということでなっていたと思います。

過去を振り返りますと、土地に関しましては3年前が9億5,700万、2年前が9億6,600万、昨年度が当初が9億6,700万、今年度当初が9億5,800万という形で、ほぼ例年並みといったような数値で推移しているわけでございます。どのような算定をされたのか。また今回の発表を受けてどのような処理を今後検討されているか、その点についてお願いいたしたいと思います。

もう1点であります。

平成21年度吉田町60周年ということで、少ない予算の中で今ある事業をより一層にすばらしいものにするということで、庁舎内で若手の職員によります検討委員会が立ち上がったということはお聞きしております。具体的に、今回の事業のものがそれぞれのところで予算立ててはいるんですが、どこが管理してやっていくのか、その辺のところをまとめたものが多分新年度始まったところで町民のほうにPRされると思いますが、その辺の予定等予算の中で含みまして、改めて60周年の目玉になる事業というものを御説明をお願いしたいと思います。

- 〇議長(吉永滿榮君) 税務課長。
- ○税務課長(仲田京司君) 税務課でございます。

固定資産税の土地の関係でございますが、本日の新聞に載ったとおりで、吉田町の場合につきましては下落している部分が載ったわけでございます。現在、3年に一度の評価替えということで、21年からが評価替えの年でございますが、それに向けまして前年に作業をしているわけですが、その準備の段階でその前の年、2年前につきましては航空写真等をつくりまして、それをもとに評価替えの作業を進めているわけでございます。

鑑定評価をもとにして評価を決めてくるわけですが、評価額につきまして評価替え、3年に一度ということで、3年は変わらずにという形のものでございます。土地の下落に伴いまして、その辺の部分の対応につきましては途中で年ごとに細かな下落が大きいようであれば、その傾向によりまして修正をしていくような課税ということになっております。

以上でございます。

- 〇議長(吉永滿榮君) 企画課長。
- **○企画課長(藤田光夫君)** 60周年記念の事業でございます。

本年の7月1日をもちまして、町制60周年ということでございまして、記念イベントを行いたいということで計画をさせていただいてございます。

PRの方法でございますが、ホームページのほうへは既にアップをさせていただきまして、 4月の広報へ年間の事業予定を掲載したいというふうに考えて、現在進めております。

内容を説明させていただきますと、今のところ予定でございますが、まず7月5日に式典と記念コンサートを開きたいということで進めてございます。それからもう一つ、NHKの公開番組を予定しておりまして、これは、来年1月にするということで現在計画を進めております。内容につきましては、ラジオの番組でございまして上方演芸会を計画してございます。

それから、既存のイベントの拡大でございますが、これは各、現在の担当課にお願いをいたしまして実施をさせていただくことになります。

まず最初に、みどりのオアシスまつり、それからたこあげ大会、それから港まつりの花火

大会、それから芸能祭、それから文化展、それから小山城まつり、それから駅伝大会等々、金額をかけないものもございますが、金額をかけるものにつきましては、前に申し上げましたとおりオアシスまつりとたこあげ大会、それから港まつり、それから小山城まつりへお金をかけて拡大していくということで行います。それ以外については、冠仕様という形になると思います。なお、式典のときとか各イベント会場へは、住民から写真等募集をさせていただきまして、それを利用させていただいて会場へ掲示させていただくというようなことを現在考えておりまして、これも住民の皆さんにこれから公募をさせていただくという段取りになっております。

以上でございます。

- 〇議長(吉永滿榮君) 5番、藤田君。
- ○5番(藤田和寿君) 再度確認させていただきますが、そうしますと固定資産税でございますが、各年度において調整を行っていくということでありましたけれども、今年度につきましても補正を組むような予定なのか、それとも22年度から適合していくのか、その点について再度御答弁お願いしたいと思います。

また、今60周年の関連でございますが、一つ目玉がプレミアムの件が今抜けていたと思うんですが、それも60周年ということでやるのか、それとも定額給付金ということでやるのか。私は60周年ということで認識していたもんですから、この辺のところ広報でやるということでありますので、広く町民にわかる形で1年の流れをお願いしたいと思います。その点について御確認させていただきたいと思います。

それと、全員協議会の中でもお聞きしたわけでございますが、平成18年から賃金が上がっていなかった臨時職員に対しまして、40円今回上げたということで御説明をいただいております。また、管理職手当も低額化ということで、よその市町を見習うような形で対応しているということではございますが、今まさにきのうからも言っているわけでございますが、百年に一度の経済危機で町民の皆様方は広く困窮されているわけであります。そういった中で今回のタイミング的に、過去のその辺のところの補てんをする意味からの値上げということは、担当課に行って御説明をいただいたわけですが、やはりこの点について広く町民に誤解のないような形でお話をしたほうがいいんではないかなと思います。

一部、休業等始まって、収入の減っている方、また休日が増えたことによって固定給がカットされた方等大きな影響が出ているときに、役場の方々が賃金、待遇が改善されたといったことを、やはりそれなりの御説明をしたほうがいいと思いますが、その点についてお願いしたいと思います。

- 〇議長(吉永滿榮君) 税務課長。
- ○税務課長(仲田京司君) 修正の年度ということでございますが、今年度につきまして評価額も決まっている段階で課税に向けて進めておりますので、修正につきましては次の年からということで来年度という形になってまいります。

以上でございます。

- 〇議長(吉永滿榮君) 企画課長。
- **〇企画課長(藤田光夫君)** プレミアム商品券の発行でございますが、これはあくまでも60周年記念事業に合わせまして景気刺激策もあわせまして発行させていただくということでございます。

それから、たまたま結果的に定額給付金の発行の時期と一緒になってしまったということ でございますので、その点は御理解願いたいと思います。

- 〇議長(吉永滿榮君) 総務課長。
- ○総務課長兼防災監(久保田晴己君) 議員さんの御質問にお答えいたしたいと思います。 時期の関係のタイミングを今後町民へのPRはどのようにするかというような御質問である。

時期の関係のタイミングを今後町民へのPRはどのようにするかというような御質問であろうかと思います。

管理職手当の関係につきましては、ちょっと御説明させていただきますが、定率制から定額制への改正は平成17年11月に作成されました第3次の吉田町行政改革大綱、また平成18年度から実施しております集中改革プランにも御指摘いただいた事項でもあります。また、特に国からの指示でもありまして、そのようなことから管理職手当の基本というものは、その管理する職に対して支給するという考え方、従来の基本給に、いわゆる率を掛ける年功序列的な弊害とは申しませんが、そういうような是正をしようというような国からの御指示もあったわけであります。

近隣市町村においては、平成19年度から改正した時期、対応している市町村もあるわけでありますが、吉田町にしては今現在人事評価制度の導入との兼ね合いの中から若干時期をおくらせた経緯もあります。そのようなことで、この管理職手当の関係につきまして平成21年度から、そういう影響を少なくしたいということで3カ年間、経済の情勢と社会情勢に考慮して段階的に支給するような方法で対応していく予定であります。

町の職員の給与関係のPR、その理解を町民に求めよというようなことでありますが、人事行政の運営等の状況に関する条例の制定がありまして、その中で町の職員の初任給、期末手当等々の関係につきまして事細かに住民へのPRをしております。その中において管理職手当も対応しておりますので、そういう中でPRしてまいりたいと考えております。

また、臨時職員の関係のことでありますが、40円の臨時職員の賃金アップということにつきましては、昨年6月定例議会でありました大塚議員さんからの御質問に対しまして、検討するということの御返事をさせていただいたわけであります。そういうような中で、他町村との状況、そして静岡県の最低賃金改正の推移等々を勘案いたしまして、それに見合う分につきまして40円の賃金アップを一般職と労務職に対応したアップを検討したと。今回計上させていただいたという経緯でありますので御理解をいただきたい、そのように思っております。

- ○議長(吉永滿榮君) 5番、藤田議員。
- ○5番(藤田和寿君) 最後でございます。

町債でございます。前年度3億5,000万、本年度5億3,900万ということで、税収減に伴うアップということは理解できますが、町長はマニフェストの中で、新たな起債は3億円程度ということで明示して、粛々と今までやられて見えました。今定例会の冒頭、施政演説の中に、そのマニフェストを守れなくったいきさつ等、やはりこの点についてはいかに豊かな吉田町においても、現下の経済危機は影響を受けているといったことで今回は、その点についてはさまざまな事業の関係でいたし方ないというようなお話があるのかなと思っていたんですが、そういったことはなく、さまざまな内容についての減に伴うアップであるということでなっているわけでございます。やはり、ここはマニフェストの中に3億円程度ということでうたっている中で、今回、いみじくもそれをクリアできなかったということで、やはり町

民の皆様方にその点についてお話をすべきだと私は考えるわけでございますが、その点について町長のお考えをお尋ねいたします。

- 〇議長(吉永滿榮君) 町長、田村君。
- **〇町長(田村典彦君)** 折を見て、3億円程度というものが守れなかった一つの背景的な説明 と、なぜこうなったかということにつきまして、榛原病院であるとか、三星のいわゆる差金 返還等も絡めてお話申し上げたいと思っております。
- ○議長(吉永滿榮君) ここで時間も来ましたので、暫時休憩をしたいと思います。 再開は13時10分でございます。よろしくお願いします。 1 時間とりたいと思います。

休憩 午後 零時10分

再開 午後 1時09分

○議長(吉永滿榮君) それでは、予定時刻となりましたので、暫時休憩を閉じまして会議を 再開します。

ただいまの出席議員数は全員であります。

それこそ、日程第25に入る前に、先ほどの会議の中で13番、大塚議員の発言に修正をさせていただきますので、発言を許可します。

13番、大塚君。

- ○13番(大塚邦子君) 第13号議案 吉田町障害福祉サービス事業所設置条例の、私の質疑の中で、県の指定について伺ったところの部分で法律の引用をしたんですが、引用箇所を間違って言ってしまったので、そこの部分は削除をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。
- **〇議長(吉永滿榮君)** それでは、引き続き一般会計予算について審議をさせていただきます。 質問ございますか。

12番、河原崎君。

〇12番(河原崎曻司君) 先日の全員協議会で同僚議員からもお聞きをされておるかと思いますが、74ページの障害者自立支援施設整備事業費、この中で建築確認手数料3万3,000円、施設整備1億390万円となっております。

この工事の状況、21年、22年と分けて行うと、こういうことでございました。本年の工事はどの程度行われるか。また、これに対しては平米数も4,000幾平米あったと思います。なると、土地利用、開発行為が県、あるいは国の御指導があると、このように思います。この状況はどうなっておるのか。

また、近隣のさゆり保育園のときもお願いもしてあるわけですが、あそこには福祉ゾーンとしてもはぁとふる、あるいは今度はさゆり保育園も立派にできました。中で、愛宕前1号道路、あるいは愛宕前2号、3号とありますが、2号、3号はしっぽ切れ、それから1号も不変則な形の道路でございます。この整備についてはどのように考えておるかお伺いをします。

それから、もう一つ、23ページの警察官宿舎、これ18万円とありますが、これは何を指しておるのかお伺いをいたします。

- 〇議長(吉永滿榮君) 社会福祉課長。
- **〇社会福祉課長(八木大作君)** 障害者自立支援施設の整備事業費の関係でございます。

基本的に21年度は計画の3分の1というふうに考えております。現在、過日基本計画について御説明申し上げました。現在実施設計も完了ということで完了手続を今、検査の手続をしております。

土地利用の関係でございますが、御指摘のとおりはぁとふると現さゆり保育園の間の町道は5メートル以上あるんですが、土地利用の関係では6メートルというんですかね、あそこを確保しておく必要あるということで、現在さゆり保育園の入り口がちょっと門のところ下がっております。あの現況を構築物をつくらないで確保するという条件で土地利用をお願いしているという状況であります。

道路計画については、ちょっと私のほうではとらえておりませんので。

- 〇議長(吉永滿榮君) 都市建設課長。
- **〇都市建設課長(大石悦正君)** 愛宕前1号、2号、3号ということで、整備計画はと。あるのかないのかというお話だと思います。

愛宕前の関係につきましては、愛宕さんの前の東西の道と解釈しております。以前に開発 行為のほうで出ていくという話で、一部でき上がっております。

また、土地利用でセットバックのほうやらせてもらって、そこはセットバックしてもらったという経緯がございます。今後も、当然うちのほうセットバックのお願いをしているわけですので計画はあると考えておりますので、その方向で地権者の御理解が得られれば進めていきたいと考えていますので、議員のほうからもまた協力をお願いしたいと考えております。2号、3号につきましては、しっぽ切れだよという話になっています。この件につきましては、今後も民間と開発を見ながら前へ進んでいきたいと考えていますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

- 〇議長(吉永滿榮君) 契約管理課長。
- ○契約管理課長(塚本昭二君) 3点目の財産貸付収入の警察官宿舎の18万円の貸付収入でございますけれども、これにつきましては、川尻地内に松原団地の西側になりますが、警察の独身寮がございます。その敷地につきましては町で貸し付けをしておるということで、それに伴う収入でございます。

以上です。

- 〇議長(吉永滿榮君) 12番、河原崎君。
- ○12番(河原崎曻司君) ありがとうございました。

それこそ、3障害の施設ということで、これまた立派な施設がつくられるわけです。先ほど言いましたさゆりも同じくで、あの一帯全くもう吉田町の中心の福祉のゾーンと、こういうことになると思います。

何しろ、箱物をつくっても道路ができないと。これでは全く今の状況、今朝も役場へ来るときにも保育園の生徒、車での送迎ですね。ぎちぎちと片方から来れば片方が下がるというような状況であります。あの地域もセットバックして、もう準備はみんな心得ております。 先日も、3日ほど前に何とかしてもらわにや困るよという地元の要望、あるいは地元からも頼まれておりますので、何とかひとつ整備をしていただきたい。よろしくお願いをしたいと 思います。

それから、もう一つ、警察官宿舎、私はこれはまた住吉派出所の関係の連絡所の関係で、何かそちらの方がどこかへ行ったのかなという感覚もありました。それとは違うということでわかりましたが、住吉、牧之原警察署、住吉連絡所ですか、これがもう閉鎖されて長く、そしてまた整地をされて、もうきれいに解体し整地が済みました。あえて言うと、吉田町交番、この近くに建てられると、こういうお話も聞いておるわけですが、その後の進捗と将来的な町づくりのための安心・安全な状況を町民にやはり、これも伝えなければいけないと思います。ただ、とっちゃって整地しちゃったよじゃなくして、これもやはりアピールをしないと、していただきたいなと、このように思います。この点はどのようになっているのかお伺いをいたします。

- 〇議長(吉永滿榮君) 契約管理課長。
- ○契約管理課長(塚本昭二君) 吉田町交番の件でございますが、県のほうで今吉田町交番として使っているのは御承知のとおり能満寺のところの交番ということに現在なっているわけですが、あそこの土地につきましても民地を借り上げておられるということで、できるだけ町の中心部に移転をしたいという要望がございまして、それを受けて町も中に入りまして町有地を貸し付けるという方向で検討して協議も進めてきたわけですが、県のほうの事業展開の変更がございまして、平成22年度までは耐震事業を先行させたいということになりまして、一たん事業がおくれるような形になっております。

県警本部のほうとは、当町のほうでは毎回候補地を挙げまして、もうその予算化の見込みが立てば我々もそれに応じて用地を引き渡す準備をするということになっておりますので、 目下、県サイドの予算待ちというような状況でございます。

以上です。

○議長(吉永滿榮君) そのほかございますか。

2番、枝村議員。

〇2番(枝村和秋君) 2番、枝村でございます。

まず、118ページでございますが、商店活性化事業補助金でございます。

これについては、13日の全協で担当課から説明、若干あったわけですが、産業4団体の協力、あるいは自治会の協力、500円券で多分24枚だと思ったんですが、そのような説明があったわけですが、その後どのような進展がなされているかということが1件。

それから、人件費についてなんですが、ページ数はどことも言えないんですが、昨年より 1.6ポイントほど下がっていると。約2,300万ぐらい。これは大量に多数の方が今度定年退職を迎えられてという形、あるいは新採との給料の差、その辺になるわけですが、再任用が 4人ほどいるわけですが、その辺は予算計上、どこにどの部分どれだけ計上されているのか、もしあれば全員分か 4人分か、あるいは何人分かとか、それがわかったら教えていただきたいと思います。まず、この 2 点をお願いします。

- 〇議長(吉永滿榮君) 産業課長。
- ○産業課長(田村政博君) 産業課でございます。

商店活性化事業の補助金の関係でございますけれども、現在内部で事業を進めておりますけれども、先日全協でもお話ししたとおりでございますけれども、商品券の名称につきましては前回ちょっと不明確な回答で申しわけなかったですけれども、「笑顔と元気得々お買い

物券」という形の中で券の名称が決まりまして、現在商品券等のデザインとかその辺のやつも今進めております。また、商工会へ入ってない店舗等ございますので、それらの洗い出し等、拾い出しをやっていまして、その辺を4団体と煮詰めたいということで、現在その辺まで来ておりますので、よろしくお願いします。

- 〇議長(吉永滿榮君) 総務課長。
- ○総務課長兼防災監(久保田晴己君) 総務課でございます。

議員さんの御質問の給料の関係でありますが、御指摘のように昨年度に比較して減になっているというのは、そういうような状況の内容でございます。今度新しく再任用制度を活用しまして、退職した職員の豊富な経験、専門的な知識を組織の運営の中で活用するということで本年度対応しておりますが、その給与面の関係でありますが、2款の総務費、1項の総務管理費、1目の一般管理費の中、その中は総務とか企画とか会計の職員の給与も入っておりますが、その中に2名分として計上しております。不足分につきましては、今後補正で対応するという兼ね合いであります。

御承知のように、当初予算の計上の時期というのは去年の暮れから予算計上しておりまして、実質の人事的な面については3月初めということで期間的なずれがありますので、その 辺はそういうような計上で対応しているということであります。

- 〇議長(吉永滿榮君) 2番、枝村君。
- ○2番(枝村和秋君) まず、商品活性化事業の関係では、着々と今進めているよということで、実は、けさの静岡新聞で、牧之原市では職員らに景気底上げということで、地域商店街から町の職員へプレミアム券を、要するに協力してくれという形で、職員も地域活性化に協力するよという形の報道が載っていました。できれば、その辺のこともあわせて職員も地元商店の活性化を図って、その辺の協力をしていただく気はあろうかとは思いますが、一応その辺を職員に協力を求めて、担当課としてはいく気持ちがあるのかをお聞きしたいと思います。

それから、再任用の件でございますが、新規採用と再任用と、この辺の関係、今職務は地方分権ですごく権限移譲の事務がおりてきて大変なわけですが、定員計画、その中でも定員計画ということで職員の削減をしている、努力をしている状況にありまして、新規採用と再任用の、この辺の関係と申しましょうか、どのようにマッチングしていくかということを一応考えているかということをお聞きしたいと思います。

- 〇議長(吉永滿榮君) 町長。
- ○町長(田村典彦君) 牧之原の市長さんが10万円出して、ほかの職員さんが何かお金を出して百何十万つくって、私は別に町の職員に自分の財布の中身のあれを、どんなふうに使おうが、それは私がどうのこうの言えるあれではありませんし、恐らく買うアッパーも決まると思いますんで、1割つくような金融商品はありませんので、職員の方も買われると思いますので、別にあえてどうのこうの言う気はさらさらございません。できれば議員さんにたくさん買ってもらいたいと思います。

それから、再任用職員と新採用職員のあれですけれども、新採用の職員は新採用職員、それから再任用は再任用として、再任用の場合はやはり今回団塊の世代が大量に退職すると。 そういうところでやはり事務能力についてちょっと天盛りしなきゃならないなと、補強しなきゃならないなといったところで3名の方に再任用していただいて、それからお体のこれま でのスキルを使っていただきたいと、そういうふうに思って採用したわけでございまして、 直接的な関係はございません。

- ○議長(吉永滿榮君) そのほかございますか。 3番、市川議員。
- ○3番(市川陽三君) 3番、市川です。

154ページなんですけれども、一番下段に教育機器の借上料ということで326万1,000円という数字が出ているわけですけれども、これは住吉小学校なんですが、他の吉田中学、あるいは中央、自彊小に関しては教育用のパソコンの借上料というような形の書き方がしてあるわけですけれども、同じものだとは思うわけでございますけれども、何か住吉小学校だけ特別な教育機器を導入しているじゃないかなというふうにもとったもんですから、その辺の確認と、それから、各小・中学校でのパソコンの機械の借り上げの台数、こういったものが把握できておりましたらお聞きをしたいと思います。

- 〇議長(吉永滿榮君) 学校教育課長。
- **○学校教育課長(高橋健次君)** 初めに、住吉小学校の教育機器の借上料ですけれども、まことに申しわけありません。表示が違いまして、内容的には教育機器借上料、教育用パソコンのリース代ということでございます。326万880円という数字になります。

それから、各学校の借り上げのパソコンの台数につきましては、ちょっと手元に資料がございませんので、また後ほど調べまして御報告をさせていただきたいと思います。よろしくお願いをいたします。

- 〇議長(吉永滿榮君) 3番、市川議員。
- ○3番(市川陽三君) それとあわせまして、吉田町の小・中学校でのパソコンの保有台数が他の市町の学校に比べまして保有台数が少ないということも伺っておりますし、それから現状、パソコンを使用しての授業等々やられていると思いますけれども、十分な数でやられているかどうかというところもあわせてお願いをしたいと思います。
- 〇議長(吉永滿榮君) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(高橋健次君) 吉田町のパソコンが各学校に少ないというお話でございますけれども、私としましては、吉田町は決して他の町にも劣らないというふうに考えておりました。ただ一部、教職員の先生方、御前崎市あたりから来られますと、やはり財政的な面もあるんでしょうけれども、教職員用のパソコンがないとかというお話は伺っておりますが、決して他の町に劣るというものではないというふうに考えております。

それから、パソコンを使っての学校の授業でございますけれども、特に中学はある程度そういったパソコン教室もありますし、台数もかなりの台数が整備されております。ただ、問題はパソコン機器類、非常に進展が早いといいますか、情報化が早いものですから、なかなか対応ができないということで、リース期間の短縮ということも求められております。しかしながら、やはりもったいない、十分使えるというようなことがありますので、その辺の機器の新機種の導入ということに対しては非常に神経を使うというところもございます。

直接私もそういった、パソコンが足りないということは私自身は聞いておりませんので、また学校とも十分協議しまして、そういうことがないように対応してまいりたいというふうに思っております。特にこの前町長からも御答弁させていただきましたように、町としましては、教育に関しては十分に予算をつけてやっていくという町長のお話もありましたので、

非常に心強いというふうに考えております。

○議長(吉永滿榮君) そのほかございますか。

1番、佐藤議員。

〇1番(佐藤正司君) この間の全協と、それから12月議会の補正予算で出た件で、ちょっと 確認をさせてください。

予算書に載ってないもんで、それを聞きます。

固定資産税の償却資産の修正に伴う還付金というのは、21年度予算にはないわけで、この間の全協では、法人町民税の還付金かな、その話が出たと思うんですけれども、これは12月議会の補正で、この補正が17、18、19、20年度にかけて還付する必要があるということで、20年度と17年度については補正でやられたわけだけれども、18、19年度合わせて2億8,700万ぐらいがそのままになっていて、でもいずれ還付するということになると思うんで、ここは相手のこともあると思うんですけれども、どういう話になっているのかお聞きします。

それから、歳入の11款の2項の負担金の保育所保護者負担金が1億2,216万円ということで載っています。これについては、町長の施政方針の中で21年度には保育料の算定方式の見直しを行う必要があると考えていると述べられました。この予算には値上げ分は含まれていないと思いますので、それは確認したいと思います。

それと、平成19年度の定率減税の廃止を主とした税制改正が保育料の算定に影響を与えた というふうに言われましたけれども、実際どの程度、どういう形で影響があったのか数字を 示せたらお願いしたいと思います。

それからもう1点、これも予算書に載っていないんです。これは、町長は子育て支援に力を入れていらっしゃるのはわかります。これは同僚議員も前に一般質問したことなんですけれども、ブックスタートという計画があって、これは赤ちゃんと親の触れ合いとか、小さいときから絵本に親しむとか、そういう意味では大変効果があるということで、各自治体に広まっている。町でもぜひ取り組むべきだということで一般質問をされています。これは昨年までの実施計画の中には一応項目はあったんです。ところが、今度の計画にはのっていないんです。ということは、いずれ補正かなんかで入れようと思って抜いてあるのかわかりませんけれども、町長、本当に子育て支援ということで「広報よしだ」にも、吉田町の子供は、生まれる子供を300人台を維持したいとか、若いお母さんやお父さんが住みついてくれて、そういう元気な町にしたいんだということをおっしゃっているわけでね、やはりこれは保育園の問題と一緒に、ぜひこういうことも取り組んでいただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長(吉永滿榮君) 佐藤議員、関連議事と違うんで、町のほうで答弁できるだけにしていただいて、お願いしたいと思いますが、答弁できるものあったら簡単に明瞭に答弁してください。

社会福祉課長。

○社会福祉課長(八木大作君) 21年度当初予算では、御指摘のように前年と比較して減額の921万7,000円収入減ということになっております。ただいま議員おっしゃったように、定率減税の廃止がどのように影響しているかという細部ついては、私どもは検討してございませんが、平成20年1月に保育料徴収の改定についてということで、これはいわゆる国の保育料の徴収額表が新たに12月に示されたということで、いわゆる10月に国から定率減税廃止、所

得税の税源移譲に伴い、20年度の国の保育所徴収金基準表が提示されました。これに基づいて私どもも改定ということで進めましたけれども、素案はできたものの、まことに申しわけなく委員会、また議会、全協等で御説明申し上げる時間的なものがなく、そのまま来てしまったということでございます。

御指摘のように、階層が非常に複雑になっております。ですので、このときはいわゆる第 2子を 2分の 1 にしましょうだとか、第 3 子は10分の 1 にしましょうという一部の規則の改正でやらせていただいたと。従来ですと、同じ吉田町立の保育所の中で 1 人、2 人カウントしたんですが、例えば幼稚園とか、認定こども園とか、そういったところでも結構ですよということでやらせていただいたという経緯があります。

その影響等見ました中で、施政方針にありますように、このような経済下の中でどのような対応ができるかということを21年度には検証して、保育所の保育料のあり方等をお示しして、任意の中で改正をしていきたいと、そのように考えております。ですので、随時そちらのほうの資料ができました次第、保護者の意向等もお聞きしながら進めてまいりたいと思います。

それから、2点目の子育で支援の関係ですね。御存じのように平成20年度からわかば保育園にあります子育で支援センター、こちらに専門員を2名配属しました。この2名増やして、いわゆるセンター型子育で支援センターだよと。従来ですと、いわゆる保育園に附属的にあったものですが、積極的に地域へも出て行く。自彊館とか、自彊館はあれですね、川尻会館とか、そういった住吉ホールとかを出ていって、片岡会館もそうですかね、積極的に子育でをやろうと。支援センター事業の中に、ブックスタート事業という位置づけじゃないんですが、読み聞かせ、あそこにお見えになるのは、保育所に、また保育園にいない家庭保育の方ですので、いわゆる専門員はそういった読み聞かせの仕方とか、そういったもので子育でを支援していると。2名で、来年度も予算上は2名でまいりますが、そういったふうな御意見がある中で、そういったことももう少し力を入れれば可能になるかなと、そのように考えております。

- 〇議長(吉永滿榮君) 税務課長。
- ○税務課長(仲田京司君) 税務課でございます。

償却資産の関係でございますが、12月議会のほうで補正予算を上げて減額した部分の中の 償却資産の関係だと思います。そちらにつきましては、全協の中でお答えしたとおり、還付 金の中には償却資産の分は含まれていないということでございます。21年度につきましては 還付金は計上していないわけでございますが、22年度以降及び今年度、17年度分が金額が少 ない部分につきましては還付をしていって、22年度以降につきまして分割でということで還 付をするような計画でおります。

以上でございます。

- ○議長(吉永滿榮君) 1番、佐藤君。
- ○1番(佐藤正司君) 保育園の保育料の値上げというのは、極力控えていただきたいと思います。19年4月1日の時点での保育料の徴収の資料を見ると、その時点では4月1日付だもんで、スタートの時点だと思うんですけれども、490人でスタートしているんですけれども、そのうちの内訳を見ると、7段階、8段階、9段階、10段階のところに7、8、9あたりが特別に集中していて、それだけで66%ぐらいの方が保育料の高いランクにあるわけですよ。

それから、3歳未満児について見れば、やはり同じで61%くらいを占めていたかな、結局3歳未満児の場合は、お母さんが育休を明けて、保育園に預けて働いているということで、これから子育てにお金がかかる世代だと思うし、今吉田町でも多分あると思うんだけれども、保育園に預けて働きたいけれども保育園がいっぱいだから入れないといって困っているという話も時々聞きます。

これは、日本全国でいえば、吉田町は恵まれているほうなのかなと思うんですけれども、多いわけですよね。きょうの朝のNHKでもやっていましたけれども、東京のどこかの区では、1,700人ぐらい希望があるけれども、入れるのは1,000人ぐらいで、700人ぐらいが入れないで困っているというようなNHKでも流していましたけれども、全国的に今待機児童をなくせと、保育所を増やせというのは、もう国が進めているわけで、そこからいくと吉田町は逆行していると私思うんですよ。5園を4園にすると、1園減らすと。その分を4園に定員を増やすというやり方をやるということは、町長がやっている子育て支援、応援ということからいくとちょっと首をかしげます。

それで、もうこれは実際進んでいるわけですよ。きのうも、町長の執行権と議会の議決権という話ありましたけれども、このままいくと、来年3月ごろ保育園の廃園の条例が出てきて、そこで議会に諮られるわけですよ。そこで議会が議決するんだけれども、反対で否決されるかもしれませんけれども。だけど実質的にはもう進めて、もう事実上閉園の準備をしておいて、議案を出されても、これはいかがなものかなと。きのうの一般質問も私聞いていて、大分矛盾しているなと。そのこととは別にも、いろいろなことでもうすべて進んで、仮契約までいってから議会に出されても、それは議会もいろいろ意見は言っても、もう認めざるを得ないような状況に持っていかれちゃうと、ここは私議会の側でももっと研究する必要があると思いますので、議会改革ということで今やっているわけですからね、やっぱりそういうルールを何か吉田町も考える必要があるのかなと思います。ごめんなさい。これは話が随分ずれちゃいました。

質問です。あと、じゃ2点質問します。

2款4項の57ページに13節の国民投票システム改修費31万5,000円とあります。これは国民投票法というのが平成19年にできて、22年5月に施行になります。それで、それまでは国会でも審議とまっているわけで、この中の法律は、投票できる年齢というのは18歳からになっていますよね。だけど、まだ整備されていないと思うんで、今の選挙権20歳と18歳というところが決まっていないときに、法の整備ができていない状況で今改修しても無駄になるんじゃないかなと思うんですけれども、そこはどういうふうに国のほうから言われているのかお聞きします。

それから、もう 1 点、 8 款の 2 項の 3 目の道路新設改良費 126ページ。これは、大幡川幹線整備事業、これ7, 654 万5, 000 円ついておりますが、これは開通はいつごろの予定になるか質問します。

- 〇議長(吉永滿榮君) 総務課長。
- ○総務課長兼防災監(久保田晴己君) 57ページの国民投票システム改修費31万5,000円であります。議員さん言われたとおり、日本国憲法の改正の手続に関する法律というものが平成19年5月に成立いたしたわけであります。18日に公布され、公布の日から3年を経過した日から施行するということになっているわけであります。

この内容をちょっと見ますと、このシステム改修の主な内容は、市町村の選挙管理委員会は国民投票の期日現在で年齢満18歳以上の日本国民で、国民投票の期日前の50日に当たる日において当該市町村の住民基本台帳に記録されている者等について、投票人名簿を登録しなければならないということでありますので、それに伴いまして県を通して委託金という形でシステムの改修をせよというようなことで、委託金が配分されたわけであります。

確かに、22年5月ということで施行がそういうことになりますので、時間的にはあろうかと思いますが、国としてもこのシステムが一斉にいつ何どきどのような形で対応するかということも全国市町村まちまちであってはならないということで、テストシステムの改修というものも含めて、こういうようなことで早目に対応せよというような指示で今回の計上をさせていただいたという経緯があります。

- 〇議長(吉永滿榮君) 都市建設課長。
- **〇都市建設課長(大石悦正君)** 大幡川幹線の関係だと思います。

用地と補償の関係が今21年度のほうに載っております。大型の物件がございまして、それにつきまして21年を予定しております。

その大型の物件につきましては、用地を借地しておりますので、借地の方が残ると。それが22年に賠償を行いたいと考えています。その後工事となりますので、23年が完了かなと考えております。

以上です。

〇議長(吉永滿榮君) よろしいですか。

1番、佐藤議員。

○1番(佐藤正司君) 9款の地方交付税のことについてお聞きします。9ページ。

21年度予算では1,500万円になっています。これは先日全協でも説明を受けましたよね。 これは頑張る地方応援プログラムでしたっけか。この話だということなんだけれども、これ はちょっと私、地方交付税のことが非常にわかりにくいもんで、ちょっとお聞きします。

特別交付税は、年々下がってきて、平成16年ごろの決算書見ても予算で2億円ぐらい、決算でも1億9,000円、約2億近いですね。その当時、ずっとそういう数字2億円前後ついていたと思うんだけど、ここのところずっと二、三年下がってきて、20年度では当初予算4,900万円でしたよね。この間、新聞にも載っていましたけれども、吉田町にも配分がありましたよと。六千何百万かあって、あれは3月の時点ですので、12月と合わせると8,400万ぐらいになるのですかね。私の聞きたいのは、今回1,500万円だけど、また年度末になったらつくんじゃないかという期待ができるのかどうか。それから、この間新聞に載っていた3月配分分というのは、そのお金とは一体どこへどうやってついてくるのかよくわからないもんですから。

- 〇議長(吉永滿榮君) 企画課長。
- ○企画課長(藤田光夫君) 地方交付税関係でございまして、地方交付税については普通交付税と特別交付税がございます。それで、今回特別交付税の算定方法ということでございますが、これは市町村分の特別交付税の算定については、総務大臣から内示された都道府県ごとの額の枠内において特別交付税に関する省令というものがあるんですが、これに基づきまして知事が市町村ごとの額を算定して、12月と3月に交付されるというものでございます。

その算定方法、どんなものがあるかというのは非常に、12月の算定項目については126項

目ございます。3月分の算定項目については、減額項目を除いて75項目ほどございます。すべて吉田町が該当するかというものではございませんので、その説明を内容についてはまた省令のほうをちょっとまたごらんいただきたいと思いますが。そういう形で、それ以外に町の特殊事情、というのは特別の財源の需要があるよということを、当然ペーパーとして県のほうへ提出をいたしますし、ヒアリングのときに町の財政事情を、これだけ一般財源を支出しているんだからくださいという形でPRする場もございます。

そういうことで、交付税の算定方法、支給方法はそんなことになるわけですが、なぜ1,500万かといいますと、これはちょっと長い話になってしまうんですが、18年度に、先ほど言った特別交付税に関する省令の一部改正がございました。その中身なんですが3点ございまして、1点目は地域手当の超過支給分を減額項目に追加すること。それから2点目は、普通交付税の不交付団体に対する特別交付税の対象経費を災害対策等緊急的な財政需要に限ることとしたと。それから3点目は、そういうことで、不交付団体については災害のときしかもらえないよというようなことでございますが、それでは困るもんですから、対象経費が少なくなると。なくなるということでございまして、3年間は経過措置で支給していくよということになっております。

ということで、17年度を基礎といたしまして、18年度分は17年度分の75%、それから19年度分は50%、20年度分は25%、それから21年度からゼロとなるということでございまして、今回1,500万を計上した分は、頑張る地方応援プログラムの、本来3,000万、これ1団体普通交付税を交付されている団体については3,000万交付されるわけですが、吉田町の場合は不交付団体でございますので、1,500万になっているということでございます。

そういうことで、20年度が、先ほども言ったように8,400万ほどトータルでは配分されたわけですが、これは20年度に大きな災害が全国的に少なかったということで、御存じのように、国税交付税から地方交付税というものは財源が出てくるものですから、その6%をこの特別交付税に配分されていることになっております。そういうことで、原因は大きな災害がなかったということで、予定よりも多くいただけたということでございます。

以上です。

○議長(吉永滿榮君) よろしございますか。

そのほかございますか。

11番、勝山議員。

〇11番(勝山徳子君) 勝山です。

2点お聞きしたいと思います。

初めに、再任用のことでお聞きしたいと思います。

我が町に、吉田町職員の再任用に関する条例と、それと再任用制度の運用に関する実施要綱というものがございます。今回、定年退職をされる方が5人ですか、いらっしゃると思うんですが、その方が全員再任用に関する適用に、まずされるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

条例の中に、定年退職に準ずる者ということで、25年以上勤務して退職した者、それから 前後に該当する者として再任用されたことがある者ということで、これは後進の方だと思い ますけれども。それと、この条例に準じて再任用を行っているとは思いますが、実施要綱の 中に、再任用職員の検討会というものが持たれると思います。その検討会というメンバーが 副町長、総務課長及び人事担当職員をもって行い、検討結果を町長に報告するというふうに 書かれております。今回、総務課長が当事者ということで、そのメンバーに入っているのか どうなのか、まずお聞きしたいと思います。

それに、本来本人の御意向もあるかと思いますが、私は定年退職の人たちが全員この再任用に準じて再任用をされていけばいいというふうに考えております。この条例と、それから実施要綱に伴って今聞いているわけでありますので、ちょっと御本人たちを前にして非常に聞きづらい部分があるんですが、恨みつらみがあるわけではありませんので、その点は御了承願いたいと思います。

それと、これは町の職員の再任用ということで、町の職員から広域に帰任をするという方がいらっしゃるんですけれども、そういう広域に帰った場合に吉田町の職員として再任でよるしいのかどうかということをまずお聞きしたいと思います。

- 〇議長(吉永滿榮君) 総務課長。
- ○総務課長兼防災監(久保田晴己君) 再任用制度の活用という内容の観点から御質問であろうかと思います。

再任用は、定年退職、また定年退職以前に退職した者、勤続25年以上の退職から起算して5年以内というような云々の規定がありますので、退職された方、その該当に合う方は対象者であるということになるかと思います。議員さんの、退職した人をすべて再任用するということではありませんので、解釈の方法が若干違うかと思います。

それと、再任用の審議会、いわゆる検討ですね。その関係に、私本人の関係で検討するということはあり得ない話ですので、私の部分については検討から除外させていただいたということであります。

それと、広域の職員の云々の関係もありましたが、当然、広域も地方自治体、いわゆる法律的には地方公共団体の1団体でありますので、何ら吉田町と変わるものではありません。 そういうような観点から、この制度を活用しての再任用ということで進めております。

- 〇議長(吉永滿榮君) 11番、勝山君。
- ○11番(勝山徳子君) それでは、再任用選考検討会というのは、副町長とどなたで構成されて検討したのか、まずお聞きしたいと思います。それに、先ほど広域の件がありましたが、広域だからというのではなく、吉田町の職員としてということでお伺いしましたが、広域のほうではこういう、ちょっと条例的に目を通してなかったものですから、広域ではこの再任用というものはあるのか、ないのか。ここは広域じゃないので、すみません、もしわかりましたらお聞きしたいと思います。

あと、退職に対する考え方はわかりましたので。

もう1点お聞きしたいことは、商店活性化事業の補助金のことでお聞きしたいと思います。 2,000万というものの補助金が今回60周年記念としてプレミアムつきの商品券が発行されるわけでありますけれども、先ほども同僚議員のほうから質問がありましたが、私はこの商店活性化事業ということで2,000万の補助金が全部活用されれば、要は2億のお金が動くわけであります。2億のお金を使って2,000万のおまけがつくわけでありますので、非常にこれは本当にうまく運用すれば、非常に地域も活性化するのではないかというふうに期待をしております。今回、定額給付金というものが3月30日に申請書が発送されるということで通達もいただいております。実際に口座に入るのが4月末までには入ると思いますが、これも

我が町にとっては大変大きな金額が入るわけです。連動して、この商品券を買うのにも1口1万円というお金を出すわけでありますので、各家庭において1口2口買えるのか、ちょっとわかりませんけれども、基本的にはそういうことも決めているとは思いますけれども、世帯で何口買えるのか、また、口数が多ければ、当然5口までいいよと言えば5万円のお金が一括で出るわけでありますので、私個人においても一括で5万円を出すというのは非常に考えてしまう部分があります。ですので、この定額給付金がちょうど入るころ、先行予約というか、そのお金をいかに運用するような形で連動して使っていけるような方向を持てないかどうかということを思っております。

商工会が出したプレミアム、2年前ですか、から小判の商品券が出ておりましたけれども、そのときも先行予約で申し込みができたんですけれども、その申し込みも各商店のところで申し込んで、それで受け取るという方法がされておりました。ですので、非常に自分が買い物に行くときに申し込みをしながら、また発行するときにお買い物をしながら、その商品券を手にするという申し込みの勝手がよければ、非常にいいのではないかというふうに思っております。ですので、国からの定額給付金と我が町が商店活性化事業として、この2,000万をいかに活用していくかということを考えますと、別々なものではなくして、連動して大きく、さらに大きくこの活性化ができるような準備というものが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

- 〇議長(吉永滿榮君) 総務課長。
- ○総務課長兼防災監(久保田晴己君) 選考検討委員会、先ほども言いましたように、自分の 加わった人選について、総務課長として加わることはできないということで、その点につい ては加わっておりません。ですから、選考委員会の関係には副町長及び人事担当職員等で検 討されるということであります。

広域の関係でありますが、この再任用制度も広域にありますので、実績として1名採用しているかと記憶しております。

以上です。

- 〇議長(吉永滿榮君) 産業課長。
- 〇産業課長(田村政博君) 産業課でございます。

プレミアム商品券につきましては、発行枚数につきましては世帯が6,000ちょっとという 形の中で考えますと、1世帯3口ではないかということで今検討を図っているところでござ います。

あと、連動の関係ですけれども、先ほども申し上げましたように、商店の今洗い出しをしておりまして、予約販売にするのか、窓口販売にするのかというのも検討を図っている中で、予約販売という形をしておりますけれども、販売した実績でどのような形で、お客さんが殺到するのか、その辺のこともありますもんですから、その辺のことを検討しているところでございますけれども。時期につきまして、前回全協でお話ししましたように、7月1日から12月31日の6カ月間という考えを持っておりまして、そうしますと6月の販売になるのではないかということを申し上げたんですけれども、連動を考えますと、先ほど言いました予約ということもありますので、それにつきましては今後実行委員会でそのこともお話をして進めていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長(吉永滿榮君) そのほかございますか。

[「なし」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) それでは、質疑を終結します。

討論を行います。

反対討論ありますか。

[「なし」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) 賛成討論ありますか。

[「なし」の声あり]

〇議長(吉永滿榮君) 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の質疑、討論、採決

〇議長(吉永滿榮君) 日程第25、第31号議案 駿遠学園管理組合を組織する地方公共団体の 数の減少及び規約変更についてを議題とします。

質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) 質疑を終結します。

討論を行います。

[「なし」の声あり]

〇議長(吉永滿榮君) 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(吉永滿榮君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号~議案第45号の質疑、討論、採決

○議長(吉永滿榮君) 日程第26、第35号議案から日程36、第45号議案までの11議案について、 これを一括議題とします。

質疑を行います。

10番、八木議員。

〇10番(八木 栄君) 10番、八木 栄です。

第39号議案の指定管理者の指定について、これは住吉会館でございますが、他の自治会の 自治会館はそれぞれ独立してなっているんですけれども、住吉会館は中に保健センターが入 って、町の行政のほうの部署というものがあるもんですから、その辺について、この指定管 理者制度についての管理の範囲といいますか、区分けをどのようにしているのか、建物は一 つで使っているところが違うということで、その辺を少し説明していただきたいです。

- ○議長(吉永滿榮君) 管理の範囲については、保健センターと住吉会館と、どらですか。 総務課長、お願いします。
- ○総務課長兼防災監(久保田晴己君) ただいまの議員さんの御質問でありますが、建物の1階部分、それと2階部分、主に1階部分は健康づくり課の所管として位置づけておりまして、2階部分につきましては住吉会館、いわゆる区の事務所に管理を移管しているわけであります。また、使用の電気料の関係につきましても、その案分比で算出して割り出しているということで、管理区分につきましては明確に区分の配分をして管理をお願いしているという状況であります。
- 〇議長(吉永滿榮君) 10番、八木議員。
- **〇10番(八木 栄君)** 10番、八木 栄です。

建物が一つで、今1階と2階といって中のことを仕分けるのは1階と2階ということで、 入り口も違うもんですから、それは納得というか理解できますけれども、全体の外回りといいますか、屋根とか外壁、全体の周りのことについてはどのように区分けるのかお願いします。

- 〇議長(吉永滿榮君) 総務課長。
- ○総務課長兼防災監(久保田晴己君) 周りの広場、外はうちの吉田町、いわゆる健康づくり 課のほうで対応しているわけであります。建物の外壁云々というような大きな修理の関係に つきましては、当然5万円以上の関係の大規模修理というような関係につきましては、町が 当然修繕しなければならないという形では協定を結んでおります。
- 〇議長(吉永滿榮君) そのほかございますか。 13番、大塚議員。
- **〇13番(大塚邦子君)** 13番、大塚です。

第41号議案の指定管理者の指定について、さくら作業所の件についてお伺いしたいと思います。

平成21年度における指定管理料が年額5万円ということであります。業務の範囲として、 先ほど来の私の指摘は抜かしたとしても、そのほかとして施設の備品等の保守管理に関する 業務、それから管理施設の維持管理に関する業務、その他町長が必要と認める業務というふ うになっておりますが、この年額5万円ということの根拠をお伺いしたいと思います。5万 円というのが施設の管理の部分で想定をされたのでしょうかということです。

それから、制度が変わることによって、平成19年度と20年度に移行準備金というのが出されているというふうに思います。この移行準備金というのは、サービス事業所への移行のために準備をするもので国からの助成金だと思います。この施設を新しく福祉サービス事業所にするということですので、この移行準備金がどのように使われたのかということと、それからこれの最終の全額使い切ることになっているのか。施設の移行準備のためにどんなもの

に使われて、その残ったものについてはどうするのかということについて関連もありますので、施設の管理のことについて御答弁を求めます。

- 〇議長(吉永滿榮君) 社会福祉課長。
- ○社会福祉課長(八木大作君) 5万円というのは、何々が5万円ということではございませんで、まことにシンプルに考えまして、44号議案にひまわりの家というのがありますね、デイサービスセンター、これが現在さくら授産所の隣にある施設なんですが、こちらがやはりデイサービスセンターで施設管理、年度協定における指定管理料は5万円ということでございますので、喫緊の施設の指定管理料を採用させていただいたという経緯でございます。先ほど、総務課長のほうからございましたが、基本協定において今後大きな修理等、そういったものが発生した場合はということで、基本協定の中でその金額、または指定管理者が負うべき修繕等は協定の中でうたい込みをするということになります。

もう1点、小規模作業所緊急支援事業のことだと思いますけれども、当然移行するという 今、去年からことしにかけまして移行の、現在の指定管理者であります身体障害者福祉会と 今後指定管理を指定する予定の社会福祉法人等で必要なもの、例えばパソコンだとか、什器 備品等の洗い出しを行って、または施設も相当傷んでいる部分もございます。危険な部分も ございますので、そういった修繕を含めてその移行のための支援事業に使うということで現 在進めております。

- 〇議長(吉永滿榮君) 13番、大塚君。
- ○13番(大塚邦子君) ただいま説明をいただきました大分傷んでいるなどのことがありまして、今修繕、什器の購入等をやることを計画しているということでありましたけれども、4月1日からの制度、新たな作業所の始まりということがありますので、この辺の計画と実施については今どのように進捗されているのかということと、この助成金は使い切りなのでしょうか。その点についてお願いいたします。
- 〇議長(吉永滿榮君) 社会福祉課長。
- **〇社会福祉課長(八木大作君)** いろいろ先ほどの議案のときにもお話したように、既に指定する社会福祉法人とのすり合わせ、またはサービスに必要な認定事務等、並行して進めております。今この段階では既にある程度の移行する準備はできているというふうに考えております。利用者への利用のシステムの説明も既に終わっている。

移行のお金なんですが、ちょっと 4 項のところ私もわからないんですが、最終的に私どもの今考えているのは、全体で指定管理料がございますよね、指定管理料、3 年間指定管理をお願いして、予算を私ども年度で、協定でお支払いしていると。当然、繰り越し、全部を使い切ってまた 1 からということではないもんですから、お金に名前がついているかどうかわかりませんが、当然不用額というものは最終的に出るのだろうと。それについては授産所の事業が終わるということで精算をすると。残っているものについては町へ返していただくと、町が承認するというふうに考えております。

- **〇13番(大塚邦子君)** 終わります。
- ○議長(吉永滿榮君) そのほかございますか。 10番、八木議員。
- **〇10番(八木 栄君)** 10番、八木です。 42号、43号、44号ですが、これは管理者の団体の会長さんということで、中島博範さんと

なっていますが、これは4月1日から24年3月31日までということで、4月1日からもう監査委員ということで先ほどここで承認されたもんですから、そういうことでこれは、資料のほうには別段指定管理者に指定する団体ということで、団体の名前しか載っていなくて、ここの議案の中に名前載っているもんで、これ載ったままで議案はいいのかどうかなということで質問いたします。

- 〇議長(吉永滿榮君) 総務課長。
- ○総務課長兼防災監(久保田晴己君) 当然、各自治会代表者等々、変わる場合もありますので、その自治会へ代表者として氏名をお願いしているわけでありますので、特別問題はなかろうかと思います。
- 〇議長(吉永滿榮君) 10番、八木議員。
- ○10番(八木 栄君) 10番、八木ですけれども、問題があるとかないとか、問題ないということはいいですけれども、とりあえず、先ほどの話で会長の職を一応やめることになっているという話だもんですから、全然いない人の名前が載っていていいのかなということで今質問したですけれども。ほかの人の名前というか、そこに在籍している方のほかの人の名前ならまたわかりますけれども、そういうことで質問したもんで、いま一度お願いします。
- 〇議長(吉永滿榮君) 総務課長。
- ○総務課長兼防災監(久保田晴己君) 現在の代表者で協定を相談し、その方にお願いしておりますので、現在の代表者の氏名を載せていただいておりますので、特別問題はなかろうかと思います。
- O議長(吉永滿榮君) そのほかありますか。

〔発言する者なし〕

○議長(吉永滿榮君) よろしございますね。

質疑を終結します。

日程第26、第35号議案 指定管理者の指定についてを議題とします。

討論を行います。

反対討論ありますか。

[「なし」の声あり]

賛成討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(吉永滿榮君) 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27、第36号議案 指定管理者の指定についてを議題とします。 討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第28、第37号議案 指定管理者の指定についてを議題とします。 討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) 討論ありませんね。

討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第29、第38号議案 指定管理者の指定についてを議題とします。 討論を行います。

[「なし」の声あり]

〇議長(吉永滿榮君) 討論ございませんね。

討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(吉永滿榮君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第30、第39号議案 指定管理者の指定についてを議題とします。 討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(吉永滿榮君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第31、第40号議案 指定管理者の指定についてを議題とします。 討論を行います。 [「なし」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第32、第41号議案 指定管理者の指定についてを議題とします。

討論を行います。

反対討論ありますか。

13番。

〇13番(大塚邦子君) 第41号議案 指定管理者の指定について、さくら作業所について反対です。反対の討論をしたいと思います。

私反対の理由といたしまして、この根拠条例になりますけれども、根拠条例について管理の範囲、それから利用料金の収受の条項がありませんので、そこのところが納得のいかないところでございます。サービス料なのか利用料なのかという議論がありましたが、施設がなければサービスが提供できないのでありますので、私サービス利用料ということで理解をしたいと考えております。したがいまして、私は決して障害者が住みなれた地域で自立を目指していくこと自体に反対でもありませんし、やまばと学園の実績も評価をしているところであります。しかしながら、根拠条例が私は不備ではないかということを思っておりますので、この指定管理者の指定については反対をしたいと思います。

○議長(吉永滿榮君) 反対討論が終わりました。

賛成討論はありませんか。

[発言する者なし]

○議長(吉永滿榮君) これをもって討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(吉永滿榮君) ありがとうございました。

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第33、第42号議案 指定管理者の指定についてを議題とします。

討論を行います。

反対討論ありますか。

[「なし」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) 賛成討論ありますか。

[「なし」の声あり]

〇議長(吉永滿榮君) 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第34、第43号議案 指定管理者の指定についてを議題とします。 討論を行います。

反対討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(吉永滿榮君) 賛成討論ありますか。

[「なし」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(吉永滿榮君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第35、第44号議案 指定管理者の指定についてを議題とします。 討論を行います。

反対討論ありますか。

[「なし」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) 賛成討論ありますか。

[「なし」の声あり]

〇議長(吉永滿榮君) 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(吉永滿榮君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第36、第45号議案 指定管理者の指定についてを議題とします。 討論を行います。

反対討論ありますか。

[「なし」の声あり]

〇議長(吉永滿榮君) 賛成討論ありますか。

[「なし」の声あり]

〇議長(吉永滿榮君) 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第37、第48号議案 吉田町固定資産評価審査委員会の委員の選任について同意を求めることについてを議題とします。

質疑を行います。質疑ございますか。

[「なし」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) 質疑を終結します。

討論を行います。

反対討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(吉永滿榮君) 賛成討論ありますか。

[「なし」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(吉永滿榮君) 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり同意されました。

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(吉永滿榮君) 日程第38、発議案第1号 吉田町議会委員会条例の一部を改正する条 例の制定についてを議題とします。

本案について、提出者、河原崎曻司君の説明を求めます。

12番、河原崎曻司君。

[12番 河原崎曻司君登壇]

○12番(河原崎曻司君) 12番、河原崎曻司であります。

発議案第1号 吉田町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、御説明を申 し上げます。

今議会の初日に町長提出議案 吉田町課設置条例の一部を改正する条例が可決されました。 今回の条例改正は、吉田町課設置条例の一部改正に伴うものでございます。

今回の改正内容といたしましては、吉田町議会委員会条例第2条第1号中、「、契約管理課」を削るものでございます。附則といたしまして、この条例は平成21年4月1日から施行するものでございます。

それでは、発議案第1号につきまして、条文を朗読し説明とさせていただきます。

発議案第1号 平成21年3月24日、吉田町議会議長、吉永滿榮様。

提出者、吉田町議会議員、河原崎曻司。賛成者、吉田町議会議員、永田智章、同、八木宣和、同、増田宏胤、同、勝山徳子、同、大塚邦子。

吉田町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

吉田町議会委員会条例(昭和39年吉田町条例第30号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第112条及び吉田町議会会議規則第14条の規定により提出をいたします。

吉田町議会委員会条例の一部を改正する。

吉田町議会委員会条例(昭和39年吉田町条例第30号)の一部を次のように改正をする。

第2条第1号中「、契約管理課」を削る。

附則、この条例は、平成21年4月1日から施行する。

以上であります。

○議長(吉永滿榮君) 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ございますか。

[「なし」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) 質疑を終結します。

河原崎議員、御苦労さまでした。

討論を行います。

反対討論はありますか。

[「なし」の声あり]

〇議長(吉永滿榮君) 賛成討論ありますか。

「「なし」の声あり〕

〇議長(吉永滿榮君) 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(吉永滿榮君) 日程第39、発議案第2号 地震財特法の延長に関する意見書について を議題とします。

本案について、提出者、大塚邦子君の説明を求めます。

13番、大塚邦子君。

[13番 大塚邦子君登壇]

〇13番(大塚邦子君) 発議案第2号について、御説明申し上げます。

吉田町議会議長あて、吉永滿榮様に出すものでございます。

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の延長に関する意見書についてを発議をいたします。

提出者、吉田町議会議員、大塚邦子。 賛成者、吉田町議会議員、佐藤正司、同、枝村和秋、同、市川陽三、同、杉村嘉久、同、藤田和寿、同、片山 武、同、永田智章、同、八木宣和、同、増田宏胤、同、八木 栄、同、勝山徳子、同、河原崎曻司。

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の延長に関する意見書について。

別紙のとおり、吉田町議会会議規則第14条の規定により提出します。

条文の朗読をいたしまして説明にかえさせていただきます。

地震財特法の延長に関する意見書。

予想される東海地震に備えて、地震防災対策強化地域の関係地方公共団体は、地震対策緊急整備事業計画に基づき、各般にわたる地震対策を鋭意講じているところである。

この計画は平成21年度末で期限切れを迎えるが、限られた期間内に緊急に整備すべき必要 最小限の事業をもって策定されていることから、今後実施すべき事業が数多く残されている。 また、近年の国内外における大地震により得られた教訓を踏まえ、公共施設の耐震化、津 波防災施設・避難地・避難路の整備、各種防災資機材の整備等をより一層推進する必要が生 じている。

したがって、東海地震による災害から地域住民の生命と財産の安全を確保するためには、 地震対策緊急整備事業計画の充実と期間の延長を図り、これらの事業を迅速かつ的確に実施 することにより、地震対策の一層の充実に努めていかなければならない。

よって、国においては、地震対策緊急整備事業計画の根拠となっている「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の延長について、特段の配慮をされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月24日、吉田町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣(防災)、消防庁長官、林野庁長官、水産庁長官。

以上です。よろしくお願いします。

○議長(吉永滿榮君) 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はよろしございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(吉永滿榮君) 質疑を終結します。

大塚議員、御苦労さまでした。

ここで討論を行います。

反対討論はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) 賛成討論ありますか。

[「なし」の声あり]

〇議長(吉永滿榮君) 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(吉永滿榮君) 日程第40、発議案第3号 八木宣和議員に監査委員の利害調整権限に ついて公の場での説明を求める決議を議題とします。

地方自治法第117号の規定によって、8番、八木宣和君の退場を求めます。 ここで暫時休憩とします。

休憩 午後 2時36分

再開 午後 2時37分

○議長(吉永滿榮君) それでは、定足数に達しておりますので、暫時休憩を閉じ、休憩前に 引き続き会議を再開いたします。

日程第40、発議案第3号 八木宣和議員に監査委員の利害調整権限について公の場での説明を求める決議を議題とします。

本案について、提出者、大塚邦子君の説明を求めます。

13番、大塚君。

[13番 大塚邦子君登壇]

〇13番(大塚邦子君) 発議案第3号 八木宣和議員に監査委員の利害調整権限について公の場での説明を求める決議。

上記の議案を別紙のとおり吉田町議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成21年3月24日提出、吉田町議会議長、吉永滿榮様。

提出者、吉田町議会議員、大塚邦子。賛成者、吉田町議会議員、片山武。

決議案を朗読いたします。

八木宣和議員に監査委員の利害調整権限について公の場での説明を求める決議。

吉田町議会は、平成20年第4回定例会で『平成20年6月18日付け吉監第9号の監査結果報告書に係る決議』を議決した。

監査委員が利害を調整することは、監査制度の根幹を揺るがす重大な事項であり、このま ま放置することはできない。

当町の行政運営は、法令及び条例、規則に従い、公正で合理的かつ能率的に行われるものでなければ、町の健全な発展や町民福祉の増進につながらない。そのため監査委員には、常

に法令等に従い、誠実かつ厳正に、その職務を遂行する義務と責任がある。

よって、議会選出の監査委員である八木宣和議員に対して、現在もなお『監査委員には利害を調整する権限がある』とする根拠等について公の場で説明するよう強く求める。

以上、決議する。

平成21年3月24日、吉田町議会。

決議の理由について朗読します。

八木宣和議員に監査委員の利害調整権限について公の場での説明を求める決議の理由。

吉田町議会は、平成20年第1回臨時会で地方自治法第98条第2項による監査請求を監査委員に対して行うことを議決した。

これを受けて、監査委員から同年6月18日付けで監査結果報告書が提出されたが、本監査 結果報告書の中で監査委員自ら『利害を調整する立場から総括所見を述べる』ことが記述さ れていたことが問題となり、行政運営の停滞や町政への不信を招く結果となった。

我々は、監査を請求した町議会として、監査委員に対し、また代表監査委員が辞職した後においては議会選出の監査委員である八木宣和議員に対して、町民からの説明要請に応えるよう再々求めてきたが、一向に応えてもらえず、その一方で、町議会としても、何をもって監査委員に利害調整権限があるというのか、また、誰と誰の利害をなぜ調整しようとしたのかなど質しても答えていただけず、議会としての対応に大変苦慮した。

このような経過を踏まえ吉田町議会は、『平成20年6月18日付け吉監第9号の監査結果報告書に係る決議』を平成20年第4回定例会で議決し、本監査は、事実確認を除き、『利害を調整する立場から』と自ら記述した不適切な監査であり、監査委員の見解として相応しくない内容が多々見受けられる不適当な監査と結論付けた。そして、監査委員に対しては、如何なる場合においても、地方自治法第198条の3の規定を遵守し、正しい見識を持って監査に当たられるよう強く要望した。

しかしながら、議会選出の監査委員である八木宣和議員は、その後も本決議に対して、 『利害を調整する立場もあると法的に解釈している』と表明され、平成21年1月29日に開催 された町当局と議会との懇談会の席上でも『監査委員には利害を調整する権限がある』と明 言されている。

我々は、八木宣和議員に対してこれまでに何度も、平成20年6月18付け吉監第9号の監査 結果報告書に自ら『利害を調整する立場から』と記述された理由や、その法的根拠について 公の場で説明するよう要請してきたが、未だに説明がなされていない。

言うまでもなく、当町の行政運営は、法令及び条例、規則に従い、公正で合理的かつ能率的に行われるものでなければ、町の健全な発展や町民福祉の増進につながらない。そのため監査委員には、常に法令等に従い、誠実かつ厳正に、その職務を遂行する義務と責任があると考えることから、議会選出の監査委員である八木宣和議員に対して、現在もなお、『監査委員には利害調整の権限がある』とする根拠等について、町民に納得のいくよう、公の場で説明をするよう議会として求めることとした。

以上です。

○議長(吉永滿榮君) 説明が終わりました。

質疑を行います。

[「なし」の声あり]

〇議長(吉永滿榮君) 質疑を終結します。

大塚議員、御苦労さまでした。

ここで討論を行います。

反対討論はありますか。

9番、増田議員。

○9番(増田宏胤君) 私は、反対の立場から反対討論をいたします。

本日提出をされました発議案第3号については、平成20年11月19日、平成20年第4回吉田 町議会定例会の発議案第8号、平成20年6月18日付吉監第9号の監査結果報告書に係る決議 について議決をしていることから、議会として処置がなされており、これで十分だという考 えを持っております。この結果、監査委員におかれては、発議案第8号の内容が不信任をさ れたと同様だと考えて辞職願を当局に提出いたしましたが、受理されずに現在に至っており、 理解ができない複雑な思いであります。

さらに、監査委員会は、当局とも議会とも独立した機関であります。それぞれが置かれた権限の内容については、いずれもがその機関に与えられている権限であります。注意すべきことは、個々の委員や議員に与えられたものではないことにあります。監査委員会や議会はともに合議体の中で結論が出されております。八木監査委員に対して強制するような権限は議会にはないと私は考えております。

ここに、以上のことから反対討論といたします。

○議長(吉永滿榮君) 反対討論が終わりました。

賛成討論はありませんか。

片山議員。

〇6番(片山 武君) 6番、片山です。

私は、発議案第3号に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

今回の発議案は、平成20年5月に三星建材工場跡町有地特別委員会が監査委員に監査をお願いした件が今もって解決をしていないとして、再度提出されたものです。監査結果報告書に利害を調整する立場からの意見として述べられていることについての問題解決のための発議案です。

地方自治法198条の3には、監査委員は、その職務を遂行するに当たっては、常に公正、不偏の態度を保持して監査をしなければならないとされております。したがいまして、監査をされました三星建材工場跡町有地の監査報告書に記載された、利害を調整する立場の項目についての説明を一日も早くはっきりと町民にわかりやすく説明を求めるものです。

現在、町民を代表する自治会より、議会に対して説明を求められているのが現状です。発 議案第3号の提出者、大塚議員は、吉田町議会の副議長でもあり、しかも吉田町牧之原広域 施設組合の監査委員であります。その方が提出された発議案は重く受けとめなければなりま せん。もし、この発議案に反対される場合には、利害を調整する立場についての説明をはっ きりとされるのでなければ反対の理由には、私はならないと思います。

今、議会は議会改革検討委員会を立ち上げ、議会改革について取り組んでいますが、今回 提出された発議案を私はまず先に解決すべきだと思います。この発議案を重く受けとめ解決 することが重要だと思いますので、私は、この発議案に賛成といたします。そして、一日も 早く自治会に説明を開催して、早く問題の解決をするよう求めます。 以上、賛成討論といたします。

〇議長(吉永滿榮君) 反対討論ありますか。

5番、藤田議員。

〇5番(藤田和寿君) 5番、藤田和寿。

私は、発議第3号に反対の立場から討論を行います。

今回の発議で求められている内容は、さきの議会で議決されました平成20年6月18日付吉 監第9号の監査結果報告書にかかわる決議内容について、該当議員がみずからの考えを発言 したことに対して公の場にて説明を求める決議でございます。

発議者の説明を聞いておりますと、明確な理由がなく反対でございます。

まず第一に、さきの決議内容は地方自治法第198条の3、監査委員はその職務を遂行するに当たっては常に公正不偏の態度を保持して監査をしなければならないの規定を遵守するように要望の決議でございます。該当監査委員は規定を遵守し定期監査を行っており、例月監査を激務の中適正に1人で行われてきました。議会にも監査報告をしており、発議者や賛成者からは何ら問題指摘を受けてないことからも明らかでございます。また、監査を受けている当局も、一番これを証明しております。なぜなら、吉監第9号の監査結果報告書を受けてから9カ月もの間監査を該当監査委員に継続し、お願いしてきたことからも、物語っていると考えます。今回の発議内容にある監査制度の根幹を揺るがす重大な事態であり、このまま放置することができないと、どこをとってとらえているのか私には理解できません。さきの決議で、吉監第9号の監査内容については間違いであったと、我々議会として意思表明していることからも、私はそのとおりだと思います。

第2に、監査結果報告書は、事実関係以外の部分は不適当な監査結果であると、さきの議会で意思決定している。もはや我々議員個々の意思から独立した議会全体の統一した意思であるということは明白でございます。該当議員が決議内容に対し異議をとなえているとは、私は判断しておりませんし、異議ではないと考えております。

指摘されている発言は、あくまでもみずからの監査結果報告書をまとめたみずからの考えを述べているからでございます。議会は言論の府であり、議会においては特に言論を尊重し、その自由を保障されております。その言論の自由がなくなれば、議員はその責務を果たすことは不可能であると考えます。しかしながら、それと同時に、自己の発言に責任も要求され、自己の政治的責任と道義的責任を問われると考えております。発言の自由と責任でございます。当該議員の発言は、それらを踏まえた発言であり、議員個人の責任で発言されたことであり、説明にも議員個人の判断でなされるべきと考えます。

よって、今回の発議にありますように、議会全体として説明を求める決議に対しまして、 私は反対いたします。

○議長(吉永滿榮君) 反対討論が終わりました。

賛成討論はございませんか。

1番、佐藤君。

〇1番(佐藤正司君) 私は、発議案第3号に賛成の立場で討論します。

この三星の監査の問題については、昨年来議会の中でも当局との関係でも問題があり決着をしておりません。きょうの議会の中でも三星の問題についてはいろいろ触れられました。 その中で、私は、早くこの三星の問題については決着することが望ましいと思っております。 そういう中で、この監査結果報告についての問題点については、監査委員が利害調整をする 権限があるという文言がその中に入っていることでありまして、それをとりあえず、私とし ては、常識的に考えても監査委員には与えられていない権限だということはだれもが承知し ていることではないでしょうか。

先日、当局と議会で懇談会をやりました。そのときにも、監査委員もう1人を除いてほとんどの人が利害調整はないということでは一致しておりました。そういう意味では、八木宣和議員がそのところを訂正すれば、これは済むことではないかと思います。なぜこのような決議になったのかということについては、議会の中での議論、討論が足らずにまとまっていないということのあらわれですので、これは議会の側でも深く反省すべきことだと思います。それから、反対討論の中で、八木監査委員は問題なく定例監査を行っているではないかということでしたが、問題になっているのは三星の監査の件です。通常の監査については何ら問題なく監査をされているというのはきょうの当局との話の中でも出ております。問題なのは三星の監査の結果なんです。そのところにこの文言が入っている。監査委員には利害を調整する権限があるということが入っていることが問題なのであって、その文章を、私は八木宣和議員が、そこのところを取り下げればこの問題はこういう決議という形で出なくてもよかったと思います。

私は、八木宣和議員に、やはりこの文言を訂正するように思います。よって、この決議には賛成いたします。

○議長(吉永滿榮君) そのほか反対討論はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) 賛成討論はございますか。

[「なし」の声あり]

〇議長(吉永滿榮君) ないようですので、これをもって討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(吉永滿榮君) はい、賛成3。

反対の方の起立を求めます。

[反対者起立]

〇議長(吉永滿榮君) 起立多数です。

したがって、本案は否決されました。

ここで暫時休憩いたします。

8番、八木宣和君の入場を許可します。

休憩 午後 2時56分

再開 午後 2時58分

○議長(吉永滿榮君) それでは、定足数に達しておりますので暫時休憩を閉じ、休憩前に引

◎町長あいさつ

〇議長(吉永滿榮君) 以上で、平成21年第1回吉田町議会定例会のすべての日程が終了しま した。

閉会に当たり、町長からごあいさつをいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

〇町長(田村典彦君) 議員の皆様におかれましては、当局から提出しました一般会計予算案 を中心としましたさまざまな議案につきまして真摯に検討をされ、あまつさえ認めていただきましてありがとうございます。感謝を申し上げます。

議会というところはおもしろいところでございますね。臭い物にはふたをするとか、うやむやにするとか、全然反対の議員と手を握って野合をするとか、本当に私は、これが吉田町議会の実態でございますので、いつも思うんでございますけれども、こちら側にいまして、議員の皆さんの討論の中に加われないというのが非常に残念だなと。議決には当然加わることはできませんけれども、議決の前のところぐらいには加わって完膚なきまでつぶしてみたいなと思うんですけれども、そういう機会もないもんですから残念だなと思っております。

きょう、傍聴に来られた中学生の皆さんに、日本語というのは難しいんだなと。議会における日本語というのは非常に難しいんだなという印象を持たれた、そんなふうに思って非常に悲しく思いました。本来、日本語というものは、確かに情の部分が非常にあるもんですから、不確かな難しいところございますけれども、普通に言えば非常にわかりやすい部分にもかかわらず、きょう傍聴に来られた中学生の皆様に、吉田町は監査委員には利害を調整する権利があるだということを末代まで語り継がれるような会話になってしまったと、本当に残念に思っております。

ところで、このごろ当局の課長の間では、議会運営委員会の議事録というものがベストセラーでございまして、これを非常に熱心に読んで、大体議会運営委員会の議事録は、大体すべて情報公開法などに基づいて議会に請求してもらっておるんでございますけれども、平成21年3月5日の議会運営委員会、非常にまたよくできたものでございまして、先ほど藤田議員から、町債がことしは例年に比べて1億5,000万以上多かったと、それもさまざまな理由があったわけでございますけれども、それについて、折を見て町民の皆様に御説明したいと申し上げておきましたけれども、29ページに、まさにこの議事録の白眉がございまして、これは八木宣和議員の発言でございますけれども、物すごいことが書いてございました。読んでいない議員もおりますので、ちょっと披露かたがたお話し申し上げたいと思うんですけれども、「議会会議規則にいえば表決に付するということはあるのも解釈のしようで、要は、あれは強制規定じゃなくて、いわゆる任意規定であるというふうに考えれば、今の解釈をすれば町村会の言ったことも納得できる問題であるということで、それぞれの条文解釈による個人的な限界というものがそこのところで生まれてくるのは当然だと思うんです」こう書いてございます。

議員の皆様には、議員報酬と、それから期末手当6,200万円ぐらいお支払いしてございます。たしか、皆さんは規則をお読みでしょうから、「支給する」と書いてございます。「支給をしなければならない」と書いてないんです。そうしますと、これは任意規定でございますんで、支給するのは私でございます。だから単純な話、皆様に、これは任意だからやめようと言えば6,200万円そこで浮くわけでございまして、これは非常にいい案だなと。それも個人、私が町長として、個人的解釈でやってもいいと言っているわけですから、これはすさまじいことを言っているなと。町長は簡単に町の運営について、条例規則等個人の解釈でもって勝手にやってもいいということになれば、この町はめちゃめちゃになります。そこのところをよくよく理解して、議員の皆様は町民の皆様に正確でかつ適正な意味誤りのないような日本語をしゃべっていただきたい。特に藤田議員さんよろしくお願い申し上げます。

先ほども申し上げましたけれども、私は、条例規則等について、個人的な解釈はいたしません。支給するものは支給するわけです。支給しなければならないと書いてないからといって支給ないというようなことが起きれば、とんでもないことになると思います。まさに、恣意性が働く行政運営になります。こんなことを公人が公然と自分の意見として言うと。これを議会の皆さんは何ら、それについてどうのこうの言わないと。いわゆる当選する権限というものは、一般的に言えば、本会議中にも申し上げましたけれども、私や議会が利害調整をした、その結果をさらに利害調整すると。まさにこの町のトップは監査委員であると。ましてや、仮契約書すらも出さなくてもいいんだと。法律などは守らなくていいんだと監査委員が言っていると。こういうことを何らとがめることなく平然と、また今定例会も終わってしまったと。

本当に皆さん、これでよろしいんでしょうか。片山、前の鳥取県知事がいみじくも申しておりますけれども、地方議会の最大の問題は民意を離れたところにあると申しております。 ぜひともよろしく民意にのっとっていただくことを期待します。

○議長(吉永滿榮君) ありがとうございました。

◎議長あいさつ

〇議長(吉永滿榮君) 本日ここに、平成21年第1回吉田町議会定例会を閉じるに当たり、一 言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、3月3日以来22日間にわたり諸議案の審議をいただきました。本日ここにすべての議事が終了し、おかげをもちまして無事閉会の運びとなりました。これも議員各位の終始極めて真剣な御審議によるものと心から厚くお礼を申し上げます。

さて、今期定例会は、平成21年度の一般会計当初予算の審議を初め、各種の特別会計の予算審議など新年度に向けての重要な議会でありました。社会経済情勢が大きな転換期を迎え、経済情勢の急激な悪化に伴い依然として先行きが不透明な中、町当局においては予想以上に大幅に上回る減収を見込まざるを得なくなる現状の中、町長初め職員が一丸となって効率、効果的な行財政運営に取り組む姿勢を感じ取ることができました。

また、議員各位には住民の代表として熱意を持ち真剣に議論し審議を尽くしていただいた のであります。議会閉会中も地域の諸会合等何かと御多用とは存じますが、住民の付託にこ たえ、町政発展のために御尽力をされますようお願い申し上げる次第であります。

最後に、議員各位の、また当局の皆様のますますの御多幸、御健康を心から祈念申し上げ、 まことに意を尽くしませんが、閉会のあいさつといたします。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長(吉永滿榮君) 以上をもちまして、平成21年第1回吉田町議会定例会を閉会といたします。

◎退任・退職者あいさつ

○議長(吉永滿榮君) それでは、ここで、お聞き取りをお願いしたいと思います。

皆様も既に御承知のこととは思いますが、今月末をもちまして、会計管理課兼会計課長、 鈴木光雄君、総務課長、久保田晴己君、企画課長、藤田光夫君、社会福祉課長、八木大作君、 下水道課長、柳原 豊君、学校教育課長、高橋健次君の6名の皆様が退職されることになり ました。退職される課長さんには、長年にわたり要職を歴任され、町政発展のために、また 住民福祉の向上のために御尽力いただきました。ここで、退職するに当たって、ごあいさつ をいただきたいと思います。

それでは、課長さん、よろしくお願いいたします。

6名の課長さん、演壇に進みごあいさつをいただきたいと思います。よろしくお願いします。

〔会計管理者兼会計課長 鈴木光雄君登壇〕

〇会計管理者兼会計課長(鈴木光雄君) 議員の皆様にはお疲れのところ貴重な時間を拝借いたしまして、退職に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

私は、3月31日をもちまして定年退職をすることになりました。大変お世話になりました。 それこそ私は、昭和42年に吉田町役場に就職いたしました。最初に配属されたのが住民課でありまして、戸籍、住民票とか印鑑証明などの交付という窓口業務に配置されました。その4年後に、それこそ私もびっくりしましたが、サプライズというか建設課に移動になりまして、その折に街路、都市下水道、公園などの工事などを手がけさせていただきました。そこに7年間おりまして、その在籍の後、企画課、商工水産課、税務課、教育委員会、民生課、都市整備課、会計課、産業課など多くの課を回らせていただき、多種多様な仕事をさせていただきました。

私としましては、その都度組織の一員として行政を遂行し、町づくりの一翼を担っているなというような、自分勝手でございますが、自負してやってまいりましたが、振り返ってみますと、仕事をしていく上で多くのかかわりを持ちまして、その方々に支えられて42年間の職務を全うして今日定年を迎えられたものと改めて実感し、感謝している次第でございます。私は、この42年間いろいろ勉強させていただきました。吉田町役場を3月末をもって卒業して、4月より新たな社会人として新しく一歩を歩んでまいります。皆様におかれましては、

吉田町のさらなる発展のため、御尽力をいただくことを切にお願いし、退職に当たり、あい さつとかえさせていただきます。本当にありがとうございました。

[総務課長兼防災監 久保田晴己君登壇]

○総務課長兼防災監(久保田晴己君) 鈴木課長からごあいさつしたように、42年間、この役場にご厄介になったわけです。私たちが生まれた昭和23年ですが、その前の年22年に地方自治法が制定され、24年に吉田村から吉田町へ町制施行されたという時代でありました。

吉田町に生まれ、また吉田町で育てられ、吉田町の歴史に参画したということが、やはり私の大きな支えでもあります。昭和42年に入った当時は、第3代岩本辰雄町政から第4代杉村幸作町政へバトンタッチするときでありましたし、吉田小学校から川尻小学校が統一されて中央小学校になった時代でもありました。本当に吉田町の発展をこの目で見、また携わって、できたことが私としても本望であります。

これからは、自分の生き方として第2ステージ、自分でとらえているわけでありますが、 第2ステージの第一歩をまた踏み出していきたいということを考えております。今後ますま す発展する吉田町のためにぜひ議員さんの御活躍を御期待申し上げ、簡単ではありますがご あいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。

〔企画課長 藤田光夫君登壇〕

○企画課長(藤田光夫君) 私は、昭和44年にこの役場へ就職をいたしまして、当時のことを振り返りますと、町の産業といいますと漁業、農業、漁業については、現在のシラス漁、それからウナギの養殖、それから工業といえば、たしか200ちょっとの事業所があったと思うんですが、住吉の繊維工業が大変盛んな時期でございまして、半分以上はその繊維工業が占めていたというような状況でございました。

また、財政状況でいいますと、昭和44年の決算は約54億、そのうちの町税が約2億円、現在と大分違うわけですが、非常に活気のある町でございました。44年に東名のインターが開通したことによりまして、この吉田町も一転いたしまして、工業の町へと変貌してきたわけでございますが、本当にこの基盤整備というものが本当に大事だというふうに思っております。

それから、特に農政関係とか現場の仕事が多かったもんですから、住民の皆さんには本当にお世話になりました。よくしていただきまして、今でも一番感謝をしております。議員さんの皆さんにおかれましては、よりよい町政づくりに御協力をお願いいたしまして、簡単ではございますがあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。

〔社会福祉課長 八木大作君登壇〕

〇社会福祉課長(八木大作君) 社会福祉課の八木です。

社会福祉課になっているんですが、先ほど勝山議員からありましたように、私は藤枝のほうからこちらのほうへ。当時衛生組合といったんですけれども、衛生組合の清掃センター、ごみを扱っているところで、ちょうどごみ流れてきたんだというところで拾い上げていただいて、知らぬ間にことしで36年になりますね。ですので組合の仕事が非常に長かったわけです。いつの間にか福祉の仕事ももう4年になりますけれども、私は、ごみの仕事をやったもんですから、気持ち的にはどんな仕事もできるという気持ちなんですよ。昔、三輪徳一町長なんかも新人をごみの本当のサービス、収集回れよとか、ごみの施設をやれよとかといって、新人の方がよく来られて、そうすると少しは根性が座るのかなと思っています。

議会なんかも30過ぎから原案に関し、小さな組合でしたから、その組合がだんだん大きくなりまして、消防署をつくったり、給食センターをつくったり、清掃センターつくったり、衛生センターつくったりと、そんな仕事ばかりやってきました。ですんで、まだ今の気持ちとして、終わったという気持ちはない。まだお礼奉公しようということで言われておりますので、またお目にかかることもあると思います。勉強させてもらうということで、常に私、威張っているように見られがちなんですが、そういった気持ちはない。常に勉強したいなということでこれからもやっていきたいと思います。

36年間あっという間に過ぎましたが、まだ気持ちの上では定年を迎えたという気持ちはございません。これからも一生懸命ちょっと頑張ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。どうもきょうはありがとうございます。

〔下水道課長 柳原 豊君登壇〕

○下水道課長(柳原 豊君) 下水道課の柳原です。

きょう下水道の2議案審議いただきまして、本当にありがとうございます。これで安心して後ろのほうに引き継ぎできるかというふうに思っております。

それこそ、私も42年間ということで勤めさせていただきました。それこそ42年前、たしか 初任給が 1 万6,600円だったというふうに思っています。それから42年間ということで、かなり上がったなという実感があります。それこそ、先ほど来皆さんが言っているように、大変42年役場に奉職しまして、ここの席に座らせていただいて 9 年になりました。それこそその間、議員の皆さんには大変お世話になりました。ありがとうございます。

今後も、私の大好きな吉田町を住みよい町にしていただきますように、議員の皆さんには これからも奮闘していただきまして、家族のため町民のため自分のために、健康に十分留意 されまして御活躍されることを願っております。大変お世話になりました。ありがとうござ いました。

〔学校教育課長 高橋健次君登壇〕

○学校教育課長(高橋健次君) 私は、昭和45年に10月からということで、途中からでしたけれども、役場に勤めさせていただきました。

当時は、配属が教育委員会の社会教育課ということで、現在の吉田高校のところに事務所がありました。役場で拝命をいたしまして、自転車で向こうへ、たしか当時の局長に連れて行かれたという思い出があります。それから現在のこの中央公民館ですけれども、建設に携わったということで非常に感慨深げにこのごろ思うわけであります。38年と6カ月という奉職でございました。非常に長い年月だというふうにも感じますけれども、あっという間の38年だったなというふうに思っております。光陰矢のごとしという言葉がありますけれども、それを実感しているきょうこのごろでございます。

それこそ、現在の社会情勢非常に厳しいわけですけれども、この3月31日定年を迎えますけれども、今後も吉田町に残ります議員の皆様方におかれましては、非常に大変だとは思いますけれども、ぜひ住みよい町、すばらしい吉田町になりますように心から御活躍、それから御健勝を御祈念申し上げます。

甚だ簡単で意を尽くしませんですけれども、感謝の言葉とさせていただきます。大変にありがとうございました。

〇議長(吉永滿榮君) 6名の方からごあいさつをいただきました。

退職される課長さんには長い間大変御苦労さまでした。どうか今後も町政発展のために御 指導、御協力いただきますよう心からお願い申し上げます。お体を御自愛いただきまして、 今後一層の御多幸、御健勝でありますよう心から祈念申し上げ、感謝の言葉といたします。 大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

以上できょうの本会議を終了いたします。御苦労さまでした。

閉会 午後 3時22分